

R288.1-081a7



1200500766552

R288.1
081a
(3) ↻

×
複写



始



34.5.15

R288.1/P288.1
08/a/08/a
131②

文學博士 上田萬年
文學博士 三上參次
監修 太田亮 著

姓氏家系大辭典

第一卷

姓氏家系大辭典刊行會版



1
E21

640
213

儼

ナ 郡、名、都等に作り、又奴と通ず。
儼縣主 後の筑前國那珂郡地方を古く
儼縣と云ひ、仲哀紀に「天皇、筑紫に幸
し、儼縣に到り、因りて櫛目宮に居り給
ふ」と見ゆ。漢史には奴國に作り、又宣
化紀に那津とあるは、ナノツにて、儼の
港の意に外ならず。此の地は北九州の要
地にして、縣の領域は、大體後世の那珂
郡を中心とし、糟屋、席田、早良等の地
方を指せしが如し。
此の豪族は此の地に在りし縣主にして、
古く奴國王と僭稱して漢土と交通せり。

索引

ナ	ナエ	ナア	ナイ	ナウ
ナキ	ナク	ナオ	ナカ	ナカ
ナシ	ナス	ナケ	ナラ	ナカ
ナチ	ナツ	ナセ	ナコ	ナサ
ナニ	ナヌ	ナテ	ナト	ナタ
ナヒ	ナフ	ナネ	ナト	ナハ
ナミ	ナム	ナヘ	ナホ	ナマ
ナヤ	ナム	ナヨ	ナメ	ナマ
ナル	ナレ	ナヨ	ナラ	ナリ

後漢書東夷傳に「建武中元二年、倭奴國、
貢を奉りて朝賀し、使人自ら大夫と稱す。
倭國の極南界也。」光武、賜ふに印綬を以
つてナ」と見ゆるもの、即ち此の縣主に
して、その金印・天明四年二月、此の城
内なる志賀島より掘出さる、銘に



倭委奴國王

とあり。その後、魏志東夷傳、伊都國(伊
賀縣、イト修參照)の次に「伊都、奴國
に至る、官・兜馬帳と曰ひ、謂を卑奴母

邊

内 ナイ ウチ家を見よ。
名井 ナキ 伊賀に名居神計あり、心儀の
るか。

この氏は安藝國賀原の豪族にして、平賀
氏より分ると云ふ。平賀氏配下の將にして、
名井豐前は御園宇城主にありき。

儼と云ふ、二萬餘戸あり」と見ゆ。
後世に那津、那、等と稱す、此の地が
の中心となりしも、古くは志賀島に據り
しにて、金印の此の地に出でしも此の故
なり。而して延喜神名式に「志加海神社、
三座(並名神大)」とあるは、此の地を在り
て、縣主の氏神たりき。即ち神代記紀に
見ゆる綿津見神にして、此の國王(縣主)
は其の裔なる阿曇氏に外ならず。多くの
海部を率ゐて、勢・大いに振ふ。彦火々
出見尊が遊び給ひしと傳ふる海神國も此
の地にして、實に皇室二代の皇后を出し
奉る、詳細は、アヅミ、アマベ、シカ、
ワタナシ等の條、及び讀者日本古代史新
研究、同神代史等を見られたし。

2 儼縣主は、其の後、筑紫國造の設置に
よつて衰微し、一族阿波國を根據とす。
ナガタ、アマ、アヅミ、等と見ゆ。

その裔、當郡貞重邑にあり、藝藩通志、賀茂郡條に「名井氏、先祖名井豐前は平賀隆宗が家人なり。豐前が孫・與左衛門より、農に降る」と載せたり。

又廣島府名家條に「三丁目、大洲屋、先祖は賀茂郡白市城主平賀太郎左衛門、後には名井豐前と稱するもの、第三子正左衛門・賈人に降り、府市に來り、初は倉橋屋と稱す。今の宗五郎まで八代」と載せ、又「胡町名賀屋。先祖名井兼相・世々加茂郡貞重村龍王山の城主たり。毛利氏に屬す、其の移封の日、兼相は從ひ行き、其の子相家は本府尾長山下に住して、破屋元也と稱す。其の季子・市人となる、是を名賀屋の祖とす。今爲吉まで八代、家に毛利氏の狀、及び古名器、書畫類を多く持ち傳ふること、府下比少し。大徳寺受火といふ茶碗などは、先祖・此の器は一部にも換へずといへりとして、最も珍重す」と見ゆ。

奈葵 ナイキ ナキ條を見よ。

内関 ナイキ 前條と通ず。

内記 ナイキ 職名にして、中務省の被管

等を掌り。此の氏は此の職名を負ひしもあれど、猶ほ美濃等に此の地名存す。或は前二條氏とも關係あるべし。

1 平野氏族 美濃國石津郡内記邑より起る。保元物語卷三・義朝幼子の弟・悉く失はるゝ條に「内記平太は天王殿の傳」を載せ、岡崎本には「内記平太まさとを」と申すは、美濃國住人内記平大夫ゆきとをが子、青墓の大炊が弟也」とし、東鑑、建久元年十月廿九日條に「内記平太政選(保元通亂の時誅せられ、乙若以下、同じく自殺せしめ了る。平三遠(驚栖)、大炊、此の四人は皆連枝也。内記大夫行遠の子息等、云々)一と見えたり。六條判官爲義の妾は、平太政選が姉なり。神皇正統錄に「四人の子等の母云々、是れ美乃國住人、内記平大夫行遠の女、青墓長者大炊の妹也」と載せたり。

2 藤原南家 東鑑卷四十一、四十二、四十五に内記兵庫亮祐村、五十二に内記左衛門尉、内記兵衛三郎等を擧ぐ。

3 雜載 その他、建武元年の津輕降人交名に内記七郎入道妙覺を載せ、下りて秀

康福御給帳に「八百石内記豐後、又播磨國射橋兵主神社(姫路徳社)永正年の鐘銘に「大内記石松丸、内記四郎左衛門」と載せたり。

内紀 ナイキ 前條と通ず。

内城 ナイキ ウチシ

内木 ナイキ ウチキ

内貴 ナイキ 近江國甲斐、一、内貴家の一にして、當地方ウチキ

内河 ナイカ ウチカハ條を見よ。

内宮 ナイグウ 應仁記卷二に「備後には、江田、和智山の内宮の一族」と見ゆ。

内侍原 ナイジハラ 大和國添上郡内侍原より起る。地名辭書に「太平記、元弘元年に内侍原法眼は武家方に與し、大塔宮を殺

奈氣私 ナイキサイチ 同上。

内河 ナイカ ウチカハ條を見よ。

内宮 ナイグウ 應仁記卷二に「備後には、江田、和智山の内宮の一族」と見ゆ。

内侍原 ナイジハラ 大和國添上郡内侍原より起る。地名辭書に「太平記、元弘元年に内侍原法眼は武家方に與し、大塔宮を殺

若寺に襲ひたる事見ゆ。孰れかの寺司なるべし」と。

又「正平六年正月、直義入道は八幡山に陣取り、諸方の合圍をまたれけるうち、知久四郎左衛門尉に千五百餘騎をさしそへ、内侍原法眼好事を殺して参るべしと下知せらる。好事は去年直義入道・都を落ちたりし時、おのが家に隠しまゐらせしかど、直義、事好を疑ひ、再びこゝを忍び出で給ひし事あるにより、今は八幡山に至り、直義入道に陳謝せばやおもひし所に、天亡の期や至りけん、終に殺されけるは、不便なりける事どもなり(天正本太平記)と。知久條参照。

内膳 ナイゼン 淡路に内膳庄、内膳保あり。石見國美濃郡宇津川村、鹿ヶ瀬城主に内膳權太郎清原忠綱あり、清原條を見よ。忠高の祖父也。

内地 ナイチ

名出 ナイテ 紀伊國郡賀郡の名族にして藤生津庄内三家の一也、加納川條参照。又糠風土記に「穴伏村地士名出文吾。城跡、高野山青雲院の出城なり」と馬宿村、城山、名手殿の城跡と云ひ傳ふ」と載せ、又「横谷村舊家、名出定吉、其の家を公文といふ。

舊公文職をなし、家なり」と。

内藤 ナイトウ 天下大姓の一にして、全國到處にあれど、殆んど藤原姓と稱す。1 秀郷流藤原姓 秀郷の子千時が四世の孫賴俊の子行俊、内舍人たりしにより内藤檢校と云ひ、其の後裔・其の稱號を氏とすと云ふ。尊卑分脈に「秀郷一千時(鎮守府將軍)一千清(將軍太郎)一正賴(下野守)一賴清(從五下)一賴俊(左近將監)一行俊(内藤檢校)、弟季俊(右馬允)一兼賢(瀧口、神變弓上手、勇士、腰瀧口、號す)と載せ、又蒲生系圖に「賴俊一行俊(内舍人、内藤檢校)一惟季(内藤の祖也)と見ゆ。蒲生條参照。

又一本内藤系圖に「藤原姓、家紋藤丸。佐藤太秀郷(贈太政大臣房前公五代の苗裔也。第(第)七人、宗郷、高郷、永郷、與郷、友郷、時郷、春郷也。下野大塚村雄の男也)一子晴(一に子時、鎮守府將軍)一將軍太郎子清一賴造(五郎大夫、陸奥出羽押領使、前陸奥守秀衡の祖也)、弟賴清(從五位下)一賴俊(内舍人、左近將監)一行俊(内藤の祖、内藤檢校、一に儀仗、大同寺社の事を掌る。又下に勾當あり、今絶ゆ)一惟季一盛仲一盛家(内藤左

衛門尉、使の宣旨を蒙る。嘉祿三年丁亥八月朔日、盛家法師卒、八十九、東鑑脱漏、已下これに准ず)一盛親(右衛門尉、使)弟盛時(左衛門尉、使、肥後前司、嘉祿二年丙戌五月八日、内藤左衛門尉成時、去月十九日に使の宣旨を蒙る、今日評議ありて、召名を止むべき由を定めらる云々。是れ父左衛門尉盛家入道・盜賊を捕するの問、其の賞を行はるべきの旨、仰せらるゝの處、子息の昇進を望み申す。子息に兄弟あり、所謂嫡男は右衛門尉盛親、二男盛時・今廷尉也、而して見盛親・父に従ひ、或在國、弟盛時は關東に候し、夙夜・勞を積む。謙、嫡庶の次第を守り、兄を彼の職に補せらるべきの旨、先日御吹舉の處、父盛家法師・京都に於いて、竊かに次男盛時(盛親)を吹舉するの問、宣下せられ奉らん。爰に父・雅意に任ずの旨あり、子又兄に越すべき理なし、沙汰を究められ、此の處に及ぶ云々)一時景(肥後左衛門尉)とあり。以下は第七項を見よ。

2 藤原北家道長流説 前項氏と同一なれど、内藤系圖には「關白道長一有少時賴高一僧覺祐(山縣源師、前前國見島總流)一

長は右京進義清が孫、故の彌二右衛門清長が子なり。清長・初め岡崎贈大納言家(廣忠)に屬ひ、參河國上野の城にあり。天文十一年十二月廿四日、尾張國の軍勢襲ひ來り、既に外郭を打破りて、第二の城に攻入る、清長一族郎等切て出で、防ぎ戦ひし程に、寄手さんへになつて引返す。岡崎殿感し玉ふ、清長が姪四郎左衛門正成に所領を賜ひしは、此の時の賞とぞ。家長強弓の手利にて、天正三年五月廿一日長篠の合戦に、家長・叔父甚五左衛門善教(忠輝)と二人、御方の陣より進み出づ。又六月二日二俣の城を攻めらる。敵の方より朝比奈彌兵衛尉と名乗つて出で、松平彦九郎が首を取て引返す。家長・彦九郎と外戚に就て親しければ、おつ懸けて放つ矢、朝比奈が鐵の後より前へ射貫き、弟の彌藏も直中を射通されて倒れ死す。同十年、甲斐の國に入て、大野の要害を守らる。松平支譜允清宗等と北條の勢と戦ひ、同十二年小牧の軍に隨ひ、此年蟹江の城を攻め、十三年石川伯耆守數正、岡崎の城を去りし後、石川が寄騎の侍八十人、家長が手に屬せらる。十八年小田原の先陣を承り、上總國佐貫の城を賜ふ(二

萬石)、慶長五年の秋、鳥居彦右衛門忠と、伏見の城に留る。上方の軍すると聞て、二男小一郎と四城ける。八月朔日、城中に返り忠て、本城忽に焼出、猛火、殿屋に燃上る。家長・安藤治右衛門に向て「家長が自害せんほど、わどの小一郎と同じく敵防ぐべし」といひ置て、城中に取て返し、原田といふ郎等呼び「汝いかにもして、敵にまざれ出で、關東に下り、此の文を壁に奉り、左馬助にも我が最期のやうを能く語れ」とて、腹切て死す(慶元通鑑)。嫡子左馬助政長・生年十六歳、長湫の時、父家長と、多くの敵を射殺し、天正十七年三月十五日叙爵し、慶長五年東西の軍起りし時、政長は宇都宮陣にあり。此の年、父家長が遺領を賜はり、同七年十一月廿二日新恩の地を加へられ(一萬石)、元和八年奥州岩城の城に移りて、二萬五千石を加へらる。寛永九年十二月廿八日從四位下、同十一年十一月十七日六十七歳にして卒す。嫡子帶刀忠興は慶長十年四月十六日叙爵、元和元年三月廿五日、父が所領上總國佐貫の地一萬石を給ふ。父卒して後家を繼ぐ。承應元年五月十六日、

忠興・水野出羽守忠職、波守光重と三人輪番して、大坂(一萬石)寛文七年十二月三日に致仕、延享元年、嫡子左京亮義概父の諱(一萬石)が嫡子下野守義英」と。又、(初忠長)左京大長(金)野守義英(五郎七郎)、弟能登守政樹(一萬石)能登守政陽(實は同姓)備後守政術(德十郎、宗睦七男)弟能登守政詔(弟)弟備後守政和(右京亮政順(實は榮方弟)能登守政義(右近將監、實は井伊掃部頭直亮舍弟)備後守(實は太田資(弟)政舉にして、日向延岡七萬石(明治二萬八千九百六十石餘、現今子爵、家紋下藤の丸、桐、額の内藤の文字、巻絹、唐鳩籠草。



延岡 内藤

8 遠山流 藩翰譜に「遠山主殿頭藤原政亮は帶刀忠興が三男(二男市正義美早世

欠

欠

多男)一左京亮頼以(初め勝友、大和守、實は板倉内膳正勝長弟)一駿河守頼寧一若狹守頼直)と。その後は「頼直一頼三郎」にて、信濃、高遠三萬三千石。現今子爵。



村上家
高遠
内藤

12 仁兵衛流 次に志摩守藤原忠重(伊賀守)は、仁兵衛忠政が二男(實は嫡子なり。忠政初め修理亮清成を養ひ、家を譲りしに依りて、忠重をば二男とす)、初名、甚十郎・寛永十一年十一月、志摩國鳥羽の城を賜ひ、三萬五千石を領す。今迄は一萬五千石なり。承應二年四月廿三日、六十八歳にて卒し、其の子飛騨守忠種(其太郎、後に忠政と云ふ)・父に繼ぎ、延寶元年七月卒す。その嫡男志摩守忠次は、病者なればとて、二男和泉守忠勝(七之助、左兵衛)を嗣として、三男虎之助に所領をわかつ、後に十三郎忠知(伊機)と稱す。一飛騨守忠種(忠政、其太郎)一志摩守忠次(忠勝)

ナイトウ

八年まで鳥羽城主たりしが、故ありて領土没收)也。

次に忠政の四男「式部少輔正次(仁左衛門)一上野介正勝(平八郎)一式部少輔正友一下總守正敬(式部)一美濃守正弼(仁左衛門)一志摩守正興一美濃守正國(初め忠令、實は水野左近將監忠昭の次男)一豊後正繩(實は水野和泉守忠光二男)一金之丞正義一志摩守正誠」一正惣にして、信濃岩村田一萬五千石、明治四千三百石。現今子爵。



岩村田
内藤

總べて三河内藤氏は五十四家、寛政系譜に見ゆ。以上の外、五千七百石、五千石(二家)等の大身多し。又砥鹿神社(家)に内藤氏。又大久保長安の息に内藤藤十郎あり、大久保條を見よ。

13 遠江の内藤氏 山名郡(周智)馬籠谷村の名族にあり。

14 秦姓 これも遠江の内藤氏にして、磐田郡貫平村八幡社(大宮、中宮、沖宮)の神主家にして、姓は秦氏也。

15 内藤氏 府中淺間惣社の應受役

ナイトウ

に内藤兵庫ありて、内藤大夫藤原某の後と云ふ。

16 甲斐の内藤氏 承久記、武田小五郎信政の手に内藤七、内藤八ありて、古き國士たる也。なほ以下三項参照。

17 工藤氏族 武田家臣にして、天文十五年、工藤源左衛門・兵を改めて内藤修理亮昌豊と云ふ。永祿六年箕輪城代となり、天正三年長篠に戦死す。其の子修理亮昌月也。家紋下藤の丸、丸に花菱、丸に十字。而して系圖に「昌豊一織部種次一甚右衛門種昌」等と見ゆ。又一に秀郷流藤原氏にして、行俊の後、十七世「昌豊一虎資一昌豊一豊俊、弟昌月」なりと、紋下り藤。

18 御岳衆 御岳の社家・別當出雲家には、天正年間・出雲好言あり。次に社人千日、伊勢家には、天正年間・伊勢正章あり。伊勢家・秋山九左衛門重常に男子なく、千日正章の次子・左京重正を養ひて嗣とす。よつて内藤と改め伊賀と云ふ。其家は七左衛門正壽の後也。安藝家は石原治右衛門正途の後也。讃岐家は家田佐吉信久の後也。其の他、筑後、造酒、攝津、豊前、土佐等あり。千午起請文に「御岳

ナイトウ

素内藤、文政九年九月文書に「社前彌勒寺、社人別當・内藤出雲、同千日・内藤伊勢、年寄惣代・内藤筑後、神主年番・内藤攝津、同内藤伊勢」等見ゆ。

19 その他、山梨郡下小河原邑の名族に存し、又巨摩、八代等にも多く、八代郡九一色衆に内藤孫三郎、同職部、また武田家人に内藤大和守あり、大井條を見よ。又寛永系圖に清和源氏武田氏流に「源助正重（寛政には政経、正経。武田信玄、勝頼に仕ふ）→派左衛門正次」と。後には藤姓、内藤修理亮昌秀の四男正経と稱す。

20 相摸の内藤氏 小田原分限朝に「中郡愛甲三百二十五貫、津久井衆内藤左近將監領」と。又井上系圖に「江左衛門尉基孝・男相州高岩の城代内藤周防守頭討死仕る也。嫡子助次郎云々」と。

21 武藏の内藤氏 橋本郡の舊家に存す。新編風土記に「先祖は内藤豐前が弟内匠之助といへり。内匠之助は吉良家人なり。初め吉良左兵衛佐・三河國より上野國へうつり、夫より又富岡世田ヶ谷にうつる。よりて、内藤兄弟も永正年中、こゝに來れり。此の人上野國にたてる大戸明神を爰に勧請せり。其の後、天正六年八月十七

日に死せり。その子を兵庫と云ふ。後長二年十月二十四日死。兵庫が弟彌左衛門は文祿元年分家となる。此の人も初め吉良につかへて小姓を勤め、彌次郎といへり。後彌左衛門とあらたむ。是らが子孫延蔓して今八九軒に及べり」と。又内藤三郎兵衛・役領に見ゆ。湯田莊輪十八貫文を領せり。

又深谷記に内藤仁左衛門を載せ、又埼玉郡鴻巣村の名族に存し、又同郡相間陣屋（相間村）は内藤四郎左衛門正成の住せし地にて、後旗下の士一統、江戸に移りしより、こゝには留守居として在住の家人一人、其餘江戸より家人一人づゝ交代して守らしめしと云ふ。又本宿村の内内藤某は、内藤新田を開發す。

22 平姓 先祖相摸國梅澤より起り、梅澤氏を稱す。景守に至り内藤修理の號を襲ふ。家紋下藤の丸に十字文、五三の桐。「佐渡景之（武藏八王子）→佐渡景次（北條氏輝家臣）→主水元景→權九郎景守（正景）→景忠」と寛政系圖に見ゆ。

23 上總の内藤氏 鎌倉將軍頼家滅亡の際、其の臣内藤氏等、望陀郡坂戸市場邑に來り、其の地を開墾すと傳へらる。又國志

に「永祿五年五月、里見義頼・一宮城主内藤久長と隙有り」と見ゆ。里見條參照。

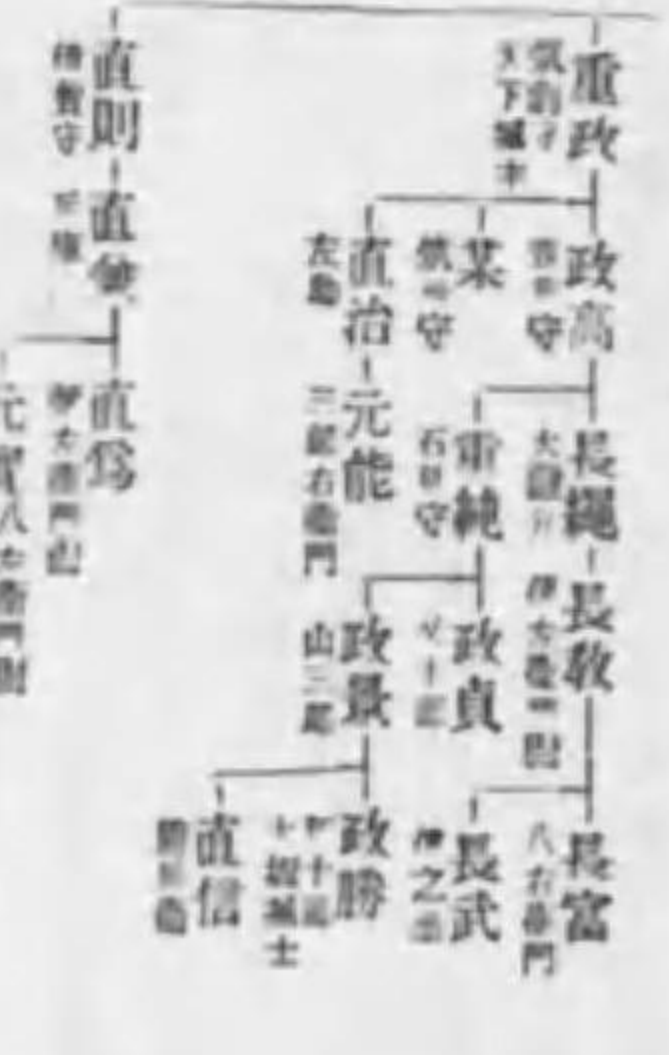
24 常陸の内藤氏 新編國志に「内藤、和光院過去帳に『道空・癸酉十月十七日、内藤太郎左衛門・壬生に出で打死』とあり。癸酉は天正元年なり、これは江戸氏の家人と見えたり」と見ゆ。

25 近江の内藤氏 美濃の内藤氏 内藤市佑、同内匠助、内藤新十郎等多し。

26 信濃の内藤氏 翁草に鎌倉時代、武士の所領を擧げて「一萬五千町、信州の内、内藤次郎秀長」とあれど微證なし。

27 上野の内藤氏 内藤修理あり、群馬郡保土田城に據り、又石倉城をも兼有す。内藤分色あり、此の氏が領せしよりの地名なるべしと。

28 清和源氏武田氏族 若狭の内藤氏にして、若州武田系圖に「國信→元光→某（内藤内藏助、常に敬道を好み、宗祇を師とし若州に住す。元光の實子たりと雖、故ありて許容せず。故に内藤某・榮つて子と爲す。是を以つて改姓して、内藤の稱號を用ふ）」



30 丹波の内藤氏 富國の大族にして、檢校行俊の子惟季、其の子盛俊、頼朝に仕へて功あり。其の子左衛門尉盛家、其の子右衛門尉盛親、其の弟左衛門尉盛時、其の子七郎左衛門盛繼、其の子四郎左衛門親家、其の子豐後四郎左衛門・鎌倉將軍に仕ふ。其の孫・丹波國曾地の地頭職となる。これ富國內藤氏の祖なりと。

富國山中村城は内藤豐後守の出城にして、神野村城は豐後守の居城也とぞ。又四津城主内藤筑前等あり、タケダ條を見よ。此の流内藤氏は寛政系圖に「武田國信→伊豆守元信→伊豆守元光→政信（内藏助、内藤を稱す）→筑前守重政→筑前守政高（秀吉の時）→理兵衛長親→傳左衛門長教→傳兵衛長武」と載せ、家紋・割菱、七葉下藤丸に内文字、と見ゆ。

太平記卷十五、將軍（尊氏）都落條に「將軍は其の日、丹波の篠村を通り、曾地の内藤三郎左衛門入道道勝が館に著き給へば、四國、西國の勢は、山崎を過ぎて芥河にぞ著にける」と。道勝は一に道珍に作る。その後、明應の頃、内藤左衛門四郎秀繼あり、細川家に屬す。應仁亂には、内藤備前守・常國守護代として山名勢を防ぐ。

長祿寛正記に「十一葉の殘黨ども、丹波國須賀村にて皆誅せらる」と載せ、應仁記卷二に「丹波守護代内藤備前守、また「山名方には云々、六月八日、丹波國に打入りける。丹波守護代内藤備前守、此の由を聞いて、兼ねて用意の事なれば、國境夜久郷迄打つて出で廻り、天を傾け防戦しけれども、多勢の敵に叶はずして、内藤孫四郎貞徳を始めとして、身に替へざる一族若黨數十人討死し、打散された」と見ゆ。

又卷三に「但馬國朝來郡へは、應仁二年戊子三月廿日、長九郎左衛門尉、丹波内藤孫四郎、足立、蘆田、夜久亂入」と載せ、また一應仁二年戊子九月三日、内藤備前守・丹波國を相籠し、久下、永澤、荻野、

本庄、足立、蘆田以下、大江山を打越ゆ」と。應仁私記には「内藤（大炊助藤原正景）を擧ぐ。」

下つて永正五年四月、細川高國・丹波守護代・内藤貞正等と兵を合せて京都に入る。澄元・將軍義隆と共に近江に逃る。次に同八年八月十六日、將軍義隆、細川高國と共に丹波に入り、守護代内藤備前守貞正の邸に據る。同十七年五月、貞正、兵八千を率ゐて七社に陣し、澄元を阿波に走らす。

細川兩家記に「丹州にては内藤備前守貞正」また「内藤理正、長祿民部丞、奈良修理亮・丹州へ指下さる」と。又「天文十四年、細川氏綱方の内藤備前守・丹波國關と云ふ處へ出張して、山城を構へて籠籠る」と云ひ、同廿一年九月、松永兄弟・大將にて丹州出陣云々、内藤備前守と油田、堀内を討取る。此の時、内藤方の城・丹波八木陣儀に於所、松永某助は内藤備前守變なりければ、此の八木城へ懸入る」など載せ、又見聞諸家紋に



31

居城 多紀郡曾地城(日置村曾地)は、此の流宗族の居城にして、一國の政治を預り、又前逃の如く將軍、管領等、屢々此の地に來り、内藤氏に頼る。その勢甚だ盛なりしが、天文以後衰微して、その後裔備中守顯勝は波多野秀治に仕ふ。惣井家記に「第三曾路の城主顯勝は、内藤三郎左衛門道勝が末孫也」と見ゆ。

32

八木の内藤氏 曾地内藤氏の一族ならんも、後には此の方盛なりしが如し。船井郡八木城(八木村西北の山)は此の流の居城にして、永祿の頃、内藤備前守宗勝あり、杉崎條を見よ。又「内藤法雲の居城」と見え、又「天正中、八木城・内藤日向守」など載せたり。又桐野河内高山の城主に内藤備中守季右あり、杉崎條を見よ。

33

又何鹿郡鴻ヶ掛城(鴻ヶ掛)も内藤氏の居城と傳へ、又内藤土佐等ものに見え、又天田郡に存す。丹波志に「内藤氏。兔原中村。古内藤家也。内藤勘右衛門、先祖船井郡河内村より出たり。今船井郡曾山

村柴田七九郎殿代官役所を相勤む」と載せたり。

又内藤飛騨守如安(徳庵)も丹波の人にして、その父を源左衛門と云ふ。傳説に據れば「信長に仕へ、丹波二十萬石を領す。如安・封を賜ぎ、後小西行長に仕へ、朝鮮の役、明と講和の使節となる。後加藤清正臣(五千石)、慶長元年前田利家に仕へ(四千石を賜ひしも、耶蘇教を信じ、呂宋に配せらる。その子采女好次(休甫)・加藤清正に仕へ(三千石)、後前田侯に仕へて千七百石たりしも、父と共に呂宋に行き、歸朝して、能登萩谷邑に住居せり」とぞ。

34 秦姓

丹波の内藤氏にも秦姓と云ふものもあり。

35 但馬の内藤氏

當國金浦城主に内藤彌四郎あり、子孫丹波に移る。

36 伯耆の内藤氏

日野郡の名族にして、伯耆志に「茶屋村矢原神社舊神主内藤氏は、秀郷流藤原氏内藤行俊の裔と云ふ。

其の數代の孫・新三郎幸俊は尼子氏に仕へ、其の長子朝俊・當社の社司となり、其の孫常次・外威の氏千原を冒し、其の四世茂定に至つて本姓に復す」とあり。又

天正以後、相見八幡宮の神主も内藤氏を稱せりとぞ。

37 出雲の内藤氏

日御神社中官に内藤氏、同並に三家あり。

28 備前の内藤氏

太平記卷十四に「備前國の住人内藤彌次郎」を載せ、又卷三十二に内藤興次あり、有力なる氏なりしか如し。

39 美作の内藤氏

吉野郡栗井庄小野村庄屋に此の氏見え、又勝田郡中山邑に存す。

40 安藝の内藤氏

守護武田家の重臣たり又熊谷家臣、毛利家臣等に多し。房顯記に「大永の頃内藤孫六」を載せ、安西軍策に「内藤六郎左衛門、内藤十郎兵衛、内藤彌四郎、内藤九郎兵衛」等を擧ぐ。又藝藩通志に「高田郡田屋城は毛利家人

41 防長の内藤氏

第二項内藤筑前守盛遠の後にして、その孫盛家は、東鑑に御家人と載せ、「周防國遠石庄(都濃郡)に亂入する」事を載せたり。その裔藤時(盛世、

内藤河内の守る所」と云ひ、又高宮郡下町屋邑、内藤氏。先祖内藤又八と云ふ。熊谷氏に屬し、天正十一年、出雲赤名の戦に功あり。大内氏の感狀、及び熊谷氏の肖像とを載す」と。

41 防長の内藤氏

第二項内藤筑前守盛遠の後にして、その孫盛家は、東鑑に御家人と載せ、「周防國遠石庄(都濃郡)に亂入する」事を載せたり。その裔藤時(盛世、

第二項系圖參照)・幼名徳益丸貞和六年十二月の軍忠狀あり、「肥後徳益丸(肥後次郎時清の男)」と載せ、後の文書に「内藤肥後彦太郎時」と。その弟内藤新三郎盛清と共に、大内氏と戦ひ、盛清戦死す。盛世の子肥後守盛貞入道智得(徳)に至り、始めて大内氏に屬し、大内盛見の時、長門國守護代となる。これより世々長門守護代たり(系譜、及び長門國守護代記)。天文二十年の亂には、下野守與盛・山口に在り、陶隆房を授けて試逆を爲さしむ。廿三年に至りて卒す。其の孫隆世・家を嗣ぎ、弘治元年、義長と共に逃走して且山(即ち府中城)に據り、殿守を謀りしも克たず、四月三日遂に敗死す。

次に内藤隆春(初名隆通)は與盛の第九子なり。天文年中、陶尾張守、杉七郎と同じく奉行たり。十七年、同胞の姉・毛利隆元に嫁ぐ、これより隆春・父與盛と同じく、懇信を毛利氏に盡くす。國難の後、隆春その所領長門國厚東郡吉部の荒瀧城に居り、敢て義長の爲に力を出さず、毛利氏の兵を擧るに及びて、密に款を納る。已にして義長、隆世戦死して、其の十一月、大内家の殘黨・義隆の遺孤・間田の

ナイトウ

龜鶴丸を奉じて兵を山口に擧ぐるや、隆春これを討ちて龜鶴を殺す。龜鶴は我が姉の出なり。十二月、毛利氏より長門國守護代に補せられ、遂に其の臣下に歸す(大内氏實錄)。その他の事は、大内、陶、杉、杉森、毛利等の條參照。系圖は第二項にあり。

安西軍軍に「内藤下野守與盛、同彈正忠隆世」等を載せ、義隆記に「陶、杉、内藤、三家云々」中國治亂記に「内藤隆世」等多し。スエ、スギ、オホウチ等の條を見よ。

豊浦郡府中城は此の氏の居城にして、大内氏の守護代として威を振へり。又厚狹郡美濃郡界なる荒瀧山もこの氏の居城と傳ふ。

42 阿波の内藤氏 故城記に「阿波郡分、内藤殿、藤原氏、家紋藤の丸立子」と。一本には「丸輪千(一本耳)」とあり。

43 土佐の内藤氏 長曾我部元親家臣に内藤左衛門あり。又徳川時代、山内家臣に内藤氏あり、その先、甲斐より來ると云ふ。その十二世孫に内藤三左衛門中心あり、事によりて國を去り、備中に居る。

44 肥前肥後の内藤氏 嘉吉三年の菊池持朝侍帳に、内藤彈正忠弘宗を擧ぐ。その

ナイトウ

他多し。

45 越後の内藤氏 上杉謙信の將に内藤久彌あり。

46 雜載 武鑑に「内藤縫殿息駒之丞(五千石)、内藤甲斐守息外記(五千七百石)、内藤徳三郎息十次郎(五千石)、内藤伊織息重三郎(千五百五十石)、内藤左門息河内守(千石)、内藤傳左衛門息集人正(五百石)、内藤河内守息庄之助(三百俵)、以上皆下り藤丸也」。又大久保家譜に「小納戸内藤甚十郎忠英」、小給地方由緒書に「御寶藏番・内藤忠右衛門、權現様代親父忠兵衛召出さる」と。又増山家記に、内藤新五郎見ゆ。

又藤原(大番組與力)内藤廣前は、學・和漢に亘り、殊に史學に長ず。丹龜叢書、國史拾遺、大内裏考證を著はす。

又龜山松平藩用人、福山阿部藩重臣、姫路酒井藩重臣、府中毛利藩重臣、高取上村藩中老格、會津松平藩重臣、七日市前田藩藩後、高槻永井藩重臣、大塚寺前田藩重臣、延岡内藤藩重臣、福島板倉藩用人、人吉相良藩用人、毛利藩側用人、清末毛利藩重臣、新見關藩用人等に見ゆ。又京極殿侍帳に「六百石内藤三郎右衛門、百

ナイトウ

五十石内藤庄兵衛」を載せ、又加賀藩給帳に「四百五十石(下り藤丸)内藤十兵衛、百五十石(同)内藤四郎兵衛、百五十石(同)内藤助兵衛、貳百石(抱香)内藤宗春、參拾五俵外七人扶持内藤多門」を擧げ、又水戸藩近世の名士に内藤趾叟(正直、號碧海)あり。殊に徳川時代の歴史に通ず。本書・頁ふ所多し。又津山藩分限帳に「七十石三人扶持内藤熊藏」あり。次に細川家臣に内藤左衛門尉元康(承貞、松岩)あり、書を善くし、和歌に巧也。又本多忠勝の將に内藤源太左衛門、高鍋藩士に内藤元吉右全、開倉派儒者也。又佐州役人帳に「藤原姓・内藤四郎平、内藤忠三郎」を載せ、又儒者に内藤敬仲(源一郎高吾)あり。又信州松本の名醫に内藤泉庵(希哲)、混華の茶人に内藤積雨、又警城平領主内藤左京亮義泰は俳人として名あり、風虎と號す。又その子下野守義英(露沾)も俳諧にて名高し。又近き頃俳人に内藤鳴雲、素行、伊藤松山の人なり。その他、岩磐、羽後、鯖江藩(内藤隆伯)、信濃等にも多しとぞ。

内頭 ナイトウ

内納 ナイトフ ナイナフ
内拜院 ナイハイキン ウチハイキン條を見よ。

内別作 ナイベツサク 安西軍策に「内別作助四郎」見ゆ。正訓不明。

内保 ナイホ ウチホ條を見よ。

名内 ナウチ 肥前に此の地名あり。

名負 ナオヒ 天平十二年六月紀に、名負東人なる者見ゆ。氏にあらじ。

那珂 ナカ 中、仲等と通じ、また長、那賀とも通じ用ひらる、事多し。各條を併せ見よ。猶ほ中臣條參照。

地名としては、和名抄、大和國平群郡に那珂郷、次に宇智郡に那賀郷、後に中邑あり。次に吉野郡に那珂郷、後世中莊あり、その地か。次に武藏國に那珂郡ありて、萬葉集、承和十年五月紀等に見ゆ。和名抄、郡内に那珂郷を收む、中里の地かと云ふ。猶ほ幡豆郡に那珂郷を收む。後に永井莊あり。次に常陸國に那珂郡あり、古代、仲國のありし地にして、風土記には那賀國に作る、ナカ、ナガの通ずるを知るべし。又將門記には奈何郡に作る。又和名抄、郡内に那珂郷を收む。次に美濃國安八郎、席田郡、各務郡等に那珂郷ありて、後世、中川邑、中邑、那

珂邑等と稱す。又出羽國田川郡に那珂郷あり、那珂の誤かと云ふ。次に越後國魚沼郡に那珂郷、播磨國多可郡に那珂郷、讃岐國に那珂郡あり、後者は和名抄に奈加と訓ず。次に筑前國にも那珂郡ありて、類聚國史には那賀郡に作り、和名抄に「東西二郡に分つ」と見ゆ。古代の傳説の地也。又郡内に那珂郷ありて、後世那珂邑と稱す。次に日向國にも那珂郡ありて、和名抄に中と訓ず。後に那珂庄・興る。

1 那珂國造 常陸第一の大族にして、多臣の族也。仲條、及び中臣、鹿嶋、多等の條を見よ。

2 大中臣姓 常陸國那珂郡より起る。新編國志に「那珂。那珂郡那珂郷より出づ。東鑑に當國の人・那珂中左衛門尉あり、後に入道して道順と稱せり。丹波志に、天田郡大呂村古城、金山城主金山大膳大夫大中原那珂宗泰、常陸國より領所を移す。本姓大中臣、常州那珂郡を領す、これに依りて苗字とすと見ゆ、云々」と。蓋し那珂氏は那珂國造の後にして、中臣氏と稱せしより、大中臣姓を冒し、更に次項の如く、藤原姓と稱するに至りしものと考へらる。

3 秀郷流藤原姓 前項氏と同一なれど、後世の系圖は皆此の流とす。即ち小野崎系圖に「秀郷―知常―文簡―文行(小山相摸守)―公通(左馬介、伊勢守、長徳四年正月・將軍に任ぜらる)―通直(河邊大夫、那珂、佐都、平澤祖)と見ゆ。フノザキ、カハベ等の條參照。次に通直の子に「通實あり、那珂郡名を預ひて那珂太郎と稱す(古本江戶系圖、小野崎家譜)。その後は、那珂、江戶の兩系圖に「通實―通重―通兼―通泰―通宗(左衛門尉)―彦五郎景通(左衛門尉)―重通(駿河守)―新太郎通明(但馬守)―彦五郎通長(下總守)―通泰」とあり。通泰の子通高に至りて、江戶氏を稱すと。江戶、小野崎等の條を見よ。

4 氏人 東鑑卷十五に那珂中左衛門尉(仁治二年)、三十二、四十に那珂左衛門尉

(景通)、三十四に那珂左衛門入道等を擧ぐ、中は中臣の下略也。又鹿嶋文書に那珂三郎左衛門尉・見ゆ。「正安元年、鎌倉の命により、鹿嶋神領大窪、磯濱二所を大願宜に預け付す。また熊野山文保元年の願文に「常陸那珂東郡の住人那珂四郎盛通、同五郎通泰」等を載せたり。次に太平記卷二十八に那珂彦五郎あり、通長の事にして、延元元年正月、尊氏を京師に撃ちて功あり。六月、北畠顯家の別將に従ひて、佐竹貞義と久慈郡鹽原に戦ひ、又楠正家に應じ、金砂城を攻めしが、利なく、同族四十三人と久慈郡増井邑福松峯にて自殺す(一〇一九頁參照)。明治に至り正四位を贈らる。その子に那珂彦五郎道政あり、江戶條に詳か也。又川邊、薩都、小野崎條參照。

5 出羽の那珂氏 當國の士に、那珂惣助(宗助)あり、秋田郡寺内邑古四王神社龍神堂を建立す。水利に長じ、盡す所大也。

6 丹波の那珂氏 天田郡金山城(大呂村)に據る。此の那珂氏は常陸那珂郡より來る、大中臣大膳大夫宗泰を祖とす。第二項を見よ。

7 雜載 新陰流劍客に那珂彌左衛門あり

又陸中の儒者に那珂通高(橋樓)あり、初め江崎五郎と稱す。その養子那珂通世(實は南部藩士藤村政徳三男)は東洋史に通じ、その名・明治に高し。

那伽 ナカ 明應の頃、細川家臣に那伽三郎氏宗あり。

那河 ナカ 那珂氏に同じ。

仲 ナカ 前後數條と通ず。また常陸に古く仲國、その他、播津國有馬郡に仲莊あり、東寺弘安十年文書に「七條院御領・播津國仲莊賀茂村」と。又同國八郡郡に中莊(仲莊)あり、東寺正和三年文書に見ゆ。その他、武藏、讃岐、肥後等に此の地名存す。

1 仲國造 常陸の大國造にして、仲國とは後の那珂郡附近の地を云ふ。和多抄に那珂郡那珂郷を收む。當國造の治所のありし地にして、大部邑の地ならんと。大部は多部也。此の國造は、古事記神武段に「神八井耳命は、意富臣、火君、伊余國造、科野國造、常道仲國造云々等の祖也」と見え、國造本紀には「仲國造。志賀高穴穗(成務)朝の御世、伊豫國造と同祖、建借馬命を國造に定め賜ふ」とありて、古事記の記事と符合す。

而して建借馬命は、常陸風土記に「新貴

夷の荒賊を平げんとして、建備間命(即ち此れ那賀國造の初祖)を遣はして、軍士を引率し、行く／＼内番を略し、安婆の嶋に頓宿す。遙かに海東の浦を望む、時に烟の見ゆる所、爰に人のあるかを疑ひ、建備間命・天を仰いで誓つて曰く、「若し天人の烟ならば、來りて我が上を覆へ、若し荒賊の烟ならば、去りて海中に靡け」と。時に烟・海を射して流る。爰に自ら凶賊のあるを知り、即ち徒衆に命じて、得食して渡る。こゝに國栖あり、名を夜尺新、夜尺新と曰ふ。二人自ら首帥と爲り、穴を掘り、堡を造り、常に居住し、官軍を視伺し、伏衛拒抗す。建備間命、兵を縱ちて驅追す。賊盡く連れ還り、堡を閉ちて固く禁る。

倭を閉がしめ、後より襲撃して、盡く種屬を囚へ、一時に焚滅す。此の時、痛く殺すと云へる所を、今伊多久の郷と謂ひ、斬るにのぞみて言へる所を、今布都奈の村と謂ひ、安く殺すと云へる所を、今安伐の里と謂ひ、吉殺すと云へる所を、今吉前の邑と謂ふ。

國造大建壬生直夫子」なる者見ゆ。ミエアベ條を見よ。

2 仲臣 多臣の族にて、那珂(仲)國造の姓也。鹿嶋條第四項、及び中臣條を見よ。又姓氏錄、島田臣條に「多朝臣と同祖神八井耳命の後也。五世の孫・武惠買命の孫・仲臣子となり。維足彦天皇(成務)の御代、尾張國上下二縣に惡神あり、子土を遣はして、之を平服す」と見ゆ。こは尾張に移りし士也。

3 奥州の仲臣 カシマ、イハキ等の條を見よ。

4 仲真人 皇別姓なれど、何天皇より別れしか詳かならず。天平寶字五年十月紀に仲真人石伴なる者見ゆ。

5 仲宿禰 大伴氏の族にして、大和國那珂郡(那珂條參照)より起る。承和二年四月紀に「大和國人正七位上仲九子連乙成、同姓從八位上眞當等に姓を宿禰と賜ふ」と見えたり。

6 無戸の仲氏 仲真人の後か。

7 桓武平氏 武藏國入間郡の名族にして新編風土記に「仲氏(三ヶ島村)。先祖を

なり。實信が男を近江太郎信重と云ひ、村内中氷川神社の棟札にも其の名みえたり。即ち正長元年九月廿三日の棟札に「大日部宮寺惣地頭平朝臣藏人入道・一家彈正重定沙彌道椿、四郎左衛門信重」と。信重の男藏人將監資重より、子孫伊大夫、圓光等の數代をへて、今の庄右衛門に至る。かゝる舊家なれば今に至るまで、中氷川祭禮の時は必ず庄右衛門・第一に祭事に預ると云ふ」と載せ、又其神社天文廿三年四月廿一日札に「大日部宮寺惣地頭豐後入道沖彌芳金満子藏人佐、末子向山勘解由左衛門財高行」と。按ずるに古各上村善仲寺下南畑村萬歳寺四藏院の傳にも「中實後守、古尾谷近江太郎信秀(古尾谷實後守)、應永六年卒す」の事實を傳へり。其の傳説をあはせ考ふるに、混亂して辨じがたけれど、姑くこゝに家傳のまゝをのす、見るもの參考なすべし」と云へり。前述せし内藏助の次男仲左京亮は豐田新田を開發す。

云ふ、昔より代々別當を以つて氏の如く稱へ來り、此の地に居住し、勢州多氣の國司に屬す。天文年中、國司の親族仲新之丞・當所に來りしかば、主家の親族たるに依りて、合せて尾鷲の守護とす。仲氏・子なし、因りて別當新十郎榮子となる。此れ仲氏の祖なり。故に仲氏を、又別當と云ふ。天正十一年堀内氏と戦ひ、新十郎戦死す。其の子世古十郎・志州濱島浦に逃る。成人の後、尾鷲に歸り、堀内氏の旗下となりしに、目代として早水豐後後守護す。地士となりし年代は詳ならず、當時月傳十口賜ふ」と載せたり。

日根郡、近江國伊香郡等にも中庄、また中世以後、遠江、甲斐、相模、若狭、越中等に此の郡名あり。その他、山城、遠江(中之郷)、武藏、常陸、美濃、下野等、此の地名頗る多くして、この氏には此等の地名を預ひしもある外、猶ほ中臣氏、中原氏、中村氏等の人にして、省略して中(チュウ)氏と稱する場合も多し。

1 中關白 藤原道隆の事也。フヂハラ、水無瀬、坊門、京極、藪池、高木、大村、兒玉等の條を見よ。

2 藤原北家近衛流 殿卑分脈に「某實(豐中殿)」と載せたり。

3 長谷川黨 大和國の名族、式下郡法貴寺氏人あり。長谷川、法貴寺條を見よ。

4 十市氏族 大和國十市郡十市家に中淨支あり(郷土記)、こは中原氏の省略也。

5 忌部姓 大和國式上郡穴師神社の神主家也。古く齋部氏と同族なりし穴師神主、當社に奉仕せしが、後世絶えて、この氏嗣ぐ。而して此の氏は第三項と同族と云ふ。穴師神社由來書に「神主治兵衛事、中備前と申候。神主家は元祿年中に中備前、云々」と。その後、備前(元祿)、備後(寶永)、相模、右近等あり。

ナカ

ナカ

ナカ

109

6 清原姓 清大夫房を祖とすと云ふ。大和國添上郡古市氏(本姓清原)配下の將に中綱兵衛あり、此の流か。

7 中臣姓 和田系圖に「中大夫貞道―中大夫貞親、中別當助安、中六助綱、その孫中七忠綱、中三助友、弟中二助守、中三助正、中九郎助時、中源太師實、中七郎師正等多し。和田條に詳か也。」

8 河氏の中氏 河内郡今米村の名族にして、寛永元年中甚兵衛重成・大和川轉鑿の大事を完成す(起工元祿十六年)。その功により従五位を贈らる。

9 攝津の中氏 耳原邑の名族等により。

10 荒木田氏族 内宮の祠官にして、月讀宮物忌父たりき。又志摩國上郷に中氏あり、多く古文書を藏す。

11 活津産根命裔 京都北野天神社の社家にして、活津産根命より八十七世の末葉則長の後裔と云ふ。

12 藤原姓 同上。北野社々家にて、兼信三十二代の孫藤原眞重後裔と稱す。又男山八幡宮參司に中氏あり、藤原姓と云ふ。

13 中原姓 江州中原氏系圖に「愛智大領成行―仲行(中次郎)―秀仲―師仲―師景―西四郎―重直(中三郎)―久直(中八)」と。

また仲行の弟行遠(中三郎)、その他中八兵衛など見ゆ。ナカハラ條を見よ。

14 藤原大森氏族 葛山氏の族に中四郎維重、その子中八維平等ありと(9)、カツラヤマ條を見よ。(補遺にもあり)。

而して源平盛衰記に「中四郎惟重、中八惟平、また東鑑卷一、二、九、十三に中四郎惟重、卷一に中八惟平、二十一に中八太郎等あり。本姓中臣姓、或は中原姓たりしか。」

15 木曾の中氏 中原條を見よ。

16 奥羽の中氏 奥州藤原氏の家人に中八郎維平あり。東鑑建曆三年條に由利中八郎維久見ゆ。ユリ條に詳か也。

17 藤原姓 紀伊國那賀郡の名族にして、續風土記、長谷莊宮村條に「丹生高野兩大明神社神主中多門。當家藏むる所の文書數通あり。寛喜三年、藤原爲俊を毛原郷總追捕使に補任の狀、又壽永二年、志賀郷の内田島議與の文書、并せて治承三年の本券書、尤も佳なり。その余、建保三年讓狀、寛喜元年讓狀、建長二年法眼の下文、文永十一年讓狀、同二年の文書、建治三年田券、同二年讓狀、延慶二年の下文、永享二年丹生明神に寄附田狀、坂上

家古系圖あり。その他、明應時代の文書數通あり。其の家の舊き事を知るべし。明應の比、明神のことを書せし文書もあり」と見ゆ。

18 菅原姓 これも紀伊の名族にして、續風土記、吉仲莊調月村舊家條に「地士・中平左衛門、其の祖は筑紫國菅原朝臣中將途須といふ人の苗裔・調月入道俊正なりと。慶長年間、火災ありて、家系及び藏する所の文書等悉く燒失す。別家岡孫太郎藏する所の明應六年の文書に、調月平左衛門といふ人・九州より初めて此の地に來るとあり。高野山應基(其)上人俗諺の時、娘ありて當家へ嫁せしむ。故に應基より此の地の山林を興へ、今に城の壇居住の地方二町許免許地にて、城ノ壇といふ名も、中の屋敷あるを以て名づくるか。家に應基が自畫自贊の掛幅あり。眞像に己の歌を書せるなり。此の眞像・高野山興山寺、及び江州飯道寺と三幅ありといふ。又弘法大師自畫の像といふを藏む。舊は大師堂の本尊といふ。甚だ古色あれども、頗る拙畫なれば、眞物にはあざざるべし。又應其上人の免許狀等あり」と。其の實、調性ならん。ツキ、黒木、河崎、

星野條の條参照。

19 清和源氏小笠原氏族 阿波國の豪族にして、故城記、上郡美馬三好郡分に「中殿、小笠原、源氏、家紋松皮二重」と見ゆ。

20 土佐の中氏 中原、及び香宗我部條を見よ。

21 桓武平氏 仲條を見よ。

22 雜載 その他、承久記卷三に中三郎、卷四に中(仲)の藤八、また大隅肝付系圖に中九郎右兼・見ゆ。

下りて筑後西牟田氏家老に中彈正家照、徳川時代岸和田岡部藩重臣、丸龜京極藩用人に見え、又京極殿給帳に「三百石中權之助」を擧ぐ。又筑後大島庄屋中氏は菅原姓安武氏の後胤と云ひ、讃岐にも存し、全讀史に見ゆ。又筑後河北文書に中清三郎あり、中島氏也。その他、武藏、攝津、薩摩、大隅、伊勢、志摩等に存す。

那可 ナカ 和名抄、出羽國最上郡に那可郷あり、那可の誤りかと云ふ。

名賀 ナガ 伊賀國に名賀郡あれど近世の稱也。その他、次條を見よ。

那賀 ナガ ナカ 和名抄、大和國宇智郡に那賀郷を載せ、又伊豆國に那賀郡あり、和名抄、奈加と註し、郡内に那賀郷を收む、

後世中郷あり。次に武藏國に那賀郡あり、和名抄の那珂郡也。又比企郡に那賀庄あり。次に常陸の那珂郡も那賀とも見ゆ。次に石見國に那賀郡あり、中郡の意なるが如し。次に紀伊國に那賀郡あり、和名抄に「賀の音・鶴の如し」と註し、郡内に那賀郷を收む。次に阿波國に那賀郡あり、古代長國のありし地にして、後世は那東、那西の二郡に分れし事あり。次に伊豫國風早郡に那賀郷ありて後世中村と云ふ。又筑前國那珂郡も承和元年紀に那賀郡と載せたり。次に壹岐國壹岐郡に那賀郷見え、後世中野郷と云ふ。これ等によりて、那賀は那珂に通じ、又長と同一語なるを知るに足らん。

1 那賀國造 常陸仲國造に同じ。

2 雜載 小貳氏配下に那賀氏あり、又日向記に「那賀は田島殿」と見ゆ。その他、石見等に存す。猶ほ前後數條を見よ。

那我 ナガ 那賀、長等の條を見よ。

長 ナガ ヲサ チヤウ 那賀と通じ用ひらる。而してヲサ、チヤウと讀むものは各々その條を見よ。但し其の訓の詳かならざるもの多ければ、三言の條を併せ参照せよ。

1 長國造 長國とは後の阿波國那賀郡附近の地を云ふ。當國造の事は國造本紀に

「長國造。志賀高穴穗(成務)朝の御世、觀松彦色止命九世の孫・韓背足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆれど、觀松彦色止命は同書、意岐國造條に觀松彦伊呂止命と載せ、神名式に「名方郡御間都比古神社」とある外、物に見えず。よりて其の出自は容易に窺ひ難し。

但し、孝昭天皇の御名を觀松彦香殖稱尊(御眞津日子河惠志泥命)と申し奉れば、此の色止命も同天皇に御座すかとの説もあれど、孝昭天皇御裔は、和邇、春日の諸氏にして、一族頗る多きも當地方と關係なく、且つ此の國造の氏姓は、長我孫、長公にて、和邇、春日の一族が臣姓なると全く異なれり。且つ其の他にも何等の縁故なければ、御名相似たれど、別人なるや明かならんか。或は孝昭天皇の御名代となりて、御名を貰ひしものとも考へらる。しからば此の國造の出自如何と云ふに、此の國造は其の氏姓を長我孫と云ひ、後に長直、或は長公と稱するを見れば、都佐國造長阿比古と同族にて、三島濤抗命の後裔と思はれ、而して長我孫を一に事代主命裔と傳ふるは、事代主命が三島濤抗の娘と結婚せられしと云ふ神話に基く

にて、兩族は混淆して南海に發展せしものと考へらる。猶ほ此の國造の祖韓背足尼と云ふは、波多國造の祖韓背命と同人にて、當國より土佐、波多に亘る三國造は、何れも三島族たりしが如し、トサ、ハタ、ミシマ、及びカモ、ミワ等の條を參照せよ。

2 長我孫 上述の如く三島族にして、長國造家の氏姓也。我孫とは原始的カバネにて古くは勢力ある氏に多く見ゆ。此の氏族は更に都佐國造となれり。國造本紀に「都佐國造、云々。長阿比古と同祖、三島派抗命九世の孫小立足尼を國造に定め賜ふ」とある、これ也。當國なるは、東寺文書、承和十二年田券に「那我那大領長我孫純主」あり(？)、仁明朝の人也。即ち長國造の裔・ながく那我那大領として、國造の名残を繼承せしを知るべし。第五、第八項參照。

3 土佐の長我孫 トサ條、及び前項を見よ。
4 攝津の長我孫 第二項氏と同族なれど、賀茂族と稱す。即ち承和二年十月紀に「攝津國人從五位下長我孫葛城、及び其の同族合せて三人に、姓を長宗宿禰と賜ふ。

事代主命八世の孫忌寸(一本には毛に作る)宿禰の苗裔也」と見ゆ。ミシマ條參照。又神功紀即位前記に「事代主命・諱へて曰ふ、吾を御心長田國に祠れど。即ち粟山媛の弟長媛を以つて祭らしむ」と載せたり。關係あるか。

5 長直 第二項長我孫の後、即ち長國造の氏姓なり。寶龜四年五月紀に「阿波國勝浦郡領長費人立・言す、庚午の年、長直の籍は皆費の字を著く。茲に因りて前郡領長直杖夫・披訴して長直と改め注す。天平寶字二年、國司從五位下野眞人藤原、記驗無きを以つて、更に長費と爲す。官判、庚午籍に依りて定と爲す」と。また貞觀十三年閏八月紀に「節婦阿波國勝浦郡人長直大富實に位二階を叙し、戸内の租を免じ、門閭に美す」など見ゆ。
6 (東漢)長直 倭漢板上氏の族にして、齊明紀に「東漢長直阿利麻」なる者見ゆ。
7 長費 長我孫族なり、第五項を見よ。費は直の異字にて、これもアタヘ也。
8 長公 長國造長我孫の後也。東寺文書に「阿波那賀郡少領長公廣雄」あり。仁明朝の人也(氏族志)。

9 和泉の長公 姓氏錄、和泉神別に「長中相 ナカアヒ ナカヒ 備中の名族にして、中相氏舊記あり。

公。大奈牟智神の兒・積羽八重事代主命の後也」と載せたり。
10 長連 九層に見ゆ。
11 長忌寸 坂上氏の族にて、東漢長直の忌寸姓を賜へる者歟。萬葉集第一、及び第二卷に長忌寸與麻呂なる者出づ。
12 長宿禰 長我孫の裔歟。除目大成抄に「侍醫長宿禰貞尙」を載せ、又姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
13 無戸の長氏 薩戒記に「出羽目長守貴」見ゆ。

14 阿波の長氏 第一、第二、第五、第八の各項を見よ。又カバネの記載なきは、額契符宣抄卷九、及び姓名錄抄等に見ゆ。
15 秀郷流藤原性大川戸氏流 上野下野の名族にして、系圖に「大川小四郎久行」二郎左衛門重行「政方(長但馬守、上野箕留住)」「政高(長丹波守、天文より永祿元年迄佐野家に仕ふ)、弟兼政(長但馬守)」と見ゆ、チヤウ條第十一項を見よ。
16 同上佐野氏族 小見武藏守行秀の弟「行高(武州長城主、よりて長七郎と稱す)」「忠秀(長七郎二郎)」なりと。
17 荒木田姓 伊勢外宮祠官か。
18 備後の長氏 チヤウ氏也。藝藩通志、

藝備守資業(住江州)「大原八郎貞景」實景(中井五郎、承久・京方と爲り、洲股に於いて討死す)

世羅郡故家條に「小國村長氏。先祖、長各部信連の子良連、承久三年、官軍敗走の後來りて、甲奴郡に發居す。其の子孫、或は官軍に屬し、又尊氏に屬し、應仁の頃には、山名に屬し、又其の後は、尾子に從ふ。凡そ十二代を歴て、元信より、毛利家に屬し、元近、秀近、實連、同じく戦功あり。後毛利格封の比、實連、任をやめ、當郡黒川村に居る。其の子豐丸、後に喜庵と呼ぶ。此のもの、醫術に長ずるを以つて、藩へめされ、祿を給り、醫員となる。其の弟、當家を繼ぐ、後當村に移り居る、良連より、今の秀伯まで、凡そ廿二世、家に毛利家感狀、并に家譜一通を藏す」と見ゆ。
19 息長姓 大隅の名族にして、建久の大隅國注進御家人交名等事に「宮方・長大清道」、また弘安十年七月、宮侍守公神請番に「九番・長法橋跡」等見ゆ。クハハタ、ヨシダ、オホタラ等の條參照。
20 雜載 その他はチヤウ、及びササ條を見よ。

中相 ナカアヒ ナカヒ 備中の名族にして、中相氏舊記あり。
中伊 ナカイ 信濃に存す。
中井 ナカキ ナカツキ 和名抄、備中國英賀郡に中井郷を收め、奈加郡井と註す、後世、中津井、中井等の邑名となる。また大和國に中井莊ありて、文永三年文書に見ゆ。又中井殿庄とあり。その他、岩代、播磨等に此の地名存す。
1 甲斐の中井氏 解禮氏裔にして、延暦八年六月紀に「甲斐國山梨郡人云々、解禮等を中井と爲す。並に其の情願を以つて也」と見ゆ。後世も此の氏存す、又第十四項參照。
2 山内氏族 會津の名族にして、大沼郡中井村にあり。新編風土記、中井村舊家條に「平四郎。先祖は中井山城秀詮とて、山内の一族にて、此の村に住せり。子孫、改めて佐藤氏と稱し、村長となり、今に至る」と見ゆ。
3 藤原姓 家紋五環の内結梗、五三桐。寛政系譜に「猶右衛門儀似一富右衛門儀剛(半右衛門)」等を擧ぐ。
4 伴姓 三河大伴氏の裔にして、近江の豪族也。伴氏系圖に「設樂太郎俊實」安

長嗣 ナガアナ 有道性兒玉黨の一にして、武藏七黨系圖、兒玉黨に收むれど、系圖には見えず。
ナカアヒ ナカイ 備中の名族にして、中相氏舊記あり。
中井 ナカキ ナカツキ 和名抄、備中國英賀郡に中井郷を收め、奈加郡井と註す、後世、中津井、中井等の邑名となる。また大和國に中井莊ありて、文永三年文書に見ゆ。又中井殿庄とあり。その他、岩代、播磨等に此の地名存す。
1 甲斐の中井氏 解禮氏裔にして、延暦八年六月紀に「甲斐國山梨郡人云々、解禮等を中井と爲す。並に其の情願を以つて也」と見ゆ。後世も此の氏存す、又第十四項參照。
2 山内氏族 會津の名族にして、大沼郡中井村にあり。新編風土記、中井村舊家條に「平四郎。先祖は中井山城秀詮とて、山内の一族にて、此の村に住せり。子孫、改めて佐藤氏と稱し、村長となり、今に至る」と見ゆ。
3 藤原姓 家紋五環の内結梗、五三桐。寛政系譜に「猶右衛門儀似一富右衛門儀剛(半右衛門)」等を擧ぐ。
4 伴姓 三河大伴氏の裔にして、近江の豪族也。伴氏系圖に「設樂太郎俊實」安

先胤、本名巨勢、(巨勢孫大夫實子)中井大和守(初名藤右衛門)天正十六戊子年、權現様の御代に召し出され、御知行二百石を拜領仕り候。慶長十一年に從五位下、大和守に仰せ付けられ候事。中井藤右衛門が祖父巨勢孫兵衛と申し候。和州に罷り在りて萬歳備前守に與力仕り候。乾の方出城を預り申し候。和州の者共、乾孫兵衛と申し、和州兵家村石橋にて討死仕り候。倅二人御座候、巨勢孫大夫、巨勢甚太夫と申し候。和州に浪人仕り罷り在り候。藤右衛門儀は孫大夫の倅にて御座候。召し出され候。町、名字巨勢を相改め、中井に仕り度旨、酒井雅樂頭殿へ申し上げ候事。一、關原御陣の後、五畿内、江州の木工袖人數、一萬六百人餘高役の事、御料私領共に御免成され、向後御軍役を相勤むべき旨、仰せ付けられ候事。高曾祖父(中井大和守惣領)中井大和守(初名長吉郎)。(大猷院様御代)高祖父(養父中井大和守、實父中井五郎助、俗名主水正)中井淨覺(幼名長三郎)。曾祖父(養父中井主水、實父巨勢仙)中井主水。祖父(中井主水實子)中井主水(初名

藤三郎)。父(祖父中井主水嫡子)中井主水(初名藤三郎)と。中井藤三郎が寛政二年の記也。猶ほ次の二項を見よ。
 7 橋姓 前項氏は一に橋姓と云ふ。元は興福寺の候人たりき。中井主水正清は大和守に任せられ、筒井氏に屬す。この人、外家の氏を冒して橋姓を稱すと云ふ。家紋輪違、橋。
 8 越智氏族 大和國中井庄より起りしならん。前二項と同族か。高市郡根成種邑の名族にして、越智系圖を藏す。オチ條を見よ。又十津川郷鎗役由緒家筋書に「林中川伊三郎、野尻村中井忠左衛門」を載せたり。
 9 攝津の中井氏 當國豐島郡の名族にして、中井四郎兵衛は文祿元年正月、洲到止村に最勝寺を創立す。又新免村稻荷神社の舊社家に此の氏あり。又西成郡兩方村の名族に見え、其の祖中井四郎左衛門法名支智は正福寺を開基すとぞ。又浪花の儒者中井四郎誠之(覺庵)は、もと播磨野野藩士たりしが、父の代、致仕して大阪に移る。覺庵・學深く享保九年三月、懷德堂を興し、其の師三宅石菴を學主とし、並河設所、井上赤水、五井

關洲等を助講とす。而して覺庵は學問所預たりき。其の子竹山・謙は積善、字は子慶、善太と稱す(母植村氏)。天明二年推されて學主を蒙り、これより子孫學主と預人とを兼ね動むるに至れり。次に竹山の四子蕉園、(遠藏曾弘)、その弟碩果(曾編、珂樓)、竹山の弟履軒(徳三積徳、長叙)、履軒の孫樹園等相繼ぐ。
 又浪華の畫家に中井藍江(直、伯榮、榮清)あり。
 10 和泉の中井氏 堺の名族たり。
 11 紀伊の中井氏 有田郡下湯川村の地士に中井伊三郎あり。續風土記に「先祖中井九郎助は龜田大隅守に屬し、櫻井合戦に出ず、鐵炮の名手八人の一なり」と。又那賀郡中津河村前鬼に中井左京(前坂條參照)あり。
 12 橋姓楠木氏族 玉林院橋系圖に「正成弟正遠(和田孫三郎)一高家(和泉守、以上和田條參照)一某(五郎、觀應年中、八幡合戦討死)一正武(始め正見、和泉守、永徳元年冬生る。貞治年中秋病歿す。家中島左近、大井田源次郎に託し、妻子を片付け、二男種子丸は出家さすべしと也。依つて兩人・種子丸を携へ、高野へ

登山す。寺僧、姓名を問ふといへども、隱密の身分たるにより、姓名を顯し難し。僧の云ふ、中島の中と大井田の井とを以つて、中井左源太と呼ぶべしと云ふ。一正種(中井左源太、正武の二男、成長の後、僧を嫌ひ、河内上郡野田宗滿が雙養子となり、貞治元の生、應永の頃石川郡にて野伏の爲に死)一某(左内)、弟正持(左内、後に左大夫、或は左兵衛尉、江州甲賀郡に住す、則ち甲賀に子孫あり。右馬にて死)一元政(和田左兵衛尉、文明年中矢に中つて死)一正直(久之允、久大夫、或は字和大夫と云ふ。天正年中、四國行脚の道にて死)、弟玉林(小字五郎丸、河内楠葉に生れ、世人河内玉林と稱す。後美作津山に移る)一宗觀(幼名鶴千代、金林院と稱す。父玉林院の跡相續、堀坂村東傳寺に住す。妻は川端丹後守が家臣小川又左衛門尉の女。宗觀に男女の子六人、嫡子玉龍院坊宗智・父の跡を嗣ぎ、後に玉林法印と云ふ)と。
 又正直の子に中井與三兵衛久政(九十郎)等あり。猶ほ次條第二項參照。
 13 美作の中井氏 古く笠庭寺記に「眞島郡月田郷(鷺羽十尻)中井包水」を載せ

たり。又東作志に「東北條郡青柳庄青柳村室尾分里正中井氏。現名徳左衛門。楠延正成の末流、河内玉林院智親の四男明王院智智、初め東藏坊と號す。天正十四丙戌年生。其の嫡子小作は明藏院朝と改む。元和七年生、慶安二己丑年、室尾分石生へ別居す。其の子孫なり」と見ゆ。又同郡公嶋村小淵村にも中井氏あり、楠延正成の裔にして、河内玉林の末葉也。室尾村中井氏の別家にて家系を所持すと云ふ。
 14 安藝の中井氏 藝藩通志、廣島府故家條に「元柳町百尾屋。先祖中井五郎大夫は甲斐の人、初め藩家甲斐におはせし日、染工を以つて俸米を賜ふ。従つて紀伊に移り、又本府に來住す。今の宅地、その時の所賜なり。今傳次郎に至る十三代」と見ゆ。
 15 讃岐の中井氏 中田井條を見よ。
 16 出雲の中井氏 安西軍策に尼子方中井平藏、又尼子氏の最後上月城に籠る士に中井與次郎あり。
 17 桓武平氏 家紋丸に二瓶子、丸に打違陰矢筈。大岩條を見よ。
 18 丹波の中井氏 丹波志に「氷上郡、中

井出雲、子孫余田村。法名一門初藏禪定門、寛文八戊申八月十七日、京宮方に奉公し、名を免ざら」と見ゆ。
 19 鎌倉 その他、大村藩に中井氏あり。又秀康繪給帳に「七百石中井自菴、三百石中井太兵衛」を載せ、又京極殿繪帳に「二百五十石中井權兵衛」を擧ぐ。又吉田藩儀に中井準之助豊民(隆益)・乾齋と號す。また伊勢、志摩、備前、武藏等に存す。
 又幕府作事方に中井主水、江戸の書家に中井嘉左衛門敬義(伯直)、茶人に中井祐甫あり、皆名高し。又正田流録寄中井新八は肥前唐津の人也と。次に津山藩分限帳に「五石三人扶持中井百平」を載せ、又長州萩の製紙工に中井友之あり。又幕末鹿兒島藩に中井櫻州(休之進弘)あり、實は横山詠助の長男なりと。又明治紀州和歌山の人に中井芳楠あり。
 仲井 ナカキ 前後數條參照。
 1 大和の仲井氏 中井條を見よ。
 2 橋姓楠木氏族 楠木正儀の遺子・前項氏を冒し、此の氏を稱すと云ふ。播磨に在り、香山條第七項を見よ。但し當國揖保郡に中井邑存す。又前條十二項參照。

3 雑載 その他、美濃、伊勢、志摩等に存す。

中居 ナカキ 前後各條参照。猶ほ常陸、上野、下野、岩代、熊登等に此の地名存す。1 桓武平氏大権氏族 常陸國鹿島郡中居邑より起り、中居城に據る。當國の豪族にして、大塚系圖に「鹿島三郎成幹一同三郎政幹一時幹(中居四郎)一同四郎幹總一三郎朝村一幹文」と載せ、又鹿島大宮司系圖に「常陸守明幹(鹿島氏祖)一幹秀(中居三郎)」と見ゆ。その裔秀幹の時代には、幡木、志崎、竹井、江川、大藏、青山、椎内、町山、別所、釜、波上、濁澤、武典、釜、新地、組塚、新釜、田子沼、高釜、境地釜、下澤、武井釜、大志崎の二十四村を領せしと云ふ。新編國志、及び補遺に「鹿島郡中居村に起る。政幹三子時幹・中居四郎と稱す。三子あり、幹綱、時家、幹時といふ。幹綱・四郎太郎、其の子幹村・三郎と稱す(系圖)。弘安九年大使たり(大使後記)。子幹文・元亨中の人(東福寺文書)後世次を失ふ。幹儀・五郎左衛門尉(古蹟文集)、掃部助(大倉福泉寺鐘識)、正平八年、足利尊氏に從ひて京師にあり(古文證文

集)。永享中民部丞あり、長祿、寛正中に上野介忠幹、延徳、文龜中に高幹、天文中に常陸介安信(福泉寺住持翁)、天正中の式部大輔秀幹(鹿島文書)は佐竹義重に從ひて、屢々兵を出す(水慶軍記、小河信狀)。十九年、佐竹義宣の計を以つて、秀幹を誘致し、之を掩殺せんとす。秀幹、其の謀をさとす、佐都に走り、追兵に殺さる(三十三箇由緒書、和光院六藏寺兩過去帳)と(地名辭書)。白鳥、田野邊等の條参照。

2 攝津の仲居氏 當國の名族に仲居源右衛門、仲居利三郎等あり、大塚條を見よ。今神戸の名族也。

長井 ナガキ 次の數條と通じ用ひらる。又和名抄、山城國乙訓郡に長井郷を收む、後に長井莊興る。三鈿寺承久元年文書に乙訓郡長井莊・見ゆ。次に出羽國置賜郡(羽前)に長井郷、後世長井莊起り、又長井郡の私稱あり。次に但馬國美含郡に長井郷を收め、奈加井と註す。後世長井邑あり。次に庄名としては相模(長井郷)、武藏にも存し、又上野、岩代、備後、日向等に此の地名あり。1 長井眞人 山城國乙訓郡長井郷より起りしか。延暦廿四年紀に「船木王に姓を

長井眞人と賜ふ」とあるより起る。2 長井忌寸 樺氏の裔にして、延暦五年四月紀に「左京人正七位上樺敬宗等に、姓を長井忌寸と賜ふ」と見ゆ。3 桓武平氏三浦氏族 相模國三浦郡長井郷(能因歌枕)より起る。三浦系圖に「三浦大介義明一義季(長井五郎、一本に義秀、又一に義繼の末子、義明の弟に記す)」。また横須賀系圖に「杉本六右衛門時一顯貞(長井氏部丞)」など見ゆ。氏人は源平盛衰記に長井太郎義兼、長井小太郎義兼とも見ゆ。下つて鎌倉大草紙に「管領上杉頭人長井掃部助入道」、また相州兵亂記に「長井三郎入道云々以下、一味同心の大名」など多く見ゆ。4 齋藤氏族 武藏國長井庄より起る。當庄の事は新編風土記、幡羅郡條に「長井庄、合村廿六、今或は永井とも記せり。此の庄に繋れる村々に、長井齋藤別當實盛



の舊跡あり。されば此の地に住せしにより長井と稱せしならん。東鑑建暦三年五月七日の條に「和田合戦、武藏國長井庄藤九郎次郎」と載せたり」と。又埼玉郡條に「長井庄、當郡一村、幡羅郡より推し及べり。按ずるに、平家物語壽永二年の條に「當國の住人齋藤別當實盛、小松内大臣重盛禰の領、武藏國長井に居住せし」と見ゆ。この頃、重盛禰の庄園の地を別當せしなり。これにても世に長井庄と云ひしこと知るべし」とあり。この流の事は、尊卑分脈に「河合齋藤助宗一實遠一實直(實遠の子に擬す云々、猶子云々、齋藤太)一實盛(子孫・武藏に在り、或在藤と號す云々、本姓・在原たるに依る也。武藏國住人、長井齋藤と號す)一盛房一景房一景忠」と見ゆ。詳細は齋藤條第十五項に在り。氏は保元物語に「長井齋藤別當實盛、同三郎實員」を載せ、源平盛衰記に「長井齋藤別當實盛」と。又應仁記等に長井齋藤別當實盛の事多し。サイトの條を見よ。又太平記卷十九に「長井齋藤別當、舍弟豐後次郎」などを擧ぐ。新編風土記、兒玉郡條に「三掛壘(渡瀬

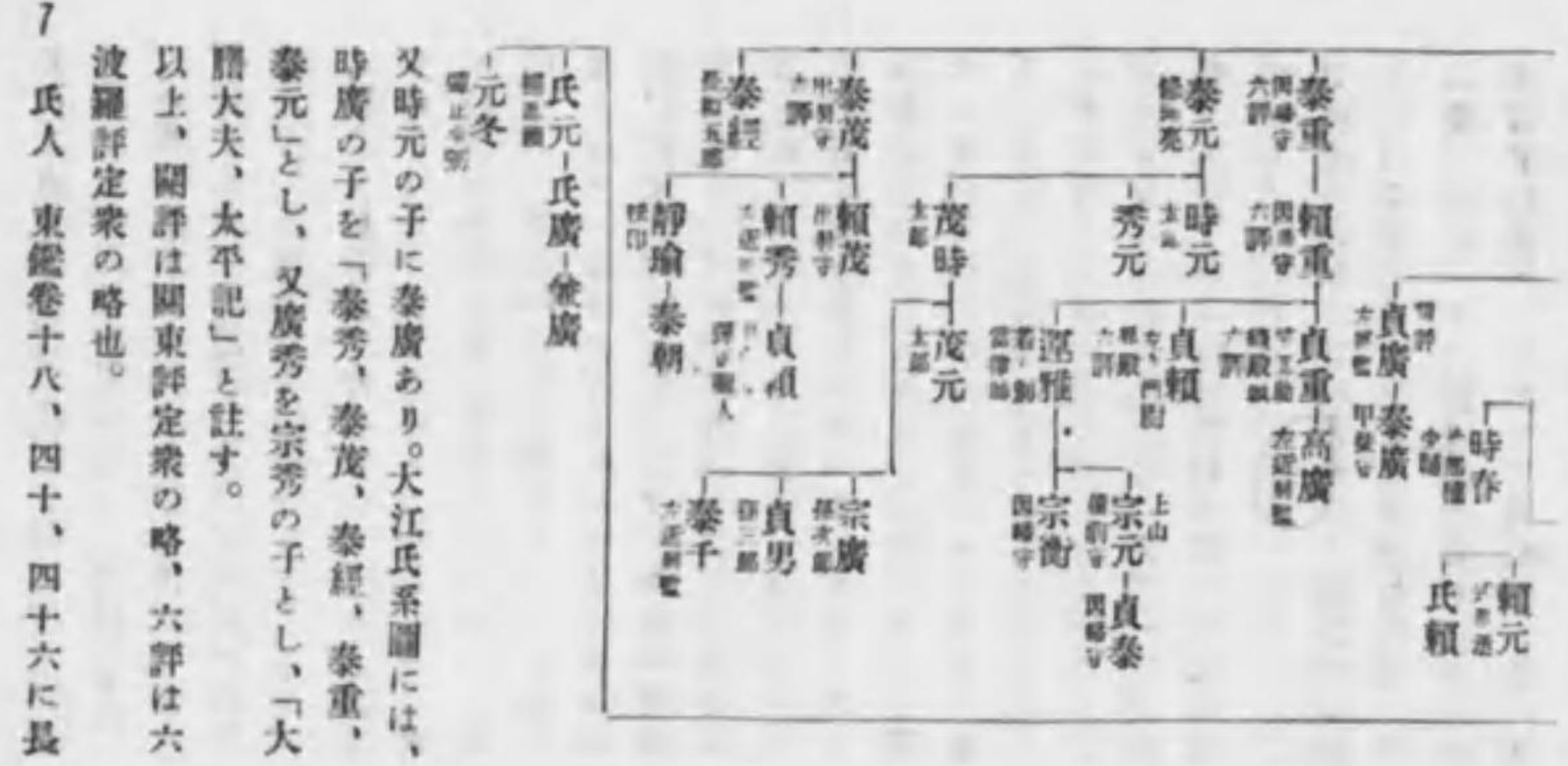
村)は御世山の西の方なり。長井豐後守政實住せし蹟なりと云ふ。正しき據はあらざれど、隣村金鐘村藥師堂料寄附狀に「永祿十三年庚午六月二十一日、豐前守政實」と見えれば、此の頃居住せし事知らる。按ずるに南方紀傳に「長井齋藤別當實永は當國三掛の人也、弟豐後次郎と共に、延元二年十二月十三日、利根川に於て流死(櫻雲記同じ)と載せれば、實永は政實の先祖にして、此の時既に當所に住せしと見えたり。太平記に云ふ「齋藤實永は武藏國の住人なり。北畠源中納言顯家輔に從ふ。延元二年、顯家輔・鎌倉を攻め落して上洛すべしとて、八月十九日、白川の關を立て下野の國へうち越え給ふ。鎌倉の管領足利左馬頭義詮、此の事を聞き給ひて、上杉民部大輔、細川阿波守、高大和守、其の外武藏相模の勢、八萬餘騎を相副えて利根川にてさへらる。去る程に國司の兵に長井齋藤實永・大將の前に進み出て申しけるは、古より今に至りて河を隔てたる陣多けれど、渡して勝ずと云ふ事無し。敵にまづ渡されぬ先に、此方より渡して、氣を扶け戦を決し候はん、などか勝て

候べきと申しければ、國司・合戦の道は勇士にまかすにしかずとて、かくもはからうべしと宣ひける。實永大に悦びて馬の腹帯をかため、兜の緒をしめて渡さんと打立ちけるを見て、いつも軍に先を争ひける部井十郎、高木三郎、少しも前後を見つくるはず只二騎・馬を瀕と打ち入る。長井齋藤別當、舍弟豐後次郎兄弟二人是を見て云々、其の名は永く上りて武を九泉の先にかよやす。さてこそ鬘髪を染めて討死せし實盛が末とは覺えたれと、萬人感ぜし言の下に、先祖の名をぞ揚たりける」と是れなり。其の後の事詳ならず。甲陽軍鑑に「信玄・四上野に御逗留なされ候、小幡三河、御味方永井豐前また味方にまかりなり、武藏國の内、忍、深谷領共に、いりくみたる所八千貫あまり、是を御加勢申しつけ、案内いたし取つてあげ申すべしとあるにつき、小幡尾張守、安中左近、長沼業に原準人、跡部大炊介長閑、七かしちをさしつかはされ、十日の中に取りひしげ候故、其所を、三千貫・永井豐前、五千貫・小幡三河兩人に下さる」と載せし永井豐前は、則ち前にいへ

長井豊前守政實の事なるべし。又武徳
 編年集成に「元龜元年六月、武田信玄・
 上野國へ出馬し、謀信が封内沼田へ亂入
 放火せしめ、又北條家領内、武州の深谷、
 忍、秩父に相働き、上州箕輪に至る云々、
 上野の小幡圖書景純、同三河守貞政が没
 收地を以て、同國倉賀野淡路守秀章、武
 州の長井豊前正實兩人にさづく」とも見
 えたり。又上野國志、綠野郡三山舊壘の
 條に「長井豊前正實盛が後胤長井右衛
 門尉信實（或は云ふ、信實は豊前守政實
 の子なりと）始めは彦六と稱し、又右馬
 九と號す。慶長の初、幕下の諸士皆妻子
 を武城に移住せしとき、救命ありしに、
 信實速に命令を請奉せざる罪に依て、播
 州へ配せられ、同十九年五月十四日、配
 所に死す。信實・晚年右馬九に任ぜられ
 武州金嶺の三嶽と、三山の兩嶽を持ちし
 が、配流の時に疊廢す」と載せたり。三
 嶽と云ふもの、當所を指していへるなら
 ん」と。

士長井六右衛門は多摩郡大久野村に居住
 せしとぞ。
 5 上野の長井氏 綠野郡御嶽三山に據る、
 上杉氏被官也。前項を見よ。又國志に「三
 山は長井豊後守正實（駿河守忠實の子）
 が居城なり。長井は戰國の比、上杉の家
 臣なりしが、永祿十三年、小幡三河と共
 に武田に屬し、正實の没後、其の子右衛
 門尉信實・北條に敵し、上杉に歸して越後
 に走る」と。管窺武鑑に「長井右衛門大夫
 殿と申すは、甲州家に於て、上野先方と
 稱せられ、豊前守殿の令弟也。豊前の死
 後、武田も滅亡し、上州へ北條家より手
 を掛け候時、此の長井・意地を立て、敵
 對し、押倒されて、三ツ山を宰入す。豊
 前は藤田能登守伯母婿なる縁を以つて、
 藤田を頼み、越後へ參られ候は、天正十
 三年六月也。十八年、小田原攻めに付、
 藤田も贊向、此の度幸に本意の時節なれ
 ば、三ツ山の地下人共方へ計策を致さる。
 古主なれば悉く附従ふ」と（地名辭書）。
 かくて天正十八年、長井・一旦復住せし
 が、慶長中沒收せられたり。

長井郡の私稱起れり。大江廣元の二男時
 廣の後なれど、入部の次第は詳かならず。
 但し傳説に據れば、源頼朝が奥州征伐の
 際、大江時廣、軍に従ふ。泰衡の部將良
 元・逃れて御館山（中津川小坂村）にあり、
 一に小坂の橋に據る。時廣・攻めて拔
 き、良元を誅せしかば、頼朝・長井郷を
 賞賜し、時廣・始めて疊を米澤に築き、
 長井左衛門尉と稱す。曆仁元年、疊を増
 築して松が嶺城と名づく（米澤史談）と。
 されど東鑑、文治五年の從軍諸士中には、
 大江時廣の名見えず。其の死は仁治二年
 五月なること、同書に見えたり。其の子
 泰秀は、建長五年十二月に死せしことも
 同書にあり（伊達勤王事略）。
 その系は大江氏系圖に「廣元―時廣（長
 井左衛門、仁治二、五十八卒）」と載せ、
 分脈に「時廣（藏、使、左兵衛尉、左衛
 門尉、長井、號長井入道、從五上、關東
 評定衆）」



又時元の子に泰廣あり。大江氏系圖には、
 時廣の子を「泰秀、泰茂、泰經、泰重、
 泰元」とし、又廣秀を宗秀の子とし、「大
 膳大夫、太平記」と註す。
 以上、關評は關東評定衆の略、六評は六
 波羅評定衆の略也。

井太郎、三十、三十一、四十二に長井左
 衛門大夫、三十七に長井彌太郎、四十二
 に長井藏人泰元、四十二、四十四、四十
 七、四十八に長井太郎時秀、四十四、四
 十六、四十八に長井判官代泰茂、四十六
 に長井三郎藏人、四十七、四十九、五十
 に長井判官代泰元等を載せ、又承久記卷
 一に長井左衛門大夫親廣等を挙げ、下り
 て太平記卷二に長井丹後守宗衡、長井遠
 江守、三に長井治部少輔、同備前太郎、
 同因幡民部大輔入道、及び長井彈正藏人、
 また八に長井建隆秀正等見ゆ。
 また建武年間記、奥州鎮守府引付衆に長
 井貞宗、太平記卷二十四に長井大膳大夫
 廣秀、同治部少輔時治、二十七に長井大膳
 大夫廣秀、三十四に長井治部少輔入道、
 御評定著座次第に「貞和五年・長井大膳
 大夫廣秀」、又鎌倉實戒寺觀應三年出羽國
 小田島庄下地沙汰附狀に「長井備前太
 郎」等見ゆ。以下第二十三項を見よ。

ち、長井掃部頭入道道廣を攻めて、其の
 領地・出羽國置賜郡長井莊を取る。時に
 鎌倉管領持氏・近國の諸將に令して曰く、
 道廣の本領・羽州長井莊以下の所々は掃
 部に京都の命によりて伊達の惡黨を退け了
 る。然るに彼の輩・重ねて違亂に及ぶと
 聞く、早く道廣に合力して其の知行を全
 からしむべしと。是を田村庄小澤伊賀守
 某に與ふる書に見るに七月廿五日と書し
 て年號なし。今按ずるに系圖、及び世傳
 に、政宗公の時、始めて長井莊を取ると
 云へど、此の文書、及び永和二年、康暦
 二年等の文書に據れば、公の時に之を取
 る也」と載せ、寛政諸等皆然り。
 此の長井道廣は、鎌倉九代後記に「永和
 四年（天授四年）八月廿七日、越訴、并に
 官途吹擧の事、長井掃部入道道廣を頭人
 として、始めてこれを行ふ」と見ゆれど
 系圖になし。蓋し元中元年（至徳元年）に
 政宗君に滅されたりといふ長井廣房（時
 廣の七世孫。米澤史談）の法名ならむか。
 又「掃に京都の命にて伊達惡黨退治」と云
 ふは、應永九年の赤館の没落をいへるな
 るべく、「彼の輩重ねて違亂」と云ふによ
 りて、氏宗が其の後に長井を復せしを知

るべしと(伊達勤王事蹟)。猶ほ伊達條を参照せよ。家紋三星一文字。那波條参照。又その一族に松崎、上田、古河、小澤、四目、柴橋、寒河江、丸澤、高屋、高嶽等あり、各條を見よ。

9 陸奥安倍氏族 小松定頼の子に長井二郎あり。

10 糠野目の長井氏 羽前國置賜郡の名族にして、北畠國司に隨從せし長井實水の後と傳へ、糠野目村山王權現は、康暦二年、遠藤大和守勝平建立、そのち齋藤別當實盛十代の孫長井庄司實長再興と云ふ。

11 長江氏族 陸前國桃生郡深谷莊にありし長井氏にして、文治中、源賴朝・深谷莊を長井義景に賜ふ。子孫、世々此處に館して、天正の末に至るとぞ。長江條を見よ。

12 桓武平氏三浦氏族 岩代國會津郡(大沼郡)長井より起る。三浦系圖に「會津遠江守光盛―三郎左衛門尉泰盛―政盛(長井太郎左衛門尉、從五位下、越中守、母上野)―貞連(六郎左衛門、母天野安藝女)―二郎時連、第三郎實連」と載せ、また貞連の弟に十郎貞政を挙げ、又中興系圖に「長井、平姓、もん遠鷹の羽、蘆

名左衛門尉泰盛が男左衛門尉政盛・これを稱す」とあり。猶ほ次條第三項参照。

13 結城の長井氏 結城合戦物語に長井氏を載せ、又秀康繪給帳に「千五十石長井善左衛門」を挙げ。

14 常陸の長井氏 新編國志に「長井、大江氏なり。大江朝臣もとは大枝に作る、參議音人の時に至り、貞觀中大枝朝臣を改めて大江朝臣の姓を賜ふ。音人十世の孫大膳大夫廣元、始めて鎌倉の幕府に候し、子孫永く將軍家の臣となる。廣元・多子あり、長は親廣・式部少輔に任ず、毛利氏はこの後なり。次は時廣・左衛門尉となる、長井と稱す。州長井の地を領するを以て也」など見ゆ。

15 越後の長井氏 謙信配下持大將軍に長井丹後守あり。第五項参照。

16 甲斐の長井氏 甲斐國志に「大江廣元の二男右衛門督時廣・初めて長井氏を稱す。其の子左衛門大夫泰秀・正五位下甲斐守に叙任、其の子長井太郎時秀・甲斐太郎とも稱す、共に東鑑に見ゆ。八代郡長井庄(もと長江郷)を名に負ひし也」と。非也。泰秀は建長五年十二月廿一日卒、其の後長井將監高廣(參考太平記元弘二年)

等多し。又泰秀の後、三州大濱村にある者は長田氏と號す。ナカエ、オサダ、ナガタ等の條を見よ。

17 甲斐齋藤族 實盛の子尾張守盛房、その子(一に弟)左馬九實忠(在東と稱す)、その八代大膳亮則時―藤内左衛門實則、第三郎太郎利經―(七代)豐前介實通―豐前介正實、また實通の弟三郎則通、その四代孫利季(武田信虎に仕ふ)―又左衛門吉成なりと。此の長井氏三家・寛政系譜に見ゆ。寛永系圖には平氏良文流に收め、永井に作る。定叙組井桁、八藤、藤の丸、降雪、軍編組付、吉文字、丸に七曜、井桁、斐。

系圖に「五左衛門吉成(寛政系譜には又五郎、又左衛門。信虎、晴信に仕へ、甲斐國河内、志田、小松、及び信濃國河内島に采地在り)―又五郎吉正(吉昌、久三郎、又左衛門、武田没落の後家康に仕ふ)―又左衛門吉次(千五百石)―金剛吉勝―彦七郎吉章」と。又「豐前守正實(武田信玄に仕ふ)―右衛門尉實久(彦六郎、家康臣、千石)―清大夫盛實(勝七郎)―清大夫正實―同實直」など多し。

18 三河の長井氏 永井條を見よ。又櫻井

19 村の士に長井四郎右衛門あり。

美濃の長井氏 當國の大族にして、江濃記に「美濃屋形は土岐殿、守護代は永井(初め長江と號す)齋藤の兩守護あり」と。また「永井が事。永井と申すは、美濃居益の城主也。是れも初めは公方に奉仕、京都に參勤す。嘉吉比、備中守高景と申す人、土岐殿外戚にて、同國の豐島に知行す。齋藤と申すは成りて、度々合戦ありて、備中守高景、同子息四郎左衛門景秀・討死也。其の跡を永井藤左衛門知行して、齋藤に隨ひけり」と。又後藤氏由緒に「大江大膳大夫廣元の弟長井武藏守規廣より十二代の孫長井藤左衛門尉利治は、代々濃州加納城に居住仕り、領地八萬石にて、土岐家に屬し罷り有り候」と、ゴトウ條を見よ。又名細記に「長江四郎左衛門秀景入道行阿は、承久の軍功に因り、相州より移り、居益村を賜ふ。與市元景法名行禪に至り、應仁二年、齋藤妙椿に攻め破られて滅亡す」と。又永井の長屋氏も、居益長江氏と同族一黨なりと。永井、ナガエ、ナガヤ等の條、及び以下二項を見よ。

20 齋藤氏族 美濃の豪族齋藤利永の孫、

利永の子、新四郎利國の弟利隆は長井豐後守と稱す。而して利國の嫡孫新四郎利良・幼少なりし故、利隆・補佐して、明應六年、羽栗郡竹鼻の城より、加納城にうつり住めり。其の後、天文年中、頼藝大桑の城にうつりしかば、其の跡川手の城の城代となれり。サイトウ條参照。

又新撰美濃志に「白檜城主長井藤左衛門長弘(越中守、利安)は、齋藤越前守利隆の子にて、土岐政房、政頼二代の執權なり。後白檜より文殊に移り、又稻葉山に移り、享祿三年、家臣四村勘九郎(後齋藤道三)に試せらる」と。

又本巢郡「上穂積村古城城は長井雅樂頭住みし」と云ひ、又「長井藤左衛門長弘は池田郡白檜の人、のち居を本巢郡文殊にうつし、又富所に移る」と載せ、齋藤系圖に「長井左衛門利安・池田郡白檜の城より、文殊に移る」と記せり。又一に「穂積城(穂積村)の城主長井將監利滿、長井雅樂利重」と見ゆ。

又新撰志に「志津野村に古城趾ありて、永井半人住みしよしいひ傳へたり。齋藤系圖に「長井豐後守利隆の子長井半人佐道利・武義郡關在城、永祿七年、信長の爲

に之を退きて、將軍義昭に仕へ、元龜三年四月二十八日、權州白井河原に戦死す」と見えたり」と。こは次項の永井氏也。その他長井將監、長井忠左衛門を挙げ。又堂洞軍記に「永祿七年八月、關の城主長井半人佐は、加治田の佐藤紀伊守を攻めければ、信長公より加治田加勢に齋藤新五郎を遣さる」など多し。

21 松波氏族 松波庄五郎・土岐家の執權長井が家に親しみて出入す。庄五郎・元來謡曲の亂舞をよくして、風流の男なりければ、長井藤左衛門利安(或は長弘)之を受し、吹擧して、永正の末、大守土岐政房に謁せしむ。その後、長井豐後守利隆の養子となり、長井新九郎利政と名のる。一に云ふ、山城國西の岡より來りて立身したりしは、利政の父にて、長井豐後守といひし人なり。豐後守死してのち、其の子利政(後の道三)嗣ぐと。江濃記に「齋藤家の家僕は、永井藤左衛門、同豐後守等也。豐後守は山城國西の岡より半人して、齋藤家に来り、藤左衛門が奥力と成りて、度々合戦に勞功をつみ、永井豐後守と號して、彼の家の家僕となる。齋藤の家督斷絶の時、彼の家領を兩人して

知行す、云々。その後、藤左衛門と豊後守と不和に成りて、豊後守は病死して、其の子山城守利政が代に成りて、やがて藤左衛門を討ち取り、密藤を名乗り、自ら美濃平國を知行し、入道して道三と號す」と見えたり。

又長井系圖には「家紋祖夢。某(長井新九郎)道三(一)に利政と曰ふ。道利(長井)人正、濃州金山に住む。信長・美濃を取る時に流落し、後に義昭に仕へ、荒木權津守・和田伊賀守と取り合ふ刻、義昭より和田の所に使して陣中に在り。元龜二年八月廿八日、攝州白井河原に於いて討死。道勝(井上忠右衛門、秀吉公が黃母衣業)、弟定次(半右衛門)、其の弟定利(又弟に玉室・天徳寺芳春院住あり)利中(次兵衛、將軍家に奉仕)と見ゆ。前項、及びサイトウ條を見よ。

22 越前の長井氏 康正二年造内裏段錢引附に「十貫文、長井四幡守殿、越前國從都段錢」と見ゆ。
23 室町幕臣 第六項、七項等の長井氏にして、永享以來御番帳に「一番・長井次郎、長井兵部大輔、五番・長井備前入道」、また文安年中御番帳に「一番・在國衆長井

兵部大輔、五番・長井備前入道」等見え、又應仁私記に「長井三郎(大江廣綱)、長井與四郎(廣綱長子廣季)、長井光千世」等を挙げ、又常徳院江州勅座著到に「長井宮内大輔(吉)」を載せ、見聞諸家紋に



また



24 近江の長井氏 第三項の流にして、近江國長井庄より起ると稱す。家紋田の古文字、重井桁、寛政系譜に「彌右衛門正勝(織田信長臣)一勝左衛門正次(家康に仕ふ)一庄右衛門正成(助十郎正房)と見ゆ。

25 攝津の長井氏 大江氏の族と云ふ。又末吉家支配人に此の氏あり、末吉條を見よ。
26 桓武平氏 大和國添上郡の豪族にして、明治村長井城主也。桓武帝十六代の孫長井顯貞の末孫と云ふ。筒井時代には長井伊豆等あり。ツツキ條を見よ。

27 但馬の長井氏 美合郡に長井郷あり、關係あるか。太田文に「養父郡朝倉庄(成勝寺領、領家内大臣法印源助)、三十六町五反、地頭長井因幡入道實圓」と。又二方郡田公御厨、四十八町三反、地頭長井出羽入道結(破失)、公文左近太郎貞直、御家人、地頭代信念注文定」と見ゆ。
28 播磨の長井氏 加古郡の名族にして、別所長治記に「野口には長井四郎左衛門」と載せ、また野口合戦條に「秀吉云々、四月三日早朝より、長井四郎左衛門が捕籠る野口の城に押寄す。城にも兼ねて待ち懸けたる事なれば、堀櫓のさまを開き、中國名譽の饅頭の上手、強弓の精兵を汰へて、城際まで敵を引付け射ける間、先手の軍兵進みかね、少し縮む所を、城主四郎左衛門・下知して大筒をつるへて、一度に打ち立てける間、寄手の大勢手負死人・將恭倒に枕を雙べ伏ける間、一陣叶はずして半町計り引退く。元來此の城は播州一の名族にて、四方沼田にて駈引き自由なり難し。秀吉の下知にて、近邊の草木、青夢等を刈り取り、沼も堀も平地に埋めて、懸入れ、三日の間、透間なく攻めさせ給へ共、城兵よはる氣色もな

へ、大平八幡宮を鎮守とす(久保田領部邑記)。家紋三星一文字。
天正中、大平城主に永井右近(一に左近)將監大江廣忠あり、秋田實季と不和になり、小野寺氏に援を求めしが、六幡兵庫、扱を入れ、廣忠の一千仙鶴を秋田に送りて其の臣下と爲ると云ふ。
又永慶軍記に「永井八郎五郎大江廣治は、秋田城介の幕下にして、大平の城に住す。心・元來不敵にして、利欲に馳づる曲者なり」と。大平八幡の別當蓮昌院(山伏)、及び福宜は並に永井由緒の家なりとぞ。大江、大平、豊島等の條を見よ。
2 羽前の永井氏 又大江姓也。前條に詳か也。
3 會津の永井氏 前條第十二項を見よ。新編風土記に「會津郡開川古蹟。永井民部勝秀居りしと云ひ傳ふ」と。
又耶麻郡猪苗代縣神社條に「神職長尾周防。寛永の頃、永井彦右衛門景宗と云ふ者、若松四之町に住し、正保元年、當社の神職となる。子なかりしかば、越後上杉氏の臣長尾左馬允某が三男勤七を養ひ、神職を續かしむ。勤七後に本姓に復し、長尾和泉景富と稱せり。今の周防平

く、味方既に勞れたリ」と。されど四郎左衛門も遂に叶はずして和を請へり。

29 備前の長井氏 備前の名族にして、又美作森家寛文書に長井十大夫見ゆ。
30 備後の長井氏 藝藩通志に「永井又次郎重廣は、大江廣元の次男永井左衛門尉時廣の孫にして、何時代の比にや、甲奴郡へ入部し、始めて稻草村川平山に城居し、田總庄十二村を領す。因りて一に田總又次郎と云ふ」と。次條十八項、及び田總條を見よ。
31 安藝の長井氏 高田郡の豪族にして、藝藩通志に「三田村長井氏。先祖三田少輔七郎元實は、三田庄三百七十五貫を領す。永正年中、大内義興に従ひ、京攝の役に戦功あり。その長子能登守元吉・藤を襲ぎ、三田新城に住す。二子ありて次子三田五郎左衛門元親・父の職を襲ぎ、毛利氏に政府に従ふ。元秀・従はずして古川萩原城に在りしが、其の子六郎兵衛實正、慶長中農民となりしなり」と。

32 阿波の長井氏 當國の大社大藤比古神社の神主家に長井氏あり、永井條を見よ。
33 日向の長井氏 臼杵郡長井庄より起り

しか。日向記に「長井名字、長井和泉守」等見ゆ。
34 肥前の長井氏 長興條を見よ。實盛裔と稱す。
35 菅原姓 佐州役人付に「菅原姓・長井甚左衛門」と見ゆ。
36 雜載 上杉朝成家臣に長井九郎村定、(罷九郎)あり。又徳川時代、天童織田藩重臣に存し、又加賀藩給帳に「百五十石(角入角内花菱)長井平三郎、三十五俵外七人扶持長井平吉」を挙げ、又長州の儒者に長井武兵衛英賢(東原)あり。
又明石氏家臣に長井氏、佐州役人附に「大江姓、長井五郎兵衛」を載せ、又伊勢、志摩、信濃等にも存す。なほ次條を見よ。

永井 ナガキ 前條と通じ用ひらる。また武藏國豊島郡、幡羅郡に跨りて永井庄あり、新編風土記に「源平盛衰記に見ゆ、幡羅郡より起りし庄名ならん」と。前條参照。その他、伊勢、甲斐、下總、上野、磐城、陸前、陸中、播磨等にも此の地名存す。
1 大江姓 羽後國秋田郡大平(オイタラ)邑に在りし豪族にして(オホタヒラ條第二項参照)、大江姓と稱し、先祖は源賴朝公より忠賞として、大平城を賜ふと傳

景忠は景富が四世の孫なり」と見ゆ。
 4 桓武平氏良文流 武藏登野の永井氏にして、齋藤氏の族と云へど、寛政系譜には平氏良文流に二家を収む。家紋丸に違ひ鷹の羽。彌左衛門信盛―善左衛門安盛―清右衛門」と。又「左治兵衛盛治―左内盛久」等あり。
 5 齋藤氏族 これも江戸幕臣にして、「久左衛門忠次―伊左衛門忠貞」等あり。
 6 相摸の永井氏 大江廣元の裔永井儀左衛門元勝の後なりと。
 7 甲斐の永井氏 八代郡永井邑(長江郷)より起る。長井姓第十六項氏に同じ。
 8 大江姓長田流 三河の永井氏にして、大江氏系圖に「廣元―那波掃部宗光―左衛門政茂―左近將監頼廣―式部宗廣(上總介)―四郎教元―彌五郎宗元―五代重光(長田平衛門、三州大濱庄官)―直時(永井)」と見ゆ。此の子孫次項を見よ。二葉松に「碧海郡大濱村古城は頼熊氏住、後天野孫三郎・天文年中五十貫領、次に永井傳八直勝、或は傳十郎、始め常村名主永田平右衛門の子也。信康君へ始めて仕官。又藤井準人」と載せ、又碧海郡東端村屋敷は永井右近直勝」とあり、右近

は豊鑑巻二に「永井右近はせ来て、勝入を討ちて頭を得つ」と。詳細次項に在り。
 9 桓武平氏長田氏族 前項氏と同一なれど、先祖は平良兼の流。長田親致十代の孫廣正の孫直勝、家康に仕へしが、長田を嫌ひて大江氏族永井を冒す」と云ひ、「廣正―重元―直勝―尙政―尙征―尙長」と載せ、又云ふ「長田忠致の弟親致の子政俊八世孫廣常、妻は大江宗秀の女也。其の子政廣に子なし。宗良親王四世孫大橋定廣が四男喜八郎廣正を養子とす。その孫直勝に至り永井を稱す」と。
 又「平右衛門重元―右近大夫直勝(傳八郎)―信濃守尙政(傳八郎、信書)―右近大夫尙征(大勝)―土佐守尙長(傳三郎)」と載せ、藩論譜には「右近大夫大江直勝は、長田平右衛門直吉が男なり(系圖并に諸傳記には、皆重元といひぬ。林道春が選びし石表には、直吉と見えたり)。直勝が祖父喜八郎廣正、岡崎の贈大納言家(廣常)に仕へ、三河國大濱村上宮社田を領す。徳川殿いまだ駿河國府におはしませし時、今川殿へ仰られて、廣正・大濱を賜ふ事元の如し、義元よりの證文ありと云ふ。廣正死して直吉つぐ、直勝幼き

時、三郎殿(家康長男信康)に近くめしつかはる。三郎殿御事ありて後、徳川殿召して名字を改めさせ、永井傳八郎とめさる。
 夏目が記を案ずるに「徳川殿仰せに、長田は義朝を弑せし逆臣の名字なり。長田を改めよとありしかば、永井と改む。永井は大江の姓なれば、大江の家の一文字に三星をも許させ玉ひ、御替代の御家人、阿部伊保守の聲になされたり。永井はもと因幡守大江廣元の二男より出づ。長田は平氏なり、長田入道が兄(一説弟)親致は入道が謀事に組せざりしかば、子孫悉くなく、長田を名乗しなり」と。世に傳ふる所の記に「平城天皇の皇孫備中守本主・初めて大枝姓を賜ひ、其の子參議音人・大江と改む、音人の七男式部權大輔千古が九代の孫、大膳大夫廣元、鎌倉の右大將家より三代の將軍に仕ふ。是れ永井、毛利等の祖なり。廣元が二男永井左衛門時廣は、三浦若狭前司泰村が妹雙たるに因て、關東評定衆の中にして隨一の人なり。泰村が謀叛の時、其の徒黨たるの由にて、配流せられ、弘治二年五月廿八日、配所に卒す。誠は時廣・輝な

きに依り、其の子甲斐守宗元・召返され、越後國にして三千貫の地を賜ふ。其の後北條亡び、永井が子孫・本領を失ひて、終に三河國に來り止る。平右衛門重元は、宗元が十一代の孫なり」と。
 按ずるに、夏日記の如くなれば、直勝も永井にはあらず。仰を蒙り改めて稱號せし所なり。世に傳ふる所は本姓大江にて、永井が子孫、後に長田と改め、又其の本姓に復せるなりと、是れ兩説なり。想ふに縁りなきに永井と名のれとは仰せられじ、如何さま故あるべし。又東鑑を考るに、長井左衛門大夫に作る、永井にはあらず。また時廣の仁治三年に配所に死せしといふ事、誤れるにや。三浦若狭前司泰村が打たれしは、寶治元年なり、仁治二年より七年の後の事なり。若くは寶治二年といふを誤れるか。長井が三浦が爲に坐せられし事も、東鑑には見えず。毛利藏人入道四阿、同子息兵衛大夫光廣等が奥黨たりと載せたり。新編系圖にも、長井左衛門時廣と載せ、永井とは見えず。また時廣が甲斐守といふは、泰秀としるせり、掃部助宗元といふは、廣元の子にて、時廣が爲には弟なり。時廣が子と

いふ説は不審なり」と。
 10 直勝 天正十年、家康・安土に至り、信長・自ら配膳せし時、直勝も其座にあり。信長討たれ、家康・伊賀國を経て、伊勢國より舟にて、三河國大濱に着きしかば、直勝が父直吉、おのが家に入る。又同十二年四月九日、長嶽の合戦に、直勝・年廿二歳、敵の大將池田紀伊入道勝入が首をとる。山中忠兵衛記に「後に聞きしに、勝入をば安藤彦四郎・鎗にて突く、永井傳八・斬て伏せ首を取る。傳八が手をは御方の者の切しなり。彦四郎は猶ほ進んで、池田庄九郎が首を斬る」と。庄九郎とは、紀伊守が事にて、彦四郎とは、後に安藤帶刀直次といひし人也。
 關東移封の時、武藏國にて五千石を給ひ、文祿四年三月廿日、秀吉の奏上にて、直勝・從五位に叙せられ、又豐臣の性をゆるさる。後元和三年、常陸國笠間の城三萬二千石を領す。世に傳へ云ふ、池田輝政・家康の聲り成りて後、見參のついでに「御内に永井右近大夫と申すが候ふなる、所領いか程をや賜ふらん」とありしかば「五千石を賜ふ」と聞き、「父にて候ふ入道が首の價は、賤しく候者かな」と申されし

程に、忽に笠間の城に七萬石の地を添て賜ふと。誤りなるべし(藩論譜)。
 同五年、常陸の結岡土浦等の地を加へ、五萬二千石を領し、同八年下總國古河の城に移り、二萬石を加へて、七萬二千石を領す。年六十三歳にて、寛永二年十二月廿九日に卒す。嫡男信濃守尙政・家康繼ぐ。父が分つ所六萬七千二百十三石、自ら領せし所を合て凡そ八萬九千百十三石餘を領す。後寛永十年二月、山城の國淀の城に移り、十萬石、是れ畿内編纂の地にして、帝城擁護の鎮たる故也とぞ。正保元年十一月廿三日、從四位下に昇せられ、萬治元年二月廿八日致仕、同八月、入道信書と號し、子息等悉く所領を分ち讓らる。嫡男右近大夫尙征・七萬三千石餘、二男大和守尙保・七千石、三男伊賀守尙庸・二萬石、四男佐渡守尙善は兄大和守が養子たり、一説に尙善を尙重に作り五男といふ。五男外記尙春、六男甲斐守尙冬、二人共に新墾田三千石づゝ也。嫡子右近大夫尙征・父に繼ぎ、寛文九年二月廿五日丹後國宮津城に移り、七萬五千石とも、七萬三千六百石とも云ふ。延寶元年十一月十一日六十一歳にて卒し、嫡男

國中守尙房・廿九歳にて父に先立ちければ、二男(實は三男)土佐守尙長を世嗣とす。尙長・父に繼ぎ、延寶三年十二月十五日信濃守となりしが、同八年、増上寺法會の時、内藤志摩守忠勝の爲に討れて死し、封地は悉く收公、弟直圓に一萬石を賜ふ。

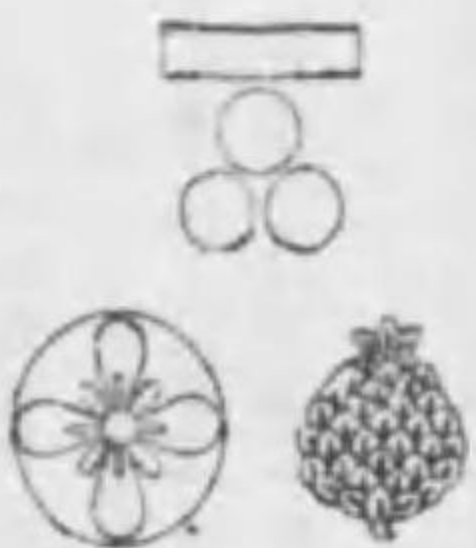
寛政系譜、及び武鑑に「右近大夫直勝―信濃守尙政―右近大夫尙征―信濃守(土佐守)尙長、弟能登守直圓(直良、直好、萬之丞、大和新庄一萬石)―播磨守直亮(直恒)―信濃守直圓(直良)―信濃守直温―同直方―同直榮―同直幹(同性肥前守尙典弟)―同直莊(同性金三郎直次二男)―同直哉(實は井上筑後守正和叔父)。大和新庄(播磨)一萬石。明治四千五百五十石。家紋一文字に三星、丸に杏花、松葉松笠。その子直厚。現今子爵。



新庄 永井

11 加納侯 前述信濃守尙政が三男伊賀守

尙廣(大學)、父の所領二萬石を分ち讓られ、寛文十年二月十四日、京都所司代と成り、三萬石を領す。延寶五年三月廿七日卒す、四十七歳、其の子伊賀守尙富つぐ。後伊賀守直敬と稱す。その子伊賀守尙平―弟伊賀守直隆―伊賀守尙徳(實は同性助由尙方二男)―伊賀守直興―肥前守直彌(尙佐)―肥前守尙典―同尙服―尙敏にして、美濃加納三萬二(六)千石、明治一萬三千五十石。現今子爵。



加納 永井

12 高槻侯 前述右近大夫直勝が二男日向守直清(傳十郎)父の遺領を分ち領し、後山城國長岡邑二萬石を領す。慶安二年七月四日、津津國高槻城三萬六千石に移り、寛文十一年正月九日卒す、八十一歳。その子(一)に孫、左門直義の子)市正直時・家をつぎ、延寶八年七月十九日四十歳にて卒し、其の子近江守直只・家を繼ぐ、實は右近大夫尙征の四男、直時が世嗣と

なり、後に直種(尙仍)と稱す。その子日向守直達(直榮、實は能登守直圓長子)―備後守直英(實は近江守直種長子)―飛騨守直期(左京亮、實は直圓二男)―近江守直行―弟飛騨守直珍―日向守直進―飛騨守直興―日向守直寛―遠江守直輝―飛騨守直矢―日向守直源(同性金三郎直次三男)―直翠にして、攝津高槻、三萬六千石。明治一萬七千四百四十石。現今子爵。



高槻 永井

13 支族 寛政系譜、此の流永井。總べて二十七家を舉ぐ。武鑑に七千石大和守直隆(伊豫守子)、三千三十石平八郎(備右衛門男)、桂治郎(十之助男)等の大身多し。



永井大和 守直隆 永井 平八郎 永井桂治郎

又知立神社の兩神主の一に永井氏あり、又寶飯郡の名族に存す(寶飯郡史參照)。

また幕末幕臣に永井支善頭尙志(實は松平主水正の子、永井能登守榮子)あり。

14 尾張の永井氏 春日井郡上品野の名族にして、尾張志に「村の西北に桑下の城あり、永井民部少輔の居城也」といひ傳へたり。永井は松平家重、又其の子次に仕へ、後に織田家に屬す」と見ゆ。又愛知郡鳴尾村の永井氏は大江氏族と稱し、又知多郡緒川村永井氏、はじめ長田氏なり。又後世儒者に永井景清(慶吉、一翁)名高し。

15 美濃の永井氏 山縣郡の關城(圓町)は、永祿年間、永井半人道利住す。その他は長井條を見よ。

16 桓武平氏 丹波國氷上郡の名族にして、先祖は播磨の三木より來る、桓武平氏、宗清の裔と傳へらる。丹波志に「永井氏、子孫下灘村。七代日本家佐右衛門、井に分家共に七家、古の本家は阿草村に在り」と。又「永井宗清、子孫阿草村。先祖を宗清と云ふ、子孫本家。村の入口、谷川の東に今七代目」と。又「永井利部、子孫加茂郷戸平村。下利部棟と云ふ。墓は南山裾。古家數に本家又右衛門、彌左衛門、又谷奥に林右衛門、三軒六代に成る」と。

又「永井氏、子孫南村奥谷。播州三木より來住す。代々之に居る。桓武天皇の後胤」と。又天田郡にも存し、「永井氏、子孫萩原村。永井支宿と云ふ醫師・近年氷上戸村より來住す」と見ゆ。

17 紀伊の永井氏 在田郡和田村舊家に永井惣七あり。續風土記に「先祖永井兵庫、其の子利兵衛政好・浪人す。寛永五年當國に來り、山本村の内、天王谷本田の地を賜ふ。以後今に至る迄、子孫世々相續す」と見ゆ。

18 備後の永井氏 前條第三十項を見よ。藝藩通志、甲奴郡城地條に「川平山は稻草村にあり。永井又次郎重廣より、世々此に城居せしが、十五代の孫、三郎左衛門に至り、慶長中、長門に移る」と。又世羅郡徳良邑宮迫城は永井右衛門大夫の居所と云ふ。

19 紀姓 安藝の永井氏にして、藝藩通志、豊田郡片島村故家條に「永井氏先祖、紀井左衛門、後永井赤左衛門といふ。其の後萬治中、治助といへるあり。それより、今の左京まで七代、世々里社の奉祀」と見ゆ。次項氏と同流か。
20 紀姓(平群黨) 豊後の名族にして、永

松系圖に「家紋劍上酸饅。正五位下圖書頭紀賴清が嫡男祐安(正五位下、文章博士、大學助)平群黨。法名文河、建久元八廿一卒)―實貞(永井判部助、石見守。實は三田左衛門山藤原元恒が男。建久七年、大友能直に従つて豊後に下り、富來に居り、依りて富來左衛門督と號す)―實繼(永井三郎、三河守)―實敏(永井左近大夫、又長井と號す)―基文(永井民部五郎、野原民部丞)―茂綱(永井兵部大夫、野原民部、大友氏時に仕へ屢々軍功ありて、遠見郡山香郷にて所領を野原村を賜ひ、之に依りて氏を野原に改む)―茂方(永井民部五郎、野原民部丞)と、富來條、永松條を見よ。この系圖面白し、味ふべし。

21 大隅の永井氏 嘯嶽郡平城(末吉、中裏村)は北郷氏の臣永井判部・榮きしと云ふ。又肝付郡高山の名族に存す。
22 清和源氏 佐州役人附に「清和源氏、永井判部兵衛」を載せたり。
23 阿波の永井氏 大庵比古神社の祠官にして西大夫と云ふ。殊に永井瑞古は荒木田久老門人にして、式社略考を著す。その奥書に「一宮大庵彦神社神主永井五十鈴麻呂」とあり。

24 雜載 大坂陣に永井助十郎、又蒲生家臣に永井澤右衛門、此の善右衛門遺存は松平家臣、後に蒲生氏郷、更に上杉最勝に仕ふと云ふ。又徳川時代、松山酒井藩用人、園部小出藩用人、廣島淺野藩番頭、長島増山藩用人、一宮加納藩用人、但里松平藩派役等に存し、又益軒紀行に「豊後別府村に助右衛門と云ふ老翁あり。彼の先祖永井重利入道妙傳と云ふ者、豊前國今津より乗船し、唐山渡り」と。又立花系圖に「茂虎の女(永井氏中守室)とあり。」

次に京極殿給帳に「三百石永井安左衛門」を載せ、又加賀藩給帳に「千八百五十石(花井)人持(内五十石松村茶湯料)永井志津摩。百二十石(同)(五十石加増)永井藤之助。三百五十石(丸内三星)永井清三郎。三百石(梨子切口)永井真馬。七十石(二文字下三星)永井謙左衛門。二百石(釘貫)永井多宮」等を載せ、又毛利藩に存す、前に云へり。又幕末に永井雅樂降向あり。次に水戸藩勤王家に永井芳之令道正あり。共に名高し。又津山藩万原頼に「百石永井照之助」見ゆ。又小金本寺寺過去帳に「永井信濃守・慶安五年六月」

その他、上野伊香保の名族に永井氏あり、大江姓と稱す。殊に俳人に永井喜右衛門佳賢(一期、掃帚樓)名高し、又狩野派畫家に永井隆竹あり。又幕末永井岩之丞あり(實は幕臣三好山城守男、永井玄蕃頭兼子)、横須賀造船所建造を建議す。又書家に永井如瓶(政純)、また狂歌に永井以保、家傳史料に永井十郎兵衛、永井伊賀守、永井信濃守尙政、永井伊豆守等見え、伊勢、志摩、近江、信濃、出雲、越前、下野等にも存す。

長居 ナガイキ 和名抄、下總國匝瑛郡に長尾郷あり、長居の諺かと云ふ。攝津にも此の地名存す。

美濃の名族に長居大膳亮景興あり、傳へ云ふ「その祖國祖、文永三年・宗尊親王に仕ふ。天文年間、長居(或は長居)大膳亮景興・當國に住し、土岐頼朝に屬す。天文十六年十二月十一日、壽壽道三に攻められ、其の子與五右衛門景直と共に戦死す」とぞ。詳細は長屋藤を見よ。

半井 ナカキ ナカラキ條を見よ。

永池 ナガイケ 次條に併せ云へり。

長池 ナガイケ 山城等に此の地名存す。

猶ほ譜圖に多かるべし。

- 1 遠江の長池氏 宗長手記に「國の境の城鶴津山に、たりぬ。此の一兩年(大永七年)を長池九郎左衛門尉親能・承り、普請過守」と見ゆ。
- 2 日向の永池氏 日向記に「永池藤七郎、長池大學助」等見ゆ。
- 3 雜載 その他、會津藩等に存す。

永石 ナガイシ 大村藩に存す。ナガイハ條参照。

長石 ナガイシ これも大村藩に存し、藤原姓にて原口氏より分ると、土系條に見ゆ。

長磯 ナガイソ 池田支藩(新田)用人に此の氏見ゆ。

中市 ナカイチ

中泉 ナカイツミ 下野に中泉庄あり、その他、遠江常陸、陸前等に此の地名存し、加賀藩給帳に「二百石(丸内根紐)中泉義六」と云ふ者あり。

長泉 ナガイツミ 和泉に長泉庄あり。

中井戸 ナカキド 大和國葛下郡の名族にして、高田氏家老に中井戸三郎右衛門あり(堀士記)。

中岩 ナカイハ 紀伊の豪族にして、熊野別當族と云ふ。中岩氏系圖に「奉教一別當

快真一別當長快一長鏡一智範(別當法印)一範秀(實方嫡七代の孫、中岩の祖たり)一範光一範忠一範行一範清一範經一範久(後土御門院の御宇、御旨を重んじ死を争ひ挑戦、武勇揚焉也。相傳の地を得替せず、富田庄に主たり。應仁亂に及び、隨兵を相率る、便路に馳せ向ひ、勇政を勵みて河内に討死す。「女ありて一族久則の孫に嫁する也)一久則(幼弟の時、父に後れ、孤と爲る。文龜年中、中岩一族幼息と雖も宗嫡を以つて撫敬を存し、庄惣の氏神王權現を修造せしむ。少字を千代と云ふ、棟梁の札に見ゆ)一久盛(富田高瀬)一久嗣一久正一久嗣一久業(久則より六代に及ぶ、其の間、逆臣重盛して華夷・靜かならず、繼ひ百發百中の勢を振ふと雖も、賞祿を受けず。處々の僻地に流宄す。家風多く、食祿乏しく、生命已に殫んと欲し、哀廢已に窮る。家系繼に存し、南帝の御繪旨、足利の勸書等、茲に喪亡す)一久實(五郎左衛門尉。真性大力にして強弓を挽く。而して代々の氏神に王子飛鳥の兩社神祠あり、王子權現は富田惣氏神たり、飛鳥神は中岩の先祖たり。其の説、訂正し難しと雖も、今に至るまで毎歲九月十九日、中岩一族・居民を率ゐて祭例の恒式あり。

中岩系譜は上世より久實に至る、飛鳥社に奉納す矣)一久尹(佐渡守。大力にして尋常勇政を勵み、家風の長・廣島二郎兵衛も他に勝れて勇力あり、日高、湯淺の戦場に於いて多く首級を獲、其の功賞として食祿を受け、今に遺領あり)一久輔(五郎左衛門尉。伏見にて太閤秀吉公に謁す、懇篤太切也。二女有り、長女は依久に嫁す。家傳に曰ふ「杉若越後守は太閤秀吉公の命を蒙り、襲ひて山本主膳大夫を攻む、中岩は主膳の連系たるにより、久尹を以つて部將と爲し、嫡男久輔・甲兵八十餘人、輕卒百五十餘の隨兵を率ふる、市瀬に屯し、先陣を堅む。久尹・廣島福左衛門尉の家に寓して戰場に花み、一番首を獲、武勇揚焉也。福左衛門の孫、今に市瀬に在り)一依久(左衛門大夫、法名悲圓。少壯より富田庄三千五百石の公文所役也。郷の長となりて號令を降す)一久經(五郎左衛門尉、法名由宜、累年・富田庄の印を佩ひ、善く民屋の訟を聽き、小衆の下を決して其の美を得、庄田一萬石の公文所也。後に故ありて其の職を通る。三男あり、二男出家。長を令永と曰ひ、次を令常と云ふ)一久富(五郎左衛門尉、久經の嫡子也。三男二女あり)一久重(久五

郎、武城に在り)と。又高瀬邑の舊家、吉田村六郎右衛門と同家也と。

永岩 ナガイハ

長岩 ナガイハ 豊前、筑後等に此の地名ありて、此の氏信濃に存す。

長岩間 ナガイハマ 勢州四家記に「關魯州父子・上洛の跡にて、長岩間黨四十三人謀反し、瀧川一益に就きの」と見ゆ。

中飯田 ナカイヒダ 讃岐の豪族にして、中飯田備中等あり、香西、飯田等の條を参照。

長字 ナガウ 上杉系圖に「頼重一千秋越前守頼成一藤明(長字)」と見ゆ。長合、長尾條に詳か也。

長郷 ナガウ 前條、及び長尾條を見よ。會津の名族也。ナゴウ條参照。

長牛 ナガウシ 陸中國鹿角郡長牛邑より起る。清和源氏一戸氏の族にして、一戸源正左衛門の後也(深秘抄)。家傳に「長牛正用を祖とす。家紋丸内重菱」と。長牛殿助覺書・存す。

仲内 ナカウチ

中内 ナカウチ

- 1 中原氏族 近江の豪族にして、江州中原氏系圖に「平流九郎盛長一宮内番高盛

一師慶(中内太郎左衛門)一長直(太郎)と見ゆ。

2 清和源氏小島氏族。これも江州の豪族にて、三上系圖に「小島先生家平一彌八郎家保一宗賀(山僧都阿闍梨)一原覽(中内左衛門尉)」とあり。

3 佐々木氏族。寛政系譜に見え「家紋丸に三釘抜、梅鉢。六左衛門直貞一六郎兵衛直則一六郎右衛門直久」と。蓋し以上三流・互に密接なる關係あらん。

4 土佐の中内氏。長曾我部元親配下の將に中内藤左衛門あり、讃岐國財田城を守る。又中内安吉は、阿波大西城を守ると。又若手家老に中内源兵衛見え、又香宗我部家臣に中内六之丞あり。

5 鎌載。伊勢の學者に中内棟堂あり。

長内 ナガウチ テヤウナイ

1 秋元氏族。陸中國鹿野郡の豪族秋元氏の族にして、公任卿の末孫と云ふ(津輕郡中名字)。アキモト、ウツノミヤ等の條を見よ。

2 源氏。これも奥州の名族にして、家紋銀花菱なりと。九戸左近政實一族の輩に此の氏見ゆ。

3 鎌載。また東鑑卷三十一、三十二、五

十に長内左衛門尉を載せたり。ナヤリ、及びナガ條を見よ。此の内は内合人の内なるべし。

長畝 ナガウネ ナガセ ナウネ 和名抄。越前國坂井郡に長畝郷を收め、奈字補と註す。後長畝庄興る。又佐渡、播磨等にも此の地名存す。

中馬 ナカウマ ナカマ 中間兼參照。

1 大江註。尊卑分脈に「毛利季光一左近將監經光一時親一左近將監貞親一備中守親茂一右馬頭師親一左馬助忠廣(號中馬)」と載せたり。

2 清和源氏新田氏族。丹波多紀郡の豪族にして、藤坂城(藤坂村)はその居城たりき。此の氏は新田義治の後裔とも、一に藤原とも云ふ。中馬家系には「(新田)義治(太郎九郎、尾張守、明徳の頃、藤坂村へ移り來住、新田の支族と云ふ傳ふ。家紋丸の内に鳳凰竹二本)一藤藏義秀一藏人義利一右京進義實一小六義吉(新田の支族たるに因りて、足利家へ恐れて中馬氏に改む)一義里(中馬越前守、藤坂村古城)一雙後義訓一雙後義盛一義行一義次一義信」とあり。

3 清和源氏南部氏族。南部氏配下の將に

して、津經郡中名字に「中馬〇〇太郎」を載せたり。

4 橘姓。日向大隅の名族にして、日州諸縣郡一宮大明神文明五年寶殿再興記録に「南方大宮司中馬橘重長、木屋奉行中馬橘重忠」と。又永正八年に橘氏重相、天文五年に橘氏公時を載せ、又國分福濱の市熊野權現社司に中馬河内、又同所稻荷大明神の社司も中馬氏也。

中海 ナカウミ ナカノウミ 和名抄、備後國深津郡に中海郷を載せ、又伊勢等にも此の地名存し、信濃に此の氏あり。

長海 ナガウミ 出雲に長海庄あり。

中浦 ナカウラ

1 桓武平氏。武藏國多摩郡の名族にして新編風土記に「宮木氏は戸倉村三島明神社祠官也。木姓は中浦氏にて、坂東八平氏の遠裔なりと云ふ。文書にのする中浦上總助平顯宗は、是が先祖なるべし。天正年中より宮木と改めしとなり。家に古文書十四通を藏す」と見ゆ。

2 加賀の中浦氏。當國の儒者に中浦牛助尚(石浦)あり。

3 肥前の中浦氏。彼杵郡中浦より起る。其の地の領主、八木原氏と合戦す、八木

原兼參照。

その後天正十年、中浦氏等、切支丹宗を慕ひて伊太利國馬に渡航、十八年歸朝す。

長浦 ナカウラ 末摩、相摸、肥後等に此の地名存し、また阿波に那賀浦庄あり。

1 肥後の長浦氏。宇土郡の長浦島より起る。饒壽貞應三年文書に「長浦三郎清秀沙汰・橘村、并に五郎丸云々」と。

2 鎌載。その他、豊前等に存す。

中江 ナカエ

1 菅原姓。近江の名族にして、中江兵部大輔長興など云ふ人あり。佐々木氏の家臣也。

2 橘姓。中江藤樹先生の氏也。前項と同族かと思はるれど、橘姓と傳へ、一に藤原姓と云ふ。藤樹先生は有名なる近江聖人にして、名は原、字は惟命、通稱與左衛門、高島郡小川村の人也。祖父は吉長(加藤出羽守家臣)、父は吉次(草世)、母は小川氏、慶長十三年戊申三月七日に生る。王陽明が學をまなび、世教に功有り。出で、伊豫國大洲に往き、加藤出羽守に仕ふ。慶安元年八月二十五日、萬里に漂り病みて死す。享年四十一歳、其の地に葬る。講堂の傍に藤の樹あり。故に藤樹先生と

説す。その子に與三郎(江西文内)あり。常省と號す。

3 伊勢の中江氏。桑名郡の豪族にして、福島村中江(中江邑)に據る。中江小市郎、その子清十郎、中江式部少輔等あり、天正中、織田氏に亡ぼさる。森繁參照。

4 攝津の中江氏。八郡郡神戶熊内村の名族たり、歌人中四爲子を出す。又源華の儒者に中江平八一貫、岷山と號す、仁齋門也。

5 美作の中江氏。若田郡の名族にして、葛下り城主中村大炊介頼宗が家臣たりき。慶安の頃、中江治右衛門、弟直右衛門等あり。

6 鎌載。その他、高田藤原藩用人に見え、又田中藩知行割帳に「百五十石中江忠介」を載せ、又高知山内藩士に中江兆民(篤介)、佛國に學び無神論を稱ふ。又筑前、筑後等に存す。

長柄 ナカエ ナガラ條に詳か也。

○長柄首。三輪氏の族にして、大和の古族也。神名式に葛上郡長柄神社とある地より起る。姓氏錄、大和神別記に收め、「長柄首。天乃八重事代主神の後也」と見ゆ。

長江 ナガエ 和名抄、甲斐國八代郡に長

江郷を收め、奈加江と訓ず、一本に奈加衣とあり。後世永井邑と云ふ。次に陸奥國會津郡(岩代)に長江郷あり、後に長江村存す。次に加賀國江沼郡に長江郷を收め、奈加江と。後世永井と云ふ。又攝津國西成郡に長江荘ありて、東鑑承久三年五月十九日條に攝津長江倉橋兩荘と見ゆ。その他、山城、佐渡、出雲等に此の地名存す。

1 長江忌寸。三輪氏の族にて、長柄首の後か。天平五年七月廿日の皇后宮職解に「死位長江忌寸金号」見ゆ。

2 無尸の長江氏。正倉院神護景雲四年文書に見ゆ。

3 桓武平氏鎌倉氏族。相摸國三浦郡長江邑より起る。桓武平氏鎌倉氏の族にして、三浦系圖に「鎌倉權五郎景政一小大夫景繼一義景(長江太郎)一師景(同八郎)」とあり。

4 氏人。東鑑卷一治承四年條に「長江太郎義景」、卷二、壽永元年二月條に「八日、

御願書を伊勢太神宮に奉らる。長江太郎義景、神寶奉行と爲りて首途、義景の先祖権五郎景政・源重信を抽んじ、去ぬる永久五年十月廿三日、私領相模國大庭御厨を以つて、永く神宮に寄せ奉る。云々と。その他、卷五、七に長江太郎義景、十一に長江太郎明義、十四、十五、十六、二十、二十二、二十三、二十七に長江四郎明義、三十四、三十五、三十六に長江八郎四郎、三十六に長江小次郎、三十六、四十に長江四郎入道、三十八に長江次郎左衛門尉義重、三十九、四十一、四十五に長江七郎景朝等あり。

又承久記卷一に「ときさき五もんとゆき(長江八郎師景)」を載せ、卷四に「長江の小四郎、長江の興一平六」等あり。また鶴岡八幡宮嘉祥三年八月十二日文書に「鶴岡八幡宮供僧大夫法印圓重と、長江□□左衛門尉政綱と相模國北深澤郷内供料田の事を相論す」と。その後、太平記卷六に長江六左衛門尉・見ゆ。以下各項を見よ。

長江邑は後世長柄邑と云ふ。村の鎮守に御靈社あり、別當寺を景政山長運寺と稱す、此の氏の祖鎌倉景政を記るとぞ。

5 陸前の長江氏 一に永江に作り、又深谷を家號とす。頼朝奥州征伐の後、長江太郎義景・純生郡南方深谷保に封ぜられ、小野城に據る。餘日編記に「留守、葛四、山内、長江、登米、五郡一揆いだされ候、連判も文書にそへ候」と載せ、觀蹟閣老志に「小野城は小野縣後に在り、景政の末裔、永江太郎義景の居館也。文中、頼朝・深谷郷を義景に賜ふ。其の子孫編々、永江播磨守勝景(後に月鑑と號す)・相繼いで居る。天正中、罪を我が黃門君に獲て誅せらる」と。

又伊達世次考に「寛正年中、深谷保主長江某、來りて我が旗下に屬せんと請ふ。此れ蓋し長江播磨守宗武の祖父の代か」と。又成實記に「深谷月鑑は相馬長門の小舅に候」と。また「小野邑櫻館は鎌倉権五郎景政の所居」と傳へ、又「此の地平姓の石項古碑多し」とぞ。フカヤ條參照。

6 藤原性大森氏族 武田系圖に「葛山次郎大夫維兼一太郎維忠(故ありて長江威人頭頼隆と改む。子孫皆葛山と稱す、中四郎維重、中八維平は其の男也)」と。中、葛山、大森等の條を參照せよ。

7 尾坂の長江氏 春日井郡田樂城(田樂

村)は長江左衛門が守りし城也と(厚張志)。

8 美濃の長江氏 不破郡今須城にありし豪族にして、系圖に「鎌倉権五郎景政一景綱(鎌倉小太郎)一義景(四郎左衛門、頼朝に仕へ、相模國長江に住し、長江と稱す)一師景(八郎)一秀景(長江四郎左衛門、承久亂後、相模國より移住す)一景助(四郎左衛門)一重景(八郎左衛門)一景康(左京亮)一康景(備中守、嘉吉の頃、齊藤と中懸たり度々合戦あり)一景秀(四郎左衛門)一元景(興一、代々今須に居住す。應代二年、齊藤於橋に攻め討たれ、十二月、景秀父子共に戰死す)」と。

新撰美濃志に「青坂明神社。鎌倉権五郎景政の重神にて、景政五代の裔孫・長江四郎左衛門秀景の祀る所なり」と。又地名辭書に「妙應寺は正平年中、今須城主長江八郎左衛門重景・屋立(明細記)にて、青坂明神を寺の鎮守とす。鎌倉権五郎景政を祭る。長江重景の祖父秀景・此の祠を立つ。重景は師景景政七世の孫也(木曾路圖會)。按ずるに、當國神名帳に不破郡青坂明神あれば、今須に青坂祠あるは久し。此の神名帳は鎌倉幕府の起れ

る以前の記録にやと想はれ、且つ從四位下青坂明神とあれば、承久の比、鎌倉より勸請したる者にあらず。歷世加階の古祠なるべし。且つ長江氏を鎌倉平氏の族類なりと云ふも疑ふべし。なほふるき土着の村族なりけん」と。

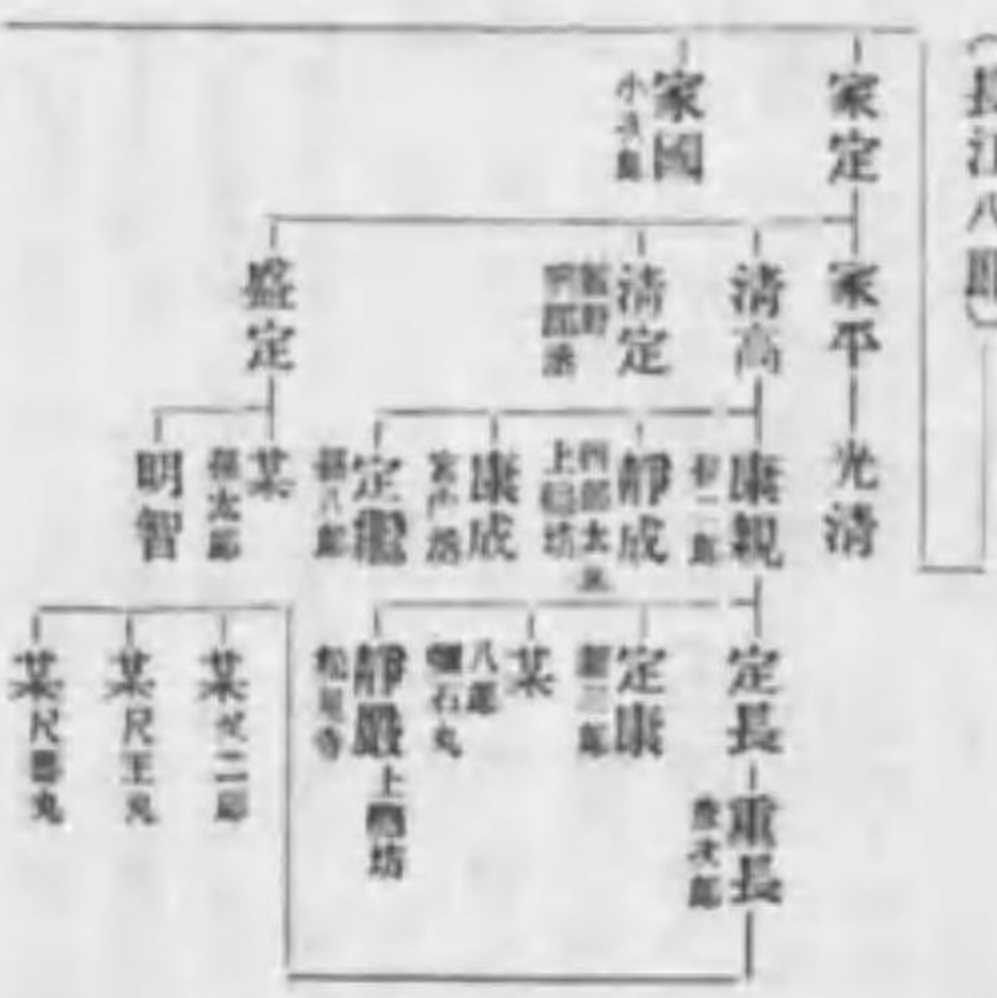
その沿革は新撰志に「長江氏舊宅。長江四郎左衛門秀景法名行阿・承久亂の後、相模國より茲に移住し、其の子興一頼景、其の子四郎左衛門景助法名行昇、其の子八郎左衛門重景法名高峰行妙、其の子左京亮康法法名善、其の子康法法名千峰行秀、其の子高景法名高岩行顯、其の子四郎左衛門景秀法名行春、其の子興一元景法名行龍迄、代々居住す。應仁二年、齊藤於橋・居益の城を攻め討ちければ、景秀、元景、討負け、十月二日父子共に戰死す。

江濃記に「永井と申すは、初めは永江共名乗りける。美濃居益の城主也。是も初めは公方に奉仕、京都に參勤す。嘉吉の頃、備中守高景と申す人・土岐殿外戚にて、同國の豐島を知行す。齊藤と中懸しく成り度々合戦ありて、備中守高景、同子息四郎左衛門景秀・討死也。其の跡を

永井藤左衛門知行して、齊藤に隨ひけり。石丸丹波守父子は、明應五年に、齊藤持是院に滅さる」と見えたり。其の先・桓武天皇の後胤権五郎景政の苗裔にて、景政の子鎌倉小太郎景綱、其の子四郎左衛門義景・頼朝に仕へ、相模國長江に住し、家號を長江とす。曾我記の安元二年、伊豆の奥野の狩の條に「相模國住人・永江四郎義景」と見えしは此の人なり。其の子八郎師景は則ち秀景の父なり。其の代々の系圖、草稿は妙應寺にあり」と。

その他、長井、永井、長屋等の條參照。

9 中原氏族 江州の豪族にして、江州中原氏系圖に「(甲良)薩摩大夫仲平一成家(長江八郎)」



10 佐々木氏族 これも近江の豪族にして佐々木系圖に「愛智源四郎大夫家行の子家景(長江權守と號す)、其の弟家重の子家綱(長江三郎)」と載せ、また藤原分脈、淺羽本佐々木系圖等に「馬淵五郎左衛門尉廣定一達成(長江八郎、入道左衛門尉養子)一重定」と見え、中興系圖に「長江・宇多、愛智源四郎家行の男四郎家景」とあり。

11 丹後の長江氏 加佐郡引出山城(引出山)の城主を長江小太夫と云ふ。

12 雜載 信濃等にも存す。

永江 ナガエ 前條と通じ用ひらる、併せ見よ。

1 大中原性 東鑑卷一に永江藏人大中原頼隆・を載せ、中興系圖に「永江、大中原」とあり。

2 因幡の永江氏 邑美郡鳥取東照宮神主永江氏あり。また元河島氏より起りし永江氏も存す。

3 備後の永江氏 藝藩通志に「宮内村永

江氏。傳へ云ふ、元祖は尾張の人、同國國玉神の嗣官永江某が二男頼正房、大同年中に、此の村にきて吉備津彦神を祭りし時、來りて奉祀となれりといふ。今の正治に至る四十五代、猶ほ舊職を守る。今に至り、凡そ郡中神祭には、まづ正房が靈をまつりて、後行ふといふ。されば由緒ありし事を見ゆ、と載せたり。

4 筑後の永江氏 三池郡の豪族にして、筑後國志に「江浦村城跡。永江氏代々の居城也。天正十二年、永江勘解由平方家、田尻の家士田尻了誓の兩士、豊居城の砦として之を守る。同十五年、高橋統増・入部、宮城を以つて居城とし、永江氏、統増の臣となる。後放有りて柳川に奉仕す。田中領地の時、家士田中河内これを守る(明)。又曰ふ、江浦村淀姫社、方家・永祿十二年正月二十二日、高良山陣中に於いて、川上淀姫の神威によりて軍功あり。故に歸陣の後、之を居城の長方に記す。天正十五年、宗増入城の時、其の城内たるにより、今の地に遷して遺營を加ふ」と。

5 奥州の永江氏 葛西記に永江筑後あり前條參照。

6 鎌倉 その他、徳川時代、棚倉小笠原藩中老に見え、又大隅國大隅郡大根占郷川上大明神社司に永江氏あり。又伊勢、志摩、加賀等に存す。

長衛 ナガエ 田中家臣知行割帳に「百石長衛(助)」と。

流江 ナガエ ナガレエ條を見よ。

中江川 ナカエガハ 秀郷流藤原姓佐野氏の族にして、佐野系圖に「越前守成綱—高綱(中江川九郎左衛門)」と載せ、下野國志に「越前守秀綱—高綱(中江川九郎左衛門)」と見ゆ、佐野條參照。

中尾 ナカヲ 山城、甲斐、武藏、播磨、美作、肥前等に此の地名存す。

1 藤原南家工藤氏族 伊勢國安濃郡の豪族にして、長野工藤氏より分る。郡内「神戸城は中尾内膳の居城(三國地志)」と云ひ、又名勝志に「神戸城(神戸村字小瀬古)は永祿天正の頃、長野氏の族中尾内藏介・之に居る。富田知信・津城退去の後、同城を監し、暫く此に住す(五鈴遺傳)」と。又「中尾營址は牛田村字上寺に在り。面積凡そ三百坪許、今は宅地たり。土人・之を城屋敷と云ふ。五鈴遺傳に、牛田神戸營は、中尾内藏介の居城と記せ

り。蓋し神戸城址を混同せしものか」と。應仁時記に中尾の民部を載せ、又勢州四家記に「中尾は工藤一族、信長幕下となる」と。寛政系譜には「初め長野にありて長野氏を稱せしが、後中尾に移り、此の氏を稱す」と云ひ、「家紋丸に五本骨髷の内三巴、抱若松。太兵衛行利(新八郎)―百助勝征―左傳次義福」等を載せたり。江戸幕臣の家にて、又志摩にも存す。

2 大和の中尾氏 春日大宮氏文書、田井兵庫註進文に中尾殿・見ゆ。

3 攝津の中尾氏 西成郡中尾氏は、來國次の後裔と云ふ。又島上郡服部村の人中尾徳右衛門法名道宗は慶長十四年、正恩寺を創立す。

4 加茂氏族 紀伊國海部郡笠嶋邑の名族にして、續風土記、同村齊家條に「地士中尾五郎右衛門、其の系詳ならず。加茂氏の被官なり。正平八年二月、同年九月、天授五年九月の輪旨三通、高山氏、湯川氏の狀五通を藏む。各富名は加茂氏なり。皆文書部に載す」と。又那賀郡動木村地士に中尾莊之右衛門あり。猶ほ次項を參照せよ。

5 阿波の中尾氏 紀伊國在田郡本堂邑の

舊家に中尾氏あり、阿波國人中尾藤九郎・杉尾大明神を生石嶺に勧進し、生石大明神といひ、正暦元年、社を今の所に遷し奉れり」と。

6 豊前の中尾氏 宇佐郡の豪族に見え、天文永祿の頃、中尾貞常あり。又下毛郡にも在り、元龜天正の頃、中尾河内、中尾三五兵衛等の名見ゆ。

7 大村氏族 甲前の豪族にして、彼許郡中尾より起る。深堀文書觀應二年のものに、大村中尾次郎を載せたり。次項氏と同流か。

8 肥前縣性 彼許八人乙名の一に中尾氏あり、士系錄に「久武喜丸、小島井(中尾氏)」と。その祖「藤原重直は伊勢飯高の人にして、大村彼許久武喜丸に來住す。彼許上村乙名八人之一也。その子前重は中尾九郎左衛門と稱す。始めは小島井と曰ふ」と載せ、又「惠美酒丸、中尾(小島井)、中尾重ノ城、藤原」と見ゆ。又藩士に存し「中尾。藤原勝廣(中尾左兵衛、本氏南氏。藤津より菅瀬村に來りて、中尾を領し、在名を以つて、氏と爲す」とあり。なほ川尻條第二項參照。

又松浦郡呼子の流儀家に中尾氏あり、捕

鯨を以つて聞ゆ。

9 嵯峨源氏 中興系圖に「中尾。嵯峨」と見ゆ。

10 肥後の中尾氏 大野條第四十三項を見よ。

11 對馬の中尾氏 海東諸國記に「護軍中尾吾郎は、平度續の子、中尾彈正・立て、以つて後と爲す。戊子年、來りて職を受く」と見ゆ。

12 美作藤姓 吉野郡大野保川上邑中尾に中尾助之允、同助大夫の屋敷あり、助之允は草刈の亂に討死、子孫備中に存す。又美作郡豐色に中尾氏ありて、藤原藤房の末裔と傳へ、其の末孫中尾主膳に至り毛利氏に仕へ、其の子中尾新五郎祐久・源人して美作に來りて三浦貞尚に仕へ、備中松山にて戦死す。其の孫助右衛門友久の時、三浦家滅亡したるにより、久米郡中島村に歸農す」とぞ。今中尾貞長氏あり。又大庭邑の中尾氏は次項氏と云ふ。

13 赤松氏族 播磨國明石郡中尾邑より起る。傳へ云ふ、赤松氏の族掃部助則明・此の地を領して、中尾と稱す。その六代の孫則孝に至り、羽柴氏に擊破せられ、天正八年、三木城に於いて戦死す。其の

子松若丸・連れて作州に入り、江原兵庫に據りて、大庭郷に住し、中尾六郎左衛門則之と謂ふ(名聞集)とぞ。

14 清和源氏武田氏族 甲斐國東八代郡中尾村より起る。武田太郎信義の八男中尾八郎昌福・此の地を領して氏號とす。米倉村に住し、其の地をも中尾と稱し、中尾神社を遷す。後故ありて氏を早川と改む。

15 桓武平氏三浦氏族 相模野詳の豪族にして、大多和系圖に「大多和二郎義成―平三郎重義―景信―經信(號中尾七郎)―倫信(名岐孫七郎)―弟大多和彦十郎義綱、弟皆伊豆丸、弟與一義信」と載せたり。

16 雜載 その他、徳島縣須賀藩用人、小城鍋島藩用人、大村藩用人等に見ゆ。また出雲日御崎神社中官に中尾氏、同並に中尾氏三家あり。又關長門守御家中侍帳に「二百石中尾三郎右衛門、三百石中尾作内」等見ゆ。又江戸の儒者に中尾正藏殿あり。又津山藩分限帳に「五十石中尾兵右衛門」とあり。

又尾張の國學者に中尾義裕、伊賀上野の俳人に中尾源左衛門宗重(槐市)、近き世士佐の士に中尾捨吉あり。また岩盤、信

良兼—公稚—致頼—致經—忠通—

爲通
景房 景爲
景成 景政 景經 景忠 景弘 景定 景景村

14 藤原北家上杉氏族 前項氏を襲きしなりと。上杉系圖に「上杉掃部頭頼重—千秋越前守頼成—藤明(長合、又長宇)—某(長尾兵庫助)—氏春(武州守護代、兵庫助、應永廿二年正月十日、源秀胤、雪下に於いて自害)」と。

上杉謙信(輝虎)の家は此の流なりとの説あれど非なるべし。上杉條第十一項参照。

15 氏人 源平盛衰記に「長尾新五、同新六」と載せ、また「瀧日三郎は父祖の忠に酬て命をいき、長尾五郎は轉續の功によつて死を免れたり」など見ゆ。又東鑑卷一に長尾新五郎爲宗(治承四年八月廿三日條)、また一、二、廿四に長尾新六定景、十五に長尾五郎、二十一、二十四に長尾太郎景茂、二十一、二十四に長尾次郎胤景、二十七に長尾三郎、三十、三十二、三十四に長尾三郎兵衛尉光景、三十一、三十二に長尾平内左衛門尉景氏、

三十五、三十八に長尾三郎左衛門尉、三十八に長尾三郎爲村、長尾新左衛門四郎、長尾新左衛門尉定時、長尾二郎兵衛尉爲景、長尾次郎左衛門尉胤景、長尾平内左衛門尉景茂等を載せ、又承久記卷一に長尾のしん六を擧ぐ。

これより前、前太平記に「城介の方より長尾彌四郎輔定」とあれど探り難し(城太郎貞成)新六定景は勇敢にして公曉を誅せしにより著名なり。又景忠は、系圖に「三浦實治亂に一味して生捕られ配流」と載せ、景爲は「法名修阿彌、祖父景茂逆心一味、本領を没收せられ、浪人となり、上杉家を頼む」とあり。

その後、太平記卷二十二に長尾新左衛門あり、義貞に従つて勤王す。また二十九に長尾彦四郎、三十に長尾孫六、同平三等見ゆ。又系圖に「左衛門尉景忠は法名教阿彌、建武二年十二月十二日、宮方越中國司中院少將定清、退治の時、尊氏將軍に従ひて二引旗を賜ふ。上杉憲顯の名代と爲り、石動山城を攻め落し、本領を賜ふ」と。一族・南北に分屬せし也。以下各項を見よ。

16 關東の長尾氏 嘉吉記に「上杉家臣長

尾中左衛門入道昌賢」を載せ、また應仁私記に「長尾孫太郎景純(小次郎景勢の弟、平)」を擧ぐ。而して鎌倉大草紙に「長尾出雲守(憲基の臣)。天懸入道方に長尾信濃守、同帯刀左衛門。持氏方。長尾但馬守(以上應永)」また「應仁(永)元年、長尾景人・足利學校を建立す」と。また「山の内は憲忠若輩故、長尾左衛門尉景仲・諸事を名代に執行す」と(太田條参照)。又成氏狀に「長尾左衛門入道、自ら諸職に專らす云々」と見ゆ。

又「管領上杉右京亮憲忠が名代として、長尾左衛門入道景仲・威勢を八州に振ふ。彼の名字の中、三家あり。上州白井の長尾、總州佐賀の長尾、越後の長尾等也。先年江の島合戦の時、成氏へ敵對して、彼が一味の者共敵軍・本領を没倒せられ、其の後、和談寛免の間、本領返し下さるべき由、憲忠・頼に訴訟申されけれども、成氏御免なかりけり。此により皆々分國の一揆、政官人等をめし集め、猶ほ以つて嗽訴を致すと雖も、御許宥なし。近年は寺社舊附の庄園を押へて、家人共に恩補せしむ。さる程に、國々所々より訟へ止む事なく、騷動忿劇・關東の大亂と見

えければ、成氏より憲忠に下知ありて、折檻を加へらると雖も、更に是れを用ひず。如何様、東國の大事・此の時にありとや思ひけん、憲忠の舅河谷入道々朝、長尾左衛門入道昌賢、竊に上州に下り、一味の族を催し、種々の計略を廻しける」と。その後、文明の頃、「扇の谷の家務は太田左衛門入道々灌、山の内の家務は長尾左衛門入道・死去の間、長尾尼張守忠景に、顯定より申し付けらる。案に長尾四郎左衛門尉景春は、長尾一家の大名にて、有勢の者也。殊に老父玉泉庵・忠功他に異れり。然る間、景春・我こそ家務職を承るべき處に、忠景に誘えられ、天性腹惡數男にて、逆心忽に思ひ立ち、顯定を亡ぼすべき企を密かに存知立て、縁者たるの間、太田道灌に此事を相談す」と。

「文明九年正月十九日の夜、顯定、憲房、宣政の三人、小勢にて叶まじ、上野へ打越え、大勢を催し、景春を退治すべしとて、太田道灌を殿にて、利根川を渡り、那波の庄へ引退く。景春一味の族には、武州豊島郡の住人豊島勘解由左衛門尉、同弟平衛門尉、石神井の城、練馬の城を取り立て、江戸、河越の通路を取り切り、

相州には景春が被官人・溝呂木の城にたて籠り、頭越後五郎四郎は小幡と云ふ山城にて籠る。金子掃部助は小澤と云ふ城に帰籠る」と。

「十月、長尾景春、同六郎爲景、公方より加勢ありて、荒巻といふ所へ陣を取り、切所を前に當侍掛けるに、敵陣は引退きて歸陣す。其の後、明る正月朔日、藤田中務方より長尾左衛門尉方へ、寺尾上野介を使として、上杉と和談・有るべき由申し來る」など見ゆ。

又相州兵亂記に「上杉の家老長尾六郎爲景・逆心を起し、越後の守護人上杉民部大輔房能を越後の雨瀧と云ふ處にて打殺し、越州を乗り取りしかば、管領顯定入道・當屋形憲房を相伴ひ、上州より打ち立ち、越州へ押し寄す。永正六年七月廿八日、長尾六郎を責め玉へば、爲景・軍に打負けて、越中の國四道へ落ち行きける。可淳、憲房・戦に打ち勝ち、猶ほ國中、井に近邊を下知して在國したりしに、明る永正七年六月十二日、越後の一揆ども、高梨権津守を大将として、爲景にかたはられて、悉く蜂起しければ、房憲権屋と云ふ處へ押し寄せ責め玉ひけるが、

忽に打負けて、憲房・妻右の庄に引き籠り、猶ほ軍勢を催し、上州の勢を待ちて、彼れを對治あるべしと宣ふ處に、長尾、高梨・勝ちほこりたる威勢なりしかば、少しもためらふべき、則ち打立ち押寄せければ、同六月廿日、顯定入道・長森原へ出で合ひ散々に戦ひ、長尾六郎を追立てける處に、高梨権津守馳せ來て、顯定を討ち取り申しける。此の人は上杉家中興の管領にて、十四歳にて上州に來り、久しく武將と仰がれ、今年五十七歳と聞えし、法名は可淳大居士とぞ申しける。やみやみと高梨に討たれ玉ふ故に、長尾が勢・雲霞の如く集りしかば、憲房・越後の在國叶はずして、上州へ歸り、白井の城にぞ籠りける。此の折節上杉の長尾無二の忠功をなしける長尾左衛門尉景春入道伊支・逆心を起し、同名六郎と一味して、已に打立ちければ、近親の家の子・三戸駿河守、太田備中守、種々諫めける」など見ゆ。猶ほ以下各項を見よ。

また「長尾孫太郎、長尾但馬守」等見え、又道灌譜に「長尾右衛門尉景春と戦ふ」と。武藏の長尾氏 當國桶樹郡に長尾邑あり。又秩父郡熊倉城(日野村)は新編風土

記に「村の四邊にあり。熊倉山と云ふは是より坤の方に横き、白久村の内にある。此邊りも其の頃は城郭なり。や、長尾忠直入道が居りし熊倉城とは此ならん」と。又豊島郡の名蹟に長尾左兵衛見え、天正十四年文書に長尾内膳止を擧ぐ。



20 但し異説頗る多し。白井流 上州群馬郡白井城に據りし長尾氏にして、長尾昌實影儀記に據れば、「康元年、上杉氏より白井の庄を賜はり、同年十一月入部す。上杉の内管領なり」と。又上野國志に「白井城。長尾四郎左衛門景春居す。後に伊支居士と號す。初め建長四年、宗尊親王・將軍に任じ、鎌倉御下向の時、附添人として關東に下る。長尾四郎大夫景春が時、白井を賜はる。是より代々、上野に住して、上杉の内管領と成り、白井、足利、惣社の三家となる」と。影儀記に據れる也。

一に此の長尾氏は「良俊」公孫「致頼」致經（左衛門大尉）景村「景明」景村（白井長尾祖）なり」と。又「長尾四郎大夫景春・康永元年、初めて白井庄を賜はり、景照より、景忠、景行、清景、景守を経て、景仲入道復昌景に至り、威勢漸く大なり。上杉の内管領なりと雖、國政の實權を握る。その子景信も亦上杉に仕へて忠あり。景信の子景春入道伊支が時に至りて、從祖父惣社の子景強守忠景、上杉家の執事に補せられしを憤り、山内に背きて古河の公方の味方となり、越後の爲景と謀りて上越の地を割取す。之に因りて戦々上杉と合戦す（第十六項に詳か也）。伊支死して其の子景英が代、古河成氏より扱を入れて、再び山内家に屬す」と。

關八州古戦録には「白井の城主長尾左京亮景盛入道一聲譽は、左京亮景信入道昌賢の孫、四郎太郎景春入道伊支の子也。その智長野信守正」と。又菅親武鑑に「白井の長尾景義、北城軍記に「上州白井の住人長尾權四郎景秋」等と載せ、上野國志に「白井・舊は白衣と書く。足利持氏の時代、山内管領上杉安房守憲實、鎌倉山の内を退き、此所に居住也。其の後、山之内四家老中に、武略の重臣・長尾伊支入道の居城也。嫡男長尾左京入道景春、一色齊と云ふ。長野信守守のしるとなり」と。加澤記に「天正十一年四月、白井城主長尾左衛門景一井齋卒去し、嫡子左衛門景景・河野にて、長尾の家・此の人にて亡ぶ」と見ゆ。

21 惣社流 群馬郡惣社にあり。長尾氏にして、長尾昌實影儀記に「文明五年惣社長尾（屋敷守）忠景、山内家の執事と爲る」と。前に云へり。又これより前、二宮系圖に「觀應中、足利直義・謀叛の時、長尾忠房・戦功ありければ、上野の國府惣社を賜ふ」と見ゆ。後上野志に「長尾孫六忠房は足利家より當國惣社の地を賜はり、子孫繁榮す。忠綱、忠政、景棟、

22 足利流 下野國足利にありし長尾氏なり。足利條第七項を見よ。猶ほ前各項、殊に十九項參照。同所長尾寺は足利城主長尾但馬守景人、文安五戊辰年十月の創建にして、長尾景長、同齊長、同政長、同景澄等の畫像存す。一に「但馬守貞景、その子但馬守景長（良齋禪香、享祿九年卒）」と。



「女子字は景虎の字」
 義景の語は爲景の下に附すべし。又景虎以下は上杉條を見よ。本系圖は誤謬極めて多く、事實と符合せざるもの夥からず。而して同系圖の奥書は、更に「平氏嗣後國屋形、長尾平氏景・御先祖の事、相模國鎌倉権五郎平氏景政が四代梶原平三景時の御子孫也。御幕教・巴の九曜の星。平景治・越後國古志郡屋形、長尾。平氏景・此の御代に越後一國の屋形と號す、長尾喜平次。關東八箇國屋形・平景房・長尾。上杉中納言藤原維信の御曾也。平爲景・長尾、從四位下、左京大夫、道七入道と號す。母は上杉維信の御娘也。平景虎・長尾喜平次、後に上杉大納言、管領職、藤原氏重政の御家を繼ぎ給ふ」とあれど、又前者と一致せず。
 一に當流は白井長尾の庶流と稱せらる。第十九項參照。
 いま比較的根據すべし文書記録を基として、當流の系圖を作製すれば次の如きか。
 「景弘六世景景(守護代、教同)景景時一高景(彌六郎、筑前守。上杉憲實、房嗣に仕へ、府内城に據る。魯山)」

27 略歴 今主として藩翰譜に據り、二三を訂正す。上杉氏は安房守景景が時より、伊豆、上野、越後の三箇國を領し、鎌倉の左馬頭持氏の卒後、その權勢、日に強く、關東の諸大名・靡き從はずと云ふ事なし。又長尾は、其の家の老なりしかば、是れも上杉が領せし國々に分れ住む。輝虎の父長尾信濃守爲景に至り、永正元年兵を擧げ、同四年、上杉民部大輔房能を當國兩河に弑す(民部大輔房能とは上杉憲房が室町殿へ此の亂の事を註進せし書

一に謙忠の二子右馬助、右京亮なりと。甲越春秋に「爲景に四子、長は定景(晴景)、次は景康、三は景房、季は景虎也」と。

に見えたり。北條五代記には上杉九郎房義と記す。
 管領山内の上杉民部大輔顯定入道可淳養子憲房と共に、上野の國を立て、越後國に向ひ、爲景と戦ふ(永正六年七月廿八日の事也)。爲景打ち負けて、越中國四濱へ引退き、顯定入道父子・越後の國に在りて、國中の亂を鎮めんとす。當國の國人等・高梨權津守政盛を大将として、爲景に與みし、永正七年六月廿一日、顯定入道と長森原に戦ひ、高梨勝ち、顯定戦死す(高梨條を見よ)。憲房も越後國に溜りかね、上野國に引返し、平井の城に籠れり。此の後爲景、越中の國府内の城に住し、越後の國をも打圍へしが、天文十一年、加賀國へ發向し、敵の爲に欺かれて、梅原野にて死す。これは爲景、一向宗の一揆を平げんとて、加賀國に向ふ。敵欺いて降参して案内し、路におとし穴を所々に拵て、爲景が軍勢を導きて、悉く隔られて殺せしなり。神保、椎名條參照。
 爲景の後、嫡子晴景嗣ぎしも、景虎・景房を受く。景虎・父爲景が討れし時、僅に十三歳也。同十二年、景虎が姉婿上田

長尾越前守政景・景虎が幼を侮つて、彼の所領を井せんとす。景虎其の勢二千計り、政景が八千人を打破り、同十四年、政景・降人に成り、十五年、越後國悉く靡き隨ひぬ。さらば父爲景が弟ひ軍せんとして、越中國に打入り、加賀、能登を隨へ、佐渡國へ押渡り、十六年八月、信濃の國の住人村上義清が甲斐の武田に、滅されて、越後國に落ち來り、景虎を頼みしかば、武田とも合戦始れり。又同廿年の夏の頃、山内の上杉憲政、北條に滅されて、これも景虎を頼みて、越後國に落來る。景虎・故主の義を存して、喜多川の邊に、館を構えて迎ひ入れ、御館殿と仰ぎつゝ、よきにかしづきまゐらす。憲政大に悦び、景虎に上杉の家を繼がせ、管領の職を譲りしかば、彈正大弼從四位下藤原政成と名乗て、上杉の管領とは申し、頼がて入道して謙信と號す。
 永祿三(四)年三月、信濃、上野、下野、常陸、武藏の軍勢を催し、其の勢十萬騎、相模の國に發向し、小田原の城に押寄す。謙信・此の役に關白近衛前嗣を奉じて主とし、鎌倉鶴岡祠に詣す。此の年五月(實は二年四月、廿七日入京)鎌兵を合せて

僅に二千八百人を引具し、都に上り、先づ參内の後、公方に謁す。義輝將軍、御諱字を賜ひ、輝虎と改めらる(實は六年)。夏日記、小田原記等に「謙信參内したりしに、觀感殊に淺からず、長光の御太刀に、黄金の香合に、藥物を入れて下し賜ふ。又將軍家へ參りしに、先づ謙信が座を、當時の執權三好左京大夫義綱が上に設けらる。錦の直垂に、朱の采配を添へて賜はり、管領の職を許さる」と。同九月(三年也)、近衛の關白前嗣・越後國に御下向あり。
 斯くて輝虎入道、生年十四歳より、弓矢を取る事・三十六年、北陸東山東海の諸道に、威を震ひ、越後、越中、加賀、能登、佐渡、飛騨、上野(半國餘)、下野(半國餘)、陸奥(二郡)、出羽(五郡)、常陸(三郡)の國を打從へ、當時、織田彈正忠信長が、將軍家を蔑如すと聞いて、大に憤り、信長を退治せんとて、天正五年十月、越後の雪の消ゆるを待ち、都に打て上らんとて、既に諸國の軍勢を催せしが、翌年二月の半より、何となく、違例して、同三月十三日、年四十九歳にて卒す。夏日記に「葬送の事、執行ふとて、枕の下を

見れば、餘世の詞と見えて、我一期榮、一盃酒、四十九年、一醉間、生不知、死亦不知、歲月只是如夢中と云ふことを、自ら書かれ、押入て置かれし」となり。
 輝虎に子なし、元龜元年春、北條左京大夫氏康が七男三郎を人質として越後國に送る。謙信・我が子にすべしとて、天正元年正月十九日、我が名を譲りて、上杉三郎景虎と名乗らせ、我が外甥景勝が妹に配す。謙信卒する時、領せし國々を二つに分け、半は景虎に譲り、半を外甥の長尾喜平次景勝に譲りしが、卒後、百日を経ずして、景虎・景勝、國を争ひ(四月廿日)、景虎・打負けて、春日山城を去り、憲政の御館喜多川へ落行き、天正七年正月晦日、景虎が侍大将北城丹後守も討たれしかば、景虎・同三月、鯨が尾の城に落行き、遂に景虎腹切つて死し、憲政も終に自害す。
 景勝が父越前守政景は、輝虎が姉婿にて、同じ流の長尾なりしが、反して戸次關右衛門に殺さる(字佐美條參照)、其の子喜平次景勝、十一歳にて、父に後れ、十三歳より輝虎に近く仕へ、十四歳にて、深澤、九鬼と云ふ大剛の兵を同じ枕に斬り、

交政景が領せし植田三庄を賜ふ。かくて家を嗣ぐや、信長・年ごろ輝虎が威に恐れ、常に家人の禮を取りて、使を奉り物獻する事、更に空しき月なかりしが、輝虎死し、國亂れしと聞くより、上杉が國々を打取つて領せよとて、加賀國をば佐久間支善九、能登をば前田又左衛門尉、越中をば佐々内藏助に分つ。景勝・折ふし柴田四幡守が背きて、越後國新發田の城に籠りて、國中靜かならざるを鎮めんとて、彼等と戦ふに暇あらず。天正十年の春、信長・甲斐の武田を滅して、上野をば澁川左近將監、信濃をば森武藏守に與へ、越中・信濃上野より攻め入らんとす。此の年信長・明智に討たれ、澁川・森、上方へ引返す。景勝・信濃を打隨へ、越後の國に歸りて、國中の亂を鎮め、又佐渡の國を撃つ。同十二年、羽柴筑前守秀吉、越後國柏崎妙樂寺の僧に、木村綱一右衛門尉を、副使として、音信を通じ、十三年四月、秀吉越中の國に發向し、佐々を降し、九月十三日辰刻斗りに、秀吉・石田治部少輔三成、木村綱一右衛門尉の二騎を具して難兵僅か三十八人、越後國落水の城下に來て、城守須賀實理に使を立

つ。景勝・これを聞き、直江山城守兼城、藤田能登守信吉、泉澤河内守年親、安田筑前守船島等引具し、落水にて、秀吉と對面す。天正十四年五月廿七日上洛し、參議に任じ、四位に叙せらる。直江、藤田、安田等五人も叙爵し、十七年景勝・從三位中納言になされ、家人直江山城守兼城・從四位侍從に任ぜらる。(兼城は、樋口與三左衛門と云ひし柴新つかさどりし者の子也。直江大和守の婿となる)。藤田、泉澤、安田も、從四位下に叙し、其餘の家人等、叙爵するもの十一人に及べり。慶長二年の春、陸奥會津に移封、百二十萬石、家人直江山城守、別の仰せを蒙りて、米澤を賜ふ、三十萬石也。此の時太閤・景勝に向ひ、今領する國は、租入如何程ばかりにやと尋ねしに、凡そ七八十萬石もや候はんと思されければ、こは思ふにも似ず少かりき。さらば所領あまた參らせんとて、會津百二十萬石の地に移されたりと。上杉の領地は、越後、佐渡より、出羽、陸奥に及べば、歳入・實は三百萬石もありしなりと。慶長五年の秋、景勝・石田治部少輔三成

と通じて兵を擧げ、破れて後、六年十一月、景勝・長井信夫等の部を賜ひて、會津仙道庄内の地を收公せらる。以下上杉條を見よ。
28 府内流 春日山城に據る。城は長尾爲景の築城なりと傳ふ。爲景横死後、會津伊豆守・奪ひて此に據りしが、爲景の末子上杉謙信・會津を滅ぼして之を復す。地名辭書に「創築不詳、或は寶徳年中と云ひ、或は長祿年中と云ふ、共に明白ならず。抑も此の城は府内の要害にて、山峰の上に在れば、平時居住の地勢にあらず。四境有事の日に立籠るべき防禦陣營なり。されば新史に上杉、長尾の居止を説くに、其の府内城と云ふは御館を指す。謙信、景勝の治世には、防備を嚴にし、多く春日山に居り、春日山即ち府城たりき。されば此山に築城せしは爲景なるべし。爲景以前に築城ありと云ふは、時世の情態に合はず。尙ほ考ふべし」と。
又頭城郡直峰城(安塚邑)城主に長尾伊勢守あり。
29 藏王堂流 越後國古志郡藏王堂城(藏王村)に據る。初め長尾信濃守能景の三男新次郎爲重(爲景の弟、謙信の叔父)の

據りし地にして、永祿中、其の子彈正忠謙忠(幼名小治郎景連)繼ぐ。後堀美作守親直の居城也。
30 同郡に四中ノ俣城(四中ノ俣村)あり、長尾筑前守高景の二男上總之介、上州沼田より五十嵐郷に來り、此の地に築く。其の子大炊之介、其の子主計、其の子小平太也。又村田城(村田村)は、享祿二年五月、長尾氏景・此の地にありて、飯野城主黒崎勝宗を破る。

31 三條流 越後國蒲原郡三條に據りし長尾氏にして、筑前守高景(法名磐山)の長子上野介邦景の後也。初め魚沼郡上田にありしが、後當地に移る。邦景の子淡路守景景、其の子五郎左衛門尉慶景、其の子筑前守信景、其の子平六郎俊景、府中長尾爲景の死後、威を振ひしも天文十三年敗死す。その他の事は三條條を見よ。
32 下田流 蒲原郡下田城は一に考曾城とも、高城とも云ふ。森町の東に在りて、長尾四幡守豐景の居城なりき。豐景は高景の弟にして、無双の強將と云はれたり。其の子遠江守景久・父に嗣ぎ、下田高城の城主となる。其の孫遠江守景景・謙信に隨ひ、戰功多からざりしが、後功を恃

みて稍や驕色あり。謙信・怒りて本庄繁長に命じ、其の弟右衛門尉景治とを合せ殺す、永祿八年三月の事なり。藤景の從臣外記入道與里・主君の變死を聞くや、遺臣を集め、當城に據りて叛す。籠城數月、敵せずして落城す。後天正十四年、柴田落城の際、小倉伊勢守・當城を賜ひしが、明春何去す。其の子喜八郎は河田軍兵衛跡の志多田を仰せ付けらる(菅親武監)。
33 上田流 越後魚沼郡上田に據りし長尾氏にして、坂戸城に據る。一に上田城とも云ふ。六日町坂戸に在り、筑前守高景以來、長尾氏代々の居城也。其の子を上野介邦景と云ふ。子孫後に三條城に移る(平六俊景の家也)。郡誌に「諸説多けれど、長尾豐前守景恒の末子新左衛門宗景、文和元年・上杉憲顯に従ひて越後に來り、上田庄を領す。其の子景景・四千五百貫を領せしが嗣なく、長尾信濃守重景の子新六房長を養子とす。房長(越前守)の子政景も亦越前守と云ふ」と。其の後熊景の嫡子太郎房景も亦居城し、子の政景と共に、謙信と争ひて敗れ、和して政景に謙信の姉を娶る。其の子景勝也。政景は後

宇佐美駿河守定滿が爲に信州野尻の池に横死す。天正六年、景勝景虎が家督を争ふ際、上坂宮内少輔・當城を守りて北條勢を防ぐ。此の上田長尾の家臣を上田衆、又は上田者と云ふ。
又一に「筑前守高景の次男頼景は府内長尾の祖にして、長男上野介邦景は上田に居り、子孫三條城へ移り、府内能景の嫡子太郎房景・次いで此に居り、其の子政景に譲る」と。
同郡志水城(上田村清水)は天正年中、長尾伊賀守・上州口の押へとして此の城を守る。又不動山城(下根知村根小屋)は長尾氏の族三本寺伊豫守景定の居城也。三本寺條を見よ。
34 一族 その他、長尾系圖に「長尾氏景公御家中侍・氏江、村田、松川、太田、宇賀地、萩田、高橋、林邊、小野、長尾景房公御家中侍・駿河秀景、長尾藏人景忠、長尾爲景様一類衆・上田政景、上條山城守殿(景義)、長尾義景殿、飯野景久殿、古志景信殿、飯野四郎兵衛殿(景高)、菊和相摸守殿(景親)、柄尾佐渡守殿(景親)、須和買景殿、上杉謙信様御親本・上杉景滿殿(古志長尾十郎殿の事也)」。上杉

ナカオ

ナカオ

ナカオ

景勝様御家中侍・長尾備四郎。上田政景様御家中侍・長尾右馬頭。謙信様御譜代、古志の侍衆・長尾紀伊守、長尾和泉守、長尾左馬助、と。その他、上杉、及び、各條を見よ。

35 家紋 見聞諸家紋に



越後長尾

香河和景と同紋。上杉條を見よ。長倉追討記に「九ともへは長尾が紋」と。

36 その他、國彦社上條の神官に長尾氏あり。又居多神社に長尾性景郷寄進狀(十三石)存す。

37 清和源氏 大崎條を見よ。また長岡條參照。一色流に長尾民部大輔親久あり。

38 會津の長尾氏 永井條を見よ。

39 津輕の長尾氏 建武元年津輕降人交名に「長尾孫七景繼、長尾平三入道」を載せたり。

40 越中の長尾氏 當國は久しく長尾氏の領せし地にして、その關係極めて深し、神保、椎名、江南、長、二宮、佐々、及び本條各項、上杉條を見よ。又下總小金本土寺過去帳に「長尾信州吉景、越後、

越中にて打死」と。
又三州志、新川郡小出城條に「掛美庄助五郎こゝに據るを、謙信・再び攻め居り、麾下の長尾小四郎景隆を置く」と。小四郎は又新川郡魚津城にも據れり。又天正八年、越中の上杉勢は長尾喜平次を將として織田方を討つと。

41 江戸幕臣 寛政系譜に前記の庶流三家を載せたり。家紋三頭左巴、釘抜。

42 倭直姓 但馬國の名族にして、太田文に「出石郡神戶郷三十四町七反百十六歩、法皇寺、四町小、國別當國司之沙汰。出石毘沙門堂領、八町四反、國別當長尾孫三郎政経・御家人」と見ゆ。

43 備後の長尾氏 惠蘇郡門田邑に長尾城あり、此の氏の居城也。
44 藤原姓 美作の長尾氏にして、東作志に「勝北郡豐田庄關本村社人長尾一馬、同小吉野庄曾井村月村大明神社人美野村

長尾津津」を載せ、又英田郡江見庄土居邑八幡宮棟札に「長尾豐前守藤原光輝」と見ゆ。又山外野村に長尾上總、山口村總社大明神に長尾佐渡あり。

45 安藝の長尾氏 豐田郡木谷村の名族にして、藝藩通志に「長尾氏は先祖評かならず。古き農家にて、園村・舊家と稱す。且つ中古傳右衛門、朝鮮の役に從ひ、豐太閣より、長尾氏を賜はる」と云ふ。又廣島の名族に在りと。

46 紀伊の長尾氏 名草郡五箇庄塙士十一家の一に長尾喜兵衛あり。又星田系圖に「基道の妹は長尾三郎五郎室」と見ゆ。なほ長岡條參照。

47 淡路の長尾氏 太田文に「山田保田三十町六十歩、即保地頭、長尾平内」と見ゆ。

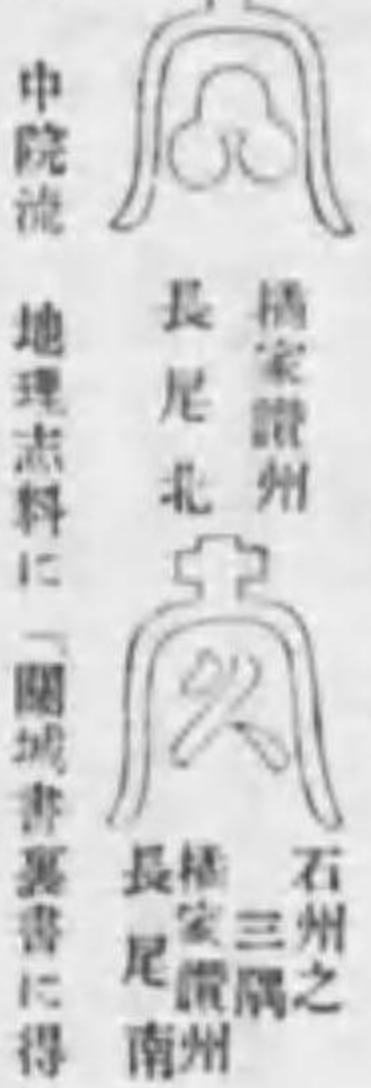
48 橋姓 讚岐國鶴尾郡長尾郷より起る。當國寒川郡にも長尾郷ある事、前に云へり。よりて此の地を四長尾とも稱す。南北朝の頃、大谷川左近大夫橋光兼・當地に據る。大谷川條(一一〇九、一一一〇頁)を見よ。その後、細川頼之の將海崎元高・當地を領し、長尾氏と云ふ、又橋姓也。ウミヤキ條(七三九頁)を見よ。猶

長尾條參照。

全讀史に「長尾城は長尾村に在り。海崎元高・これを築く。元高・三榮橋を以つて紀號と爲す。宿禰公忠之の裔也。三野郡宮御崎に居る、因りて海崎氏と改む。貞治元年、高屋の役・功あり、乃ち封を粟隈、岡田、長尾、炭所の四村に授けて、長尾に城いて居る。應安元年正月廿七日、大隅守に任ぜらる。因りて尾尾大隅守と稱す。元高に八男八女あり、適男次郎左衛門虎勝は父の迹を繼ぎ、次男は炭所に城いて居り、伊勢守と稱す。三男左衛門督は岡田に城いて居る。四男は粟隈に城いて居り、田村上野守と稱す。炭所より以下を長尾三家と稱して、甚だ權勢ある也。五男五郎左衛門は岡田の後を受け、六男上野介は粟隈の後を受け、七男左衛門尉は長尾の後を受け、筑後守に任ぜらる。八男惣左衛門は炭所の後を受く。而して長女は安富筑後の妻と爲り、次は齋藤下總守の妻と爲り、次は三原左近の妻と爲り、次は熊岡丹後の妻と爲り、次は新名治部之妻と爲り、次は伊賀掃部の妻と爲り、次は子松石河兵庫の妻と爲る。而して子孫綿々、世々封を繼ぐ。天文、元龜

の間に於いて、長尾因幡守、及び備中守なる者あり、土佐元親に降りて、城邑を有つ。豊公の南征に及びて其の城邑を失ふ。因幡守は眼病にして明を失し、弟備中守に譲ると云ふ」とあり。
一に「長尾備中は長尾城に居り、天正七年長宗我元親の滅ぼす所となる」と。
全讀史は又「炭所城は東炭所村種子里に在り。長尾大隅の次男伊勢守、及び八男惣左衛門・こゝに居る。天文、元龜の時、及んで長尾左近兵衛元國(百貫の主)あり、其の子孫七郎は歳十八、七兵衛の爲に圍まれ、而も脱れて後に長尾備中と俱に土佐元親に降り、何なくして邑を失ひ、遂に遺世薩染して支正入道と號す、時に歳三十八」と。
又「常陸城は四條所村に在り、常陸三郎左衛門・こゝに居る。蓋し長尾の支族也」と。又「岡田城は下岡田村に在り、長尾大隅の三男左衛門督・こゝに居り、子孫綿々」と見ゆ。見聞諸家紋に

49



橋家讚州 石州之三州 橋家讚州 長尾北 長尾南 中院流 地理志料に「關城書裏書に得

熊通村は高良新王を奉じて讚岐の長尾城に入ると。太平記に四長尾城あり、中院少將定平の裔・世々之に居る」と見ゆ。
又全讀史に「金丸城は長尾備山南金山に在り。土人云ふ、小龜城太郎某の要城也。在昔長尾村の地頭に、小龜太郎なる者あり、其の祖廟を建て、小龜大明神と曰ふ。貞治の時に方りて源少將・來りて此の城に據り、源少將・亡びて小龜氏・これに殉ず。城太郎の長男小太郎、次男を次郎とす。又云ふ、昔・伊豫棟純友・此の城に據る。藤原千常・之を討つ。純友の墓・猶ほ在り」と。
その他、長尾賣藏院主あり、寒河條を見よ。又明應の頃、細川家臣に長尾六郎高之、大西三郎貞廣、香河五郎頼景等あり。なほ岡田、炭所、田村等の條參照。
50 豐前の長尾氏 田川郡の豪族にして、應永正長の頃、長尾豐道なる者あり。
51 雜載 その他、加藤清正配下の將に長尾豐前あり、肥後益城郡愛蔵寺城代たりき。又徳川時代、東澤上杉藩重臣、古河土井藩家老、新谷加藤藩用人、鍋島藩側年寄に見え(武鑑)、又福岡黒田藩士に長尾正兵衛重威・勳王の志士也。

また江戸の儒者に長尾龍(赤城)、又江戸の歌人に長尾仁左衛門景寛あり。又南畫家長尾無墨(田能村竹田門)、香宗我部家に長尾市兵衛、長尾長左衛門、京都の勤王志士に長尾三郎武雄(三條西洞院)紺屋小兵衛爲猶の次男あり。又九曜を紋とする者存し、又豊前、豊後、筑前、常陸、備前、志摩等にも多しとぞ。

永雄 ナガヲ 前條氏と通ず。
長雄 ナガヲ 同上。

1 讃岐の長雄氏 當國長尾郷より起る。前條第四十八項参照。南海流漢記に「仁治四年二月十三日、國府を立ち、讃岐の守護所長雄次郎左衛門の許に至る。諸國二里、十四日守護所の許より鶴足津の橋藤左衛門高能と云ふ御家人の許へ預けらる」と見ゆ。

2 雜載 江戸の書家に長雄牛左衛門(耕雲)あり、長謙流を創む。その後、牛造(旭山)も名あり。

長緒 ナガヲ 平姓と稱す、長尾氏に同じ。應仁私記に「長緒孫四郎(平景在)」を載す。

中岡 ナカヲカ
1 秀郷流藤原姓日野邊氏族 紀伊國發祥にて、もと日野邊、或は木下を稱す。光

利に至り、初めて中岡を稱すと云ふ。家紋澤瀉、井筒の内上り藤、釘抜。寛政系譜に「長十郎芳範(勘七郎)―直次郎嘉樹」等を載む。

2 肥前の中岡氏 松浦郡畑配下の將に中岡左馬助あり。

3 土佐の中岡氏 安藝郡北川郷の名族にして、幕末、中岡小傳次の男に中岡慎太郎道正(光次郎)あり、勤王の志士、石川清之助と稱す。

4 雜載 その他、志摩に存し、又安西軍業に「中岡三右衛門」、また香宗我部家に中岡太郎左衛門、長門、周防、安藝等にも多く、又江戸の儒者に中岡幹(子稱)あり、豊州と號す。

長岡 ナガヲカ 山城に長岡宮あり、桓武天皇の帝都也。高山寺本、乙訓郡に長岡郷を收め、三結寺大治六年の文書に乙訓郡長岡莊見ゆ。次に和名抄、近江國坂田郡に長岡郷を收め、奈加乎加と註し、次に陸奥國に長岡郷を收め(陸前)、奈加乎加と註し、郡内に長岡郷を收む。次に高山寺本、出羽國村山郡(羽前)に長岡郷を載せ、次に越中國磯波郡に長岡郷ありて、奈加乎加と訓す。次に美作國久米郡に長岡郷あり、又後に長

岡庄・見ゆ。次に土佐國に長岡郡あり、奈加乎加、國府」と。

その他、尾張、美濃にも長岡庄あり。又攝津、伊豆、下總、常陸、上野、下野、岩代、陸中、越後、備前等、此の地名多し。

1 長丘連 寶龜氏裔にして、神龜元年五月紀に「正六位下寶龜大足に姓を長丘連と賜ふ」と見ゆ。

2 長岡連 蓋氏の裔にして、寶龜七年十月紀に「左京人少初位上蓋蓋に姓を長丘連と賜ふ」と見ゆ。山城國乙訓郡長岡より起る。

3 長岡忌寸 秦氏の族、櫛計智(己智)の裔也。寶龜八年七月紀に「左京人從六位下櫛計佐河内等の三人に、姓を長岡忌寸と賜ふ」とある後にして、姓氏錄、大和諸蕃に收め、「長岡忌寸。己智と同祖、諸國王の後也」と載せたり。

4 長岡朝臣 桓武帝の御裔にして、山城の長岡を氏名に負ひし也。延暦六年二月紀に「岡成に姓を長岡朝臣と賜ふ」とある後にして、弘仁六年六月紀に「從五位下長岡朝臣岡成等を左京に賞附す」と見ゆ。姓氏錄は左京皇別に收め、「長岡朝臣。正六位上長岡朝臣岡成は、是れ皇統顯照

天皇(高祖)の東宮に御せし時、多治比真人豐繼、女婦と爲りて供奉し、生るゝ所也。延暦六年、特に姓を長岡朝臣と賜ひて左京に賞す。續日本紀に合すと註す。

5 尾張の長岡朝臣 熱田神宮の社家にし、中藤の一たり。又雁使の長岡氏も朝臣姓也。中藤長岡朝臣は熱田宮御記に「桓武天皇の皇子長岡朝臣の末葉、延暦六丁卯年より譜代相續して姓氏たり」と。又尾張志に「長岡朝臣氏人一族十二家あり。桓武天皇の皇子長岡朝臣の末葉云々、府志にいへり」と。此の姓に屬する氏は、長岡、廣島、樺岡、望月、葦岡、三市、竹室、竹室、桑岡、廣松、中大路等の諸氏にして、安永の頃、熱田大宮内人禰宜に長岡松大夫保嵩あり。

6 長岡家(藤原北家) 尊卑分脈に「永手(號長岡大臣)」と。また「内廣(號後長岡大臣)」など見ゆ。藤原性参照。

7 佐々木氏族 近江國坂田郡長岡庄より起る。この地は建武元年給旨に長岡庄鳥羽の上郷と見え、當氏の事は、佐々木系圖に「鏡三郎左衛門貞貞―貞高(長岡三郎左衛門、能登守、一圓)―秀貞(長岡尾張守、一圓とも云ふ)―高行(一)―高秀、

太郎左衛門一圓」と。また「京極高詮―高敷(長岡四郎左衛門尉、加賀也)」など載せ、又京極分限頼に「長岡喜一」見ゆ。又京極殿給帳に「二百石長岡喜兵衛」を載せたり。この族ならん。

8 三河の長岡氏 額田郡の名族にして、仁木村に長岡新藏あり(「葉松」)。

9 兒玉黨 武藏七家系圖に見ゆ。兒玉黨なり。盛行を祖とす。水項参照。

10 武藏の長岡氏 桶樹郡の名族にして、新編風土記に「長尾村鈴木氏。古は長岡氏にて、先祖を長岡將監と云ふ、頼毛の郡司たりしといへど、舊記等を失ひたれば、何の頃といへる事をしらず。始めに長岡將監、長岡八郎といへるを載せ、それより今の久彌までの數十代をあらましに記せる一軸を家に藏せり。其の中に鈴木と改めし後、鈴木兵衛、鈴木權六郎等は小田原にて戦死せるよしを載せたり。これは近頃頃記せしみにあらず、正しき事とも思はれざれば全文をば漏れり。鈴木を氏とせるゆへを尋ぬるに、長岡八郎・織子なきゆへ、北條氏の士鈴木安太左衛門といへるものを婿となせしにより、長岡氏をすて、鈴木と改たりと。村内小名

- 13 那珂の長岡氏 新編常陸國志に「長岡。那珂郡長岡村より出づ。長岡小六は、文明年中、江戸氏と戦ひ、命を預す」とあり。
- 14 清和源氏新田氏族 上野國新田郡長岡邑より起る。頼戸氏の族にて、尊卑分脈に「新田義重―頼戸三郎経義―氏経（長田、長岡二郎）―政氏（太郎）、弟経氏（二郎）、弟時綱（三郎）」と載せ、又里見系圖に同様見え、又徳川系圖に「氏経―長田、又長岡二郎）―経政（長岡二郎）、弟時綱（同三郎）」と。又新田系圖に「氏経―長岡二郎経氏―綱二郎政経―宮内少輔長義―彌三郎義基―又四郎長親」と云へり。
- 15 秀郷流藤原姓川村氏族 陸中國紫波郡長岡邑より起る。盛風記に「南部信直公、紫波征伐の折節、長岡にも一揆起りて、江柄と柄内、私の弓箭を成し、長岡内藏介中央武を攻む。此の中央武は、頼朝公の御供にて下向せし川邑千鶴丸が末にて、江柄、柄内と同家也。柄内丹後、江柄式部への所縁、又長岡への所縁に因りて、彦部、大卷、赤澤、乙部の面々、心々に三ヶ所へかけ集り、御所の催促に應ずるものなし」と。
- 16 清和源氏三瀨氏族 山城國長岡より起

る。「三瀨宗兼の子藤季・細川元常の養子となり、長岡郡桂川西の地を賜はりて、長岡を氏とす」と云ひ、又北越軍記に「昔細川藤季・京南勝龍寺の軍に戦功ありし故に、則ち其の在所水間荘を織田信長公より采地に拜領せしによつて、名のられしとかや」と見ゆ。

其の子忠興・細川氏を嗣ぐ。されど一族、配下に長岡を稱するもの多し。細川系圖に「元有―元常―藤季―忠興―某（長岡與五郎、興秋、忠利の兄、母・忠利に同じ、元和元年京に於いて死）」と見え、又藤季の弟好重も長岡を稱す。其の子重政也。三瀨系圖に「伊賀守晴員―藤季、弟好重（長岡伊賀守）」と。又細川系圖に「藤季の弟某（長岡伊賀守、豊前國に於いて病死）」と云ひ、「忠興の妹（長岡伊賀守妻）、妹（長岡興九郎の妻、興九郎は中院中納言通勝勝の子也。忠興・長岡氏を授く）」と。また「忠利の妹（長岡佐渡守妻）」などあり。

又長岡内膳正・四辻龜山城（丹後與謝郡）に居り、長岡の陣代たりと。又細川老臣に長岡佐渡守長あり、肥後八代城を守り、松井條を見よ。

- 17 平姓南條氏族 南條系圖に「元信（細川誠中守に仕ふ）―元知（南條左近、細川誠中守二男元信・之を養ひ、女を以つて妻はし、後に長岡左近と改む）」と。
- 18 誠智姓 米田貞能（求政）の子駿物貞安・細川家臣となり、長岡氏と改む。
- 19 清和源氏一色氏流 紀伊の長岡氏にして、續風土記、伊都郡教良寺村舊家條に「地士長岡藤吉。其の家傳へ云ふ、一色宮内御法印公深五世の孫長尾民部大輔親久の末葉といふ。家に古き村の四至書あり」と。
- 20 讃岐の長岡氏 寛弘元年大内郡戸籍に長岡阿古女、外一人を擧ぐ。
- 21 備後の長岡氏 惠蘇郡の豪族に長岡越中あり、泉家臣にして、向泉村山崎城に據る（藝藩通志）。
- 又天文十年八月朔日、深津郡江熊牛頭天王社再興啓銘に「願主長岡五郎右衛門正重」と。又備前にもあり。
- 22 安藝の長岡氏 安西軍軍に長岡信濃守

- 23 土佐の長岡氏 當國長岡郡より起りしならん。建武三年堅田小三郎經真軍忠狀に長岡次郎太郎・見ゆ。
- 24 藤姓 肥前の名族にして、恐らく永岡氏の後ならん。永岡條參照。大村藩士にして、士系録に「相傳ふ、永岡誠前純重は、太郎村興（其の先、奥州白川の人）が二十三代の孫也。其の子孫、世々大相國長岡に居り、因りて長岡を以つて氏と爲す。純重（長岡誠前、純伊に奉仕、文明六年十二月下旬、有馬貴純・亂入の時、戦死す」と。大村家記に長岡純重等多し。（其の實、大村家の一族也）。又「萩尾（長岡）、藤姓萩尾並右衛門の裔」とあり。
- 25 筑前の長岡氏 御笠郡長岡郷より起りしか。太平記卷十一に長岡六郎あり、探題に仕ふ。
- 26 安曇姓 對馬の名族にして、安曇磯良の裔と稱す。アヅミ條參照。
- 27 雜載 豐後長岡兵部大輔、また徳川時代、細川藩重臣、出石仙石藩中老に見え、堀尾山城守給帳に「二百石長岡政之丞」と。又秀康繪給帳に「二百石長岡彌次右衛門」を擧ぐ。

又銀座由緒書に「長岡善八郎（江戸住居罷在り候）」と。又茶人に長岡休夢、武藏、豊前、信濃、周防、長門、出雲、石見等に多く、又近き世、陸軍中將長岡外史あり。

長岡 ナガヲカ 和名抄、筑前國御笠郡に長岡郡を載せ、又美作笠原寺記に「久米南條郡長岡庄（綾羅五疋）唐橋乙門」と。

長丘 ナガヲカ 長岡條に併せ云へり。

永岡 ナガヲカ

- 1 肥前の永岡氏 貞觀八年七月紀に「彼許郡人永岡藤津」を載せたり。葛津條參照。
- 2 大村永岡氏 肥前國彼許郡永岡邑より起る。大村氏の一族にして、博多日記裏書に「永岡四郎入道（元亨三正中二云々）」を擧げ、又博多日記に「大村永岡三郎・之を追ひ懸けて討ち留む云々」など見ゆ。
- 3 雜載 安西軍軍に永岡兵部大輔を載せ又徳川時代、三田市柳澤藩重臣に見え、又騎江藩に永岡彌六、猶ほ伊勢の名族に存し、信濃、紀伊等にもあり。その他、長岡條を見よ。

長岡坂本 ナガヲカノサカモト 東大寺奴婢帳に「山城國羽栗里戸主長岡坂本國麻呂」なる者見ゆ。

中小野 ナカヲノ 常陸の名族也。小野條參照。清和源氏佐竹氏の族にして、佐竹系圖に「義憲の子義森（小野、今ノ中小野）」と見ゆ。

長小野 ナガヲノ 豊後の名族にして、大友氏の族也。大友系圖に「親秀―野津五郎頼宗・庶流長小野」と見ゆ。

中大路 ナカオホチ

- 1 長岡朝臣姓 熱田神宮の祠官に存す、異流もあり。
- 2 賀茂縣主姓 上賀茂社の社家にして、賀茂縣主姓と云ふ。澤田社祝たりき。また下鴨社にも在り、氏人の一なりき。

中麻績 ナカヲミ 麻績の一種也。アミ條參照。

○ 中麻績公 伊勢の豪族にして、貞觀五年八月紀に「伊勢國多氣郡百姓外少初位下麻績部廣永等十六人、本姓中麻績公に復す。愚麻呂等が自欺に云ふ、豊城入彦命の後也」と見ゆ。毛野氏の族と云ふ也。

長我 ナガガ 正詳不明。

○ 長我宿禰 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

長賀 ナガガ チヤウガ 梶川系圖に「正信―女（坂津左平次妻）―梶川彌次右衛門―長賀甚五兵衛、弟同定右衛門（住備前）、弟

安積彌兵衛(住作州)とあり、堀川條參照。
中垣 ナカガキ 筑後の名族にして、高良山天文廿年檢地帳に中垣季光、その他、中垣三平、中垣佐吉等見え、又幕末勤王の士に中垣健太郎あり。

又小田原大久保藩に存す。中垣秀之—秀定—秀元—秀實—にして、秀實は謙齋と號す、幕末功あり。
永垣 ナガガキ 東鑑卷七に永垣平三・見ゆ。

中書 ナカガキ チユウシヨ條を見よ。又御評定着座次第に「中書禪行照」とは、中務少輔入道の事にて、二階堂氏也。

中方 ナカガタ 中臣氏の族にして、中臣氏系譜に「大神宮司茂生—守孝—範家(下野守)—基親(内藏允)—盛家(號中方四郎)」と見ゆ。その子「範仲、弟盛能—頼家—家光(主神司)」とあり。

中潟 ナカガタ 和泉に長方庄あり。
長方 ナカガタ 備前に此の氏存す。
中形 ナカガタ 備前に此の氏存す。
長勝 ナガカツ 台記、仁平三年條に「奥州本良庄年貢云々、麻舎人長勝延貞、三箇所年貢を持来る」と。ナガノマサカ。
長包 ナガカネ 尾張に長包庄あり。

中金 ナカガネ 太平記、東國の士に中金氏を載せ、又磐城の豪族、中賀野氏は一に中金氏に作る。ナガノ條參照。

中兼 ナカガネ 武藏に存す。
中賀野 ナカガノ ナガノ條を見よ。
仲河 ナカガハ 和名抄、周防國吉敷郡に仲河郷を收む。この氏の事は中川條を見よ。

仲川 ナカガハ 次條を見よ。志摩に存す。
中川 ナカガハ ナカツガハ 和名抄、播磨國佐用郡に中川郷を收む、風土記に中川里、延喜式に中川郷を擧ぐ。その他、美濃に中川庄、及び山城、相摸、武藏、下總、常陸、下野、岩代、陸中、羽前、越後、但馬、伊豫、肥前等、此の地名多し。その他、ナカツガハ條參照。

1 中川黨 大和國廣瀨郡の豪族にして、藤原姓と稱す。大倭武士春日大宿所願主人勳番次第に「中川等(黨)、菅尾、姓藤原、大宿所、隔年に之を勤む。廣瀨郡菅尾住、六萬石」と。菅尾氏を領袖とす。ハシツ條を見よ。
2 荒木田姓 伊勢の名族にして、内宮の祠官也。二門系圖に「定俊(荒木田條二四二頁參照)—滿俊—經長—光盛(六編四二頁參照)—經雄(七編宜)—經有(一編宜、文永宜)」とあり。

十七任)—經延(二編宜、貞和四年)—經盛—經世(前編宜)—經久(三編宜)—經眞—經徳—經長(中川長官、編宜、長官十八年、元龜三三三卒、七十五歳)—經文(逸に改)と。また
經徳—經長—經文—經治—經長
經方—經家—經秀—經顯
經忠—經之—經實
右記、大東右衛門

と。内・經方は勇名あり。次項を見よ。
又伊勢名勝志に「中川經方の墓は宇治浦田町字藪種山に在り。圓塚をなす、古老傳へ云ふ、經方は新三郎・武力あり、延徳中、宇治山田の役、浦田坂二の木戸に戦死し、屍を此の地に葬る」と見ゆ。
後世も編宜以下に多く、皇太神宮正編宜重代權編宜家系に「中川(九編宜)、中川經奇二男より出づ。初代經成也」と。また「中川(重代權編宜)、中川(同上)、田長の六世氏長が三男、初代延満の後也」と。又「中川・故重代權編宜」など見ゆ。以下にも此の氏存す。

3 伊勢の中川氏 内外兩宮兵亂記に「中川新三郎政方・返し合つて、二ノ木戸にて討死す」と。こは前項氏なりと。また

勢州四家記に「津川勢中川仁右衛門」を載せ、又傳聖德太子の弟聖德太子は山田の祠官、後中川乙由と稱す。
4 近江の中川氏 勢州四家記に「氏郷方大將中川勝藏」を載せ、また百極殿給帳に「二百石中川角介」と云ふあり。又前川直之助氏云ふ「東邊井都川道村に中川氏敷家あり。總本家を仁右衛門といひ、舊幕時代には代々庄屋を務む。出自不詳なるも、文明年間何れよりか移住し來れるもの、如く、其の時よりの系圖は現存し、現今十二代目相續す。家紋鷹の羽違ひなり」と。

又藤樹先生行狀に「中川氏は門人中の巨擘とす」と。又産根藩儒中川藤郎(漁村)は小原君雄の子也。
5 藤原南家胤作流 美濃國安八郡中川庄より起る。尊卑分脈に「三守(右大臣山科大臣)—右貞(近江守)—邦邦(武藏守)—保方(伊賀守)—種利(春宮少進)—安隆(掃部助)—頼政(右將監)—隆實(兵庫頭)—良朝(美乃國平野權寺主、延暦寺所司、母・中河に住む)—榮成(山、檢校、武藏公)—清兼(策、文、從五位下、進士、夫。或は良朝の子。或る系圖に云ふ、美濃平

野氏云々。美濃國中河に住む云々。中河進士と號す」と。
此の中川氏につきては、予覆嘗つて專説あり。其の一節に「伊賀守保方は天保元年に卒し、その子種利は紀伊、備中、備後守に歴任して、永觀二年卒した。その子には安隆、方正、方隆等がある、御堂關白時代の人で、皆四位に叙せられてゐる。次に安隆の孫にして、右近將監頼政の子なる隆實は武藏守、誠前守、兵庫頭等に歴任し、また歌人として名高い。此の人、當國安八郡中河庄から妻を迎へて良朝を生んだ、これが此の系統と中川庄との間に關係の出來た最初と云つてよからう。良朝は延暦寺所司となつて、當國平野權寺主となつた、その子に榮成がある。また假山上つて檢校となり、武藏公と稱した。榮成には上總公榮仁、武藏公輝勝、進士大夫清兼、先生入道良經、上總公承仁の五男子があつて、榮仁、輝勝、承仁の三人は皆延暦寺に仕へてゐた。加波氏、大井氏、泰水氏は榮仁の後で、横川氏は承仁から出たのである。良經は法性寺園白忠通に仕へたとあるから、此等の兄弟は、大體平安時代の人であつた事がわか

方、更屋敷、一色、白鳥、横井、田、安次、末守、丈六道、神戸、下宮、川西、前田、新屋敷、落合、附寄、齋田、柳ヶ瀬、柳新田、瀬古、八條、和泉、鹿野」等の諸村を包む大莊園で、大野郡に跨つて居る。その地域から考へて、中川庄と至大の關係があつたらしく想像出来るのである。

此の中川庄は興福寺領たりし事あるも後には神宮の御厨となり、神宮雜例集、神鳳抄等に中河御厨と見え、又庄内の村名興福寺は、三代實録元慶五年九月二十六日條に「美濃國稻二千束を興福寺に施す」と見える地かと考へられる。

次に平野庄二十五郷は延暦寺の莊園であつた、それ故、庄内の神戸村は、またの名を小比叡村と云つて、其處には山王權現社があつたのである。これを上の社と云ひ、下宮村には、その下宮があつた。共に弘仁年中、安八大夫安次が傳教大師に乞うて、江州坂本の山王權現(官幣大社日吉神社)を勧請遷座したのだと傳へられて居る。上の社の攝社には、二宮、大行寺、三宮、大年御子、聖童子、十禪師、客人宮、白鳥社があり、又銀宮、唐崎明神祠等がある、社僧は善學院、社人は林、

瀬田、河本の三氏であつた。もとは社家に宇野氏、矢野氏、市川氏等もあり、又神宮寺、御願殿、神興屋等もあつたが、今は廢絶に歸したと、美濃志に見えて居る。社僧善學院は影向山神護寺といつて弘仁八年に安八大夫安次が建てたものだと傳へて居り、支院に安樂寺があつた。又常樂坊、蓮華院、十光坊、中坊、福泉坊、法光坊等も建て居たが、後世多くは廢寺となつたのである。下宮の方の別當勸學院で持法山密嚴寺と云ふ。其の外、草道島村等にも山王社がある。皆分社と見るべきであらう。

此の延暦寺領、平野莊の勢力のあつた事は、源平盛衰記登卷に「此の大納言(成親)の中納言にて御座し、時、尾張國守にて、去ぬる嘉應元年冬の比、目代にて、衛門尉政友を當國へ下されけるが、美濃國統涌川にて宿を取り、山門領平野莊の神人・土南を賣りて出で來れり。政友、是を買はんとて、あたひの高下を論じて様々になぶる程に、一雨に墨をぞ付たりける。かゝりければ神人等憤りおこつて、山門に攀ぢ上つて、せせうをいたす間、衆徒、奉問に及ぶ。裁斷、遅々に依り、同年十

二月二十四日に、大衆等日吉の神輿を頂戴して下洛す」と。又保卷には美濃國比良野庄民等と見えて居る。

又百鍊抄に「嘉應元年十二月二十三日、延暦寺衆徒・日吉の神輿を具し奉りて大内に參る。是れ權中納言成親が知行、尾張國の目代右衛門尉政友・神民と不慮の關亂の事出來、訴へ申す爲也云々。二十四日、權中納言成親は解官、備中國に配流、政友は獄所を賜ふ」とあるので、その勢力を想像する事が出來よう。平野莊の神人とは、即ち此の山王權現社の社人で、成親の配下の者が無禮をしたからとて、本寺延暦寺に押寄せ、山法師を誣らつて、日吉の神輿を奉じ、京に入つて強訴したので、法皇の寵臣成親も配流せらるゝに至つた譯である。かゝる勢力であるから、延喜式内の宇波刀神社と思はるゝ美濃神名帳の「從三位於門明神」も別當寺善學院の境内に入り、僅に寺の一領守として、於門大明神社と稱さるゝに至つたのは是非ない次第であらう。

中河進士清兼は丁度此の頃の人である。分脈に「或る系圖に云ふ、美濃平野氏云々」とあるが、其の文餘り簡單過ぎるから

意味がとりにくいけれど、美濃平野氏と云ふのは、保元物語官軍勢次條に「美濃國には平野平太、(一本・平太夫、また大夫)、吉野太郎」と。また同じく白河殿を攻め落す條に「美濃國住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名乗つて驅入りける」と見ゆる平野氏であらうが、分脈の文面丈では、清兼は、もゝ美濃平野氏の氏人だが、此の藤原氏を嗣いだと云ふのか、又は前述藤原南家の人だか、平野氏を嗣いだと云ふのか、全くわからぬ。私は恐らく前者であつたと思ふが、其の平野氏の出自が又むづかしい。

分脈には清和源氏山縣氏流、落合三郎國時の弟「清水五郎頼兼」新藏人頼高「平野三郎頼重」と見えて居る、けれど落合三郎國時は、壽永二年に木曾義仲に討たれた人であるから、平野三郎頼重は、もつと後の人でなければならぬ。従つて保元に出る平野太郎は、此の山縣流の美濃源氏ではないのである。

又同時に美濃武士の代表として名を連ねた吉野太郎も、尊卑分脈清和源氏滿政流に「木田三郎重長」木田判官代重田、弟重賢「太郎重季(號吉野冠者)」重泰(吉野

太郎)と見えるけれど、木田判官代重國も吉野冠者と號する木田太郎重季も、共に承久の亂に官軍として打死してゐる。従つて此の吉野太郎は、それより後の人で、保元の吉野太郎に當るべきでない。

皆もつと古くより當國にあつた豪族なのである。これ予輩が近世姓氏を調査するに當つても、古代姓氏を研究せねばならぬと説く所以であつて、所有する姓氏を、源平藤橘にて説かんとする危険は此處にあるのである。

兎も角、平野氏と吉野氏とは、保元の頃は當國の代表的武士であつた、而して調査を進めて見ると、此の平野氏は次の理由から恐らく安八郡領の後であらうと思ふのである。

第一、平野莊内に神戸村がある、神戸の二字を用ひてあるが、ガウドと發音するのだから、神社領の村と云ふ意味ではなく、郡戸と解釋した方がよからう、郡戸は郡家で、今の郡役所に當る、即ち此地は安八郡の郡領が一部の政治を執つてゐた地で、和名抄に見ゆる安八郷なのである。そのゴウド村を又小比叡村と云ふ事は、前述したやうに、此の平野莊が延

暦寺領となつて、山王權現社を勧請したからである事は動かせない。然らば何が故に、郡家所在地が莊園となつて延暦寺領となつたか、これが研究すべき問題である。莊園の起原は種々あるが、莊園の内でも、寺院領は特に不輸租地だから、自分の田宅や、園地を寺家に捨施、賣却、又は勝手に寺をたて、土地、山林を喜捨施入して、寺領なる名のもとに私利を貪ると云ふのも、大原因の一である。これは桓武天皇の延暦二年六月の勅であるが、かく綱紀伸張した際でも、此の事實があつたから、其の後、藤氏、權を專にして、王道衰へ、地方政治紊亂して制令行はれない時代には、あたりまへの事として、一般に行はれたに違ひない。これ全國の王土王民が殆んど莊園となつて、寺社貴族の私領となつた所以である。此の安八郡家所在地が延暦寺領の莊園となつたのも、これに外ならない。即ち安八郡領は自己が支配する若干の地を延暦寺に寄進し、そして其の莊司となつて、従前通り此の莊園を支配したのである。

而して地方政治亂れ、盜賊横行跋扈する時代に至り、郡領の多くは、領内の勇敢

田熊之助と號す。秀次御生害の後、加州に行き、中川久右衛門と改め、八百石、寛永四年丁卯七月二十二日卒。爲成(中川主馬助、伯父久右衛門の家督相續、七十九歳卒。實は佐治與九郎が長子也。然れども大坂陣の朝、實父與九郎宅より大坂城中へ立籠るに付、落城の後、實父與九郎宅へ歸る事叶はず、之に依りて加州の伯父久右衛門の所え行き、久右衛門・幸に實子なし、故に主馬助を子と爲す。妹は加州永原土佐の室、其の妹は加州大河原助右衛門の室)一女子(鶴見甚左衛門の室、其の妹に加州服部道隆の室、其の弟成正是中川主水と號す、萬治三年正月八日早世、また妹に加州柴山彦三郎室あり)と。

又佐治與九郎一成一の子「一置(實は中川主馬の長子也。佐治與右衛門、丹州織田上野介信勝代迄住す。童名主水、後に與右衛門、千三百五十石を給ふ。實は加州中川主馬助が長子にて、大坂陣中に出生、祖與九郎、後巨哉・加州より呼ば寄せ養育す。巨哉の家督を相續す。然るに上野介信勝、二十七歳痲瘡にて死す。子無く家亡ぶ。これに依り與右衛門涙入して、

江戸に在り、承應四乙未年二月三日、江戸に於いて涙入にて死す、四十一歳。葬赤坂靈光院、教外院殿風岸宗治居士」と見ゆ。

13 尾張の中川氏 以上各條を見よ。重政は信長記に「中川八郎右衛門」と載せ、又文書に「八郎右衛門尉重政」とあり。又武家事記に「中川八郎右衛門尉忠政」と。有名の人也。後裔第二十二項を見よ。その他にも多し。津田條參照。

又豐鑑卷二に「信雄のすき中川勘右衛門」見ゆ。その名は定成にして、犬山城代たりき(天正十一年)。又愛知郡に米野城(米野村下米野)あり、尾張志に「城主は中川彌兵衛なり」と、府志にいへるが如し。弘治の頃、當城主は林佐渡守の奥力にて、信長公に別心のさまをあらはせるよし、信長記に見えたり」とあり。又武家事記下の士に中川四郎守清政なるものあり、名古屋村の人なりと。又加藤清正の再從兄弟に中川太郎兵衛(豐後)、その子藤林、又從兄弟婿に中川將監・見ゆ。

14 三河の中川氏 藤原南家と稱し、家譜に「巨勢屋の男・眞作十二代の孫進士大夫清兼、はじめて中川と稱す。其の七代

孫越中守忠清の後也」と見ゆ、第五項參照。家紋丸に鳩鷲草、鏡鏝。

源次郎忠吉(松平廣忠に仕へ、天文十八年二月十六日死、年四十一、三河國山中法藏寺葬)一市右衛門忠重(同忠次(實は忠重の弟與助忠近の男、二千石)一同忠明)と、寛政系譜にあり。又一に「中河武藏守榮成、八代孫尾後守重友がとき、中川に改む。其の十四代孫傳左衛門重俊、今川義元に仕ふ。その子惣二郎(重久)一傳左衛門(重政)一傳三郎(重明)」と云ふもあり。寛永系譜、寛政系譜に見ゆ。家紋、源氏車。

以上の二流は、寛永系譜には源氏とす。猶ほ外に清兼裔と云ふあり。京師の醫師榮支隆宅の後に、家紋鳩鷲草、丸に鳩、七曜、牡丹花、花菱。その他下藤のうち洲濱一文字、五三桐の者もあり。

又「寶飯郡小坂井村古屋敷云々、中川勘助・居住す」と。

15 甲斐の中川氏 東八代郡中川村より起り、中川左近大夫朝義の後胤と云ふ。一に大村黨と傳ふ。又幕臣となり、同心たり。又寛政系譜に「雅樂助勝重(信支勝頼に仕ふ)一彌五兵衛勝定」と云ふもあ

り。此の家は後に絶ゆ。又中川毅(子訥)は學博く、數典館學頭たり。

16 武藏の中川氏 新編風土記、横見郡御所陣屋(御所村)は當郡の御代官中川八郎左衛門が居りし所なり。八郎左衛門は天和の頃、家断えたり」と。又比企郡「玉川陣屋(玉川郷)は村の乾にあり、文祿の頃建てし御代官の陣屋蹟なり。其のころは中川某居れりと云ふ。元祿年中廢す」と載せ、又多摩郡の名族に存す。

17 下總の中川氏 千葉家臣に、中川支蕃九、中川市正等あり、千葉條參照。

18 常陸の中川氏 那珂郡の中川邑より起るとぞ。子孫秋田藩に存す。

19 清和源氏小國氏族 越後の豪族なり。大中川、小中川條を見よ。幕臣に此の流あり。「小中川四郎頼員(藏人頼行三代孫)の後」と云ふ。家紋六葉瓜の内唐花、抱柏。又高田の武器鑄工に中川與十郎紹益(天正)あり。又後世、柏崎の人中川長次郎耕山は銅版家として名あり。

20 宇多源氏 佐州役人附に「宇多源氏、町同心・中川丈右衛門、中川俊平」を擧ぐ。佐々木氏族ならん。

21 桓武平氏 能登國能登郡(鹿島郡)酒井

邑の永光寺は、應長元年、郡人遊野信直の妻平氏(中川頼親女)の施捨により、此の御堂を創む(三州志、洞上聯燈錄)と傳へらる。當郡の社名に中川氏見ゆ。

22 加賀の中川氏 第八、九、十、及び十三の各項に見ゆる中川八郎右衛門重政の嫡子宗半光重は、前田家の重臣にして、利家の第二女蕭姫を娶る。光重・初めは信長に仕へしが、信長の薨後、來りて利家に仕へ、子孫世々加賀藩士となれり。末森記に「能登國七尾城には一國の人数過半を置き給ひ、本丸には利家補合兄前田五郎兵衛尉、云々、中河清六」と。又三州志、鹿島郡小丸山城(所口村領)條に「前田安勝君、及び中川光重(清六郎)をして守らしむ」と載せ、又越中國磯波郡(増山(龜山)城は、國祖・中川清六をして守らしむ」と。又越後治亂記、天正十四年景勝上落條に「増山の城主中川清六殿云々」と見ゆ。

又豐鑑に中川武藏守を載せ、上野國志に「巖橋城は、天正十八年、松平加賀守の内、中川武藏守在番なり。同三萬石、平岩主計頭親吉城主たり」云々と。又三州志に「能美郡虛空藏山城は、一に中川庄左衛

門・居城すと。中川は藩臣中川善五郎の先祖也。善五郎・元明八年絶炊也」と載せたり。

而して加賀藩給帳に「五千石(片喰)人持、内千石與力知、中川八郎右衛門。千石(同)中川榮之助。二百石(同)中川文四郎。四百石(片喰)中川甚之助。百五十石(同)中川支右衛門。三百石(同)中川豊太郎」と見ゆ。猶ほ第十二項參照。又徳川時代當國の人中川儀右衛門・實業紙を創む。

23 若狹の中川氏 應仁私記に「中川八郎重泰(源)」と見ゆ。

24 清和源氏頼範流 丹波國桑田郡馬路邑の中川氏にして、當地方の豪族也。その古系圖に蠶魚の災に遭ひて分明を缺く點多きも、大體次の如し。

滿仲七男 (源頼範カ)
中川頼口 (頼弘カ)
爲 (爲綱カ)
中川重勝 (不明)

一男(不明) 二男(不明)
中川重口 (不明) 三男(不明)
中川重輔 (不明) 四男(不明)
中川重勝 (不明) 五男(不明)
中川重勝 (不明) 六男(不明)
中川重勝 (不明) 七男(不明)



27 堀内家 宗族堀内家は、天文廿三年五月十六日、落城して、重綱夫妻、同日に戦死せし事、前述の如し。足利季世記、その前年九月、堀の内を打ち取ると云ふも此の家か。儒職家系、人見系圖、道四譜に「父道嘉戦死の時、道四・年十五、馬路の諸族・皆退散」と云ふも此の時の事也。その後、永祿六年七月十日「中川四郎・船井郡地頭職云々」の文書、秋田藩中川氏に傳へしも眞偽詳かならず。同年義輝花押、中川中務大輔宛文書あり、此の人は、重綱の長子藤左衛門重徳に當る。重徳の長子重充は、帝大史料所載文祿二年正月、豊臣秀次朱印書に「來三月、大關御方、高麗御渡海に付云々。中川小兵衛尉どの」と見え、又堀内古記録に「ミノ治部少輔參る。其の後代官す」と載せ、又過去帳に「治部少輔に參る、其の後、諸々代官す」と云ひ、猶ほ前引中澤根原記(元和元年奥書)に「五代の後、石田治

部殿の代官役に住」とあれば、三成に仕へしや明白ならん。その後の事・詳かならざれど、關ヶ原敗戦後、美濃に隠れしものか、その子重治に「美濃出生」とす。その後の系圖は「重充―重治―重好(平三郎、平右衛門、一時、岸和田岡部藩に仕ふ。弟に藤左衛門重良あり、その子重信・森伯書守に仕ふ)―重矩(太六郎、平太郎、平右衛門、代官)―重尙(貞尙、三郎、武平太、藤左衛門)―重賀(左内、左右治、藤左衛門、女婿にて實は吉田村郷士入江補の次男)―重種(種次郎、藤治、古藤、藤左衛門)―重矩(美之助、辨十郎、藤左衛門)―重直(重徳、小十郎、藤左衛門、内藏介。元治元年、給御門の變、二條城に赴く。慶應四年、西園寺公望・山陰道鎮撫の際従軍し、留來功多し、大正四年危篤の際、特に從六位に叙せらる)―重興(小十郎、第二十九項を見よ)」。也。



とし、佐渡守重清に養はる」と云ひ、猶ほ異説多し、第三十項に詳か也。次に中澤根元記、前引堀の内家の續きに「中川の縁流なりとて、中川出羽守、同苗駿河守、人見但馬守等の武浪・當所に來る。其の一流の人・今十二人、是を馬路村の郷士と定む」と。堀の内家東南に中川祖靈社あり、重昭逝去の歳・享祿四年創設と傳ふ。次に八木城士家名記録に、中川兵部を載せ、又中川駿河守重龍は、文書にも見え、軍書に著はれ、人見系圖に「馬路・中川駿河守」と載せ、第七項の族とす。この人・後に明智光秀に仕へ、後結城秀康に仕へて八千石を領す。又伏見宮邦頼親王の庶長子惟實(邦茂王、母は安藤宗實の姫)の女は中川兵庫の室たり。その他、馬路の北・旭色より、船井郡の屋賀、氷所、日置、野條、室橋等に此の氏多く、同族なる橋本、及び人見氏も同所に疎からず。此等の内には古系圖に「同苗を許したり」と載する者の裔もあらんか。而して此の分布は、此の氏が馬路より船井嶺は赤熊、牧山、山國(南北朝の頃より

高室と稱す)等にも存し、又丹波志、氷上郡條に「中川氏、子孫谷川村中町二、先祖は大河村の門、堀門の源人也」と。又近き世、中川憲次郎(女高師校長)、現今中川孝太郎氏(法學博士)、共に名聲高し。29 三輪中川氏 當國の名族三輪氏の後なり。ミワ條を見よ。古くより前述中川氏と關係深く、重充、重矩等の室は三輪氏なりき。その後、三輪源兵衛の實子兵右衛門重謙・中川重尙の子となり、中川氏を稱し、更に第二十七項藤左衛門重直の弟武平太重明・此の家を嗣ぎ、兄と共に明治維新の際、西園寺卿の旗下に參じて勤王し、從六位に叙せらる。現今立命館總長中川小十郎氏は重直の嫡長子なれど、更に此の家を嗣ぎし也。

天文十一年、山城國に生る。攝津國茨木の城を築きて近郷を領し、池田勝政に屬す。弟重繼(瀨兵衛、石見守)、妹(古田重勝室)、弟新兵衛と載せたり。又荒木略記に「荒木信濃守子荒木攝津守、母は中川佐渡守の妹、佐渡は中川瀨兵衛親にて御座候」と云ひ、豐鑑に中川瀨兵衛、卷三に中川右衛門大夫(秀政)など多く諸書に見え、藩翰譜に「修理大夫源秀成は、瀨兵衛尉清秀(本文には重秀)が二男、右衛門大夫秀政の弟なり。祖父佐渡守重清・元は桓武の平氏なり。鎮守府將軍平良文が六代、秩父下野權守重純が三男、高山三郎重遠が末孫、世々常陸國に住す。重清が時に至り、都に上り、又攝津の國に趣く、當國多田の源氏、左衛門尉清村が末業、中川左衛門尉某、己が姪を重清に配せて、其の家を譲りしかば、本性を改めて源氏となり、中川とは名乗りたり」と。内藤氏云ふ「中川は、大系圖に據れば、越後の地名にや」と。清秀・初め池田勝政に屬し、元龜三年、高槻の城主和田伊賀守維政の勝政と争ふや、維政を討ち取るとぞ(家譜)。藩翰譜には「天正元年七月、將軍義昭・織田信

長と、御不快の事起る。近江國甲賀の住人和田伊賀守維政・將軍の御方として攝津國に陣す。信長・和田を始として、敵の大名、悉く榜に記し、何某々々が首とりたらんには、實行はれんこと、如何程々々と書きて、陣頭に立てられたり(一説に、此の榜は、荒木攝津守村重が、建てしとも云ふ)、瀨兵衛尉清秀・此の時は織田殿の大將荒木攝津守村重が手に屬す云々と。後・村重に屬して、四萬四百石を領せりと云ふ。而して天正六年十月、村重・信長に叛き、伊丹・花隈、茨木、高槻等の城々に、軍兵を分ちて、茨木の城には、清秀、及び石田伊豫守、渡邊勘大夫等をして守らしめしが、清秀・信長に下りて、十一月廿四日夜、その勢を迎へ、石田、渡邊を追ふ。荒木の討伐には、清秀の功、甚だ大なりとて、茨木城を賜ひ(安土日記)、嫡子藤兵衛尉清政を、信長の女婿とし、播磨國三木の城を賜ふ。同十年六月、信長父子薨じ、秀吉・光秀を討つ際、敵將三牧三左衛門、伊勢三郎貞興を討ち、十一年、近江志津城を守り、四月二十日、天岩山にて、佐久間盛政に襲はれ、近藤無一に討たる。年四十二、行營莊岳

淨光院、室は熊田隱岐守宗白の女也。嫡子藤兵衛尉秀政(右衛門大夫)・三木城を領せしが、文祿二年(一に元年)朝鮮の伏兵に會ひて死し、舍弟秀成・世嗣となり、三年二月、豊後國竹田の城を賜ひ、七萬四百石を領し、修理大夫になさる(初名小兵衛)。關ヶ原役、東軍に屬して、同國臼杵城主太田飛騨守政信と戦ふ。慶長十七年八月十四日卒。其の子内膳正久盛(初名秀征)繼ぎ、承應二年三月十八日卒。其の子山城守久清・家を繼ぎ、寛文六年四月晦日、致仕入道・入山と號す。其の子佐渡守久恒也。

寛政系譜、及び武藏に「山城守久清(瀬兵衛)―佐渡守久恒―因幡守久通―内膳正久忠―山城守久慶(初め重貞、實は淺野安藝守綱長十六男)―修理大夫久貞(實は松平信親男)―内膳正久徳(主計頭)―修理大夫久持―久貴(松平甲斐守保光五男)―久教―久昭―久成―久任にして、豐後國七萬四百四十石餘(明治、五萬二千四百石)。現今伯爵一家紋二柏、柳。



豊後・岡中川

31 清和源氏多田氏族 攝津國島下郡中川原より起ると云ひ、清和源氏、多田左衛門尉明國(多田條を見よ)の後裔に、中川左衛門尉清村あり、其の子清照・早世嗣なしとぞ。

又西成郡新莊城(新莊)は三好氏の居城なりしが、天正中、中川清秀・此の地に據る。又江口の中島城も中川氏據ると云ふ。清秀・亦當國の中川氏なりとの説あり。

32 河内の中川氏 當國の大族にして、延元二年三月の岸和田關五郎治兵衛軍忠狀に「延元元年十月四日、東條に權罷る。東年正月一日、河州中川次郎兵衛入道父子、召捕へらるゝの時、當御手に屬し、彼の住所に發向せしめ奉らぬ」と。

33 肥伊の中川氏 郡賀郡中津河村より起る。當邑の前鬼に中川但馬あり。

34 美作の中川氏 東作志に「英田郡川會庄宮地村中川石見、社人北村中川伊勢」を載せ、又同社文書に「神主中川石見守見ゆ。また同郡野保大原村の社人(荒木田村)中川上總、その他、津山の製餅工に「中川勝助(勝久)、安兵衛(勝正)、助三郎(勝次)、甚兵衛(美克)」等あり。又文化の頃、奉行中川飛騨守忠英・見ゆ。

35 周防の中川氏 當國仲河橋より起る。仲河條參照。大内有名家帳に「侍大將中川修理亮」あり。

36 三善姓 石見の豪族にして、佐波氏の族也。佐波條參照。中川系圖に「善四郎實連―備中守常連(善次郎、四郎、掃部助、出雲國飯石郡赤穴庄地頭)―赤名顯清(後中川氏)―弘行―幸清(伯耆守)―久清(駿河守)―光晴(信濃守)―幸清(右京亮、永祿元年尼子・石見に入る際、從軍)―光清(備中守、實は幸清の弟、赤名衣掛城主。尼子晴將。天文十一・大内攻に參加)―久清(又盛清、美作守、光清の忠節を賞し、尼子より加俸)―光清(右京亮、實は幸清の子安衛門、天文十一、赤名城に戦死)―元隅(宮内尉、長門萩(行く)と見ゆ。

37 阿波の中川氏 坂野郡伊月村事代主神社の神主に(川島)中川市正、麻績郡忌部神社(川田村種福大神宮)の神主に中川式部あり。又式部略考に「種福社の神官中川某・麻木綿を禁裏に獻る」と。忌部氏裔か。

38 忌部氏族 京都の吉田社神人中川千別齋部親成家系に「直繼正五位下美濃守齋

39 部康寧が末男・親成―親直―とあり。伊豫の中川氏 豫章記に「通清・討れ擧る。子息通孝、通貞・討死す。中河衆も同名十六人、討死、生害す。城中に踏留る者無く、彼の山を落つ。矢穴あり、太刀、刀跡、骸骨等充滿せり。これに依りて、中河一族・皆亡びけるに、相摸國藤澤道場生阿彌陀佛と云ふ時宗一人有けるを、呼び下して、還俗せしめ、家を續がせたり。其の孫亦繁昌して多かりけり」と見ゆ。源平時代の事也。

その後、正平頃、中川十郎入道父子、九郎次郎延吉、純阿入道、兵衛四郎、中川彈正、また「中川半人、中川十郎入道、子息半人助純阿、舍弟兵部少丞」等あり。

40 肥前の中川氏 藤津郡の中川邑より起る。河上社文永二年六月廿五日文書に「中川太郎入道」を載せ、また太郎入道阿佛・見ゆ。後世、當國呼子浦の捕鯨家に中川氏あり。

41 中川宮 伏見宮流・賀陽宮朝産親王は中川宮と稱し給へり。文久三年初めて賀陽宮と稱し給ふ。巻頭皇室御系圖、及び伏見、賀陽等の條を見よ。

42 雜載 その他、徳川時代、高松松平藩

重臣、岡中川藩重臣、多古松平藩重臣、柏原織田藩重臣、笠岡牧野藩中老、西尾松平藩用人に此の氏あり。又幕臣小細工奉行に中川嘉兵衛利尙あり。もと山尾、後中川、源氏なりと。

次に秀康繪給帳に「四千石、御普請與頭、中川駿河(第二十八項參照)。四百石中川四郎左衛門、五百石中川源太郎」を擧げ、又田中家臣知行割帳に「百五十石中川四郎左衛門、百石中川彌右衛門、三百石中川左助」を載せ、又幕臣に「先祖中川、後上村、更に中川に改む」と云ふあり。

通字は尹、家紋丸に鳩草、丸に三階松也。又堀尾山城守給帳に「七百石中川内匠、三百五十石中川無右衛門」を載せ、又仙臺藩に存す。

また備前池田藩備中川權左衛門謙叔は中江藤樹の門也。又和歌山徳川家に存し、明治に中川審六郎を出す、令名あり。

又興福寺中五大院(舊五十石)は明治に還俗して、中川興長と云ひ、男爵を賜ふ、その子中川良長なり。又近衛家諸大夫、今出川家諸大夫、冷泉家雜掌等に存し、又石州流茶人に中川宗悦、清水流茶人に中川道茂あり。又駿河淺間社僧圓道院

も還俗して中川氏と稱す。次に江戸の儒者に中川飛騨守忠英・駿齋と號す。又京都の歌人に中川長貞(自休)、長崎の詩人に中川醉月あり、共に名あり。又南部參考諸家系圖に、中川字右衛門見え、又書家に中川由儀(南山)、その子憲齋(文彰)、また岩代郡麻郡慶長六年文書に中川一頼あり。又若狭の醫官に中川淳庵(麟)、又津山藩分限帳に「五拾石中川登一郎」、また關江藩士に中川兵高あり、又豊前、津輕、備前、志摩、安藝等に存す。

中河 ナカガハ 前條に併せ云へり。

永川 ナガカハ

長川 ナガカハ 讚岐の長川氏 全讀史に「大島城は東植田大島あり。長川美濃守、こゝに居る。權正・之に居る。植田氏の廢下也。勇名あり、長谷川を略して長川と曰ふ」と見ゆ。

2 豊前の長川氏 仲津郡の豪族にして、應永の頃、長川七郎・見ゆ。

3 雜載 又江戸の儒者に長川寛藏(華山)あり。

通志、廣島府塚本町故家に「芥河屋。先祖孫右衛門寄白は、芥河盛林が孫なり。其の先は播津芥川の人にて、中川原八郎左衛門資繼が裔なり。盛林、始めて此の國に來て武田氏に屬す。武田滅後、寄家は商賈となりて本府に住す。宅地を賜はりて、世々廣瀬組大年寄たり。今の久五兵衛まで八代、家に福島正則の手願、又同氏より所與の吉宗の刀を藏す。

町内桃平、くらの二家は、寄白が孫より分れて、共に同族なり。本支みな酒戸なり」と見ゆ。

中河原 ナカガハラ 因幡等に此の地名存す。而して筑後國津江社天文中實殿再興棟札に「中河原治部少輔藤原良親」を載せたり。

長合 ナガカヒ ナガフ、ナガウ、ナガフ等の條を見よ。

長我部 ナガカベ 如何なる品部か詳かならず。

中神 ナカガミ 肥後に中神島、その他、三河、出雲等に此の地名存す。

1 常陸の中神氏 文祿四年の鹿島御神領附に「十石・中神」と。

2 伴姓 三河伴氏の一なり。幡豆郡中神

邑より起りしか。伴氏系圖に「大原三郎盛景—景高—景景(左近將監)—景經(左衛門尉景弘(中上三郎)—四郎景康」と載せたり。その後にして、中神藤左衛門等ものに見ゆ。

3 紀姓 筑前の中上氏にして、香椎宮神官の一也。武内家より別る。カシヒ、武内等の條を見よ。

4 雜載 國學者に中神順次郎守節あり、梅龍圖と號す、新編武藏風土記の撰者也。又隅田川考を著はす。又中神九左衛門守季(蓋峰)は儒者として名あり。又近江の名醫に中神右内乎通(琴溪)見ゆ。

中上 ナカガミ 前條に併せ云へり。

仲上 ナカガミ 中神と通じ用ひらる。

仲龜 ナカガメ

中木 ナカキ

永木 ナガキ 次條參照。

長木 ナガキ 伊賀、羽後、佐渡等に此の地名存す。

1 平姓 伊賀の名族にして、服部氏の一族也。平姓と稱す、ハトリベ條を見よ。

2 此の氏・一に藤姓と云ふ。

永來 ナガキ

長岐 ナガキ 伊賀國奈垣邑より起る。長奈垣 ナガキ 伊賀國奈垣邑より起る。長木條參照。

中喜久 ナカキク 秀康彌給頼に「二百石中喜久四郎兵衛」と云ふあり。

中北 ナカキタ チユウホク

1 中原姓 近江の豪族にして、中原井口系圖に「井口(北坊)稷經の子是經(又三郎、掃部助、石井入道、井口中北と號す)一長經(又三郎)、弟與次(五郎兵衛)、弟兵衛四郎」と載せ、又是經の弟經房は江州中原系圖に「井口中北又三郎、雅樂助」と載せたり。

2 秀福流藤原姓 これも、近江發祥と云ふ。今井氏の族にして「今井遠俊—胤俊—高俊—秀遠—詮遠—遠明・中北氏を稱すとぞ。イマキ條參照。

3 雜載 伊勢神宮内宮社家に在りて荒木田姓と云ふ。又志摩に存す。

長北 ナガキタ チヤウホク條を見よ。

中吉 ナカキリ ナカキチ 日用重寶記に此の訓・見ゆ。

吉備地方の大族にして、太平記卷八に「備前國の住人藥師寺八郎、中吉十郎、丹兒玉の勢共、七百餘騎」と載せ、又卷九に「備

前國の住人中吉十郎」と。又「備後國の住人中吉彌八・行幸の御前に候ふ」など見ゆ。

中桐 ナカキリ 備前に存す。前條氏の後か。

中霧嶋 ナカキリシマ 薩藩舊記、建武元年島津庄日向南郷領籍謀叛人文名に「中霧島大宮司藤内兵衛尉」を載せたり。

中久 ナカク ナカヒサ

長久 ナガク ナガヒサ 備前に此の氏存し、石見に此の地名あり。

永草 ナガクサ 次條氏と同族か。

半草 ナカクサ 伊勢外宮祠官渡會氏の族にして、廣雅を祖とすと云ふ。牛草か、ウシタサ條を見よ。

中口 ナカクチ 播津國の名族にして、難波島の人中口勘右衛門は、安永元年中口新田を開發す。

中國 ナカクニ 豊前國下毛郡の名族にして、元龜天正の頃、中國氏あり。

長國 ナガクニ

○長國忌寸 唐族にして、延暦三年六月紀に「正六位下香祝兒に永國忌寸を賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄は左京諸蕃に收め「長國忌寸、唐人正六位上大押官賜緣正祝兒・入朝す焉。沈惟岳と同時也」と

載す。

永國 ナガクニ 常陸に此の地名あり。中窪 ナカクボ 大和國高市郡根成柿邑天滿神社永祿七年の棟札に「中窪彌衛門、小次郎、吉三郎、彌太郎」等を擧ぐ。

長窪 ナガクボ 次條に併せ云へり。

長久保 ナガクボ 又長窪に作る。駿河、信濃、下野等に此の地名存す。

1 金刺姓依田氏族 信濃國小縣郡長久保邑より起り、一に清和源氏と稱す。又長窪氏ともあり。長久保城(又長窪)の城主に長窪左衛門見ゆ。當城は佐久郡蘆田城主蘆田備前守の出張持城として、城代一族蘆田左衛門・長久保氏と稱し、これを守る。後天文十二年十一月、一門武田家に降り、又天正十年に徳川家に屬して、引き拂ふとぞ。オホキ條參照。

2 清和源氏 これも信濃發祥にて、滿快流と云ひ、一に小笠原族とも稱す。

3 甲斐の長窪氏 第一項氏の族ならん。

4 源姓 下野國芳賀郡(鹽谷郡)長久保邑より起りしか、武茂系圖に「長倉遠江守源義尚」見ゆ。武茂條參照。

5 雜載 水戸藩の地理學者に長久保玄球(子玉)あり、赤水と號す。赤水色の人也。

岩盤にも存す。

長隈 ナガクマ 和名抄、下總國印旛郡に長隈郷を收む。

中込 ナカクミ 美濃に存す、ナカゴミ條を見よ。

仲倉 ナカクラ 矢村藩士に存す、梶原氏の族と云ふ。

長藏 ナガクラ 以下各項參照。

1 (秦)長藏連 秦氏の族にして、古代長藏を掌りし氏也。クラ條參照。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「秦長倉連。大秦公と同祖。融通王の後也」と載せたり。一族は次條を見よ。

2 雜載 餘目舊記に「伊達、四根、長藏、要害をせめそんず」と。又長倉ともあり。次條を見よ。

長倉 ナガクラ 前條參照。又和名抄、上總國武射郡に長倉郷あり、當郡には大藏郷も存す。又信濃に長倉庄ものに見え、又駿河、常陸、岩代、播磨等にも此の地名存す。古代長倉のありし地か。

1 (秦)長倉氏 秦氏の族にして山城の古族也。廣隆寺來由記に「秦長倉多幸部」なる者見ゆ。推古朝の人なり。クラ條參照。

2 泰長倉連 前項氏の後ならん。前條第一項を見よ。

3 長倉造 大和の古族也。長倉を掌りし氏ならん。姓氏錄、未定雜姓、大和の部に「長倉造。韓國天師命の後と云へど、見えず」と載せたり。

4 清和源氏佐竹氏族 常陸國那珂郡長倉邑より起る。佐竹系圖に「佐竹行義の子義綱(長倉三郎)」とあるより起る。其の子義利、其の子義景、其の子義成なり。又一本系圖に「佐竹左衛門尉行義の三子義綱(長倉三郎、遠江守)―義常(遠江守、文安元年二月、武州戦死)―義勝(遠江守)―と見ゆ。中興系圖には「長倉、清和、佐竹左衛門尉行義の男又次郎義綱、これを稱す」とあり。

その歴代は、佐竹支族系圖に「行春―義綱(三郎、號白源常高)―江浦常浦(名乗不知)―讀堂常金―海集常勝―梅集常桂―長川常祐―龍常常輔―香林常桂―天常常橋―義尚(遠江守、號龍岩常乾)―桂岩常香(野口に生害)―義重(號天岩常清)―義當(遠江守、號龍岩、道號、)―義興(法名松岩紹長、慶長五年九、増井在寺頓死)と載せ、又諸家系圖纂に「常橋(道號天

常)―義高(遠江守、龍岩常乾)―常香(道號桂岩、野口に生害)―義重(天岩常清)―義當(遠江守、前岩道號)―義興(慶長五四九、在寺増井頓死、法名松岩紹長)と。

而して新編國志に「長倉、佐竹行義の二子義綱・長倉三郎と稱す。文保元年、長倉城を築く。延元中、數々義高の爲に戦ふ、正平四年歿す」と。その子遠江守義利、其の子常陸介義景(長倉系圖)、應永廿四年、山入興義と共に上杉禪秀に黨し、其の城に據りて兵を擧ぐ。岩城、岩崎の兵・佐竹義仁を援け、長倉城を攻む(飯野文書)、義景出で降る(戸村本系圖)、佐竹條を見よ。

其の子遠江守義成の代、永享七年、佐竹義仁、管領持氏に従はずして、室町將軍の教令により兵を擧ぐるや、義成・長倉城にて義仁に應ず。よりて岩松持國來り攻め、義成、其の戦の不利を察して出で降る。九年、鎌倉殿より市牛繩の地を賜はる(長倉狀、長倉文書、同系圖)とぞ。長倉狀に「常州佐竹、郡村、長倉遠江守、御追討の爲、御旗・進發。永享七年乙卯六月下旬、岩松興國持國・大將軍となり

て發向」と。

また長倉追討記あり、當時の武家家紋を窺ふ有力なる史料なれば、その一節を引くべし。十月廿八日、結城、宇都宮、相續ぎ、壽をいばくの中に廻し、長倉遠江守・開陣し畢んぬ。彼の遠江守・名を日本に上げ、譽を八州に振ふ。此の時、某打めぐり、次第不同に打ちながす幕の紋をぞかぞへける。

御所の陣かと覺ぼしうて、梢の冬のなか空に、桐のまんまく二引、御一家も皆これ同じ。竹に雀は上杉殿御兩家、九ともへは長尾が紋、水色に結核は土岐の紋、齋藤がなでしこ、鹿は富樫之助、伊勢國司北畠殿のわりびし、大内介がからびし、甲斐武田と、わかきの守護は武田びし、牛月に丸びしは興津左衛門、越前の織田と、由佐の河内守が瓜の紋、秋元も是を打ち、朝倉が三つもつがふ、飛騨國司助小路殿は日光月光、月に九えうは千葉之介、八曜は上總介、三引兩は三浦之介、小山は左巴也。朝比奈も是れに同じ。但し遠江の朝比奈は銀びし也。

宇都宮は右巴なり。行方、岡部も是を打ち。永井と那波は三星に一文字にて、昔

の四輔守廣元が末葉・毛利の一家にて、一品と云ふ字の表體也。三文字松河は赤松と小笠原、四ツ目結は佐々木判官、十六目結は本間四郎、海老名は庵に瓜のもの也。松に鶴は高井左衛門、さんぎにさるは洲西が紋、牛の尾がへふねつる、楠浦加、月にほし、極樂寺が水車、三木杉は狩野介、但し鷹の羽を打ち事も有り。山中がさがり藤、めひきかごは松田が紋、葛西はかしは、大石の源左衛門はいてうの木、五ふん筋は結城七郎、但し巴を打ち事も有り。永樂の錢は三河の岡水野が紋、中條はさゝの丸、あしなし洲濱・小田の大輔、しゝにぼたんは多田の三郎、萩の矢も是れをうつ。かぶら矢は武藏國の住人太田源次郎也。

十六葉の菊の紋は野田福王が紋也。團に菊は兒玉たう、菊田はあはひ、わちがひは高家の紋、たてつたは二階堂、同六郷も是を打ち。しゆるの丸は富士の大宮司、きばたんは杉が紋、内藤備前がりうごにてまり、楠、藤師寺が菊水、小山の薬師寺がともえの紋、久下は一帯と云ふ文字、あげはの蝶は伊勢守、ひろなりも是を打ち。まひさきは御柳の紋、北條殿・三う

ろこ、同横井も是を打ち。大極八道は巴の紋、緒方、佐伯も是れに同じ。神保が藤の丸、椎名がをもだか、大戸、羽尾が飛つばめ、十文字は島津左馬頭、一文字・伊東六郎、鷹の羽は菊池のもの、熊野鈴木は稻の丸に神やとひなり、鶴はまな板にまなばし、三河の鈴木は藤の丸、大すながしは、泉、安田、三本からかさ名越の紋、小もんの皮は秩父どの、かりがねは安倍どの、八つ星は飯塚、すみをしきに三文字は伊豫の國の河野一黨、備前こじまは品の字、駿河小島は八の字、下總の境はともへ、是は千葉のぞうとかや。

さゝりんどうは石川、もつかうは熊谷、車は伊勢の外宮の宮方榊原が紋也。鳥居のもんは八幡の神職宮崎の法印が紋也。七星は望月、梶の葉は諏訪のほうり、三たうしは皆岐の八郎、宮原も是を打ち。矢はづぐるまは服部、松に月は天野藤内、帆かけ舟は熱田大宮司、山城がすなかし、水にかりは小串五郎、栗飯原がかやくの紋、ひしつるは南部がもん、庵のうちは二頭まひ鶴は、天智天皇の後胤葛山備中守、御所も是を打ち。

扇に月の書たるは常陸の佐竹がもん也。

地黒菱は板垣、松皮に釘貫は阿波の三好がもん也。一宮は日雲也。左巴は下枝の紋、まひ違鷹は柳置のもの、根引松は常葉のもの、下條は梶の葉、折野は木瓜、坂西は丸のうちにつつかはの紋也。山中は日扇、澁口は井桁、但し三葉がしはを打ち事も有り。高島は違ひかぶら矢、松尾は丸の中にまん字、二木はちぎりを打ち。松岡は瓜の紋也。赤澤は松皮に十文字、遠州の小笠原・松皮菱に、水落九曜星は標葉也。山邊四牧は梶の葉を打ち。犬耳平瀬島は一葉菱、後藤はまぢがひの鶴をうつ。其の外、幕の數々、當世はやる國々の作り名字の幕づくし、うてほらだひに立ちならぶと。

義興・文祿四年、柿岡城に移されて城廢す。なほ和田條參照。

5 上總の長倉氏 和田條を見よ。

6 岩代の長倉氏 伊達郡の長倉邑より起る。長倉文書、天文十四年卯月七日伊達穂宗判書に「長倉信濃守殿」見ゆ。

7 藤原南家工藤氏族 播磨國長倉庄より起る。日向の大族にして、工藤祐經の孫、伊東祐時の五男祐氏、長倉八郎兵衛と云ふ、其の後也。日向記に「五男六郎二郎

祐氏・八郎兵衛尉、後左衛門尉に任じて、播磨國長倉庄吉田の領主、長倉殿と申すなり」と。

また「祐持申上げけるは、某が名代に一族長倉左衛門大夫、云々」と。又「祐重御供には先づ一族長倉」と。又「既肥に於いて祐國御戦死の事、其の外御供討死人數、家老長倉修理亮、また長倉名字、長倉方へは同國の内、倍木三十町、北城主・長倉藤七、民部少輔と改む。息を藤七と云ふ、」

「長倉方へは同國の内、倍木三十町、北城主・長倉藤七、民部少輔と改む。息を藤七と云ふ、」

「清武城主長倉伴九郎、」清武地頭・長倉伴九郎(廿五)、右弟長倉伴十郎、都於郡衆・長倉主殿助、長倉四郎兵衛、長倉六郎二郎、都於郡衆・長倉藤部佐、長倉源八、酒谷城主長倉漢路守、田野城主長倉河内守、今息宮内大夫、諸侍衆惣領一人を選ぶ事、長倉播磨守など頗る多く、又日向纂記に「新内院に石の城と云ふ要害あり、天正六年六月十五日より伊東家の殘徒・長倉勘解由左衛門尉祐正、捕籠る」とあり。而して徳川時代、伊東藩の重臣たりき。又明治十年の役に、長倉訓(日向國楠原邑の人)見ゆ。

永倉 ナガクラ 和名抄、駿河國駿河郡に永倉郷を收め、奈加久良と訓す。延喜式に長倉郷に當る。その他、岩代等にも此の地名存す。

1 源姓 永倉實忠を祖とす。家紋丸の内。福金、釘貫。「七左衛門重弘—珍阿彌重安(宗珍)—珍阿彌重治」と寛政系譜に見ゆ。
2 雜載 前條を見よ。

中黒 ナカグロ 加賀藩給帳に「千五百石(片喰)中黒六左衛門、三百二十石(同)中黒千之助」等見ゆ。
中子 ナカコ 豫章記、正平頃に「中子頼、字野左京亮、池田兵庫允」と見ゆ。
仲子 ナカコ 徳川時代、儒者に仲子文右衛門由基(土路)あり、岐陽と號す。
中小路 ナカコウチ 補遺を見よ。
○ 泉州堺の人に中小路(盲人)あり。永祿中・琉球より蛇皮線渡來す。彼一絃を加へ、三味線を創む。子孫國安氏を稱す。
中越 ナカゴシ 信濃國上伊那郡の豪族にして、宮田村中越より起り、その地に據る。應永中、中越備中守あり、同七年、小笠原長秀の供して善光寺に參堂す(大塔記)。また永祿四年八月の高遠新業に中越與次郎・見ゆ。

長越 ナガゴシ 信濃に存す。
永越 ナゴシ
中小成 ナカコナリ 鯖江藩に中小成五助と云ふ人あり。

中郡 ナカゴホリ チユウグン 遠江、甲斐、相模、常陸、若狹、越中等に此の地名存す。中、中宮等條參照。
1 常陸の中郡氏 一に中宮氏に作る。新治郡(那珂郡)中郡庄より起る。この地は東鑑文治四年條に「藤原王院領・常陸國中郡莊」、弘安二年作田勘文に「中郡莊三百八十二町六段」、嘉元の田文に「中郡莊二百八十三町一段小」、鹿島大宮司寛元元年文書に「中郡莊磯部郷」、享徳四年筑波潤朝の申狀に「常州中郡莊木所城」、拾葉抄に中郡莊門毛、佐竹家士證文抄に中郡莊、福田(郡考、地理志料)など見ゆ。蓋し新治中郡の意也。
氏人は保元物語に中宮三郎あり、源家に屬す。續いて東鑑卷十に中郡六郎太郎、中郡次郎等見ゆ。蓋し新治氏の後か。
2 雜載 その他、長福寺正應三年鐘銘に「宗形氏時、藤原氏女」と。當氏と關係あるべしと云ふ。又興國中に春日顯時・中郡城を抜く事あり。

中込 ナカゴミ ナカグミ

1 清和清氏武田氏族 信濃國佐久郡中込邑より起る。武田氏の祖・清光の末流、定行の後也と云ふ。
2 金丸氏族 甲斐國巨摩郡の名族にして金丸氏の族なりと。また「中込和良守道昌に男子なく、下山の蘆澤伊賀守元辰を養子とす」(甲斐國志)など見え、穴山村の名族に存し、また御殿衆に中込治部丞安信等見ゆ。
3 雜載 その他、美濃等に存す。

長狭 ナガサ

安房國に長狭郡あり、和名抄に奈加佐と訓じ、八郷を收む。次に上總國夷瀨郡にも長狭郷を收む。
1 長狭國造 長狭國とは後の安房國長狭郡の地也。此の國造は多臣氏の後にして、古事記に「神八井耳命は長狭國造、云々等の祖也」と見ゆれど、國造本紀に見えず、脱漏也。當族は東國の大族にして、此の地は其の根柢地と考へらる。オホ條を見よ。

2 後世の長狭氏 長狭國造の後裔ならん東鑑、治承四年八月三日條に「當國住人長狭六郎常伴は其の志・平家に在り。今夜、此(頼朝)の御旅館を襲はんと擬す。而して三浦二郎義澄・國郡の案内者たり。竊かに彼の用意を聞き、之を遮り襲ひ、暫く相戦ふと雖、常伴・遂に敗北す云々」と。これより衰へしが如し。
其の郎黨左中太常澄が頼朝を狙撃して成らざりしことはサ條を見よ。又鎌倉幕府の時、東條氏起り、雄を稱せしが、後里見氏に攻滅せらる。トウデウ條を見よ。
その他、長門本平家物語に安房長狭城を載せ、前太平記、宇都宮合戦の條に「長狭七郎保時が土浦城に入りし事」見ゆ。
3 藤原姓 應仁私記に「長狭五郎(藤原隆放)」を載せたり。

長佐 ナガサ 前條と通ず。東鑑卷一、二に長佐六郎を載せたり。
中坂 ナカサカ 甲州に存すとぞ。
長坂 ナガサカ 山城、甲斐、相模、岩代、陸中等に此の地名あり。
1 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「菊池」兵藤武者經宗—出田經信—經隆(長坂小太郎)—經世(小田)と載せ、

また一本に「經宗—經綱(長坂小太郎)—經世(長坂小太郎、小國合戦云々)」と。また一本に「經綱—經世—季經」と云ひ、また一本に「經宗弟長坂小太郎」と見ゆ。ソノダ條參照。

2 清和源氏小笠原氏族 信濃國發祥にして、尊卑分脈に「小笠原氏部大府長朝—修理大夫貞朝—民部大輔長種—信定(長坂太郎)」とある後也。今も當國の名族也。
3 清和源氏武田氏族 北巨摩郡長坂邑より起る。武田氏の祖清光の後胤と稱す。戰國の頃、長坂金吾入道長閑齋あり。軍艦に「長坂左衛門尉は、信州高島城を守る」など云ひ、又左近將頼弘(左衛門入道長閑、調閑、釣閑)など見え、釣閑の子を源五郎と云ふ。第五項參照。

4 弓削姓 三河の長坂氏にして、弓削氏の裔と云ふ。碧海郡坂戸城(坂戸村)は「城主長坂大炊入道也。又平岩七之助出生(二葉松)」と見え、又同郡「新堀村古屋敷、長坂血鎗九郎信次(任丹羽守)」「小垣江村古屋敷・長坂氏」などあり、次項を見よ。
5 松平家臣 前項と同族なれど、寛政系譜には、此の氏六家を載せ、其の一には

「小笠原持長の三男守重・山城國長坂に住す、因りて長坂を稱す」と云ひ、其の一には「長坂清氏が後胤・正妻(三河)の後」と稱す。



長坂血鎧九郎

武藏國橋本郡土橋陣屋(土橋村)は地頭長坂血鎧九郎が昔の陣屋跡なりと。又三州幡豆郡江原村神明社神主に長坂氏あり。6 尾張の長坂氏 長坂遠江守、同伊豆守等あり、生路村の士也。而して蜂須賀藩創業文武有功の士に長坂氏・見え、後に年寄等を務む(武鑑)。

葉介頼胤、その嫡男を千葉長坂太郎と云ふ。詳細は千葉條を見よ。この氏は奥州千葉氏の嫡流にして、鍵引城(唐梅館とも云ふ。長岐村の中部南山谷)は、千葉別部少輔の居所と傳へらる。其の山頂に高五尺、巾一尺四寸の古墓ありて、「藤清院前羽林字正山公大居士、從四位下千葉之助平頼胤」と見ゆとぞ。又奥州南指録に南部家保參士譜代並・長坂(地名辭書)と。

8 伊勢の長坂氏 松坂の名族にして、長坂三郎雲在(畫家)は栗山俊平の三男なりしが、此の氏を嗣ぎしなりと。

9 雜載 徳川時代、桑名松平藩用人、高時松平藩年寄に見え、又長坂平次黒賊(亂陵、但津派學者)は此の氏にて、平六辰春の子也。又田中藩知行制領に「百石長坂九左衛門」を載せ、又津山藩分限帳に「五十石長時和平」見ゆ。その他、俳人に長坂成屋あり。

永坂 ナガサカ 美濃に存し、又鯖江藩に永坂巡平、永坂軍平など云ふ人あり、前條氏と同族か。

中裂 ナカザキ 近江の名族にして、中原氏の族なり。中原氏系圖に「尾本權守師景

三郎景直—忠直(中裂九衛門)—忠成(太郎左衛門)—信忠(左衛門次郎)—忠永(左衛門次郎)とある後也。

中崎 ナカザキ 岩代國の名族にして、耶麻郡小布施原村館述は中崎善六郎某居りし地と云ふ(新編會津風土記)。

又石見等にも存す。

長崎 ナガサキ 伊豆、武藏、下總、陸前、羽前、越前、越後、肥前、肥後等に此の地名存す。

1 桓武平氏 伊豆國田方郡長崎邑より起る(この地は治承文書に長前に作る)。古くより平姓と稱し、後述太平記に「貞盛十三代を長崎圓喜」とし、又藤原分限に「重盛—左中將資盛—盛綱(長崎流)」と載せ、また關系圖に「重盛—資盛—盛國(左近大夫將監、夢庵、關谷大夫、氏部丞)—實忠(關左近將監)、弟盛綱(長崎平左衛門尉、平三郎、北條泰時執政)」



又關家筋目に「資盛嫡子平太郎盛國、配所にて出生す、歸洛の後也。壽永三甲辰八月、伊賀伊勢の平氏・蜂起の時、頼朝・北條四郎時政に下知なして進發せしむ。此の時、盛國・誅せらるべきを、頼朝・小松の厚恩を思ひ出で、死罪を宥め、北條に頼まる。建久四年甲子夏、伊賀伊勢の平氏蜂起の時、盛國は頼朝の味方になり、同進發す。太郎實忠・盛國の嫡男なり。關左近將監實忠と云ふ。始めて勢州鈴鹿郡關谷を賜はる。父盛國が軍功の賞とぞ。平三郎盛綱・盛國の二男、北條小四郎義時に奉仕、無二の寵臣也。義時・天下の執權職に補せられし時、相摸守に任ぜらる。此の時平三郎は左衛門に任ぜらる。義時父子修理亮泰時の二代は、内執政たり。此の盛綱・關を改め長時と名乗る。時頼の時代、長時左衛門尉盛綱・内執政たり。此の時、將軍は頼朝より四代目頼朝の治世なり。

井に執役頼綱を誅せんとなす。泰盛・將軍を望む故なり。頼綱・是れを貞時に告ぐ、依りて貞時と泰盛と、鎌倉にて合戦に及ぶ。泰盛父子滅亡す。頼綱後に入道して長時平左衛門入道果圓と號す、息四人あり。嫡子長時平太郎左衛門尉宗綱・爲綱の隱謀を貞時へ訴入す。これに依りて佐渡國へ流罪、後に赦免有りて、守邦將軍の治世に、執事職を勤め、後入道して圓善と號す。應長元年に入道す。二男飯沼安房列官爲綱・列官になる事、父入道果圓・寵愛によつてなり。三男長時三郎左衛門頼基・入道して思光と號す。元弘三・五月廿二日、新田小太郎義貞・上野より鎌倉へ押寄せ、北條相模入道宗鑑を責め滅す。時に思光父子、長崎勘解由左衛門爲基は、極樂寺、由井濱、八木町口、東勝寺表、所々合戦に、父子三度會ひ、武勇を振ひ、後生死を知らず。四男同四郎高頼・四郎高頼は、高時の未だ天下の權たる時、甥長時新左衛門尉高實が爲に、奥州に流罪せらる。

圓喜・北條高時入道宗鑑が時、初めて内管領を務む。家督をば長時新左衛門高實に譲り、高實が叔父四郎高頼を招き、高實を殺す事を計らしむ。時に高實・由を開いて、叔父四郎高頼を奥州へ流罪す。長崎新左衛門尉高實・北條高時入道滅亡。元弘三五月廿二日、義貞利を得、此の時、高實・武勇を顯し自害す。長男長時二郎高重・高實の嫡子、武州入間郡川合戦より以來、鎌倉由井濱の軍迄、數度勇力を顯はし、其の後東勝寺にかへり、主君高時入道、井に吾が祖父入道圓喜にも自害を進め、吾が身も腹を切る。二男長時孫四郎高盛、子同四郎盛政・父子共に由井の軍に武勇を振ひ、高時自害の間、父子一手に成りて一方を掛け破り、戰場をのがれ、潜かに勢州に逃げ、關の谷龜山に蟄居す。世の關を恐れて長時を本名にかへり、關四郎盛政と云ふ、男子五人あり。長時四郎盛政嫡子・關太郎盛澄・剃髮の後、柏巖と云ふ。足利尊氏の治世、父盛政が許にて、尊氏の旗下に屬し、子孫長く相續」と。

四代の孫盛綱の四男長時四郎照光・本邑一寺を創立し、その名を以つて寺號とす。當時禪なりしが、正嘉中・眞宗に轉じ、名を澄念と改む」など多し。

思ふに長時氏が平姓なる事は誤りなかるべきも、小松内府の裔とするは容易に信じ難く、關氏とも別ならん。蓋し古くより伊豆に居り、北條氏と密接なりし氏と考へらる。肥前長時と附會するも悪し。

2 氏人 鎌倉時代、北條氏の内管領として、權威・頗る大也。氏人は東鑑卷五十一に長時次郎左衛門尉、延慶元年越後守貞顯狀に長時三郎左衛門入道、また元亨二年、相馬重胤・鎌倉殿へ申して、長時三郎左衛門入道思元に、太田村、高村を掠領せられしを訴ふと(奥相秘鑑)。かゝる類は猶ほ多し。

次に太平記卷一に「東使・長時四郎左衛門奉光」卷二、長時新左衛門尉見條に「執事長時入道が子息、新左衛門尉高資」を載せ、卷三に「侍大將・長時四郎左衛門尉、」卷六に長時四郎左衛門尉、同九郎左衛門尉等見ゆ。又楠木合戦注文(正慶二年分)に「河内道・大將軍遠江彈正少弼殿、軍奉行長時四郎左衛門尉高眞、」と。

又梅松論に「高時の家人長時、」また長時四郎左衛門尉など見え、近江番湯蓮華寺過去帳に長時與三種長を擧ぐ。

その滅亡は、太平記卷十に「長時勘解由左衛門入道、長時二郎高重、同孫四郎左衛門、長時駿河守時光、長時二郎高重・久米河の合戦云々、」また長時父子武勇の條に「長時三郎左衛門入道思元、子息勘解由左衛門爲基」と。また長時次郎高重最後合戦條に「去る程に長時次郎高重は、始め武藏野の合戦より、今日に至るまで夜晝八十餘箇度の戦に、毎度先を懸け、圍を破つて、自ら相當る事、其の數を知らざりしかば、手の者、若黨共、次第に討ち亡ばされて、今は僅に百五十騎に成りにけり」と。

又「高重・今はとても敵に見知られぬる上は、と思ひれば、馬を懸居え、大音揚げて名乗けるは、桓武第五の皇子葛原親王に、三代の孫平將軍貞盛より十三代、前相摸守高時の管領に、長時入道圓喜が嫡孫次郎高重・武恩を報せんため討死するぞ」と。

又一門自害條に「長時新右衛門・今年十五、長時三郎左衛門入道思元、」を載せ、

十一に長時四郎左衛門尉、卷二十六に「小旗一擧の中より長時彦九郎資宗(スガハラ條参照)等多く、又應仁私記に長時七郎・見ゆ。以下、各項に多し。

3 武藏の長時氏 豊島郡に長時邑あり。又新編風土記、荏原郡條に「長時氏(瀬田村)。先祖は行善寺の開基長時伊豫守行善入道なり」と。又慈眼寺の開基長時四郎左衛門某をも此の家の祖なりと云へり。行善入道は小田原北條家に仕へて功ありしかば、世田ヶ谷の内、瀬田村の城主となり。其の子を隠岐守重高と云ひ、永祿の頃の人なりと。中葉酒城主に「武藏國同く四郎兵衛重次」と載たり。今其の城跡を傳へず。又同じ頃、土佐守と云ふものあり、又長時次郎といひしものあり。恐らくは親屬ならん。家に長時土佐守と記せし文書をおさむ」と。

又豊島郡に「長時氏、村の年寄を勤む。是も禁中雜士の一なりしと云ふ。祖長時民部大輔政宗の時、關東に來り、後當村に土着すと云ふ」と見ゆ。

4 下總の長時氏 小金本土寺過去帳に、「長時宗衛門・文祿三丙申閏七月」と云ふ

者見ゆ。

5 陸前の長時氏 栗原郡の長時邑より起る。餘目舊記に「大崎を守り餘外は長時云々」とあるは是にて、封内記に「長時邑・南疊・凡そ四、古來傳へて、長時四郎、此の地に居ると。而して四處の中、何館かを詳かにせず」と。名跡志には「何館ありて下館を小坂末館と曰ひ、相傳ふ、秀衛の家臣長時四郎の古邑也」と見ゆ。

6 出羽の長時氏 羽前國村山郡長時邑より起りしにて、長時館は最上家分限帳に長時城主里見民部」とあり。又「七千石中山支藩、七千石長時式部少輔」と。蓋し長時式部少輔とは、中山支藩の子なるか(風土略記)と。

7 江戸幕臣 第一項氏の末裔と稱し、寛政系譜には二家を收む。家紋丸に抱蓮荷三、長字くづし、丸蓮荷。「伊豆守元家(彌左衛門)―中左衛門元通(左太郎)―彌左衛門元政―同元義―伊豆守元仲―彌左衛門元嘉―元亨―元居」と見ゆ。

8 石見の長時氏 那賀郡高城村日高城主に長時治部大輔・見ゆ。長時盛綱の裔かと云ふ(石見志)。又出雲にも存す。

9 筑前の長時氏 住吉神社大般若經典書

に「長時新左衛門」を載せ、又怡土郡白山社記録に「長時加賀允」見ゆ。

10 備後の長時氏 世羅郡徳良邑宮道城は長時國右衛門の所居と傳ふ(藝藩通志)。

11 肥前の長時氏 彼杵郡長時邑(長時市)より起る。當地方屈指の名族にして、第一項の流と傳へ、北條家の家宰、長く伊豆國長時村を領して長時氏と稱せしが、元弘の亂、勘解由左衛門爲基・四海に流落し、肥前環浦に到り、子孫其の地に食して邑主となるなど云ひ、祖傳文集にも「平氏・爲英は、内相重盛の裔也。鎌府の衰ふるや、政・大夫より出づ。大夫・同出自を以つてか、重盛の孫を以つて其の家政を掌らしめ、これを豆の長時に色せしむ。子孫・遂に邑を以つて氏とす焉。大夫の族・元弘の亂に嘆き、諱爲基なる者、逃れて濠洲に行き、肥の環浦に居る。其の後、乃ち氏を以つて邑名とし、長時の名・遂に著はれて、濠洲の鎮たり」と。されど信じ難し。

なほ地理志料、長時條に「足利叔世、越前の人長時某・來りて之を領す、因りて今の名に改む」と。殊に採り難し。

肥前長時氏は、嘉祿三年十二月十九日、

大番交名に「肥前國彼杵の莊、御家人大村七郎太郎、千綿太郎、時津四郎、長時小太郎、浦上小大夫、浦上三郎、戸田藤次、今富二郎、今富三郎、今富四郎」と載せ(御教書案文)、また深堀文書曆應五年三月廿日富永直幸執達狀に「長時四郎殿」と明記す。鎌倉時代の大家たるや明白なれば也。

されど暫く舊記に據れば、長時系圖に「重盛―資盛―盛綱(資盛の庶子、此より長時氏と稱す。盛綱が長時氏の祖たる事、今織田家系譜に見たり)―重綱(長時小太郎、貞應年中、肥前國彼杵郡に下り、深江浦に居す。後に大村の附庸に屬す。此の事、嘉祿元年の證文に見えたり。證文は家士福田氏の家に在り)―重定(長時左馬助)―頼綱(小平太)―重氏(相馬)―重友(源五)―重俊(雲太)―重親(長時矢上八郎。正平十八年八月、大村南方の屬士一黨・三十六騎の内、重親・其の一騎也。三十六騎の黨盟文は福田氏の家にあり)―重益(長時周防權六、應永五年九月、大村南方の屬士一黨・七十五騎の内、重益・其の一騎也。七十五騎の盟文は福田氏の家にあり)―康純(彌太郎)―純師(彌五

耶)純俊(左馬助、稻佐に居る)一康純(左馬太夫、實は有馬肥前守貴純三男)一純方(左馬太夫)一純景(甚左衛門、妻は純忠公の息女、長崎村、高九百七十石餘を領す。春徳寺山に居城す。元龜二年、純忠公の命により、長崎内町六町を建て、蕃國商估の津とす。天正年中、深堀純賢・純忠公に反し、龍造寺隆信に屬して長崎に入寇す。然れども毎事利を失ふ、故に天正八年、四郷氏と謀りて櫻馬場築を攻め、純忠公援兵を遣はす。純景・大に戦ひて利を得たり。天正十五年秋、長崎村同町、公地と成りて、時津村に於いて七百石を賜ふ。純景・受けずして筑後國に到り、田中氏に仕ふ。是より先、松浦右近頼直を聲養とすと云へども、名跡絶えず、多年を経て大村に歸る。其の節養料として横瀬浦にて百石を賜ふ。弟重方(戸町惣兵衛、兄純景の嗣子、戸町を領す、故に戸町を以つて氏とす)、妹(松浦主殿妻)と。

次に「重方(惣兵衛、實は純景の弟、文祿年中、太閤名古屋御陣の節、御内・材木を献ぜらる。重方・奉行を勤む。此の時、惣役と成り後朝鮮に到り功あり。久島城を築

く節奉行を勤む。重方の代世々の功を以つて永く一獻の席に列せしむ)、妹(松浦右近頼直妻)、妹(井石主水頼次妻)、弟甚右衛門(號一無)、弟三郎兵衛(號宗心、妻は戸町惣兵衛重方女)と見ゆ。

重方の後は「惣兵衛重方一甚左衛門重次一與五兵衛種重一源五兵衛重大一甚左衛門重陣一景門」也。

又長崎拾芥といへる書に「長崎小太郎より十一代に至りて、有馬領主有馬肥前守貴純は、三男康純と云ふ者を養ひ、家を譲る。其の子長崎左馬介、其の子長崎甚左衛門」と。「又長崎公領と成り、其の後、東麓地講になりしかば、甚左衛門は家内衰へけるを、大村理事引請け、時津にて四百石領の知行を興へ置きしが、甚左衛門・思ひけるは、僅の領につながら、理事に附きまとも心うし、如何せんと思ひけるが、爰に有馬修理大夫が五男に丹後守と云ふ者・松浦の家に養子に行きしが、それに子あり。甚左衛門・其の子を養ひ、姪に取合せ、時津の領を譲り、其の身は筑後の國主田中筑後守が家に行きて、二千三百石領知す」と(有馬世譜)。

なほ有馬、松浦等の條を見よ。

長崎神社は長崎織部亮を祭ると云ひ、織部亮平昭威君の墓誌あり。又一本系圖に「純景(長崎甚左衛門尉)、弟爲英(織部亮、諡昭威、天正年中、正徳三年癸巳、物祖・墓誌を作る、別記に詳なり)、弟重方(戸町惣兵衛、兄純景の家を嗣ぐ)」と見ゆ。

12 日向の長崎氏 伊集院忠真の將に長崎林兵衛あり、慶長四年、島津氏・之を攻めて林(休)兵衛を討ち取り、城陷る。又島津藩重臣に長崎甚七・見ゆ。

13 雜載 その他、河越松平藩重臣、小城鍋島藩川人等に見ゆ。又黒石藩備に長崎勲助武敏(梅軒)あり。又東作志に見え、又桂女由緒に「江戸本石町長崎屋源右衛門」と。猶ほ信濃、備前、陸奥等にも存す。

永作 ナカサキ

中佐治 ナカサキ 丹波水上郡の名族にして、丹波志に「中佐治氏、今足立氏、中佐治村、先祖中佐治助右衛門と云ふ地侍也」と見ゆ。

中里 ナカサキ 武藏、下總、常陸、上野、下野、陸奥、羽前等に此の地名存す。

1 宇都宮氏族 下野國河内郡中里邑より起る。氏家氏の族にして、氏家系圖に「氏

家公頼の二男・高信(中里筑後守。河内郡中里郷を領す。中里伊豫守、井に宇都宮社務中里神大夫、同屋敷部等の祖)と見ゆ。

宇都宮社は、寛文中より、中里市正・神主を勤仕し、宇都宮経起運誓に「中里市正、中里頭大夫、中里六郎大夫、中里屋敷」等を擧げ、又同志に「宇都宮大明神、市田千五百石餘、内百石・神主中里市正配分し、その他、八十石・社家中里兵庫、四十石・同中里主水」など見ゆ。

2 清和源氏新田氏族 里見系圖に「義實一寛次(中里備中守、剃髮して正端と號す。成義、義通に従ひて戦功あり、老年に及び、太郎善豊一味に依り、義堯と戦ひ、天文三年甲午四月六日戦死す」と見ゆ。

3 岩磐の中里氏 行方郡横手の岩松氏の老臣なりしが、正長元年に叛す。又會津天文十八年内番頼に中里氏を擧ぐ。

4 武藏の中里氏 那珂郡中里より起りしか。多摩、埼玉等に存し、享保の頃、中里伊兵衛は中里新田を開發す。

5 雜載 その他、大森葛山系圖に中里小二郎泰親・見ゆ、カツラヤマ條參照。

又八戸南部藩重臣に存し、參照諸家系圖に中里與市右衛門等を擧ぐ。又土浦土屋藩重臣に見え、又三階業を家紋とするあり。又信濃、伊勢、志摩等にも存す。

永里 ナカサト

1 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「四守季綱一基季(永里領主)一泰基(永里)一基能一基親(左衛門尉)一」行季(左衛門尉、小次郎)一長季(小次郎)一季隆」と載せ、又一に合志五郎隆明の子孫を永里氏とす。南北朝の頃、勤王せり、中村井原文書に「肥後國八代庄、井に球磨郡内徒永里、圓本以下の輩」と。

2 薩陽の中里氏 守公神弘安十年結香交名に「一番永里源太」を擧ぐ。

3 肥前の中里氏 河上淀姫社觀應三年卯月十八日文書に「三重屋庄内、永里四郎次郎跡田地云々」と。また貞和七年三月文書に「永里四郎次郎跡」と見ゆ。

中里見 ナカサトミ 里見太郎義俊の子里見冠者義成・中里見城に住す。その弟政氏を中里見七郎と稱す。詳細は里見、田中等の條を見よ。

中澤 ナカサハ 和名抄、武藏國那珂郡に中澤郷を收む。其の他、甲斐、下總、信濃、

陸奥、越後等、猶ほ此の地名多かるべし。

1 諏訪神族 信濃の豪族にして、集古文書二十七、嘉元四年下知狀に「早く神眞光をして、信濃國伊那郡中澤郷内中澤村參分登地頭職たらしむべき事」と見ゆ。上伊那郡中澤より起り、諏訪系圖に「大祝眞一敦眞(諏方次郎)一眞眞(同太郎)一眞重(中澤神太)」と見ゆ。

その後、上伊那郡高見城(高見村)主に中澤氏あり、又諏訪氏の族と云ふ。伊那武鑑に據るに「應永三年、高遠城の家士但馬守重清・當城を築き、在名を以つて家號とす。三百貫文を領して之に住す。その子中務少輔信清、左衛門佐政信を経て、丹後守重利・天文三年に弟重光を大草に分知す」とぞ。大草城は南河村大草にあり。中澤城主重利の弟重光・此の地に據り、其の子光康に至り、故有つて姓を井上と改む。子國光・武田家に屬すと。

又諏訪志料に「中澤氏。當氏號は信州に於ける古き國士なり。而して諏訪神家の一族なり。其の先・大祝神人部宿禰武員が數代の孫敦眞・大祝、眞方・大祝、安藝權守の男敦眞・諏訪次郎、其の子眞眞・諏訪太郎なる人あり、武名高し。其の男眞

重・中澤神太、諏訪郡中澤郷に居る。是れ中澤氏の祖と云ふ。久安年中の人也。其の男に中澤次郎兵衛尉と云ふ人あり、東鑑、建久元年十一月、嘉祿元年六月等に見ゆ。その嫡男は小次郎兵衛尉(東鑑、嘉祿四年二月條に見ゆ)、後に中澤五郎兵衛と稱す。次に同年六月條に、中澤十郎兵衛尉成綱・見ゆ、其の嫡男也。その後、正平年間、信濃宮に御方せし人に中澤五郎兵衛あり、王事に勤む。次は六郎兵衛(實徳三卒)、次は志津馬(延徳二卒)、別に中澤六法師と云ふものあり、當姓より出でて上國し、足利家に仕ふ(三好義長感狀あり)。

本國なるは永正年中の中澤兵衛之輔の時迄、代々有賀氏に仕へ、奉行職を務む。天文年中に中澤豐前守なるものあり、當家の繼子なるも、強勇の人なれば、妹某に家督を譲り與へ、京師に出でて足利家に奉仕し、度々武功あるにより、出雲國大原郡牛尾を賜はり同所に居館す(この説、誤れり、第十三項、及びウシツ條を見よ)。

次は中澤淡路久隆と云ふ養子、實は伊那郡中澤郷主中澤信行の次男なり。當家と同姓の因縁あるを以つて入贅、一女某

に配し、家名を相續す(天正癸未卒)。同妻中澤豐前守の妹也。次を中澤彦左衛門久忠と云ふ、初名八之丞、慶長年中、諏訪家に勤仕せり。次を中澤佐右衛門久富と云ふ、大阪陣に功あり、歸郷後高島藩に仕ふ)と見ゆ。

諏訪の中澤氏は、丸に根紐、丸に鳩齋草の家紋とす。

2 同上杵淵流 江戸幕臣中澤氏にして、諏訪神家の族、杵淵太郎頼方が六代下野守建元(彦太郎、左京亮)・天徳年中、村上天皇皇子兵部卿親王・下向の時に奉仕し、中澤郷の地頭職に補せらる。その子孫此の氏を稱し、杵淵城に住すと云ふ。其の十八代の孫は彦次郎清秀(五郎左衛門久吉(岩村田大炊助に仕ふ)なり)と。

家紋丸に椿葉三杉、十六葉裏菊。久吉の後は、其の子「太左衛門久次」同正吉「新左衛門建尋」左京杵長一也。

3 藤原姓 前項氏は寛永系圖に藤原氏とし、又中興系圖に「中澤、藤原姓、本國信濃岩村田、モン枚葉」と見ゆ。

4 清和源氏武田氏族 甲斐國八代郡中澤邑より起り、淺利與一義成より出づとぞ。後に義成の裔嗣絶えて、一族安田義春の

次男義武・入りて淺利冠者と稱す。義武の七世備前守義氏の次男掃部義幸に至り、一宮莊中澤郷にありて中澤氏と云ふ。五世孫小次郎滿成・武田信昌に仕ふ。其の男宗兵衛守正・信虎に仕へ、其の男修理亮正久、弟金兵衛門忠友、其の子宗九郎幸次、市右衛門保明也。紋五本骨白扇。

5 清和源氏佐竹氏族、これも甲州發祥にして、坂本宮内左衛門貞茂の三男丹波貞勝・外家の號を冒して、中澤と云ふと。坂本系圖には、其の祖を坂本宮内貞重とす(坂本家參照)。家紋丸に七本骨開扇子。「主稅助(丹波貞勝、武田信玄、勝頼に仕ふ)」「主稅助吉次、弟主稅助吉政(正和)」「半兵衛吉清」「清生」「清水」にして、六百五十石を領す。寛政系圖に見ゆ。

6 甲斐の中澤氏 以上五流、皆當國に關係あり。又誠忠舊家録に「布庭村中澤伊兵衛眞房(中澤兵庫輔廣房後胤)、同中澤吉右衛門政房(同後胤)、在家塚中澤八右衛門宗朝(中澤兵部少輔宗明後胤)」など見ゆ。

7 清和源氏新田氏族 里見義基の次子重基(中澤太郎)の後と云ひ、又一里見太郎義基「三郎重基(中澤)」中澤三郎重宗「

彦三郎基宗、弟彦四郎重幸」と見え、又中興系圖に「中澤、清和、モン酸草下に引違タカノ羽、里見太郎義俊四代三郎重基・之を稱す」とあり。

8 清和源氏足利氏族 中興系圖には猶ほ「中澤、清和、足利余流」と云ふも見ゆ。

9 桓武平氏千葉氏族 下總國印旛郡中澤邑より起る。千葉系圖に「千葉四郎太郎胤義(家號立澤)胤直(中澤御太郎)胤與(彦太郎)」と載せたり。千葉、立澤條參照。

10 狛氏族 山城松尾社家也。

11 越後の中澤氏 第七項と同流にて、「里見利部少輔義員(越後中澤宮取城主)一忠宗(中澤十左衛門)」と云ひ、また忠宗の兄「村上城主建政助義宗」三郎左衛門宗基「利部左衛門宗助(越後蒲原郡賀茂村)」中澤三郎左衛門義虎(中川修理大夫家臣、五百石、用人)「中澤藏多義孝」なりとぞ。

12 秩父氏族 丹波國の大族にして、多紀郡大山城(一に出合城とも云ふ。大山村に在り)は此の氏の居城也。一に長澤氏とも見ゆ。氏人は太平記に中澤三郎入道あり。建武二年十二月、足利に黨す。長

澤と云ふも太平記に見ゆ。

出自については、丹波志願註に「長澤、姓は藤原氏、武州秩父流。紋は三頭左巴、添紋は丸の内ニツ引。名垂通字。長澤兵部少輔(中澤と改む)一忠右衛門一傳右衛門、忠右衛門、弟忠右衛門一次郎兵衛一宇右衛門一七郎右衛門」とあれど詳かならず。丹波風土記には(南家)巨勢鹿呂九男武藏守經邦が二男、或は云ふ令弟小山忠門、後に攝津國水澤縣、後更に小山庄に移り、永字を改めて長澤と爲す。元暦年中、長澤六郎滿種が息女に、源義經遺腹の子あり、之をして長澤の箕裘を續がしめ、六郎次郎義種と號せしむ。是より以來、藤性を改めて源姓を犯す」と見ゆ。

而して多紀郡日置村中澤氏所藏明德元年の中澤安政守信明讓狀に「讓り渡す所領の事。一、上野國多胡庄内今泉口在家の事。一、丹波國遊樂莊西村地頭職、并に安延名の事。一、同國大山庄清得名等の事。一、同國大山庄内一分地頭名跡、并に重久名金光牛名等、中澤七郎左衛門入道跡、實徳相傳田島の事。一、武藏國本口郷内和田村藤三六入道口在家□□□□。一、讚岐國多口郷内、うなさかのやしろ

の事。右所領は、信明が相傳の當知行地也。」など見ゆるを參考するに、もと東國の士にて、秩父黨と云ふ説、採るべきか。下りて戰國末、長澤治部大輔義遠あり。次いで伯耆守高義の代、天正六年八月に至り、明智氏に攻められて落城す。其の子を與三郎と云ふ。

族人は丹波志に「大山下村長澤氏系譜。某(長澤宇右衛門)一某(長澤七郎右衛門、栢原織田家に仕ふ)一某(武左衛門、氷上郡栢原村上田氏、三郎右衛門の子、初雙なり云々)と。

また氷上郡に存し「中澤氏。子孫井中村。先祖丹波國より來り、中澤善助と云ふ。子孫五代目」と。又「中澤氏、子孫谷川村。久下の分家、家非、長澤氏中澤」と。又「中澤伯耆守基重、子孫中竹田村大森。多紀郡大山城主也。天正六年の八月、落城、其の子與三郎は大森に住す」とあり。又桑田郡等にも存す。中川條參照。

13 出雲の中澤氏 第一項信濃中澤氏の後にして大族也。ウシツ條六四二頁に詳か也。なほ正和二年の鎌倉執權義許狀に「出雲國津本庄(號牛尾庄)の雜掌・中澤式部房圓性と當庄地頭職を相論する事、承久

御下文に云々」など見え、下りて天文年中、牛尾の領主神中澤豊前守家壽、同大藏左衛門春信の父子は、本國信州諏訪明神を勧請して、古社須我大明神の合殿に祭り、牛尾郷十二箇村の惣社と定めしより、村名も諏訪と改むるに至れり。

南北朝の頃は宮方に屬し、正平六年四月の文書に、中澤二郎、同三郎等見え、同十年十二月には、中澤左衛門尉時實・參河權守に任ぜらる。牛尾及び神條を見よ。

14 鎌倉室町幕臣 東鑑卷三十に中澤次郎兵衛尉、中澤十郎、その他、中澤兵衛尉等見ゆ、此等は諏訪氏の族と云ふ、第一項を見よ。

下りて室町時代には、文安年中御番帳に「奉行衆中澤」を載せ、又永祿六年諸役人附に「外様詰衆以下・中澤支善九、奉行衆・中澤備後守光俊、奉行衆・中澤支善九、一番・本郷下總守信弼(中澤支善九)」等を挙げ、また大館日記に「中澤掃部助・披露す、攝州中島の内、天満天神社領三百疋云々」と、而して見聞諸家紋に



中澤

15 三枝姓 佐州役人附に「三枝姓・中澤善次郎」を擧ぐ、甲州發祥か。

16 土岐氏族 傳へ云ふ、明智頼尙に三子あり。長は明智頼典、次は土岐頼明、末は秋知頼充にして頼充、後に中澤氏を稱す。その後は「頼充一頼綱一豊後守友綱・明智光秀に仕へ、山崎に敗死す」なりとぞ。或は長澤條第一項流かと云ふ。

17 雜載 その他、徳川時代、此の氏は麻田青木藩重臣、金澤米倉藩用人、蓮池鍋島藩用人、府中松平藩番頭、高崎松平藩用人、二本松丹羽藩用人たり。又堀尾山城守給帳に「五拾石中澤才助」を擧ぐ。また京都の心學者に中澤道二(義通、龜屋久兵衛)、津山藩分限帳に「四拾五俵、中澤仁兵衛、仁兵衛仲中澤聖太郎」を擧げ、又長岡藩の書家に中澤行藏俊備(雪城)あり、又上野郡波郡の俳人に中澤菊言、山城國紀伊郡上島羽色桂女由緒に「桂女が夫中澤有衛門」また攝津、近江、武藏、播磨、伊勢、志摩、羽前、羽後等に多しとぞ。

仲澤 ナカザバ 前後二條參照。
又清和源氏井上氏の族と云ふあり。本國信濃にして、信濃を祖とす。家紋井桁、八咫

羽、三巴。寛政系譜に「喜右衛門信瑞(吉右衛門、八右衛門、正見)一忠三郎信久一八九郎信封」等を擧ぐ。

長澤 ナガサハ 中澤、永澤と通じ用ひられ、また伊勢、陸中、羽前、能登、越中、越後等に此の地名存す。

1 清和源氏土岐氏族 越中國越前郡長澤邑より起るとぞ。永享年中御番帳に「四番・土岐長澤治部少輔」文安年中御番帳に「四番・土岐長澤治部少輔」とある如く、土岐一門にして、尊卑分脈に「頼光五世孫・土岐光信一左衛門尉光長一左衛門尉光經一出羽守光助(越中國長澤に住して、長澤と號す)」とある後也。土岐系圖も亦同じ。

2 越後の長澤氏 長澤道壽齋等あり。その後、謙信家臣に長澤筑前守ありて、天正五年、能登穴水城を守る、長條を見よ。又加藤能三州志、越中國射水郡井口城條に「土人の相傳に、長澤筑前・居するを、成政敗ると云ふ。此の年月も知れず。其上、此の説・尤も信じ難し、筑前は謙信の將にして、天正六年、能州穴水城に居て、勢ひ盛なりしが、七年温井が爲に

石動山路邊坂にて戦死す」と見ゆ。

3 美濃の長澤氏 新撰志に「長澤右京進は、石丸利光の子、はじめ鶴沼の承國寺僧にて、景祐といひしが、剛力武勇の人なりしとぞ。梅華無盡藏の、明應五年石丸丹波敗軍の事をいへる條に「父子五人自害、孫九景祐・廿二日討死」としるせり」と。

4 富田氏族 三河國寶飯郡長澤邑より起る。トミダ條參照。二葉松等に「長澤古城(長澤村長澤字古城) 南方山城にして御殿の北方にあり。もと富田左近が子長澤四郎在城す。松平信光、これを攻めて陥る」と。其の子源七郎親則(幼名彌次郎、一に修理亮親長)・當地を賜ふ、これ長澤松平也。其の後、上野介親益より、同親宗、同一忠、同政忠、同康高、同康忠、同康直等、代々居住し、天正十八年武州深谷に移る。次項を見よ。又同地鳥屋根城(同村字番場)は駿河今川の持城にして、精谷善兵衛宗益、小原藤五郎鎮宗・守る。永祿七年四月十五日落城。二葉松に「四の端關屋と云ふ處、又關屋より宮路道にも古屋鋪あり、是れ南城歟。又岩崎寺の城に駿河方の七頭・籠る」とあり。また長

澤御茶屋々數は、松平上野介が一族矢部織部・天正の比まで住居す。

また同郡赤坂古城歟(成法寺境内)は松平備中守久親居住・長澤組業也。信光の弟と云ふ者あり。又篠田村屋敷(一宮村篠田)は、長澤上野介が舍弟松平康助親清の居城也。新城家中今泉四郎兵衛が母方五代の祖也、天正十五年の大本村天正社禮札にあり。何れも第七項を見よ。

5 長澤衆 長澤十二家とて、松平右京、同左京、同彦四郎、同伊賀守、同忠兵衛、同彦左衛門、同誠中守、同甚七郎、小野逸之助、矢部織部、近藤兵部、山田忠兵衛(後長門守)等あり。

6 長澤松平氏 松平氏族にして、三河國寶飯郡長澤邑より起る。第五項を見よ。松平信光の長男(或は八男)源七郎親則(備中守)の後にして、(岩津條參照)。其の子「源七郎親益(初め益親)一同親清(初め近亮)一同勝宗(兵庫頭)一同一忠(上野介)一同親廣(善兵衛)一同政忠(上野介)一同康忠(上野介)一同康直(一万石)」と續きしが、康直・故ありて家を繼ぐ事を得ず。因りて家康の子松千代、長澤の嗣となりしも早世の後、上野介忠輝・

家香を繼ぐ。しかるに忠輝も勲氣を蒙りて、嫡流斷絶す(徳川條を見よ)。庶流五家、家紋花丁子。

又勝宗の二男、一忠の弟「右馬允(宗忠)一清四郎親常(右馬允、甚右衛門)一甚右衛門正次一長四郎正綱(大河内金兵衛秀綱二男)」なり、オホシカフチ條(一一六八頁)を見よ。又正次の弟「清藏親宅一清左衛門親正一清兵衛親茂一清三郎親安」也。丸に九枚笹、三扇、鶴菱、五七桐。



長澤中左衛門

7 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡長澤邑より起る。傳へ云ふ、逸見光長の遺孫駿河守昌景の男八左衛門昌綱・逸見長澤村に居り氏とすと。後主膳正武と改む、其の男佐左衛門正方也。家紋花菱。

8 諏訪氏族 ナカザハ條を見よ。

9 藤原北家大森氏族 駿河國駿河郡長澤邑より起りしか。大森葛山系圖に見ゆ。

10 清和源氏今川氏族 尊卑分脈に「今川四郎國氏一五郎經國(本常氏)一三郎顯氏一彦三郎兼氏(利部大甫)一彦三郎滿幸(利部大甫)一直幸(長澤)」と載せ、中興

ナカサハ

系圖に「長澤。清和、關口五郎國經が五代直幸、これを稱す」とあるも此の流也。後世、駿河國駿東郡原長澤氏の子、臨濟禪を以つて名あり、白隱禪師これ也。此の流か。

11 藤原北家日野氏流 江戸幕臣にして、日野弘實の子外山大納言光顯の二男要人實親(初め博實)、徳川氏に仕へ、千四百石を領す。其の子一妻人實祐(實顯)一主膳實信(則種)一滋太郎實武一飯次郎實始(要人)一滋丸實換(家紋鶴丸)子日松丸。寛政系譜に見ゆ。



長澤直次郎藤原實言

- 12 武蔵の長澤氏 千葉家臣に長澤内記あり。又埼玉郡に存し、また下總小金木土寺過去帳に「長澤二郎右衛門・佐原、慶長十一、七月」と見ゆ。
- 13 清和源氏 陸中國門伊郡長澤色より起り、鎮西八郎爲朝の裔と云ふ。詳細は閉伊條を見よ。
- 14 秩父氏族 丹波國の豪族也。中澤條を見よ。
- 15 秀郷流藤原性小山氏族 これも丹波の

長澤氏にして、久下系圖には「倭藤太秀郷八代の孫小山野大塚政光一直光(久下備守、猶子、實は源義隆の子なり。或は成木大夫の子とも云ふ)住丹波」一實光一光重(弟重家(長澤氏)と見ゆ。クゲ及びクマガヒ條を見よ。蓋し前項とは別か。氏人は太平記卷三に「丹波國の住人・久下長澤の一族等」と載せ、又明德記に「丹波國の住人・久下、長澤」と。後世、天田郡鬼筒城(鬼城)は光秀入國の際、久下、長澤等の諸氏據る。

また水上郡に存し、惣井萬記に「七頭の家と申し候は、第一は久下の城主久下云々、第二には小山の城主長澤治部大輔義遠なり、これは源判官義經の落し子の末孫なり」と。ナカザハ條参照。また丹波志、水上郡條に「長澤氏、下小倉村。多紀郡出合城主長澤伯耆守高義・天正六年に、明智の爲に落城也。其の妻、次男希若・五歳なるを連れて、此所に來り、忍び住す。後に仲大夫と云ふ」と載せ、また「長澤氏、子孫小南村。先祖多紀郡出合の城主長沼部大夫・浪人して當所に來り、慶長十八年卒」と。また天田郡條に「長澤氏、細見辻村。細見

辻村赤坂と云ふ所に居す、」長澤氏、子孫中手村。一蕪多し。長澤氏、子孫中手村。今三代斗以前、辻村の細見家に、これ有り」など見ゆ。

16 雜載 應仁私記に「長澤九郎(源信繼)を載せ、下りて鶴岡酒井藩重臣、越後推谷郡藩家老、日出木下藩重臣、淀船葉藩重臣等に見え、淀藩士長澤蘆雪(主計)は圓山應舉の門、その義子蘆洲と共に書名高し。

又紀州の國學者に長澤伴雄あり。又大村藩長澤氏は婦野河野氏の族也。又筑後横溝氏慶長文書に長澤大兵衛・見え、田中家臣知行割帳に「百八十石長澤九郎兵衛」を擧ぐ。又京都の儒者に長澤文藏・潜軒と號し、江戸の儒者に長澤東海、また装釘工に長澤短屋等、皆名高し。又津山藩分限帳に「百五十石長澤右源治」を擧ぐ。又土佐の名醫に長澤道壽、肥前鳴原の學者に長澤樂浪(七歳より盲人たり)、猶ほ岩磐、信濃等に多しとぞ。永澤 ナガサハ 前條と通ず。應仁記に「久下、永澤」とあるは、丹波の豪族長澤氏なり。その他、美濃、石見、信濃等に多し。

中下

ナカシタ 備前に存す。

仲下

ナカシタ 河内の地名也。

中科

ナカシナ 河内の地名也。

1 中科宿禰 河内の大族津連の後にして、延暦十年正月紀に「少外記津連巨都雄等、兄弟姉妹の七人、居に四りて中科宿禰を賜ふ」(フヂキ條を見よ)と見ゆ。姓氏錄は右京諸蕃に收め、中科宿禰。菅野朝臣と同祖。據君の孫字志の後也」と註す。後承和元年に至り、菅野朝臣を賜ふ。スガノ條を見よ。

2 中科朝臣 前項氏の朝臣性を賜ひしものなるべし。類聚國史卷九十九に「弘仁八年正月云々、從五位下中科朝臣善雄」を載せ、經國集に中科善雄と見ゆ。

中篠

ナカシノ 地名を預ひしならん。

○ 中篠忌寸 延暦廿四年八月紀に「思後國人從六位下中篠忌寸豐次等を右京に附す」と見ゆ。

長篠 ナガシノ 三河國設楽郡長篠邑より起る。清和源氏菅沼氏の族也。スガノマ條を見よ。

中柴 ナカシバ 松本松平藩の家老に此の氏在りと。

永沙 ナガシホ 次條氏に同じ。全讀史に

ナカシタ—ナカシホ

ナカシホ

「黒羽城は黒羽村に在り。永沙因幡守氏繼之に居る。應仁元年、細河勝元に従ひて洛陽相國寺に戦死す」と見ゆ。

長鹽

ナガシホ ナシホ 一に永鹽、長沙に作る。

1 良峯氏族 尾張の大族、丹羽氏の流にして(丹羽、良峯條参照)、良峰氏系圖に「成海大夫長季—僧龍潭—僧定仁(前部禪師)—利景(長澤源二)—景高(源嗣次)—高繼(市三郎)と載せたり。後世、細川氏に屬し、管領細川頼元配下の將に長鹽兵衛五郎家次あり、明應三年八月、善滿の相國寺供養に供奉す。また應仁記卷二、所々合戦條に「長鹽、奈良、秋庭の人々、武田勢も指回ふ」など載せ、また細川兩家記に「長鹽民部丞」等見ゆ。當時、源姓を稱す。氏人、以下各項に多し。

2 清和源氏 恐らく前項氏の一族にして、海東諸國記に「吉光、戊子の年、使を遣はして來朝し、書して畿内攝津州四宮津尉長鹽備中守源吉光と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と見ゆ。當時有勢の氏なりしを察するに餘りあり。(當國有馬郡に名鹽の地あり、一に長鹽に作る、この氏

と關係あるか)。

3 阿波の長鹽氏 故城記、板東部分に「長鹽殿。大森、家紋・庵の中三葉柏」と載せ、一本に「圓中石疊四」とあり。見聞諸家紋に



長鹽 豆州大森鹿子

4 讃岐の長鹽氏 永沙條を見よ。細川氏配下の將にして、黒羽城に據る。

5 備前の長鹽氏 第一項氏と同族にして室町時代、細川氏に従ひて中國に下りし也。徳川時代、上道郡幡多色澤田の名族たり。家紋重ね澤瀉。現今長鹽無氏あり。



長鹽

6 秀郷流藤原性足利氏族 足利又太郎房長・鹽谷を領し、此の氏を稱す。其の十代を阿波守秀綱と云ふ。その裔主水正は武田家臣也。家紋丸に左上文字、五本骨總扇、三柏。寛政系譜に「主水正平—作兵衛—又左衛門正家(五百五十石)—正勝—正武」と見ゆ。五百五十石也。

7 雜載 その他、徳川時代、岡中川藩番

ナカシホ

頭、懸川太田藩用人等に見えたり(武鑑)。

永鹽 ナカシマ 前條氏に同じ。

中嶋 ナカシマ 尾張國に中島邑ありて、和名抄、奈加之高と註し、神護景雲三年九月紀に初見す。而して尾張志に「參河國猿投神社の所禰なりしといへる尾張國古圖に、南の海の中に一箇の島をかきて、中島とし

るせり。天正十二年、當郡のうち三十四村、美濃に屬く」と。又大同類聚方に「美濃國中島郡」と見ゆ。但し尾張美濃國古圖は近世の贋作也。郡内に神戸郷あり、後世中島郷とも呼ばる。和名抄、又同國海部郡に中島郷を收む。又愛知郡に中島庄ありて天元三年文書に見ゆ。次に相模國大住郡に中島郷、古く天平七年封戸帳にも見ゆ。次に常陸國鹿島郡に中島郷、次に信濃國水内郡に中島郷を收め、奈加之末と註す、共に中島邑存す。次に筑前國那珂郡に中島郷、後の博多の地也。

その他、近江に中島庄、また攝津、伊勢、三河、甲斐、上總、下總、美濃(中島郡)、信濃、上野、陸前、陸中、越前、能登、越後、播磨、美作、伊豫、筑後、肥後等に此の地名存す、猶多かるべし。

1 中島海部直 尾張の古大族にして、神

魂尊の裔なり。蓋し中島郡地方に住居せし海部の伴道家たるべし。天神本紀に「天背男命は尾張中島海部直等の祖」と見ゆ。

2 中島連 前項の後にして、連性を賜へるものか。天平六年の尾張國正稅帳に「中島郡(主政)大初位上勳十二等中島連東人」なる者出づ。

3 中島縣主 山城鴨縣主の族にして、賀茂神官鴨氏系圖に「大伊乃俊命の子・伊多足尼命、其の子伊賀足尼命、其の子鴨縣主爲豆・中島縣主等の祖」とあり。河合神職鴨縣主系圖も略同じ。カモ條參照。

4 中島郡首 郡首とは縣首と同一にて、郡領を云ふなるべし。而して尾張の中島郡領は尾張宿禰なれば、此も然るか。大同方二十五卷に「中島藥、尾張國中島郡首の家に傳ふる方也」と載せたり。

5 無戸の中島氏 正倉院和銅五年文書に見ゆ。

6 尾張後世の中島氏 第一、第二、第四等、諸項中島氏の後なるべし。東鑑卷三十三に「延應元年九月二十一日、尾張國住人中島左衛門尉宣長」あり。承久亂、宣軍に屬す。その後、中島藏人ありて、中島城(中島村)は此の人が居住せしよ

し云ひ傳へたり(尾張志)。

又春日井郡曼陀羅寺弘治三年券狀に「賣主岩倉中島入道宗慶、同中島彌六慶正」等見ゆ。又清須の人中島甚兵衛入道紹勢は尾陽雜記に見ゆ。又愛知郡鳴海に中島城あり。

7 美濃の中島氏 今尾城(今尾町)は、文明中、齋藤氏の家臣中島重長・築基、其の子重通、其の子重光、其の子重行等・住し、重行に至り、攻められて逃亡し、その後、高木彦右衛門、駒野城より移りて信長に仕ふとぞ。詳細は高木條を見よ。又新撰志、今尾村城址條に「文明年中より、中島三郎大夫重長(齋藤家の從士)、中島藤三郎重直、中島出羽守重元、中島内藏助重行、四代、今尾の城主なり」とあり。

その他、中島石見等見え、又徳川時代武儀郡桐洞村の義民に中島助兵衛あり。

8 諏訪神族 信濃の名族にして、諏訪系圖に「大祝貞方(安藝權守)―光家(中島五郎)、弟貞正(八郎)」と載せ、また「大祝盛重(安藝權守)―顯重(中島余次)」とあり、諏訪條を參照せよ。

9 滋野姓、これも信濃の名族にして、諏訪志料に「中島氏。元矢島を稱す。即ち

滋野の一族・八島行忠(幸忠)より出づ。行忠は義仲に屬して功あり、其の男八島小太郎行朝は義仲戦死後、三澤郷新倉の地を開く、其の地・天龍川の中島にあるを以て、氏號を中島に更む。建武中、中島某・齊家の故を以て、小笠原信濃守源貞宗に召出され、以後小笠原家の重臣となる。天正十一年、中島判部大夫に至り、故ありて没入す。慶長中、高島藩に召出され、中島孫兵衛と云ふ」と。

諏訪の中島氏は、丸に若澤瀉を家紋とす。

10 清和源氏小笠原氏族、これも本國信濃にて伴野氏の族と云ふ。寛政系譜に一家紋九曜巴、關原、三頭左巴。筑後守盛信―大藏盛直―十右衛門盛昌―孫兵衛盛直―孫兵衛盛忠(七郎右衛門尉)―百助盛昌」と見ゆ。當國水内郡中島より起りしか。又高遠の土に中島莊次郎あり。

11 甲斐の中島氏 巨摩郡に中島の地ありて、氏も存す。或は信州中島氏の族か。又都留の名族たり、中島大炊助景次は、恐らく加藤氏の家臣なるべしと。又上野

原七騎の一人に中島氏・見ゆ。

12 藤原南家工藤氏族 日向記に「維永次男維重・是を駿河の工藤と號す、中島云

々等、維重の支流也」と見ゆ。久能山社家に此の氏ありて、目代中島小左衛門、平福宜中島丈右衛門等、諸書に見えたり。此の族か。

13 武藏の中島氏 荏原郡若林村の名族中島七左衛門某は常林寺を開基す。又多磨郡宇奈根村名族に存し、なほ中野島村の古谷氏はもと中島氏也、フルヤ條を見よ。又風土記稿入間郡に「鍛冶町。中島與兵衛・性實篤實にして、母に事へて孝なり。又名主役を勤めて、謹厚なるを以つて、文化元年四月、領主より褒賞して永く苗字を名乗ることを許せり。堪は古き世の事を好みて、當郡の古蹟を搜り、一書を著して三芳野名所圖繪と名付け、今も家に藏せり」と載せたり。

又樽澤郡に存す、持田條を見よ。又埼玉郡の中島氏(小曾川村)は古・小曾川氏にて、祖先を小五郎と呼ぶ。古文書等もありしが、中古失へりと云ふ。蓋し小曾川小五郎は岩槻太田氏に仕へしものなるべしと云ふ。又葛飾郡の中島氏は、青砥藤綱に仕へしと傳ふれど、御殿の古圖を所持せるのみにて、家系を傳へず。次に足立郡の中島氏は、丸に横木瓜、丸に立澤

丸、抱澤瀉等を家紋とし、又深谷記、上杉將代衆に中島圖書を擧ぐ。

14 上野の中島氏 綠野、多胡、佐位、勢多、群馬等の諸郡に此の地名存す。而して古傳記に、「寶龜年中、當國佐貫に中島三郎太郎と云ふ者あり。その女富姫・藤原小黒麻呂に嫁す」と云ふ。サマキ條を見よ、なほ伊勢條參照。

又倉賀野十六騎の一人に中島豐後守あり。又桐生家の重臣たり。

15 上總の中島氏 中島村より起る。この地は應永中、周東景久の領せし地なり。關係あるか。

16 桓武平氏三浦氏族 會津の中島氏にて新編風土記、耶麻郡大鹽邑條に「前迹。天正の頃、幕名の臣中島美濃某・居せしと云ふ。其の後裔穴澤源吉あり、此の村の檢断にて、系圖によるに、美濃は其の先、和田義盛に出づ。建保年中、新左衛門尉常盛が子幸若、家難を避け、會津に來り成長して、中島勲貞義仲と稱し、大鹽村の地頭となる。美濃は其の八世の孫なり」とぞ。子なきにより、檜原の穴澤加賀信徳が五男左馬信清と云ふ者を養子とす。左馬、後に源左衛門貞利と稱し、伊達氏

總領・中島隆家一見え、又作陽古簡集に「貞和元年、中島丹後守の子次郎右衛門幸家が高野郷地頭職」たるを収め、また横野の新瀧寺永祿九年文書に「高野郷代官職」云々と。傳へて藤姓と云ひ、丹後守隆家は美作高野郷地頭職に補せられ、二階堂美作守貞衛の女を妻とす。元徳二年四月十二日、隆家退隱し、長子高行繼ぐ。明年、外祖父二階堂貞衛の子行直卒して子なし、よつて高行・其の弟高貞に家名を譲り、行直の後を承けて二階堂高行と稱す。高行の曾孫政行の子近江守氏行に至り、再び中島氏に復す。

兵行の支孫管助秀政は弘治、永祿、天正の間、浦上宗景に仕へて戦功多し。天正五年に至り、字喜多直家・謀叛して、宗景を天神山に襲ふや、秀政・城に入り、遂に克たずして死す。其の子中島孫左衛門雄政は字喜多秀家に仕へ、文祿元年、朝鮮の役に従ひ、韓土松村城に功を彰はし、劉安父子を擒にす。慶長三年、陣に當り、擒虜を携へて歸る。同五年九月、關ヶ原の役より字喜多氏因縁となり、歸農す(名聞集)と。後世は神主家と大庄屋家の二に分れ、共に名族として聞ゆ。

又隆家・高野郷地頭となりて、高野本郷の地に來り、其の子次郎左衛門幸家以下、數世相繼いで興職す。吉左衛門財隆重に至り、兄弟三人・各々羽柴秀吉に屬し、天正六年三月、地頭職を讓ぐの命を受く。隆重の子四郎左衛門幸重は字喜多氏に叛き、爲に其の妻、從僕等二十餘人と共に戦死すとぞ。

その他、寛保八年五月文書に「一宮神主中島奎頭、又吉田郡西一宮邑中島氏(神主分家、正徳中の中島甚太兵衛を祖)、同郡香々美邑中島氏(一宮中島孫右衛門雄豐の子多右衛門政温の裔)等、皆この一族也。又橋系圖に中島左近あり、中井條を見よ。

又吉野郡大野保川上村に中島善兵衛屋敷跡・残り、同郡川會庄矢之原村庄屋に中島氏、其の祖は戦國の時、横尾色に戦死すとぞ。

又英田郡川會庄矢之原、香合邑の里正紋之助は中島氏にして、東作志に「其の祖は横尾村より出づ。祖廟・今に在りて、中島大明神と稱す。舊家に於て一村一人の農たり。凡そ當國東六郡の内、一村一人の者三人あり。英田郡三海田村善兵衛門を擧ぐ。

衛、吉野郡尾崎村六郎兵衛と此の紋之助とのみなり。然りとはいへども、喜兵衛、六郎兵衛は共に家來の者ありて在任す。紋之助は、一村一家一人にして、數代相續するも奇なりとすべし」と見ゆ。

又眞庭郡下和村(幸家裔)に存す、なほカグヤマ條を見よ。

31 藤原南家爲憲流 備中國加陽郡中島邑より出づと云ふ。二階堂左衛門尉行持の後裔なりと稱す。家紋龜甲の内二引、丸に二引、五三桐。中興系圖に「中島、藤原姓、本國備中國渡口郡中島。二階堂大藏大輔政行が男近江守の息加賀守運行、これを稱す」とあるものと同流ならん。

32 藤原姓 もと山崎氏、與惣右衛門舍房の子四郎左衛門資永に至りて、中島に改む。家紋丸に横二引、日足。

33 清和源氏吉見氏族 石見の名族にして



中島小左衛門

吉見氏の旗藤大夫を祖とす。

- 34 土佐の中島氏 長曾我部元親の家老に中島大和守・見え、また中島兵衛あり、置岐國奥北城を守る。又河内八幡宮天正十七年棟札に「奉行中島五郎」を載せたり。下りて幕末明治に中島信行あり、自由黨副總理、功を以つて男爵を賜ふ、その室俊子は但馬豊岡岸田茂兵衛の女、湘烟女史として名あり。その子久萬吉也。
- 35 豊後の中島氏 賀來五郎惟賢・中島城主たりき。
- 36 豊前の中島氏 宇佐郡の豪族にして、天文の頃に中島大藏丞あり。その子豊岐守(高家城主)、その弟伊豫守統直と云ふ。又天正の頃、中島純次・見ゆ。
- 37 筑後の中島氏 高良社鏡山文書に中島長門守・見え、甘木邑の名族に中島氏存す。又中島七右衛門、中島磯右衛門、見習中島大吉等あり。
- 38 大江姓 今富氏の族なり、イマトミ條を見よ。一に大江氏春の裔と稱す。子孫大村藩に在り。
- 39 又有田因幡守家臣に中島氏、畑氏配下に中島治部左衛門等諸書に見ゆ。
- 對馬の中島氏 當國の豪族にして、享

徳中、木坂八幡(一宮海神々社)に一切經を寄進す。

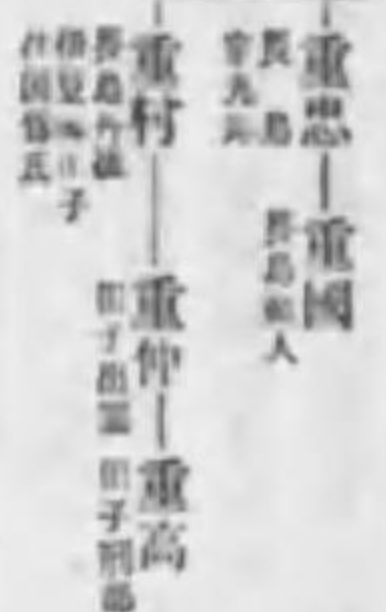
- 40 薩隅の中島氏 第八項氏の族にして、傳へ云ふ、信濃諏訪社神主中島家の二男中島宮内少輔・信州より諏訪神を護り奉りて、薩摩國に下り、伊集院の内、町田原に休息しけるに、忠國公鷹野に出で、家名を御尋ねあり云々と。オタハラ條を見よ。
- 又大隅國始羅郡八幡宮社司に、中島伊豫あり。
- 41 清和源氏吉見氏族 石見の豪族にして、岡氏と同じく、吉見氏の一旗藤大夫を祖とすと云ふ、吉見、岡等條參照。
- 42 橋姓 石清水祠官に此の氏あり。
- 43 宇佐姓 長門國の名族にして、住吉荒魂社の大宮司家也。その系圖に、天諸神命、一名天三降命の後と見ゆと。住吉、豊田、宇佐、御手代等の條を見よ。猶ほ長門條參照。
- 44 雜載 その他、山城津島家々臣に中島久八、和田正武の家臣に中島左近、豊靈卷三に中島左兵衛尉等見ゆ。又京極殿給帳に「四百石中島武左衛門、五十石中島文右衛門」を載せ、安西軍策に中島善左

衛門を擧ぐ。

次に徳川時代、諏訪藩重臣、大垣戸田藩重臣、宮津松平藩用人、八戸南部藩添役、小幡松平藩用人格、長島曾山藩用人、府内松平藩用人、飯山本多藩年寄、岩村松平藩重臣、小島松平藩年寄、村上内藤藩用人等に見え(武鑑)、また堀尾山城守給帳に「千七百石中島治太夫、四百石中島惣左衛門、二百石中島二郎作、百五十石中島五郎八」等あり。

又越後高田藩儒に中島門藏嘉春(東關)、又苜谷土井藩士中島左守の子鐵太郎秋舉は俳人として名あり。又龜山藩儒に中島雪樓(漁)、水戸藩儒に中島平次爲貞(通軒)、共に有名也。又加賀藩給帳に「二百五十石(岩形内橋)中島小兵衛。百石(四ツ岩形内橋)中島慶三郎。百五十石(鐵抱角内幸菱)中島連平。三十五石(上羽嶽)外七人扶持、中島善六郎。三十五石(同)外七人扶持、中島右平」等を擧ぐ。

又京都の儒者に中島文吉徳現(棕隱)、その養子錫胤(水吉、直人)は徳島縣須賀藩士三木氏也。勤王の志深く、幕末明治に功多く、男爵を授けらる。その子禎之助也。又小給地方由緒書に「中島武太夫、



又(田沼丹後守重行—重正(永島綱五郎)—正信(永島綱三郎)—正重(同民部)。正信の弟正守(同綱七郎)—正勝(同内藏助)なりと。

2 秀郷流藤原姓結城氏族 結城朝光の後也と云ふ。はじめ酒井氏を稱す。家紋丸に銅鳩尾草、左三巴。寛政系譜に「利部左衛門嘉林—百助嘉高—次郎太郎墨林—

3 相模の永島氏 三浦郡公郷邑の名族にして、其の祖永島出雲守正氏、左京亮正朝は、北條時代、浦代官を務め、古文書を收藏す。永祿十年の物に「大田津船持助右衛門」とあり。家系に助右衛門正行を正朝の弟とす。天正元四年、永島出雲守、左京亮の兩人に與ふるもの一通、同十三年「田津浦、代官、百姓中、舟持中」へ頒ちしもの一通、同十五年、田津浦葛網の事につきて一通等あり(地名辭書)と。

4 武藏の永島氏 深谷記、上欄菅代に永島彦想を挙げ、また新編風土記、多摩郡領に「落合村舊家永島八兵衛屋敷跡、字基畝と云ふ所にあり。馬場跡あり、八兵衛は小田原北條家人にて、天正の頃の人なり」と見ゆ。

5 紀伊の永島氏「柏木左衛門佐家高—廣安(永島八郎)—權介廣利—利部利武」なりと。

6 肝付氏族 大隅の名族也。キモツキ條を見よ。

7 雑載 富士山下新倉邑の名醫に永島安龍(丕顯)、永祿六年請役人附に「足輕衆・永島新七郎、肥後國玉名郡安樂寺邑の勤

王家に、永島三平秀實(松村大成古文の弟)、從四位を贈らる。又伏見役人に永島宇大夫あり。信濃、尾張にも存す。

中島山 ナカシマヤマ 鶴見系圖に「伊賀國島原城主伊豫守俊綱の女(中島山源大夫室)」と見ゆ。

中庄 ナカシヤウ

1 藤原姓 阿波國の豪族にして、故城記那東郡分に「中庄殿。七條、藤原氏、家紋鳩の丸」と載せ、一本に「立引龍六ツ」とあり。

2 その他、中興系圖に「中庄、藤原姓、次郎藤原、これを稱す」とあり、前項と同族か。

中城 ナカシヤウ ナカシロ

1 清和源氏佐竹氏族 佐竹義房の子義昌初め常陸國茨城郡中城に住するが故に、中城氏を稱すとぞ。サタケ條を見よ。

2 雑載 その他、中條を見よ、又信濃等に存す。

永代 ナガシロ エイタイ 東鑑卷九に、「耶等永代六次」見ゆ。

中代 ナカシロ

長城 ナガシロ

中白 ナカシロ 攝津に中白一揆あり、太

平記、卷三十六に「佐々木が兼てより意ける國人(攝津)の中白一揆五百餘騎」また卷三十八に「攝津國守代箕浦次郎左衛門、伊丹大和守、河原林彈正左衛門、芥河右馬允、中白一揆三百餘騎は神崎の橋爪へ打臨む」など載せたり。

中須 ナカス 備後國鞆田郡に此の地名存す。而して豫章記、正平頃の人に中須三郎あり。

仲須 ナカス

中樞 ナカス チユウスウ 海東諸國記、對馬條に「額知洞浦(二百餘戸)。中樞、平茂續、賦首早田の子、曾つて來り朝に侍し、中樞と爲り、今本島に還る」と見ゆ。

長柄 ナカス 和名抄、筑後國御原郡に長柄郷を收め、猶ほ竹野郡にも長柄郷あり。

長洲 ナカス 攝津國河邊郡に長洲莊ありて、東大寺要錄卷二に「攝津國長洲庄は、本願勸進の地、當寺根本の領也」と。その他、下總、豐前、肥後等に此の地名存す。豐前の豪族に此の氏あり、宇佐郡長洲邑より起る。應永の頃には長洲吉綱、天文永祿の頃には長洲利部少輔あり。

長須 ナカス 下總國發見郡長須邑より起る。桓武平氏大塚氏の族にて、石川家幹の

裔也。大塚傳記に「石川七郎、世子方也、長須、云々」と。

永末 ナカスエ 備前の刀匠に永末あり、關係あるか。

長末 ナカスエ 備前、及び丹波の刀鍛冶に長末あれど、別ならん。

中杉 ナカスギ

中筋 ナカスヂ 紀伊國名草郡願宜邑地土に中筋産四郎あり。續風土記に「代々和佐組の大莊屋にて、今小十人格に命ぜらる」と見ゆ。

長砂 ナカスナ 日用重寶記に、此の訓あり。

1 伯耆の長砂氏 會見郡長砂より起りしか。

2 中原姓 四國八東郡の長砂邑より起り、同村古城に據る。長砂伊賀守、同與五郎等ありて、私部の毛利豐元に屬す、本姓中原氏也。

中瀬 ナカセ 尾張、武藏、岩代、但馬等に此の地名存す。

1 尾張の中瀬氏 愛知郡の名族にして、地藏院所藏文正元年古證狀に「中瀬利部左衛門尉家親」見ゆ。熱田に上下中瀬町あり、此の地より起りしならん。

2 丹後の中瀬氏 丹波郡の豪族にして、新治城に據る。加納條參照。加納下總守戦死後、細川氏に降る。後に能本細川藩重臣に見え、中瀬桐庭(實は松下助三郎の男、助之允長徳)最も名あり。

3 雑載 大村藩に此の氏存す。

中世 ナカセ 長瀬條を見よ。中世尾張守は常陸土浦城主なりと。

長背 ナガセ 前後敬條參照。

1 長背王 高麗郡平王の後なりと傳へらる。欽明朝・衆を率ひて投化す。其の背、長かりしが故に、長背王と賜ひしと云へど、その實、地名か。此の子孫に長背連あり。

2 長背連 前項氏の後にて、天平實字二年六月紀に「散位大屬正六位上粕廣足、散位正八位下粕淨成等の四人に長背連を賜ふ」と見ゆる後也。性氏録は右京諸蕃に收め、「長背連。高麗國王郡平王(一名朱蒙)より出づる也。天國排開廣庭天皇(諱欽明)の御世、衆を率ひて投化す。仍りて名を長背王と賜ふ」と註す。コマ條參照。

4 無戸の長背氏 貞觀十八年六月紀に、



中 國 號衣 御印

3 豊前の中園氏 當國の名族にして、藤原姓、中園賢久十七世の孫に中園彌三右衛門あり。その子大根川吉右衛門吉秀と稱す。

4 鎌倉 筑後堤氏家臣に「中園主税、中園新五郎」等見え、又原田家臣に中園左衛門承あり、朝鮮征伐に従ふ。又豊後に存す。

中袖 ナカソマ 近江國栗太郡に中袖庄あり。

名方 ナカダ 阿波國に名方郡あり、神護景雲元年三月紀に初見す。寛平八年に至り、二郡に別る。和名抄、名方東郡、名方西郡。これにして、又名東、名西に作る。和名抄、名方東郡に名方郷を收め、奈加太と註す。此の郡名は氏族研究上、面白ければ舊説の一部を引用せん。

「此の名方郡の名義については、今までに見え三つの説があつた。先づ『延喜式』、名方郡に多郡御奈刀御神社があるが、その神名は、恐らく建御名方命の事と考へらるれば、その御名の上下を略して名方とした」と云ふ説で、一番廣く行はれて居る。けれど神社の祭神名の上下が略されて、その一部が郡名になつたと云ふ如きは牽強附會も甚だしい。殊に此の神社の所在は諏訪村である事が明白だが、諏訪村は名方郷の地に當つて居らぬ。勿論郡名の方がさきに来來、その郡名より郡の政治中心なる郷に名が移つて、郡名と同一の郷名が生ずる場合も有り得るかも知れぬが、神社祭神名が小地名とならないで、直ちに郡名となつたと考へられぬから、此の場合には適用出來ぬ。

次は平田翁の古史傳に『伊勢の伊那郡より佐那神社の一座を、當國佐那川内に移して、天石門別神社としたから、佐那郷が佐那方となり、更に佐がとれて名方となつた』と云ふ説だが、これ亦近藤辰郎氏が『佐那川内は、名四郡阿川村勸善寺所藏大般若經典書に、佐野川内主蓮寺に於いて書寫畢・言嘉應二年云々とあつて、古くは佐野川内だから、佐那川内の説は採るに足らぬ』と云はれた通りである。

次は此の近藤辰郎氏の説で、「此の名方は息長田別命の息と別と、上下を略したものと云ふ」のだが、その可否は讀者に任せる。私は無論感心せぬ。

ふ説で、一番廣く行はれて居る。けれど神社の祭神名の上下が略されて、その一部が郡名になつたと云ふ如きは牽強附會も甚だしい。殊に此の神社の所在は諏訪村である事が明白だが、諏訪村は名方郷の地に當つて居らぬ。勿論郡名の方がさきに来來、その郡名より郡の政治中心なる郷に名が移つて、郡名と同一の郷名が生ずる場合も有り得るかも知れぬが、神社祭神名が小地名とならないで、直ちに郡名となつたと考へられぬから、此の場合には適用出來ぬ。

次は平田翁の古史傳に『伊勢の伊那郡より佐那神社の一座を、當國佐那川内に移して、天石門別神社としたから、佐那郷が佐那方となり、更に佐がとれて名方となつた』と云ふ説だが、これ亦近藤辰郎氏が『佐那川内は、名四郡阿川村勸善寺所藏大般若經典書に、佐野川内主蓮寺に於いて書寫畢・言嘉應二年云々とあつて、古くは佐野川内だから、佐那川内の説は採るに足らぬ』と云はれた通りである。

次は此の近藤辰郎氏の説で、「此の名方は息長田別命の息と別と、上下を略したものと云ふ」のだが、その可否は讀者に任せる。私は無論感心せぬ。

私の考はかうである。先づ方(カタ)・これは安藝や、美濃の山縣がヤマカタ、和名抄に夜加多、また夜未加太とあつて、アが省かれ、日向の諸縣がムラカタと、又アが省かれるやうに、上にア列の音が來る時は、アなる母音が二つ重なるので、一つアが省かれて、カタ又はカタとなる。信濃小縣がチヒサカタとなるのもそれで、カタとすんだのには美濃の方縣郡など、まだ多からう。そこで、この名方は名縣である。縣がカタと發音するが故に、方の字を用ひた處は澤山ある。安藝の山縣の如きも、中世山方と書いた。土佐の大方も大縣であらう。かやうに名方は、名縣即ちナアカタとすると、ナは何か、私はこの地に榮えた安藝族がその本據なる筑前の備縣なる地名を移したものと云ふ。安藝族が此の地方に榮えて居た事は、上古時代、名方地方に阿曇連が住んで居り、その部曲の阿曇部も居り、又海部も多し、その上阿曇氏の祖神豐玉比賣を祭つた宮が二つ造式帳に見えて居るので、阿曇氏族の有力なる一根據地と見られることは、容易に察し得るのである。アヅミ、アヅミベ、アマベ等の條を見よ。

かやうに此の地は安藝氏が、その本據・備

縣名を移し、又豐玉比賣命を奉斎し、多数の安曇部を部曲とし、此の地の海部を支配して居た、そのながい年月の内に、かの有名な皇室と安曇氏とを結びつける神話、産火々出見命の海神宮遊幸も此の地に當てらるゝに至つたらしい。そして摩の御歌に「沖つ鳥、鴨とく嶋に吾いねし妹は忘れじ、世のことん」によつて、此の名方郡に賀茂郷があり、そこに徳島市が榮えて居る。つまり「かもとくしま」を、鴨着く嶋と解せずして、全部地名と解釋して、此の地にかやうな名を興へたのであらう」と。此の推定によつて、古代の安曇氏の活動を窺へば、解釋易々たるを覺ゆべし。

なほ此の氏も現存す。

中田 ナカダ ナカダ 豊前に中田庄あり。その他、遠江、駿河、下總、岩代、陸前、羽前、越中、越後、丹後等に此の地名存す。

1 藤原姓 遠江國長上郡中田邑より起りしなるべし。徳川時代、濱松の士に中田常右衛門あり、その主の仇を報ず。

2 三枝姓 甲斐の名族にして、東八代郡下岩崎邑等に存す。サイダサ、ウチダ等の條を見よ。

3 秀郷流藤原姓佐野氏族 山越八郎道重

(大膳大夫) 一八郎二政行(中田右京進) 一

政久 正勝 正吉 正行 正信 正長 忠長 忠中

4 藤原姓 第一項と同流か、江戸幕臣にして、家紋丸に怒鷹の羽二本、五三の桐。寛政系譜に「其右衛門正次一岡吉次一助作正吉一其右衛門正勝」と載せたり。

5 清和源氏太田氏族 新編武藏風土記、武藏國足立郡條に「吉岡陣屋(吉岡陣殿山)は、中田安齋入道安行の子吉岡將監の陣屋跡也と云ふ。安行は太田兼遠守の末也と傳ふれど、太田氏の家系にも見えざれば、思ふに家人なるべし」と見ゆ。

6 武藏の中田氏 前項参照。新編風土記、都賀郡條に「中田氏、先祖加賀守は北條氏の家人にして、その藤・今の石高をもつていはゞ三萬石ほどを受しものなりと云ふ。此邊より稻毛等、すべて郡代せしよしを云ひ傳へり。北條家人役帳を按ずるに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川島、及び矢上の内十五貫四百二十文を

領せしよしをのす。天正十八年、小田原没落の時、加賀守は己が采邑矢上村へ落來り、同年歿せしにより、同所保福寺へ葬れり。その子藤左衛門は後に富村へ移れり」と。役帳に「中田加賀守・十五貫二百八十二文、小机青戸内長谷川」と見ゆ。また「中田加賀・小机矢上の内三貫八百七十文」、「十五貫文、中田加賀守知行、小机手内岩本右近分」などあり。

次に橋本郡矢上村に館跡あり、「村の中程熊野社の後背の陸田邊なり。保福寺を建立せし中田加賀守が住せしと傳ふ。又うつ木の一むらなせる所あり、是れ加賀守が先祖の墳なりと。土人・此の木にふるゝことあれば、必ず奇病をうるとして、近くよるものなし。この地は百姓武右衛門と云ふものゝ持なるが、彼の先祖は渡邊何某とて加賀守が家士なりしと云ふ。又同郡に井田城(井田村)あり、村の西南の隅に其の跡を存し、いりの上と云ふ。五町四方ばかりの間に、かたち残れり。古く此所の土中より壺の形したるもの、および種々の陶器のかけたるものを出すことあり。中田加賀守某がおりし所にや」と云ふ。又深谷記、上杉時代に中田八左衛門・

長公の爲に亡きる、或は曰ふ、永田氏は左馬助にあらず、右近右衛門秀宗とも云ふ」と。上坂條參照。又寛政系譜に、此の流と云ふもの二家を載せ、「家紋・丸に角立四目結。刑部少輔正貞―孫次郎貞行―同正次―同正勝」と見ゆ。

2 伊勢の永田氏 家紋鳩酸草、津の人に永田維馨(子蘭)あり、琴にて名高し。3 平姓 尾張國愛知郡の名族にして、牛頭天王社の社家也。又佐久間信盛の家臣永田彌左衛門の屋敷は山崎村にあり。又後世も多し。

4 參河藤姓 額田郡箱柳村に永田次郎左衛門、一に小呂村永田次郎右衛門とも見ゆ。又池邊清永田清兵衛(高麗文書)など多く、又賀茂郡、磐津郡にあり、ツサダ條、ナガキ條、本條第七項を見よ。



永田備後守

5 遠江藤姓 遠江國山名郡(長下)新貝村八幡宮の神主等に見ゆ。6 蕃臣藤姓 寛政系譜、藤原氏支流に此の氏十二家を載む。寛政系譜には、佐々

木族永田の裔とす。家紋釘抜。次郎左衛門正久―彌左衛門久孫(宗祐)―四郎次郎重直(彌左衛門)―同重兼―彌左衛門重春(惣三郎)―善十郎重俊(宗真)等多し。



永田彌左衛門



永田備八郎

7 武藏の永田氏 新編風土記に「永田氏は土屋村の名族也。先祖を市太夫可清と云ふ、三州押鶴村の産にて、天正三年長篠の役に伊奈が手に屬して、戦功を顯はし、其の後、御入國の勲、備前守忠次に從ひて當國に移れり。忠次・命を蒙り、關八州を指揮し、所々の長堤を築いて水利を導き、あまたの新田を開きしも、可清が功莫大なり。因つて忠次願ひ上つて、東照宮に拜謁せしむ。夫よりいよく勤勞して、専ら水利農耕のことに心を竭せしが、遂に老髦に及びければ、當所に引籠り、慶長十九年二月廿六日病で卒す。諡して兼宅道香と云ふ、即ち遺言によりて、村内に一寺を創建す、道香院是なり」と見ゆ。

8 常陸の永田氏 久慈郡長之口堰は、辰之口外二十村の田地、凡そ五百町に灌漑

するものにして、此の收穫・五斗入額約一萬俵餘、舊水戸藩内、産米第一の地と稱せらる。こは正保慶安の際、水戸藩士永田茂右衛門の築造營設する所なり。茂右衛門の先は、甲斐國黒川に住し、國主武田信玄に仕へて屢々戦功あり。武田家亡びて後に、徳川家に屬し、金山水理の事に從ふ。茂右衛門・父祖に繼ぎ、其の業に謙達し、家聲を墜さず。遂に此の大業を成し、其の子孫も亦、世々水理土功の吏と爲れり(産業事蹟)。

9 羽前の永田氏 酒田三十六黨の一にして、平泉押領使秀衡の妹徳尼公に隨ひ來りし奥州侍の末と傳ふ。慶長十七年文書に永田勘十郎を擧ぐ。

10 丹波の永田氏 天田郡免原下村の名族にして、丹波志に「永田氏、今永田勘左衛門、古佐々木家、系圖これ有り」と見ゆ。

11 河内の永田氏 永祿の交野郡五ヶ郷總侍中連名額に「芝村・永田伊豆入道頼源」を載せ、寛永三宮拜殿着座覺に「尊勝寺村永田氏一家」を擧ぐ。その他にも名家あり。

12 大和の永田氏 吉野郡下市邑の名族に

して永田藤兵衛は富家として名あり。13 紀伊の永田氏 熊野新宮兼徒七人の一にして、續風土記に「永田大膳は祖詳ならず。世々神職を勤め、永田正政所と稱す。堀内氏、此の地を領せし時、家老となる。其の人・三子あり、長子を駿物と云ひ、次を治平、次を新平といふ。安房守殿して後、駿物は淺野忠吉に仕へ、淺野氏・藝州に移りてより後は社家となる、是れ當家の祖なり。治平も淺野家に仕へ、後下野と改名す。其の後を準人といふ。末に至りて社僧となり、良泉坊、良源坊、覺宣坊など稱せり。良源坊の子一人・石垣右市助の家を相續す。新平は鳥羽合戦に死す」と。堀内條參照。

14 備後の永田氏 春田村の名族にして、藝藩通志に「永田氏。先祖永田長右衛門は郡の郷士たり、文龜中、首藤玄通が采地を給する文書を藏す。其餘、世次など詳ならず」と。

15 肥前の永田氏 長崎氏の族にありて、大村藩に仕ふ。また鎮西要略、永祿五年九月條に「藤津郡兼永田氏」を載せ、又長崎の源僧に「新八の子虎之助」、また小城郡に存す。

16 丹後の永田氏 注進丹後國諸庄保惣田數目録に「熊野郡川上本庄百七町九反百九十歩内、二町一段三十一歩、永田又次郎」と見ゆ。

17 雜載 宗像社瀧津宮下社家に見え、又日向記に永田紀伊守、淺野長政家臣に永田治兵衛、また徳川時代、加納水井藩用人、箱原織田藩重臣、膳所本多藩用人、大洲加藤藩重臣、姫路酒井藩重臣、水戸藩重臣、福岡黒田藩重臣、岸和田岡部藩用人等に此の氏あり。

又紀伊の藩儒永田道慶(善齋)は京都の人、徳川頼宣に仕ふ、その子を思達(格庵)と云ふ。又堀尾山城守給帳に「百五十石永田清四郎、百二十石永田久左衛門」を載せ、毛利藩士に永田瀧兵衛政純あり。又産根藩に見え、又筑後國坂本宮社人に永田氏、家康の臣に永田角左衛門、細工頭に永田惣右衛門あり。又藤繪の名工に永田友治、その裔・永田文五郎(禁中藤繪師)、永田祐助等、皆名あり。

又京都の書家に永田忠原(觀雪)、その子を忠成(西河)と云ふ。共に有名也。又香我部家臣に永田典三右衛門、勤修寺宮侍に永田越後介、山崎關齋門に永田善安

あり。又津藩堂藩文學に永田善長、播磨赤穂の俳人に永田鶴國、美濃竹鼻の徳行家に永田佐吉あり。その他、美濃、因幡(氣多郡八葉寺村の郷士に永田肥前)、伊勢、志摩、信濃、備前、備中、越前(永田治郎)、出雲、石見、上總、下總、攝津、甲斐(第八項參照)等に多し。又姫路藩士永田健正は、幕末、明治に功あり。又磐城須賀川の洋畫家に永田善吉あり、司馬江漢の門也。

中臺 ナカダイ 武藏國豐島郡に中臺邑あり、その地より起るか。下總小金本土寺過去帳に「戸張中台孫三郎妙台」見ゆ。戸張條を見よ。

中大 ナカダイ チユウダイ 豫章記に中大四郎左衛門尉(正子)を載せたり。中田井 ナカダイ 讃岐國の豪族にして、全叢史に「中田井城は河邊村に在り。中田井氏部・世々之を守る。昭代に及びて、圓座に移り、田の字を省きて中井と稱す。相傳ふ、平相國清盛・中田井氏部に賜ふに河邊郷を以つてす。其の子左馬允は則ち言ふ所の松玉小兒也。世々此の城に在り、豊公の南征に至りて其の食邑を喪ふ」と見ゆ。

ナカタカニ—ナカタチ

長高 ナガタカ 信濃に存す。
 長隆 ナガタカ 藤原南家、熱田大宮司の族にして、藤原分脈に「熱田大宮司季範—範信(星野)—信綱(千秋殿河守、建久八年、尾張國海東地頭職を給ふ云々、中隆と號す)」と見ゆ。
 中瀧 ナカタクキ 越後に中瀧庄あり。
 中津 ナカタクキ 常陸院江州勅座着到に中津備前守を擧ぐ。
 長瀧 ナガタクキ 和泉國日根郡に此の地名あり。もと長瀧庄と云ふ、京城萬壽寺記に見えたり。
 江戸幕臣に此の氏ありて、藤原氏と稱す、家紋丸に三鱗、右三巴。寛政系譜に「傳藏正治—四郎兵衛正次—同正吉(勳兵衛)—正易—正榮」と見ゆ。
 永瀧 ナガタクキ エイリウ
 中武 ナカタクケ 菊池風土記、菊池家の裔。同姓異氏に中武氏を收む。
 永武 ナガタクケ
 長岳 ナガタクケ ナガタクケ條を見よ。
 中立 ナカダチ ナカダテ
 1 紀姓 甲斐國巨摩郡の豪族にして、又中橋ともあり。鎌田八幡永仁三年の棟札

ナカダテ—ナカタニ

に「政所中立次郎景長」見ゆ。
 2 雜載 眞田伊豆守の臣中立羽左衛門清重あり、キムラ條参照。
 中橋 ナカダテ 前後二條と通ず。甲州の名族也。
 中館 ナカダテ 前二條と通ず。
 1 清和源氏南都氏族 陸奥國三戸郡中館邑より起る。南都八戸家の分流にして、八戸四家の一也(南都舞鶴八血由緒)。八戸系圖に「政長(八戸彌六郎)—信助(三男、兵庫助、興國六年、國司顯信の薦を以つて也。又刑部丞、中館氏祖)—政経(後の名、行吉、河内守、刑部丞守清の後を繼ぐ、實は守清姪也。守清・永享四年補任状あり)」と。
 而して康正中、大崎教養の判書に八戸河内守とあるは政経の事なりと。又康正三年二月、田名部攻の時、中館氏功あり。その他、此の氏の事は南都條を見よ。
 2 警城の中館氏 天正中、石川郡に中館左衛門あり、中村館に據る。
 3 雜載 その他、常陸國眞壁郡に中館城(中村中館か、黒駒村館内か)あり、伊達行朝・此に依る。
 中谷 ナカタニ ナカヤ 常陸、信濃、上

ナカタニ

野、美作等に此の地名あり。
 1 清和源氏石川氏族 警城の豪族にして石川有光の後也と云ふ。
 2 信濃の中谷氏 安曇郡の中谷邑より起る。一に佐久郡とも云ふ。伊那郡朝日邑に中谷氏あり。
 3 秀郷流藤原氏 伊賀盛景の子より出づとぞ。イガ、ハトリ、タカヤマ等の條参照。
 4 和泉の中谷氏 和氣村の名族にして、曆應年間、中谷源左衛門尉なるものあり。大覺大僧正に歸依して妙泉寺を建つ。
 5 清和源氏吉見氏族 石見美濃郡の豪族にして、中木谷村の中木谷城主に中谷七郎源頼賢あり。吉見弘信の五男中屋頼。此の地に居り、(木を略)中谷(中屋)氏と稱すとぞ(石見志)。
 6 雜載 その他、大和高取植村藩重臣に見え、又浪華の古泉家に中谷顯山(無盡齋)、又信濃、伊勢、志摩、甲斐等に多し。
 仲谷 ナカタニ ナカヤ 前條氏と通じ用ひらる。大和高取植村藩中老に見え、又美濃、伊勢、志摩等に在り。
 長谷 ナガタニ ハセ條を見よ。
 永谷 ナガタニ ナガヤ

ナカタニ—ナカタヒ

1 紀姓 大和の名族にして、武内室嗣の裔と稱し、頼季の孫遠定の子思遠の三男清定の孫清秀を祖とすと云ふ。山邊郡福住氏配下の將に永谷氏あり。
 2 忌部氏族 阿波國御衣御殿人子細事に「永谷吉守(正慶元年文書)見え、又元弘三年文書には長谷吉定に作る。
 3 佐々木氏族 貞満を祖とす。
 4 箕輪氏族 警城國田村郡の豪族にして日輪館(七郷村永谷)は田村家臣永谷豐前守頼治の居城也。この永谷氏は本姓箕輪後三輪を稱す。天正十八年、治季に至り、田村没落により歸農すと云ふ。又永谷豐前守治則の三男、三輪支蕃治徳は、平館(目前)に據ると傳へらる。又田村大膳大夫清顯公家臣に永谷豐前守治季(永谷)見ゆ。
 5 雜載 その他、下妻井上藩家老に此の氏存す。
 長谷部 ナガタニベ ハセ條を見よ。
 中平 ナカタヒラ ナカヒラ
 1 赤松氏族 則祐の裔。則景の後也と云ふ。
 2 土佐の中平氏 高岡郡に中平氏あり、佐平の男胤之助・勤王家として名あり。

ナカチ—ナカツ

中地 ナカチ 岩代、越中等に此の地名存す。
 1 藤原北家閑院家流 滋野井實國十三世の孫友吉を祖とす。
 2 雜載 大和高取上村藩の用人に此の氏見ゆ。
 中路 ナカチ
 1 藤原姓 京都の名族にして、中路兵庫信實の榮子中路權右衛門延年(實は名古屋藤岡本榮之進)は勤王家として知らる。
 2 奥州の中路氏 岩代國會津郡に、中路(中地)邑ありて、警瀨郡等に此の氏存す。
 3 雜載 京都の裝剣彫工に中路善安・名あり。又上總、下總に存す。
 仲路 ナカチ 肥後國菊池郡元文四年郡代に仲路傳大夫・見ゆ。
 永地 ナガチ 信濃に存す。
 中津 ナカツ 攝津國に中津庄、近江國伊香郡に中津南庄あり。その他、相摸、武蔵、常陸、美濃、陸中、越後、阿波、讃岐、豊前等、此の地名多し。
 1 清和源氏清快流 藤原分脈に「爲公(信乃守)—爲衛(中津兼太郎)—爲貞(同太郎)—頼繼(頼綱、同小太郎)と見ゆ。
 2 鎌倉室町幕臣 東鑑卷十に中津兵衛尉

ナカツ

廿二に中津十郎兵衛尉、中津小次郎兵衛尉、四十に中津阿入道(?)を載せ、御評定着座次第に中津次郎左衛門・見ゆ。
 3 伊勢の中津氏 北島家臣にして、中津下總守は、飯高郡黒田城主也(神郡名勝志)。中頭條を見よ。又神宮祠官に見ゆ。
 4 藤原姓 江戸幕臣にして、家紋龜甲に花菱、丸に鷹羽。寛政系譜に「三左衛門廣經—新之丞廣安—新八郎廣清—多廣」等を載せたり。
 5 肥後の中津氏 菊池郡水次邑の名族にして、幕末・中津彦太郎直義・勤王に死し、從五位を贈らる。
 6 雜載 豫章記に「江戸中津同兵衛九郎」(正平年間)を載せ、又信濃に存す。なほ次條を見よ。
 仲津 ナカツ 豊前國に仲津郡あり、大寶二年戸籍に初見し、和名抄、郡内に仲津郷を載む。猶ほ郡内に中臣郷あり、關係あらん。又後世、下毛郡に中津の大邑あり。
 1 仲津臣 ナカトミ條を見よ。
 2 豊前の仲津氏 下毛郡の豪族に此の氏見ゆ。應永の頃、中津江太郎あり。應永觀覽記に仲津郷太郎列官と見ゆ、大江注を稱せしか。

中都 ナカツ ナカト
中頭 ナカツ ナカツ 伊勢國の名族にして、飯高郡黒田城(大黒田村字押方及び大の田の間)に據る。名勝志に「北畠氏の臣中頭下總守(多藝録には中津に作る)・之に居る。北畠氏の亡ぶるや、中頭氏又衰へ、其の裔・今本村に存す」(中頭氏舊記)と見ゆ。

長津 ナガツ 筑前に齊明天皇の長津宮址あり。又和名抄、上總國天羽郡に長津郷を收む。
中縣 ナカツアガタ 中の縣(郡)の意也。
1 (吉備)中縣國造 吉備中縣國の所在は詳かならざるも、其の名稱より備中國内と思はる。されど次項の如く、其の後裔、安藝高宮郡を領するより見れば、安藝國內に其の所在を求むべきか。此の國造は國造本紀に「吉備中縣國造。瑞籙朝(崇神)御世、神魂命十世の孫・明石彦を、國造に定め賜ふ」と載せたり。

2 安藝の中縣國造 貞觀四年七月紀に、「安藝國高宮郡大領・外正八位下三使部直弟繼、少領外正八位上三使部直勝雄等の十八人、本姓仲縣國造に復す」と載せたり。此の國造は三使部の伴造たりしならん。三使部條參照。

中津江 ナカツエ 長門に存す。前頁參照。
中塚 ナカツカ
1 奥州の中塚氏 勢城國田村郡の豪族にして、郡内清水館(守山村細田)は田村氏の臣・中塚右衛門大夫清信の居館なりしが、天正十七年六月、嫡子細田健殿之助春友と共に、二階堂氏の爲に落城す。餘目舊記に「大崎殿云々、東福院、對馬守十七人御供のうちたりしが、仙道の中塚といふ人の賢也」とあるも此の氏か。

2 雜載 東作志、東北條郡三輪庄成安村庄屋に中塚氏、その他、志摩、伊勢等にも存す。
中東 ナカツカ
永塚 ナガツカ 長東條を見よ。
長塚 ナガツカ 同上。
長東 ナガツカ ナツカ
1 大藏性 尾張國中島郡の長東邑より起る。尾張志に「大藏少輔正家は秀吉に仕へて、五奉行の一人也。近江水口城を領す」と。他は次項を見よ。

2 近江の長東氏 前項氏は一に近江發祥と傳へ、正家は栗太郡長東村の産士、初め丹羽長秀に仕へ、後秀吉に仕へて五萬石を領し、水口の城主となる。秀吉公が五奉行の其の一人也。性質利根聰明にして、算術の妙を得たり。論議兵法に達し、朝鮮陣の時も正家一人にして、兵具兵糧缺くることなく送りしなり。石田三成が逆意に與力し、水口城を守りしに、池田輝政が爲に亡さるとぞ。
輿地志略に「岡山城(岩坂村、水口城の東十町許)は是れ古昔の水口城なり。西の麓より木丸に至つて、四町許、是を追手といふ。東の麓より木丸に至つては三町五十一間、是を彌手と云ふ。此の地、鈴鹿山の西、横田川の東、要害の地也。天正十三乙酉年、中村式部少輔一氏、城を築き、天正十八寅年、駿河國田中の城へ移り、増田右衛門尉長盛・俊に在城す。文祿四年乙未、大和國郡山へ移り、長東大藏少輔正家・在城す。關ヶ原の役、正家・民屋の男女老少を捕へて質とし、城内に置く。正家・美濃に趣き、弟伊賀守をして守らしむ。關ヶ原の軍敗れ、正家逃れ還る。時に池田備中守・兵を以つて圍み、既にして相和し、則ち彼の質を散じ、城を開て、池田に授く。池田・奉命にて城を廢しけり」と。その誕生地と云ふも

石を領し、水口の城主となる。秀吉公が五奉行の其の一人也。性質利根聰明にして、算術の妙を得たり。論議兵法に達し、朝鮮陣の時も正家一人にして、兵具兵糧缺くることなく送りしなり。石田三成が逆意に與力し、水口城を守りしに、池田輝政が爲に亡さるとぞ。
輿地志略に「岡山城(岩坂村、水口城の東十町許)は是れ古昔の水口城なり。西の麓より木丸に至つて、四町許、是を追手といふ。東の麓より木丸に至つては三町五十一間、是を彌手と云ふ。此の地、鈴鹿山の西、横田川の東、要害の地也。天正十三乙酉年、中村式部少輔一氏、城を築き、天正十八寅年、駿河國田中の城へ移り、増田右衛門尉長盛・俊に在城す。文祿四年乙未、大和國郡山へ移り、長東大藏少輔正家・在城す。關ヶ原の役、正家・民屋の男女老少を捕へて質とし、城内に置く。正家・美濃に趣き、弟伊賀守をして守らしむ。關ヶ原の軍敗れ、正家逃れ還る。時に池田備中守・兵を以つて圍み、既にして相和し、則ち彼の質を散じ、城を開て、池田に授く。池田・奉命にて城を廢しけり」と。その誕生地と云ふも

の、栗太郡長東村にあり。邸宅跡は現今和田と爲る。村社に豊公を祀祠すとの口碑あり。此の氏・大藏性と云ふは官名か。又一本青山系圖に「修理大夫一華人(妻長東大藏女)と見ゆ。又讃岐の名族に存し、又筑後井上源兵衛墓碑銘に「母は長東氏」と見ゆ。

中務 ナカツカサ 中務省の官人たりし者の裔・父祖の官名を稱せしにて、源平盛衰記に「京者に中務丞友國」、また東鑑卷四十三、四十四、四十六、四十七、四十八に中務權大輔家氏、四十八、五十一に中務大輔、五十一に中務權少輔重教、五十二に中務權大輔教時、その他、中務丞胤行等見え、又室町御評定書座次第に「中務少輔入道行昭(二階堂山城中入行照)」を擧ぐ。此等は官名と見るべし。

1 但馬の中務氏 太田文に「朝來郡赤淵社・十一町百六十八歩、地頭中務太郎以清、同舍弟土用鶴丸」を載せ、又「伊由庄惣追捕使田・一町四反、惣追捕使中務太郎、關東給」と。又「佐中庄・三町六反、地頭中務太郎以清、同舍弟土用鶴丸、又佐中余田と載す。公文・比治判部左衛門入道生阿、御家人」など見ゆ。

2 清和源氏足利氏族 島山系圖に「島山播磨守教元・持重(中務少輔二郎)一政光(中務少輔二郎)弟政近(中務少輔三郎)弟政國(富少輔五郎)等を載せたり。

3 奥州の中務氏 建武元年津輕降人交名に中務右衛門尉・見ゆ、工藤氏也。
4 阿波の中務氏 故城記、上郡美馬三好郡分に「中務殿、家紋鳳凰」とあり。
5 丹波の中務氏 丹波志、天田郡條に「中務株、大内村、中地と云ふ所に本家」と見ゆ。
6 雜載 その他、中興系圖に中務丞重國を載せ、又志摩、備前等に此の地名存す。

中津川 ナカツカハ 大和、攝津、相摸、武藏、常陸、美濃、勢城、陸中、羽前、越後、紀伊等に此の地名存す。
1 赤松氏族 播磨國佐用郡中川郷(中津川)より起る。赤松系圖に「赤松次郎則村一則結(中津河殿)一義則一伊豫守義雅一性存一兵部少輔政則一義村一晴政一義結」と載せたり。赤松條參照。
2 紀伊の中津川氏 那賀郡中津川邑より起る。熊野八庄司の一也。熊野、若江、安部、湯川、湯淺、深瀬等の條參照。
3 田村氏族 勢城國田村郡中津川邑より

起る。田村氏の一族にして、應永十一年の當地方大名起請文に中津川三河守季清を擧ぐ。而して仙道表鑑に「田村清順の弟小次郎親隆は中津川の名跡をつぐ」と。その後、田村大膳大夫清嗣公家中に中津川兵衛あり、中津川館(御館村中津川)に據り、又中津川右衛門大夫等見ゆ。
4 藤姓遠山氏族 美濃國惠那郡中津川邑より起る。予輩嘗つて「中津川氏は美濃遠山氏の末裔である。けれど丹波龜岡町遠山末一郎所藏の遠山系圖には源氏で、土岐氏の支派となつて居るが、これは、美濃から來たと云ふ事より、直ちに同國の名族土岐裔としたものであらう。氏の名は美濃遠山庄内の中津川村から起つたものである。中津川小次郎秀家は後に次郎左衛門と改めた人で、元弘三年、既に建武二年、信濃三坂山、八幡原、黒田林の戦に戦功あつて以來、足利氏に屬して、功勞尠くない。而して當時の古文書・今に存して居るのである。一は建武二年十月廿九日の土岐光家との契約書、次は貞和四年九月十一日に輝氏が南軍攻撃に加はるべきを求めた教書、次に觀應元年十二月三日に直義が師直師泰討伐の爲、兵

刀鍛治中條氏は、三善藤四郎政長の弟也と。

8 桓武平氏三浦氏族 越後國沼津郡中條庄より起る。和田太郎義盛の五男・三郎五郎兵衛義茂が一男義資・始めて中條郷の地頭たり。子孫中條氏と云ふ。義貞の臣に中條入道あり。太平記卷二十、越後勢越前に越ゆる條に、中條入道・見ゆ。當郡能國城(能國村)は中條氏の居城なりしが、天正頃には山浦源吾國清・當城にあり。その後、御館風の功によりて、今井源右衛門・景勝より當城を賜ふと云ひ、また「傳説によれば、古へ當城に能國中將常安なる者・居住す」と傳へ、又北越軍記、天正十三年頃の當城主を酒井新左衛門と述べ、又越後野志に「前田村々長は能國城主今井氏の長臣の後裔也。家藏舊記に能國城主今井右衛門之亮・天正六年二月十八日卒とあり」と見ゆるも皆詳かならず。又同郡白鳥城(羽黒村山中奥の院)も城主中條氏にして、謙信時代、中條越前守景資あり、梅坂齋と號す。其の養子越前守景資也。北越軍記に、天文廿一年、謙信公・遺世し、高野山へ越かんとせられけ

るを、諸士追ひ懸けて引留め、互に誓紙を書かれ、證人の人質と出しける時、中條越前守景資・無二の忠信を以つて一番に證人を出す」と云ひ、又「藤資は自身にて、度々事に達たる者にて候由、中條は久しき名字にて、頼朝公、義仲公、尊氏公等の御書・之れ有りて古き家にて候。子景資、其の子與次郎は會津へ所替の時、點貝城に入れ置かれ候。只今の中條兵四郎の先祖にて候」と見えたり。又沼垂郡江上城(江上村)は中條市正が持城と云ひ、又古志郡中條城(中條村)は中條與次郎の居城、又中野城(野中村)も中條越前守の持城なりと云ふ。而して謙信様御分城持大将業に中條越前守、景勝様御家中侍に中條與次を載せたり。9 清和源氏佐竹氏族 一本佐竹系圖に、「行義—貞宗(中條六郎)」と。又戸村本に「行義—某(越後國中條六郎、貞宗養子)」と見ゆ。10 清和源氏小笠原氏族 信濃の豪族にして、清和源氏系圖に「小笠原次郎長清—源太郎長経—朝光(中條太郎)」と見えたり。長光—行義—行時—三太郎

「朝氏—朝信—朝家—朝光」又河窪武田系圖に「加賀美遠光—朝光(中條九郎)」と載せたり。又朝光—政光—政朝—政則—政信—忠孝とも云ふ。伊那郡中條邑より起りしにて、傳へ云ふ、應永八年、小笠原中務少輔の弟左近進信政・此の地にあり。其の子「新左衛門信度—左馬之助信長—左近進信平—八郎」なりと。伊那武鑑に「四箕輪村中條に館跡あり。應永八年、小笠原中務少輔の弟左近進信政・此の地に居館を構へて家號とし、二代新左衛門信度、三代左馬之助信長、四代左近進信平・百五十貫文を領し、仁科五郎に仕へしが、高遠城に討死し、其の子八郎・民間に降る」と見ゆ。(關原次氏)。一族幕臣にありて、寛政系譜・二家を載せたり。家紋丸に洲濱、丸に花菱「平助惟榮(六八)—重藏惟常—五八惟祥」など載せたり。11 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡中條邑より起る。兩武田系圖、一宮流の内に此の氏を收む。又甘利氏の族上條氏と同族とも云ふ。12 若狭の中條氏 第四項、第五項の族に

して、若狭國守護職次第に「元久元年八月廿九日、忠季・これを返し給ひ了る。又遠敷郡内九箇所に於いては、左兵衛尉藤原家長(中條氏)、建仁三年十二月廿二日にこれを給ふ。然りと雖も忠季後年に還納了。年紀知らず」と。13 華濃の中條氏 中條左近入道等あり。14 三河伴姓 淺羽本伴氏系圖に「助高(參河中國惣領地使)—致弘(中條大夫)」と見ゆ。三河國加茂郡中條邑より起りしにて、當國の大族也。既に保元物語卷之一、主上三條殿行幸の事、四官軍勢汰の條に「十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押し寄する折節、東國より軍勢上り合ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり。三河國には志多良、中條、遠江國に横地云々」と見えたり。殿樂、富永等の條參照。猶ほ次項を見よ。15 三河藤姓 しかるに鎌倉以後の當國中條氏は藤原姓と稱し、第四項、第五項と同族たるが如し。氏は太平記卷二十四に中條備前守、二十七に中條備前守秀長、また御評定書座次第に「康暦元年六月廿五日、中條兵庫頭入道(元盛)」を載せ、また延文四年八月四日、中條判官秀季・

後投神社に願書を奉る。又貞治三年三月三日、中條兵庫頭秀長・後投神社に願文を收め、應安四年、中條左衛門尉秀秀・同社に願書を奉る。これより前、建長三年に左衛門尉持家、文永十一年七月十五日に左衛門尉頼平、延慶二月に藤原秀家、同二月に出羽守景長等、三河國書に見え、又後投社延慶三年文書に「前出羽守景長」を擧げ、其の子備前守秀長・貞和四年に長興寺を創建すと云ふ。二葉松には「集雲山長興寺、建武二乙亥年、中條備前守秀長造立」と見ゆ。次に、永享以來御番帳に「一番中條與三郎」また「右五ヶ番の着到の事、永正九壬申冬比、一番の中條・三河より上落あり、外標衆と爲りて、出仕あるべき旨、申上げられ候間、一番衆言上の趣は、往古は外標衆たりと雖、慈照院御代の御代、中條・自派の子細あるに上り、一番衆・出頭に入れらる、其の隠れなき者也。所詮は先々惣番着到、上覽に備ふべきの由、申上げ、伊勢守貞陸・着到を注し置き、拾遺近江入道・借出して上覽に備へ候處、則ち問召さる、分を一番衆と爲し、出頭

致すべき趣、仰せ出され給る。然る間、其の魁、此の着到を各々寫し置き、之を所持し候者也」と。又「御供衆・中條判官滿平」を擧ぐ。次に文安年中御番帳には「一番・上野與三郎」を載せたり。次に長祿二年十一月朔日の狹投願書に、「中條大夫判官源朝臣國興・清和十代朝長の子家長の子孫」と記し、また常陸院江州勅座着到に「評定衆・中條大夫判官(藤原)」を擧げ、又明應二年十月十三日、松平親忠・三宅加賀守(伊保)、中條出羽守(舉母)、那須宗左衛門(八草)、阿部孫四郎(上野)等と田野に戦ふ事あり。而して賀茂郡舉母城(根川村金谷)は建武中より、中條氏代々の居城と云ひ、又「鎌倉評定衆出羽守景長(第四項參照)七代の孫出羽守秀章・舉母の地を領し、三宅、鎌木と對抗す」と。出羽守判官秀長は明應二年十月に松平親忠と戦ひ、永祿中、織田氏に攻められ退去す。次に阿部氏あり。二葉松には「舉母城、中條出羽守判官秀長、棟札あり」と。又同郡廣見城(廣見村)は中條將監秀長の居城にして、後尾州織田信長に屬すと傳へ、又豐樂城(足助村)は中條左衛門全滿の居城也と。又

矢草城(橋見村矢草)は中條衛七郎、阿部孫四郎、中條將監等、據ると見えたり。この氏の家紋は、見聞諸家紋に



- 一番 中條
- 16 三河源姓 前項に併せ云へり。
- 17 尾張の中條氏 春日井郡に、水藤の頃、中條小一郎あり。又中條將監と見ゆ、同人か。
- 18 近江の中條氏 蒲生家臣に中條左近あり。
- 19 丹波の中條氏 アラキ條を見よ。
- 20 讃岐の中條氏 富岡横井の舊姓に中條氏あり、横井條を見よ。
- 21 藤原北家樋口氏流 樋口宰相信季の二男信慶、其の母の氏中條を冒し、江戸幕臣たり。家紋釣巴、巴、五枚笹龍膽、寛政系譜に「左京信慶—信實(信治、信福、信澄)—山城守信秀—兵庫信復—河内守信義」を載せたり。千石。

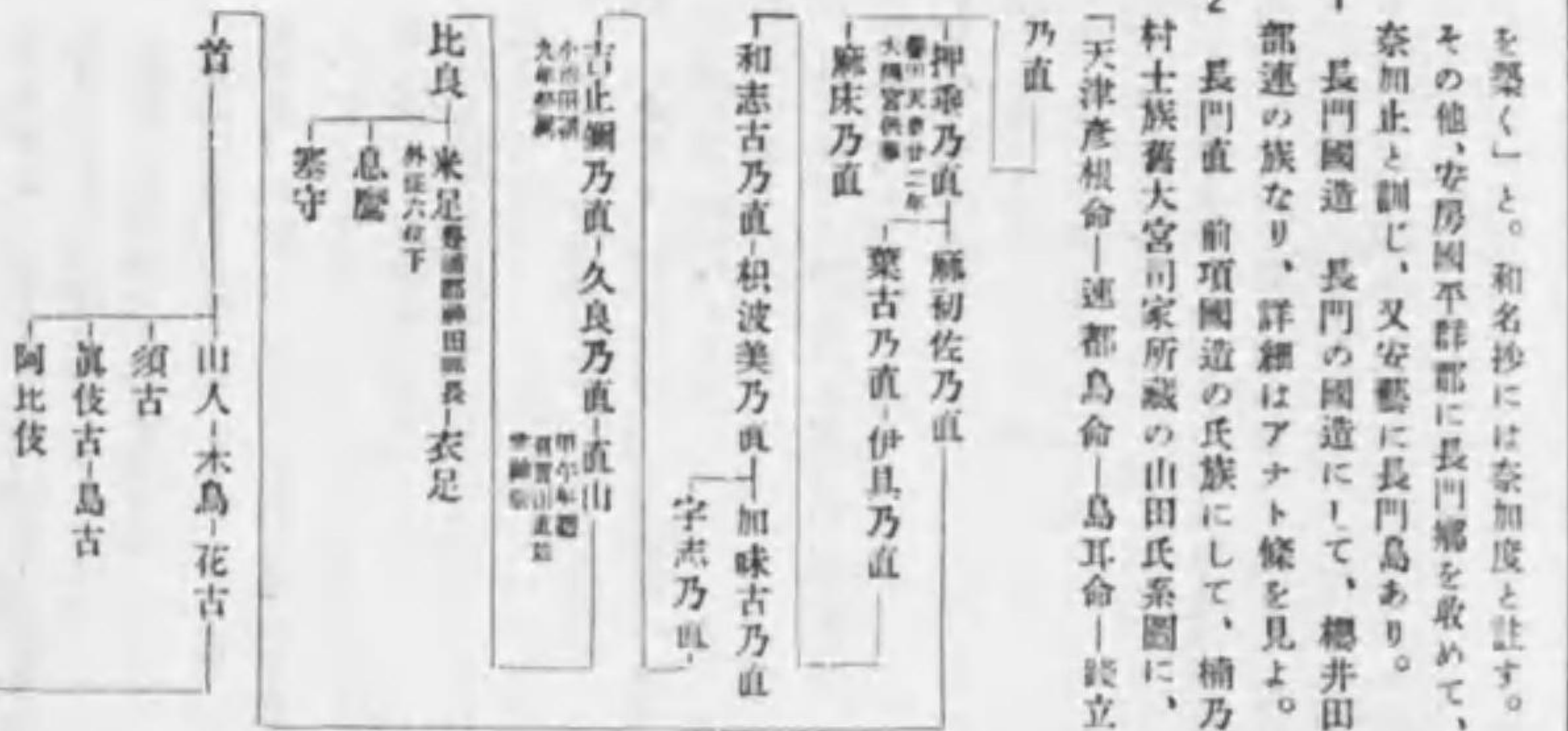


- 22 平姓 東鑑卷十一、十五に中條平六を載せたり。
- 23 雑載 その他、承久記卷三に「中であら下總の前司(守)なり(盛)綱」を載せ、又楠木合戦注文に「中條殿島神主」また志賀頼房康永二年三月廿九日の軍忠狀に中條助解由左衛門を載せたり。
- 下りて徳川時代、高松松平藩用人、米澤上杉藩重臣、尾州藩重臣、高崎松平藩用人、神戸本多藩重臣等に見え、又幕末勤王の士中條某好(初め高橋熊太郎)は、但馬出石藩士青村勇七の子也。生野の義舉に死す。また假客に中條五郎兵衛(寛永)あり。長倉追討記に「中條はさゝの丸」と。仲條 ナカテウ チユウテウ 前條氏に併せ云へり。
- 中跡 ナカト 和名抄、伊勢國河曲郡に中跡郷を載め、奈加止と註す。後に中跡庄と云ふ。東鑑、文治三年條に伊勢中跡莊地頭加藤大光定を載せたり。
- 1 中跡直 前述伊勢國河曲郡中跡郷より起る。天神本紀に「天帳野命は中跡直等

の祖」と見ゆ。神名式此の郡に奈加等神社を載せたり。此の氏の氏神なるべし。

- 2 中跡直 前項氏の連性を賜へる者ならん。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
- 3 後世中跡氏 安東郡専當沙法文に「新加、牛、與波井、丁部、中跡路牛四郎」を載せたり。

- 中戸 ナカト 大和國吉野郡十六庄司の一にあり。吉野舊事記に「中戸庄司、黒瀧郷」(今に庄司と云ふ)と見え、又下總に此の地名あり。
- 中所 ナカド 安藝國高田郡中所邑より起る。
 - 1 安藝の中所氏 前記中所邑より起りしにて、藝藩通志に「中所四郎左衛門宅址、下甲立村中所にあり」と載せ、又安西軍票に中所少輔四郎を擧ぐ。當地方の名族たり。
 - 2 八田氏族 尖戸系圖に「尖戸安藝守與家—元久(中所氏の家を嗣ぐ。子孫ありて今に至りて存す矣)」と見ゆ、尖戸條參照。
- 長門 ナガト 長門國は古代の穴門國の繼續にして、中古國郡制定の際、阿武國を併せて一國とす。天智紀に「長門國に長門城



- 3 安藝の長門氏 安藝郡長門島より起りしか。藝藩通志、豊田郡條に「長門七右衛門宅址。小谷村、總田地谷にあり。長門は、平賀の家人にして、此の邊は其の采地なりしといふ」と載せ、又高田郡に「長門左門宅址。志將村土居田にあり」と。
- 4 大江姓 東鑑、文治二年十一月條に「廿三日、丙申、長門江太景國・御寮所の御氣色を蒙る。是れ御姿、若公を扶持し奉る事、顯露せしむるに依りて也。今日景國、若公を抱き、深澤邊に隱居す云々」と載せ、又卷十五に長門江七・見ゆ。

- 5 長門探題 元寇以來、鎌倉幕府が國防の爲に置く處にして、帝王編年記に「上總介實政・建治元年十一月、異賊征伐の爲に、鎮西に下向す、十七歳。弘安六年九月八日、上總介に任ぜられ、同十月、長門國警固に遷る」と。又長門國守護職次第に「上總介殿(直政)、弘安七正十七下國、守護代・平岡三郎左衛門殿(爲時)」とある如き、これ也。
- 夫・長門江太郎景國以下、大名等扈從す、時に建久三年六月十六日也」と。
- 又鎮西引付(永仁七年四月十日)に「二番、長門探題左衛門尉」見ゆ、此の族か。
- 長門探題 元寇以來、鎌倉幕府が國防の爲に置く處にして、帝王編年記に「上總介實政・建治元年十一月、異賊征伐の爲に、鎮西に下向す、十七歳。弘安六年九月八日、上總介に任ぜられ、同十月、長門國警固に遷る」と。又長門國守護職次第に「上總介殿(直政)、弘安七正十七下國、守護代・平岡三郎左衛門殿(爲時)」とある如き、これ也。
- 豐府志には「長門探題職は、建治二年、北條の家門・修理大夫平宗頼(一に貞頼)下向す。是より兼時、師時、實政、相並んで鎮西の任を受けて下向す。弘安の前後にあたる。一説に永仁六年、北條時村、長府に下向したりと云ふ。今按ずるに、二階堂行一入道・當時在廳にして、北條の諸將は蒙古防禦の爲に、同時相前後して臨國したる也、(地名辭書)と。
- 時直に至つて亡ぶ、太平記卷七に長門の探題上野の介時直、また十一、長門探題降參條に「長門の探題遠江守時直云々」等

見ゆ。詳細は土居、得能、北條、厚東、大内、少貳等の條を見よ。

6 雜載 その他、東鑑卷四十二、四十七に長門守時朝、四十七、五十一に長門三郎朝景、四十八、五十一に長門新司等見え、又太平記卷三十二に長門山城守等を載せたり。又備前にあり。

又羽前國羽黒山社家に長門大夫、餘日舊記に「長門彈正、留守氏也。又信濃に存し、又淨瑠璃産摩淨雲の門に長門塚あり。

長戸 ナガト 石見に存し、又美濃の儒者に長戸讓(得齊)あり。

永戸 ナガト 江は大江氏の省略也。長門條を見よ。

仲戸川 ナカドガハ

永特 ナガトク 正訓不明。

長床 ナガトク クガウ條を見よ。

永壽 ナガトシ エイジュ條を見よ。

永利 ナガトシ ナガリ 薩摩國薩摩郡永利郷より起る。建久關田頼に「永利十八町」と。その後、入来院文書正平十三年に「觀金永利永利地頭永利又太郎友秀」を載せたり。又同郷山田村の永利城は應永の初め、永利中務丞榮光・城主なり。其の後、島津

村)と見ゆ。古くより有名の地なりしを知るべし。

神武紀が、此の氏の祖先種子命と同國字佐の菟津姫と結婚せしを傳へ、中臣系圖が其の子を空佐津臣とする事も、此の氏の發祥地が豐岡たりし傍證にして、又景行紀十二年條に、天皇熊襲親征の際、柏峽の大野にて、直入中臣神を遙拜せられしを載せたり。此等も中臣氏が古く豐國に榮えしを語る史料たるべし。(日本古代史新研究參照)。即ち中臣は仲津臣たる也。

中臣氏には上述見屋根命裔なる外、多氏の族なるあり、又春日氏の族なるあり、その他、復姓としては、物部、伊勢等の族にも存す、其の起原異なれど、後世混淆を免れず、それ等の事は、以下項を分ちて述べべし。

1 中臣連 天神族中、屈指の大族なるのみならず、中古・藤原氏が此の氏より出で、久しく天下の權を握りしより特に名高し。出自については、古事記、神代卷に「天兒屋命は、中臣連等の祖也」と載せ、また書紀神代卷に「中臣連の祖、天兒屋命、また神代本紀、及び天神本紀に「天兒屋命は、中臣連等の祖」など見えた

山城守忠朝・當城に據る。同廿五年十二月、入来院彈正重長、市來備後家親・是を攻めしが、忠朝出撃して是を破る。重長、家親・島津久豊に援を請ふ。久豊・大兵を督して是を攻め、忠朝城を棄て、隈之城に走る(地理纂考)とぞ。ナガリ條參照。

中殿 ナカトノ 紀姓、石清水嗣官族にして、其の系圖に「竹幸清—超清(號中殿)」と載せたり。石清水、竹條參照。

中通 ナカドホリ 和泉國日根郡に中通氏あり。泉州志に中莊村本郷にありと。

中臣 ナカトミ ナカツオミ オカトミ 又仲臣に作る、異なる處なし。

從來此の氏は、天兒屋命の後裔にして、大伴、物部、忌部等の諸氏と共に、太古以來、古代に於ける最も有力なる氏族として五件緒の一に數へられ、其の名義に關しては、此の氏族の職掌が、神事祭祀に與る事實より、此の語をナカツオミ、或はナカトリオミ(中執り臣)の約と解釋し、「神と人との間に立つ」、或は「神と人との中を執り持つ」の意とするの説、最も有名にして、殆んど定説となれり。第九項參照。

り。而して天兒屋命の神系につきては、津速魂命の裔なる與台産靈命の子とするを導通とす。即ち性氏錄、藤原朝臣條に「津速魂命三世の孫天兒屋根命」、また書紀神代卷に「中臣連の遠祖・與台産靈の兒天兒屋命」など見ゆ。

然るに古語拾遺のみ、ひとり「神皇産靈神、此の神の子天兒屋命、即ち中臣朝臣の祖也」とす。與台産靈命は、一に與登魂、また居々登魂など記す。津速魂命の孫、市千魂命の子にして、玉主命の女・許登能麻理媛命と婚し、天兒屋根命を生むと云ふ。但し神代本紀には「市千魂、與登魂、天兒屋根等を、凡べて津速魂命の子」とせり。何れより見るも、津速産靈の系統にして、神皇産靈尊とけ系統を異にす。よりにて此の拾遺の記事は異記として久しく注目されしが、前田家所藏元弘本古語拾遺には「天地開列の初、天中に生れませる神の御名を天御中主神と曰ふ。其の子に三男あり、長男高皇産靈神(古語に多賀美武須比、是を皇親神后御伎尊と爲す。即ち伴、佐伯等の祖也)、次に津速産靈神(是を皇親神后御命、此の神の子天兒屋命は、中臣朝臣の祖也)、次に神

産靈神(此は紀直祖也)」と載せたり。即ち群書類從本、及び一般世上に流布する古語拾遺、換言すれば、卜部本の系統に屬するものに「又天地開列の初、天中に生れませる神の御名を、天御中主神と曰ふ。次に高皇産靈神(古語、多賀美武須比、是れ皇親・神后御命)、次に神皇産靈神(是は皇親・神后御命、此の神の子天兒屋命は、即ち中臣朝臣の祖也)とあると大なる差違あり。既寫の年代より云へば、卜部家本は嘉祿元年書寫のもの存して、元弘本より一層古けれど、前田家所藏三本の古語拾遺が、何れも稱名寺本より寫され、しかも改訂を加へし形迹、全くなしと斷定せらるゝ理由あれば、此の元弘本の原本は、恐らく卜部家本より古きものにして、此の箇處に關しても、元弘本の方がよかるべきか。蓋し津速産靈神の分注に「皇親神后御命」とあるは、これを神皇産靈神の下に收むる方、適切と考へ、卜部本は、斯く二神を一にして、斯く改訂を加へしものと考へらる。

殆んど顯る價値なく、こは中臣氏が後世神事に携はり、神人の間に立ちて、其の中を執り持つの意より起るとの氏名附會の傳説が古くより存するを信じ、強ひて試みたる語源説明に過ぎざるなり。

次にナカツオミ(Nakatsumi)が、ナカトミ(Nakatom)となりし説は、J.O.の母音が重なりし爲、一音が省略せられしとするにて、類似の音同轉化は我が國語に極めて多ければ、極めて自然的にて種常と考へらる。而して豊前國仲津郡に和名抄は中臣郷を收め、又常陸國那珂郡(古代の仲國)より起りし仲臣氏もあれば、此のナカは地名にして、オミは原始的カベネ、クは古代ノと同様に使用されし助辭と思はれ、中臣はナカノオミの意に外ならずと考へらる。

然らば太古以來の名族として、天兒屋根命の後裔と傳へらるゝ中臣氏の發祥地は何處にして、此のナカは何れの地名なるやを考ふるに、予輩は嘗つて日本古代史新研究に於いて、此の氏族の分布と、我が天孫民族の故郷が九州なりとの立場より、豊前國仲津郡中臣郷、仲津郷附近と斷定せり。この地は、豊後國風土記に「羅向日代宮御宇大足産(景行)天皇、云々。豊前國仲津郡中臣

産靈神(此は紀直祖也)」と載せたり。即ち群書類從本、及び一般世上に流布する古語拾遺、換言すれば、卜部本の系統に屬するものに「又天地開列の初、天中に生れませる神の御名を、天御中主神と曰ふ。次に高皇産靈神(古語、多賀美武須比、是れ皇親・神后御命)、次に神皇産靈神(是は皇親・神后御命、此の神の子天兒屋命は、即ち中臣朝臣の祖也)とあると大なる差違あり。既寫の年代より云へば、卜部家本は嘉祿元年書寫のもの存して、元弘本より一層古けれど、前田家所藏三本の古語拾遺が、何れも稱名寺本より寫され、しかも改訂を加へし形迹、全くなしと斷定せらるゝ理由あれば、此の元弘本の原本は、恐らく卜部家本より古きものにして、此の箇處に關しても、元弘本の方がよかるべきか。蓋し津速産靈神の分注に「皇親神后御命」とあるは、これを神皇産靈神の下に收むる方、適切と考へ、卜部本は、斯く二神を一にして、斯く改訂を加へしものと考へらる。

2 見屋根命の系統 尊卑分脈等は、更に天御中主尊より系を引きて「天御中主尊(國常立尊御弟是れ也。彼の御別名也。我

より云ふも、神功皇后攝政期、及び應神、仁徳、履仲、反正、允恭の諸朝を經過するなれば、百二十歳以上なるや明白とす。人壽として斯かる者なれば、鳥賊津使主とは、伊香の臣の義にて、家號と見ざるべからず。即ち姓氏録が、イカツオミを天兒履根命の九世、十世、十一世など傳ふる事は、相當の理由ある事にて、數世、鳥賊津使主と稱せしに因るならん。蓋しイカとは、姓氏録、帝王編年紀等が、伊香連を此の人の後裔とする事より、近江國伊香郡伊香郷にして、中臣氏の宗家は當時此の地方に在りしものと考へられ、又物部伊香色雄と密接なる關係ありと思はる。後述の如く、中臣熊野氏、中臣習宜氏等が、物部氏族なるは、此處に因を發する。思ふに、中臣氏は伊香色雄の女婿となりて、此の地を得たるならん。

6 阿麻毗會以前のの中臣氏 常陸風土記、崇神朝の人として、大中臣神間命を載せ、又景行朝の人として、中臣臣狹山命を載む。また姓氏録、川跨連條に「津連魂命九世孫梨富命」を載す。帝王編年紀には、伊香刀美の子那志等美とあり。次に姓氏録、中臣東連條に「兒履根尊九世孫

綱見命、また伊香連條に「兒履根尊十世孫臣知人命、共に他に所見なければど、有力の史料たるべし。

次に同書中臣酒人宿禰條に「兒履根尊十世孫巨狭山命」、高良比連條に「津連魂命十四世孫綱身臣」、中臣連條に「兒履根十二世孫大江臣」、中臣大田連條に「同十三世孫御身宿禰」を載せたり。又垂仁紀に見ゆる中臣連祖探湯主は、松尾系圖に大鹿島の弟とす。

7 阿麻毗會以後の中臣氏 分脈に「跨耳命」大小橋命「阿麻毗會」真人大連「鎌大夫」と。こは藤原系圖に據りし也。然るに同書更に「阿麻毗會」音禮命「阿麻古連」此の中間に於いて、此の二代、荒木田嗣官系圖に入る。可否これを決すべし。「真人」と載せ、又「阿麻毗會」阿麻古連「ト家系圖、此の中間に此の命を加ふ、正説とすべし」「真人」と。

阿麻古の一代は詳かならざれど、阿麻毗會以後は史實たるべし。真人は姓氏録、中臣酒屋連條に「同神（津連魂）十九世孫真人連公」と見ゆ、兒履根命十六代の孫也。その子鎌大夫は「一に賀麻に作る、欽

明紀の大夫中臣鎌子に當るや明白也。よりて阿麻毗會は雄略朝、或は允恭朝頃の人にして、その父大小橋は仁德朝頃の人、よりて仲哀朝なる鳥賊津連の子、或は孫と考へらる。

8 多臣流中臣氏 常陸國の那珂郡より起る。この地は古代、那珂國（仲國）の地に於いて、此の氏は其の國造の氏姓たり、即ち仲臣と云ふに同じ。ナカ條、カシマ條を見よ。而して建鹿島命（建借間）を祖とし、鹿島神宮を氏神とす。カシマ條參照。然るに、此處に怪しむべきは、中古、中央に在りし中臣氏も、それより出でし藤原氏と共に、當國鹿島神を氏神とし、大和國春日に勧請して其の上神とす、（カシマ、カスガ條を見よ）。而して一方、藤原氏の祖中臣鎌足も、當國鹿島の人と傳へ（カシマ條參照）、その關係の實なるを思はしむ。

然るに一方、中央の中臣氏は、前述の如く鎌子、勝美の二代、佛敵となりて亡び、而して中臣氏本系は、次項引用の如く、黒田の子常磐に至り、始めて中臣連を賜ふと云ひ、又「中臣姓始」と載せたり。常磐は鎌足の曾祖父也。然らば太古以來連綿と

して中央に在りし中臣氏は、勝美に至りて全く亡び、常磐の家、これに代りて中臣連となり、遂に天下に大を成したるや明白ならんか。而して鎌足の家は氏神關係等より見て、常陸の中臣氏と考へらる。が故に、勝美滅後、同姓の故を以つて中臣氏の世職を常磐に授けられしものと考へらる。中臣系圖の不備は此處に因を發す。鎌足は天智朝八年に五十六歳にて薨じたらば、推古朝二十二年の誕生也。それより前、一世二十年とする時は、常磐は欽明朝十五年の頃の誕生とならん。本系圖に「欽明帝に仕へ、恪勤供奉」と見ゆれば、事實は欽明朝の初年、或は其の前代の誕生にして、青年・舍人として欽明帝に仕へ、苦節歴躬の忠を盡せしにより、晩年中臣勝美滅後、中臣連姓を賜ひしならん。若し欽明元年の誕生とすれば、四十六七歳の頃たる也。その父黒田は「體天皇御宇の人也」とあれば、大體の時代は、以上にて違ふ所なし。

即ち常磐は鎌子と同時代にして、黒田は真人、或は阿麻古頃の人なり。然るを中臣、藤原系圖が鎌大夫の子としたるは、黒田が鎌子の子勝美の滅後、その家を嗣

ぎしによるにて、勝美を省きしは、敗滅に歸したる人なると、幾分時代を合さん爲なるや察するに難からず。松原社家系圖には「阿麻古」真人「勝海大連、弟黒田大連」として、鎌子一代を省けり。同一の技巧と云ふを得ん。即ち現在のの中臣系圖は二種の系統を強ひて一にしたるものと考へらる。これ仲哀朝の伊賀津臣より鎌足に至る十七世の多きを數へ、異説を採れば、擔任世數を増す所以なりとす（皇室の約増數）。

これによりて之を觀れば、阿麻毗會以前、及び前述異説中には、黒田、常磐の先祖たる人もあるにて、殊に大鹿島命は黒田先祖の人なるべし。此の人を垂仁紀が中臣連連祖としたるは、後の中臣氏の遠祖たるによるにて、恐らく那珂國造の祖建鹿島（借間）命と同人か、或は父子ならんと考へらる。猶ほ第十七項、及び四十一項參照。

9 黒田以後の系圖 黒田以後の事は、延喜本系解狀に詳かにして、疑ふの餘地なし。即ち中臣氏系譜引用本系に「黒田大連公・二男を生む」。

（中臣姓始）中臣常磐大連公（氏上。一に

云ふ、常磐大連。藤原奉齋連の女・都夫羅古眞の腹。

右大連・始めて中臣連を賜ふ。磯城島宮御宇、天國押開廣庭（欽明）天皇の代、特に令譽を蒙り、恪勤供奉す者り。今案するに苦節歴躬の忠、當時・右に出づる者なし。

次に中臣伊禮波連（同産。一に云ふ阿禮波連）。

中臣常盤大連公・一男を生む。

中臣可多能結大連公（氏上。一に云ふ、方之子大連。物部奉來津橋首文字那古媛の腹）。

右大連は他田宮御宇、淳名倉大玉數（敬遠）天皇の朝廷に供奉す。

中臣可多能結大連公・三男を生む。

（一門）一男小徳冠前事奉官兼祭官中臣御食子大連公（氏上。一に云ふ御食足大連。山部歌子連の女那爾毛古媛の腹）。

右大連は小治田（推古）、並に同本（舒明）二朝廷に供奉す。

（二門）次に小徳冠前事奉官兼祭官中臣國子大連公（氏上。一に云ふ國形卿。一に云ふ、國皇子卿。御食子大連公同産）。

右大連公は同本朝廷に供奉す。

次に兼手子大連公（陝井麻呂古連の女米頭羅古媛）。

右大連公は飛鳥宮御宇、伊賀志比足姫天皇朝廷に供奉す。但し可多能緒大連公の後、御氣子大連公の男小錦下中臣朝臣連目、國子大連公の孫中納言左大辨兼神祇伯正四位上・中臣朝臣意美麻呂、兼手子大連公の孫中納言直大祇中臣朝臣大島等、御食子大連公の長子大織冠内大臣・鎌足大連公の列に編せられ、同じく藤原朝臣の姓を賜ひ詔る。而して二十九箇年を経て、文武天皇戊戌年、八月丙午、詔して曰はく、藤原朝臣が賜ふ所の姓は、宜しく其の子不比等をして之を承けしむべし。但し意美麻呂等は、神事に供するに縁り、宜しく舊姓に復すべし者なり。是を以て之を案すれば、舊に復して良に以てあり矣。何となれば、去る天平寶字五年、攝氏族志所の宣に依りて、勅遣して進むる所の本系帳を案ずるに云はく、高天原の初め、皇神の御中と、皇御孫の御中とを執り持ち、伊賀志比・傾げず、本末中良留人・之を中臣と稱ふと云へり。復舊の由、惟れ其の義也」と。

又裏書に「中臣兼手子大連公・二男を生む。一男右大臣少紫位中臣金大連公（後なし。化手羅古の女眞依子媛腹）。二男中臣朝臣許米（朝臣姓を賜はる。阿閉神田臣の女腹）。

また「大中臣氏人等解申・新羅氏族本系帳を進むる事」とありて「夫れ本系とは祖宗立て、昭穆を分ち、濫吹を正し、後生を表はす所以の書也。爰に居々登魂命より以往、本記・存すと雖、朴略にして詳かならず。太祖天之兒屋根尊より以來、父子相承、兄弟載録、凡そ厥の條分支別の類、必ず以て編次し、故實を失はず。就中、殊に功名を立つる者あらば、名の下に其の行事を繋げ、降つて廿一世の孫可多能緒大連公に至り、總べて三男を生む。第一男は御食子大連公、第二男は國子大連公、第三男は兼手子大連公。分れて三門と爲り、子孫傳や衆し。御食子大連公・八男を生む、其の第一男は内大臣鎌足、初めて藤原朝臣と爲る。同大臣の舍弟・八郎兼目連、是れ散位大中臣氏兼等の祖。次に國子大連公、是れ神祇大副從五位上大中臣朝臣安則等の祖。次

に兼手子大連公、是れ神祇大副大中臣本扶等の祖也。

先祖の後、度々相承けて圖牒を勅遣し、倒錯明かならず。或は名號の字・相違ひて辨じ難く、芝艾變生、混濁流を混す。茲に因りて、上宣を申し下し、先後の本系、及び家々の古記、戸々の門文等を鳩集し、始め去る寛平五年より十四載の間、實録粗ぼ畢り、仍りて集めて卷と爲し、新羅氏族本系帳と曰ふ。總べて一卷に造り、以て四通に寫す」と見ゆ。



以下の系圖は第二十一、二十二、三十三の諸項を見よ。
右の内、鎌足は天智朝八年藤原氏を賜ひ（藤原條を見よ）、其の他は天武紀十三年に中臣朝臣を賜へり。

10 大和の中臣連 鎌足は大織冠傳に「内大臣、諱は鎌足、字は申郎、大倭國高市郡の人也」と見ゆ。當時、此の氏の本居は大和に在りしならん。但し一説・鎌足は常陸の人と云ふ。カシマ、ナカ、及び前後各條を見よ。
又兼手子の一男金は右大臣に上りしが、大友皇子に屬して、誅殺さる。本系帳に「一男右大臣少紫位中臣金大連公・後なし、右大連公は近江國朝廷に供奉す云々」と見えたり。

男時風は、今の春日祠官長市家の祖也。二男秀行は今の春日祠官大東家の祖也。大和國添上郡辰市郷に住み、而して後に采地と爲す矣。故に其の郷を放ち、靈神を奉齋す焉。今在る所の辰市神社は時風、秀行也。仍りて神・植栗の姓を賜ふ。爾より己來、時風、秀行の子孫・社司中臣姓に植栗氏を下し繋る、是れ其の權輿也」と見ゆ。此の氏の事は、カシマ、カスガ、及び噴栗等の條を見よ。

12 河内の中臣連 當國河内郡の枚岡神社（四座、並に名神大、月並、相嘗、新嘗）は天兒屋根命を祀る、ヒラツカ條を見よ。又種子命の墳墓も此の地に在りと傳ふ。中臣宮處本系帳に「天種子命、此は日向國の高千穂の大宮に坐しまして、天の下を治食し、皇初子の命の大御世、中臣の職を賜はりて、大倭の國高市の縣敵火の標原宮に坐しまして、天の下治食し、天皇命の大御世に至る迄、仕へ奉りき。初

め此の天皇命・高千穂宮より發して、自ら御軍を率ひ給ひて、東國に上幸まして、服はぬ殿しき奴を征討し給ひし時、變なき勳功を顯しき。故大平まし、後、特に寵恩を蒙り奉りて、封地を賜りき云々。又大御言をうけ給りて、氏神を大川内國神津の平岡の里に祀きまつる。此は即ち中臣平岡連らが齋祭る中臣御祖の神宮なり」と。

13 攝津の中臣連 中臣宮處本系帳に「中臣連大小橋臣命は、志賀の高穴穗宮に天下治らし、天皇命の御世、浜連國大縣の味原里に誕生す」と云ひ、又「比賣島の

東南方なる猪甘津の邊に葬る」と。又小橋の孫小泊瀨宿禰の墳も、東成郡にありと傳へらる。姓氏録、中臣東連、中臣盛連、中臣大田連等を當國に貫す。又島上郡に見屋郷あり。此の氏の元祖見屋根命と關係あるか、かの中臣鎌足が三島に閉居せしも關係する處あるべし。

14 美濃の中臣連 栗原條を見よ。

15 紀伊の中臣連 靈異記下巻の二十五に「小男中臣連祖父麻呂は、同國海部郡濱中郷の人也」と載せ、また今昔物語卷十二の十四に「中臣連祖父麻呂云フ、同國ノ海部ノ郡ノ濱中ノ郷ノ人也」(寶龜六年)など見ゆ。猶ほ第二十四項參照。

16 讃岐の中臣連 宮處(ミヤコ)條を見よ。

17 仲臣 多臣の族にて、那珂國造家也。成務朝、仲臣子上あり、島田、仲、鹿島等の條、及び本條第八項を見よ。

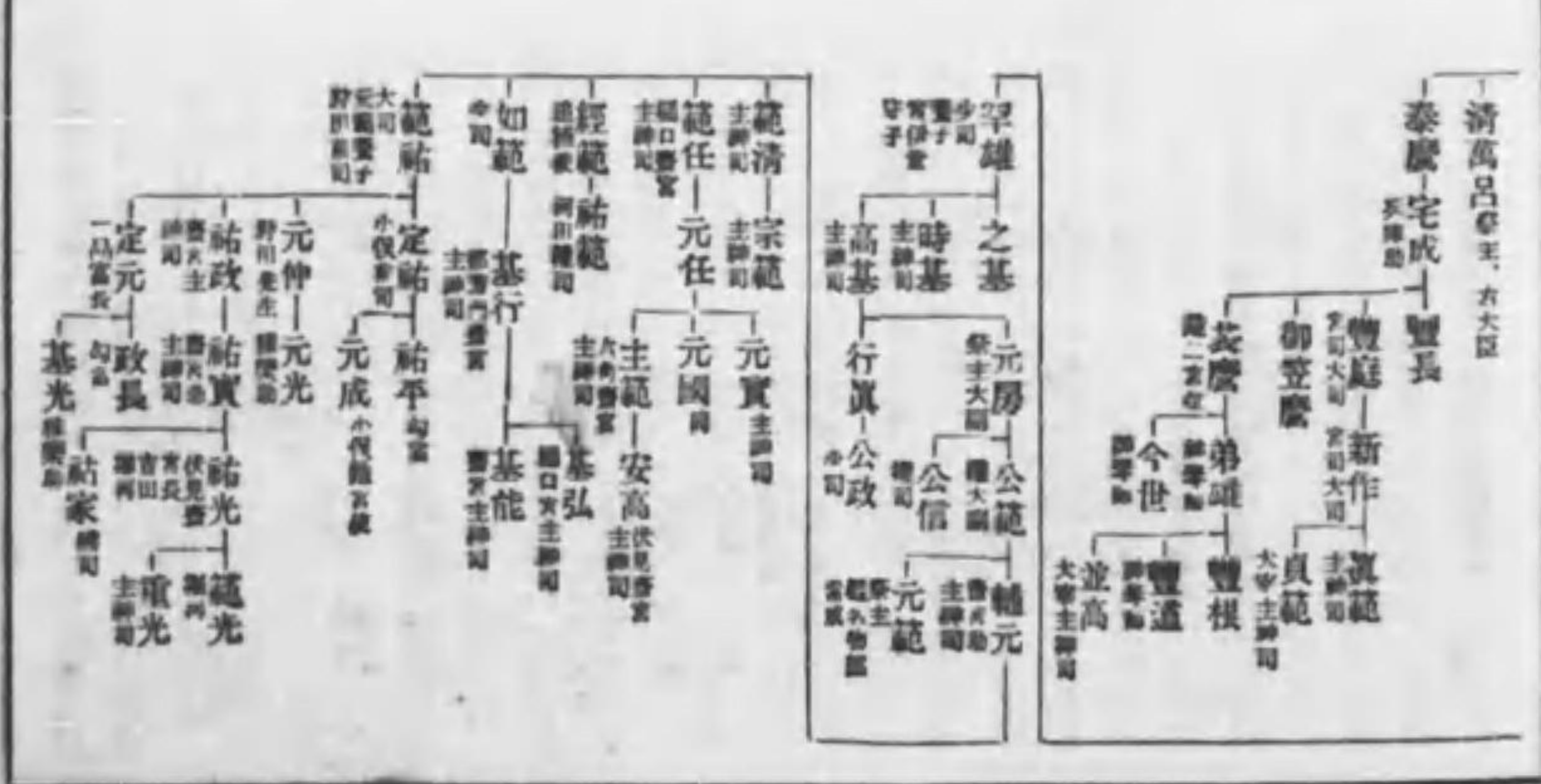
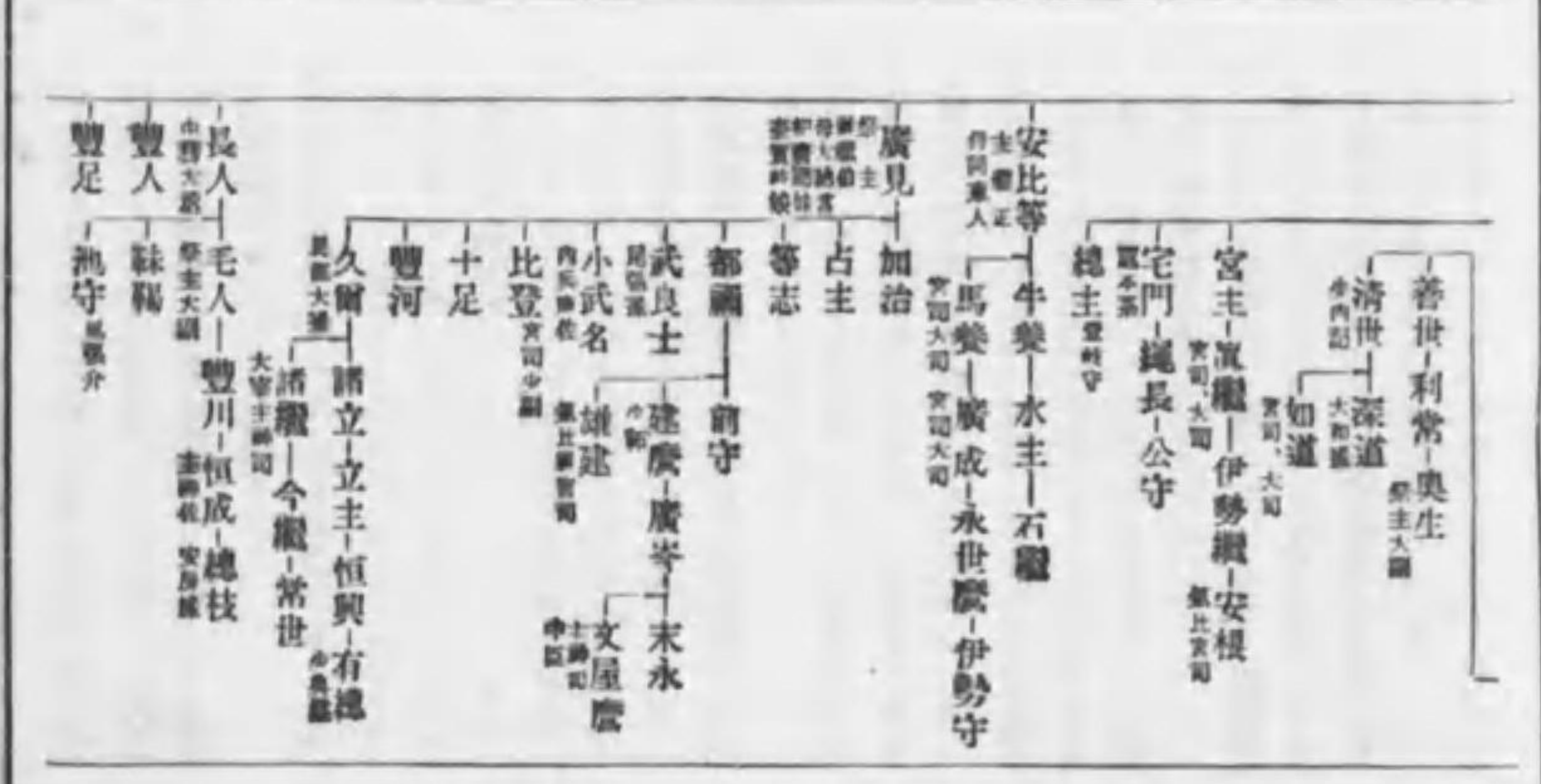
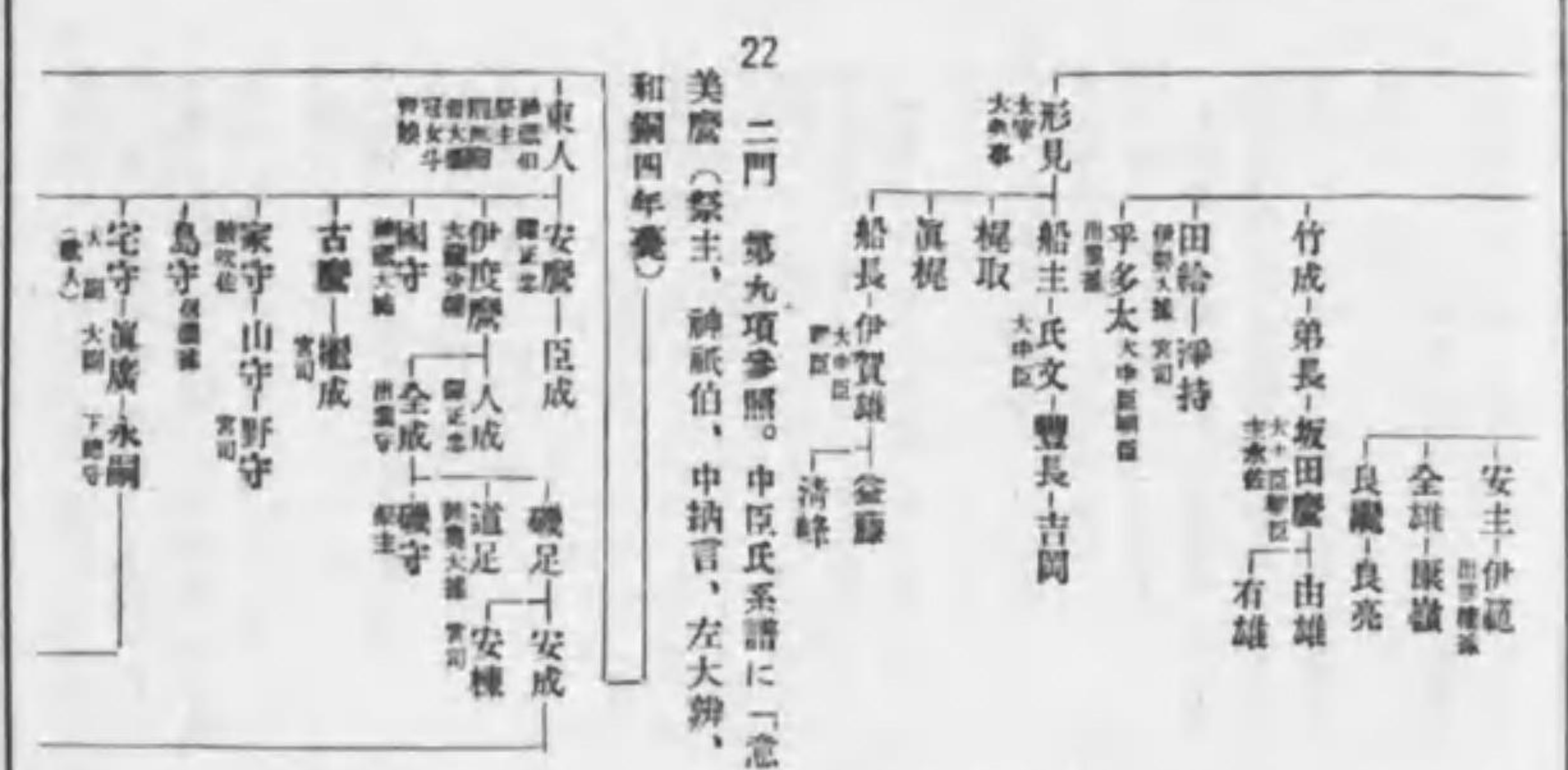
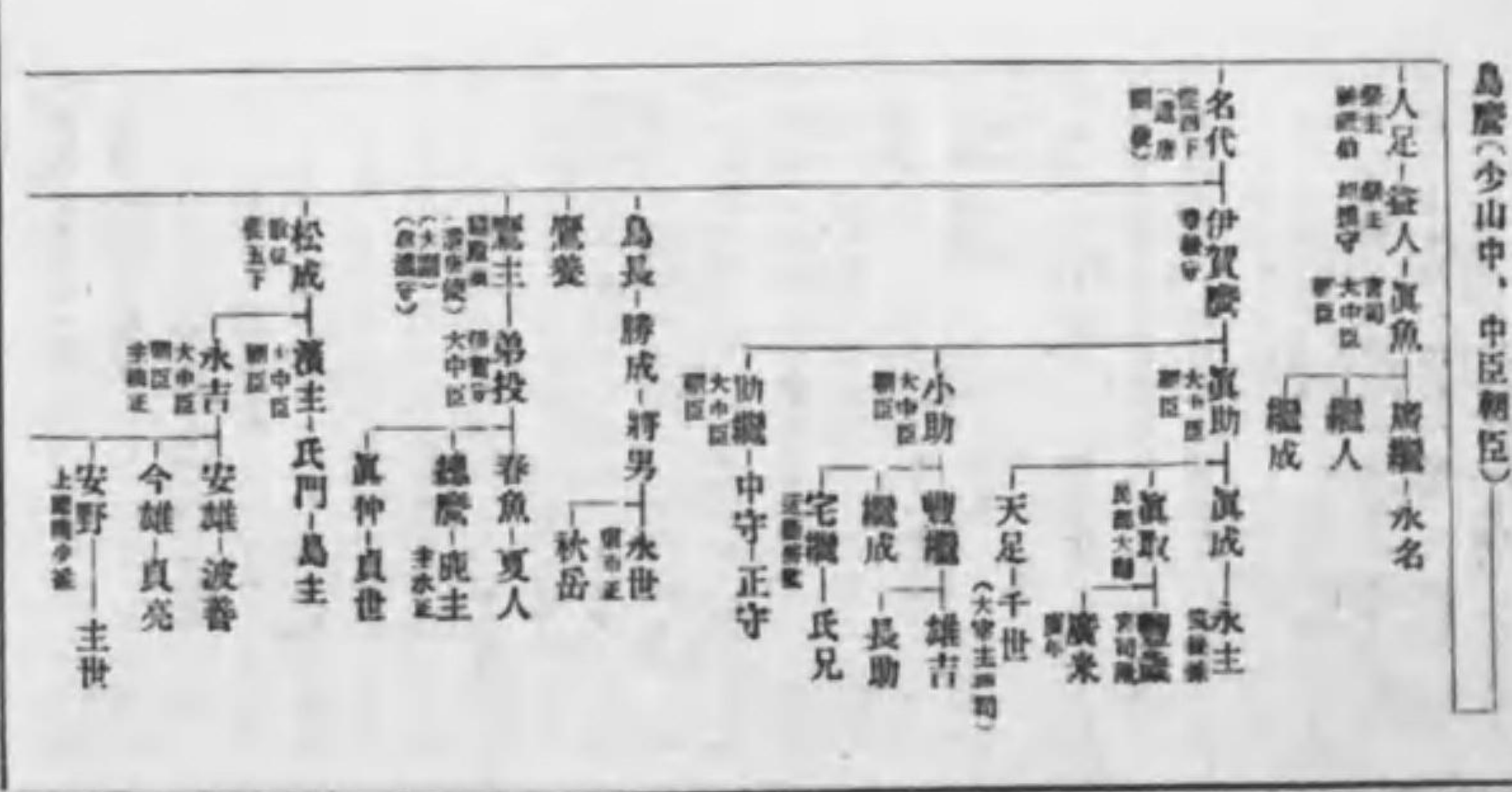
18 中臣首 豐受皇太神宮御編座本紀に、「天兒屋命は、中臣首の上祖也」と見ゆる首は、長の意にて、中臣部の長と解すべし。

19 中臣臣 春日氏の族にして、仁德朝、仲臣合あり、カスガ條を見よ。姓氏録、

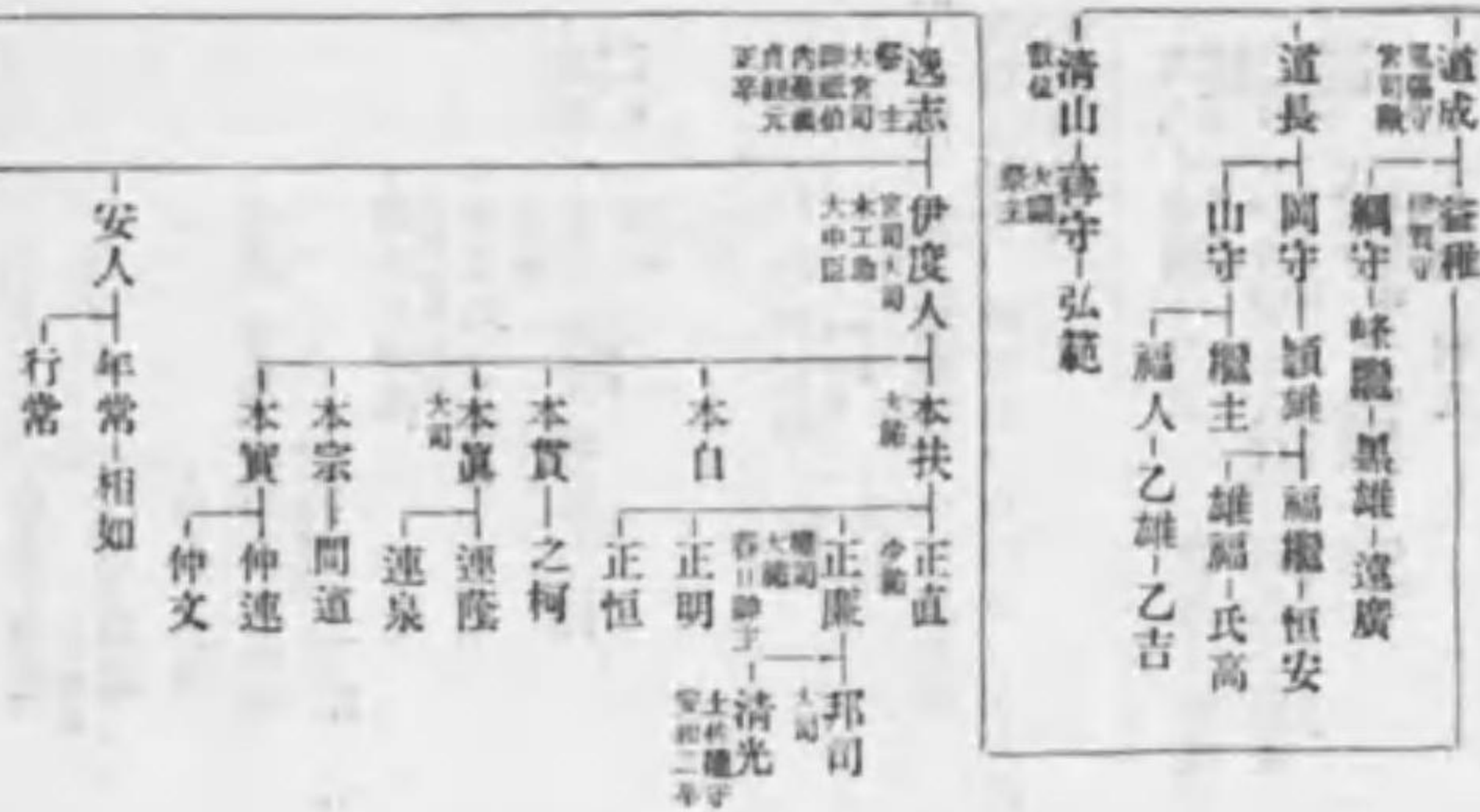
未定姓、右京の部に「中臣臣。製松彦香殖和天皇(諡孝昭)皇子天足彦國押人命七世孫繁着大使主の後といへり、見えず」と載せたるも、此の後裔なるべし。

20 中臣朝臣 中臣連の容嗣姓を賜へる者にして、天武紀十三年條に「中臣連云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。古語拾遺に「天兒屋命は、即ち中臣朝臣の祖也」とあるは、其の根源に遡りて云へる也。氏人の内、所貫の明かなる者は、天平實字三年七月紀に「左京人中臣朝臣掛取、貞觀九年正月紀に「從四位上行神祇伯中臣連志卒す。逸志は左京人也」と。其の他は大中臣朝臣條を見よ。此の氏、清麻呂が神護景雲三年六月に大中臣朝臣姓を賜ひてより、延暦十六年、延暦十七年、貞觀四年、元慶元年等、次第に大中臣朝臣姓を賜ふ。大中臣條を見よ。又惟岳宿禰姓を賜へるもあり。其の條を見よ。(猶ほ藤原條を參照せよ)。

21 一門 御食子の後にして、第九項秋野の後は、中臣氏系譜に「秋野(正八位上)一名高(散位正六下、大中臣)一水精一善助一恒行一恒實」と見ゆ。又垂見の後は「垂見連(八郎、小錦上)一



23 三門 第九項参照。系譜に「熊手子二男許来(朝臣姓を賜ふ)大島(祭主、中納言、大貳、神祇伯)馬養(内舍人)石根(伊與介)」



「起生」恒實元弘長

- 24 紀伊の中臣朝臣 第十五項の朝臣姓を賜ひしものか。名草郡島田氏所藏文書、承安のものに「田井執行大夫散位中臣朝臣」とあり。
25 大中臣朝臣 中臣朝臣の大字を賜ひしもの也。オホナカトミ條を見よ。
26 中臣宿禰 中臣氏の族か。
27 山城の中臣氏 恭仁京より出でし文字瓦に、中臣と見ゆるあり。
28 河内無戸の中臣氏 第十二項参照。姓氏録、河内諸蕃に「中臣。中臣高良比連同祖」とあるは中臣部の後なるべし。
29 伊勢の中臣氏 近長谷寺堂會資財帳に「飯野郡九條二榮原里云々、右治田、中臣真有・去る延長八年施入」など見ゆ。神名式、桑名郡に中臣神社を收む。
30 近江の中臣氏 蒲生郡にあり。東寺承平二年文書に中臣真犬眉なる人見ゆ。當國伊香郡は中臣氏の祖伊香津臣の郷里なる事、前に云へり。
31 越前の中臣氏 中臣部の裔か。天平神

- 護二年の當國國司解に「足羽郡草原郷戸主中臣小金」なる者見え、一に中臣部小金に作る。中臣部條参照。
32 越中の中臣氏 越中國官舎續發交替記延喜十年の擬大領、及び天長四年の擬主政に中臣氏を載せたり。
33 周防の中臣氏 玖珂郷延喜戸籍に中臣白久子實などを載せたり。
34 淡路の中臣氏 大同朝聖方に「淡路縣は、津名社司中臣好根が傳ふる所の方」など見ゆ。
35 讃岐の中臣氏 寛弘元年の大内郡の戸籍に「戸主中臣今宗、當時、當基、元安、外三十餘人を載せたり。
36 遠江の中臣氏 藤原系圖に「木系帳に曰ふ、天兒屋根命は、父神與登魂神、玉主命の女・許登能麻遲媛命を娶りて生む所也」と。延喜式、當國佐野郡に、己登乃麻知神社を收む。此氏の奉祀せしものか。
37 伊豆の中臣氏 伊豆宿禰系圖に「美加々比實命(中臣連上祖開勝命の妻、標探湯主命の母)」と見ゆ。
38 安房の中臣氏 安房郡東長田村山宮神社に「朱鳥元年、中臣幸彦・攝津國三島より來りて、本社を創建す」と見ゆ。

39 下總の中臣氏 カトリ條を見よ。又式社考に「香取郡神崎村子松神社、嗣官中臣氏、別當神宮寺」と。

40 常陸の中臣氏 第八項、第十七項参照。當國は中臣氏の氏神鹿島神宮の所在地なれば、後世も此の族の人甚だ多し。鹿島條を見よ、猶ほ大中臣、中臣部條参照。無性なるは、常陸風土記、香島郡條に「古老曰ふ、磯波長柄豐前大朝臣字(崇徳)天皇の世、己酉年、大乙上中臣鎌子云々」など見ゆ。また天平勝寶の頃、大領中臣千徳あり。又乾元二年の將軍家下文等に見ゆ。
41 雜載 桓武天皇の宮人、布勢内親王の御母に中臣身子あり、大魚の女也。卷頭皇室御系圖を見よ。又延應の頃、右兵衛卿師に中臣宗盛あり。その他、中臣氏より出でたる氏にして、原姓を稱する多し、ナカ條参照。また地名等はナカトミ條を見よ。

仲臣 ナカトミ 前條氏に同じ。なほナカ條参照。

中富 ナカトミ 阿波板野郡、肥後山鹿郡等に此の地名存す。而して筑後國下妻郡の豪族に此の氏ありて、筑後國史に「下牟田村館跡。村中にあり、中富入道了三館跡

なり。今其の七代の孫・農大茂作と云ふ者居る。寛延記に「當村高良社は、中富入道油三建立す」と。其の油三に作るは誤也。社中に碑あり、銘に「讀誦し奉る、大乗妙典一千部、施主、敬白」と。左右に「爲現世安穩、子孫繁昌、後世善處。元和四年戊午八月彼岸、中富入道了三居士」と。茂作家記に、了三は水田延壽王院の次男也」と見ゆ。

仲富 ナカトミ 中臣氏に同じきか。
永富 ナカトミ 若狭、丹波等に永富保、又加賀に永富庄あり。また肥後に此の地名あり。
1 藤原南家相良氏族 肥後國山田郷永富邑より起る。相良系圖に「相良三郎長頼一四郎兵衛尉頼親一頼朝(永富庄司二郎、法名觀元)一頼常(彌三郎、關東に於いて討死、法名安田)一頼積(藤五郎、法名道志)一長茂(左近將監、法名道性)一頼均(彈正忠、法名齊元)一頼道(彌三郎、左近將監、法名道心)一頼連(藤五郎、法名不存一物)一實重(治部大輔、一に少輔、法名道宿)一長權(木家・頼朝の家を嗣ぐ)」と。サガラ條を見よ。
又事蹟通考に「頼朝(永富莊司次郎、法

長富 ナカトミ 前條氏に同じ。
中臣藍 ナカトミノアキ 攝津の古族也。
○ 中臣藍連 中臣氏の族也。アキ條を見よ。

中臣伊勢 ナカトミノイセ 伊勢國造族

也。
 1 中臣伊勢連 イセ條を見よ。
 2 中臣伊勢朝臣 イセ條を見よ。
中臣忌寸 ナカトミノイミキ **ナカトミイミキ**
 ○ 中臣忌寸連 備中の古族也。此の忌寸は稻置の訛なるべし。若し忌寸性とすれば、意味通ぜず。氏人は大殺眞死亡人帳に「多氣郷委文里戸中臣忌寸殿、中臣忌寸連定鹿火」など見ゆ。
中臣表 ナカトミノウヘ
 ○ 中臣表連 中臣氏の族にして、本貫和泉也。ウヘ條を見よ。
中臣占 ナカトミノウラ ウラベ條参照。
 ○ 中臣占連 中臣氏の族也。ウラ條を見よ。
中臣殖栗 ナカトミノエクリ
 ○ 中臣殖栗連 中臣氏の族也。エグリ、カスガ、ナカトミ等の條を見よ。
中臣小殿 ナカトミノヲトノ
 ○ 中臣小殿連 中臣氏の族也。ヲトノ條を見よ。
中臣大田 ナカトミノオホタ
 ○ 中臣大田連 中臣氏の族にして、本貫攝津也。オホタ條を見よ。

中臣大家 ナカトミノオホヤケ
 ○ 中臣大家連 中臣氏の族也。オホヤケ條を見よ。
中臣高良比 ナカトミノカウラヒ
 ○ 中臣高良比連 中臣氏の族なり。カウラヒ條を見よ。
中臣鹿嶋 ナカトミノカシマ
 ○ 中臣鹿嶋連 カシマ、ナカトミ、オホナカトミ等の條を見よ。
中臣方岳 ナカトミノカタツカ
 ○ 中臣方岳連 中臣氏の族也。カタツカ條を見よ。
中臣片岡 ナカトミノカタツカ 同上。
 中臣片岡連あり、カタツカ條を見よ。
中臣香積 ナカトミノカツミ
 ○ 中臣香積連 中臣氏の族にして、本貫河内也。カツミ條を見よ。
中臣葛野 ナカトミノカドノ
 ○ 中臣葛野連 カドノ條を見よ。
中臣葛 ナカトミノクツ
 ○ 中臣葛連 中臣氏の族也。クツ條を見よ。
中臣熊凝 ナカトミノクマコリ
 1 中臣熊凝連 物部氏の族にして、本貫大和也。クマコリ條を見よ。

2 中臣熊凝朝臣 クマコリ條を見よ。
中臣栗原 ナカトミノクリハラ
 ○ 中臣栗原連 美濃の大族にして、栗原の裔也。クリハラ條を見よ。
中臣酒人 ナカトミノサカヒト **ナカトミサカト**
 1 中臣酒人連 中臣氏の族にして、本貫河内也。サカヒト條を見よ。
 2 中臣酒人宿禰 サカヒト條を見よ。
中臣酒屋 ナカトミノサカヤ
 ○ 中臣酒屋連 中臣氏の族にして、本貫河内也。サカヤ條を見よ。
中臣志斐 ナカトミノシヒ
 ○ 中臣志斐連 筑前に在り、シヒ條を見よ。
中臣習宜 ナカトミノスゲ **ナカトミスゲ**
 1 中臣習宜連 物部氏の族にして、本貫大和也。スゲ條を見よ。
 2 中臣習宜朝臣 スゲ條を見よ。
中臣東 ナカトミノツカ
 ○ 中臣東連 中臣氏の族にして、本貫攝津也。ツカ條を見よ。
中臣殿來 ナカトミノトノク
 ○ 中臣殿來連 中臣氏の族にして、本貫

和泉也。トノク條を見よ。
中臣間人 ナカトミノハシヒト
 ○ 中臣間人連 中臣氏の族也。ハシヒト條を見よ。
中臣幡織田 ナカトミノハタオダ
 ○ 中臣幡織田連 中臣氏の族也。ハタオダ條を見よ。
中臣東 ナカトミノヒガシ
 ○ 中臣東連 中臣氏の族也。ヒガシ條を見よ。
中臣美濃 ナカトミノミノ
 ○ 中臣美濃連 美濃の古族にして、均田勝禰なり。ミノ條を見よ。
中臣宮地 ナカトミノミヤコ
 ○ 中臣宮地連 中臣氏の族也。ミヤコ、ミヤチ等の條を見よ。
中臣宮處 ナカトミノミヤコ
 1 中臣宮處連 中臣氏の族にして、本貫讚岐也。ミヤコ條を見よ。
 2 中臣宮處朝臣 ミヤコ條を見よ。
中臣村屋 ナカトミノムラヤ **中臣氏の族也。**ムラヤ條を見よ。
中臣村山 ナカトミノムラヤマ
 ○ 中臣村山連 中臣氏の族也。ムラヤマ條を見よ。

中臣丸 ナカトミノワニ
 1 中臣丸連 中臣氏の族也。ワニ條を見よ。
 2 中臣丸朝臣 ワニ條を見よ。
中臣部 ナカトミベ **中臣氏の私有部、即ち部曲の裔なれど、地方なるは御家人の如きものにして、豪族たりしもの跡からず。**
 1 山城の中臣部 天平廿年紀に、中臣部千積麻呂が中臣葛野連姓を賜ひし事を載せたり。カドノ條を見よ。
 2 河内の中臣部 ナカトミ條参照。
 3 和泉の中臣部 姓氏錄、和泉神別記に「中臣部、同上(大中臣朝臣同祖)」と載せたり。ナカトミ條参照。
 4 攝津の中臣部 中臣連の私有の部曲裔也。住吉郡に中臣須牟地神社あり。此の氏ありしを知るべし。又姓氏錄に中臣東連、中臣慶連、中臣大田連等を當國に貫す。
 5 伊勢の中臣部 神名式、桑名郡に中臣神社を載せたり。此の國中臣の無戸なるは、此の裔か。
 6 下連の中臣部 大島郷戸籍に中臣部移手賣を載せ、また東大寺城神帳、天平勝寶三年五月廿一日の下總國司解に「香取

郡神戶大槻郷中臣部眞敷」など見ゆ。カトミ條、ナカトミ條参照。
 7 常陸の中臣部 常陸風土記、香島郡條に「大乙下中臣部眞子」を載す、孝德朝の人也。此の裔、天平十八年に中臣鹿島連姓を賜へり、カシマ條を見よ。その他、天智紀に「常陸國・中臣部若子を貫す」と見え、また額聖三代格卷一、貞觀八年正月廿日の太政官符に「右、鹿島神宮司の解を得るに俾はく、額宜外正六位上中臣部道繼の解に俾ふ、大神南裔の神・陸奥國に在り、云々」等見ゆ。カシマ條に詳か也。なほナカトミ條、オホナカトミ條等を参照せよ。
 8 美濃の中臣部 春日里大寶二年戸籍に中臣部刀自賣なる者見ゆ。
 9 下野の中臣部 萬葉集廿に「都賀郡上丁中臣部足國」なる人見ゆ。歌人也。
 10 奥州の中臣部 カシマ、イハキ等の條を見よ。
 11 越前の中臣部 天平神護二年の國司解に「足羽郡草原郷戸主中臣部大金」なるもの見ゆ。同三年二月廿六日文书には「草原郷戸主中臣部小金」に作る。
 12 越中の中臣部

- 13 四幡の中臣部 神名式、當國邑美郡に中臣崇健神社あり。
- 14 播磨の中臣部 和名抄、當國攝保郡に中臣部を收め、また神名式に中臣印達神社などを載せたるを以つて、此の部民の多かりしを知るべし。
- 15 周防の中臣部 中臣條を見よ。
- 16 阿波の中臣部 額聚三代格、天平三年六月廿四日の勅に「戸座、阿波國阿曇部、千部、中臣部、右は男帝御宇の時に供奉」と見えたり。以つて當國に多かりしを察知すべし。
- 17 筑前の中臣部 正倉院文書、川邊里戸籍に、中臣部比多米賣等十人の名を載せ、又和銅二年紀に「島郡少領中臣部加比に、中臣志斐連姓を賜へる事」を記せり。以つて有力なる氏なりしを知るに足らん。
- 18 豊前の中臣部 當國仲津郡に中臣氏の發祥地なる事、ナカトミ條に云へり。郡内に中臣邑あり、豐後國風土記に「景行天皇朝云々、豐前國仲津郡中臣村」(トヨ條參照)と載せ、又和名抄に仲津郡、中臣郷を收む。而して正倉院文書、丁里戸籍に「中臣部黒麻呂」等を載せたり。後世まで此の氏の多かりしを知るべし。

- 又天平寶字六年紀に豐前員外介中臣酒人宿禰麻呂、神護景雲元年紀に豐前介中臣賢宜朝臣阿曾麻呂、見ゆ。當地と關係あるか。
- 19 豐後の中臣部 景行紀に直入中臣神・見ゆ、ナカトミ條を見よ。
- 中留 ナカトメ 清和源氏佐竹氏の族にして、義長を祖とす。
- 永留 ナガトメ 武藏秩父郡、及び阿波等に此の地名存す。
- 1 藤原南家相良氏族 肥後の名族にして相良系圖に「頼親—頼明(永留、庄司次郎)」と見ゆ。
- 2 鎌倉 對馬等にも此の氏有り。
- 長伴 ナガトモ 和名抄、陸奥國宇多郡(磐城)に長伴郷を收め、高山寺本に奈加止モト註す。トモ、オホトモ等の條參照。
- 長友 ナガトモ 和名抄、美濃國安八郡に長友郷を收め、元慶紀に當國長友神(國朝に從五位上長友明神)を擧ぐ。
- 1 大伴姓 トモ、オホトモ等の條參照。
- 2 加茂姓 日向國の豪族也。賀茂條第五十八項參照。日向記に「新納石城主長友源次郎」を載せ、又長友次郎左衛門尉、長友九郎右衛門尉等を擧ぐ。

- 3 雜載 その他、薩摩國日置郡、大隅國肝付郡等にも存す。
- 永友 ナガトモ
- 中友田 ナカトモダ 伊賀の名族也。服部條を見よ。
- 長瀨 ナガトモ 羽前、紀伊等に此の地名存す。
- 1 清和源氏新波氏族 羽前國北村山郡長瀨邑より起る。最上編家・此の地にありて、長瀨殿と云ふ。其の子孫義守(一)に義光の子新八義保・長瀨を氏とす。風土略記に「長瀨館は、山形の北七里、東根の西、播磨の近地なり。當時は御公料にして、五千石餘の陣屋なり。昔は新波兼頼朝臣の曾孫、左京大夫滿家、住居の城なり。是れを長瀨殿と稱す。應永三十二年逝去、釋會寺に葬る。種子式部大夫頼宗も長瀨に居城、喜吉元年逝去。此の時、最上家は、山形、中野、長瀨と三城の中に住居」と載せたり、モガミ條を見よ。
- 2 また天童下筋八館の一に此の氏あり、義光物語に長瀨左衛門尉・見え、又これより前、永正長谷堂の役に長瀨殿死と。又最上家臣に長瀨内膳あり、文錄中、平

鹿野増田城を守る。

- 中名 ナカナ 仙台長倉文書、伊達輝宗判書に中名備後守・見ゆ。
- 長名 ナガナ 越後長尾氏配下に見ゆ。
- 中永 ナカナガ 備前に存す。
- 中長 ナカナガ 美濃に存す。
- 永長 ナガナガ 豫章記に「伊與國宇和永長一族、同方たる上竹林寺殿に御座す」と。
- 長繩 ナガナハ 美濃に存す。
- 中西 ナカニシ 大和に中西庄あり。その他、備前、阿波等に此の地名存す。
- 1 大中原姓 大和春日御官北郡の一也。カスガ條を見よ。權神主從三位大中原時雅(中西左京)など多し。
- 2 藤原姓 大和國中庄より起る。江戸幕臣にして、寛政系譜三家を載せたり、家紋澤瀉三出雲守元重—伊豫守元如(彈正)—主水正元吉—主馬元朝—内匠助元照(忠良)—主水孝元—利部元長—伊豫守元義—主水元武)にして、三千石を領す。



中西藤十郎

又十津川郷領役由緒書に「池穴村庄屋中西岡右衛門」を擧ぐ。

- 3 平野社家 正福宜にして、これも大中原也。正福宜家系に「中臣(大中原)、時久二男久富(寛永十年、平野社司に補す)「久誠」と見ゆ。
- 4 度會姓族 伊勢外宮の祠官にして、外宮權宜家筋書に「中西、度會廣平十一代弘房が十一世の孫弘重の後」と載せ、又地下權宜系圖に「中西(久大夫)、度會、天牟羅雲命後裔、二門始祖飛鳥十三世の孫裔」と云ひ、又「中西(與大夫)、同上。天牟羅雲命の後裔飛鳥二十三世永用の裔」と。又「中西(用和)、同上。飛鳥十六代孫元清裔」と見ゆ。
- 又風宮内人物系家筋書に「中西(玉串内人)、度會弘繩家系。度會姓二門權宜春彦の男長晴が二男を初代とす」と。又我が齊師に中西健郎氏あり。
- 5 荒木田姓 伊勢内宮の祠官にして、内宮權宜家筋書に「中西、荒木田姓、祖興成」と載せ、その別れにも中西氏あり。又地下權宜別宮内人物系家筋に「中西、天見通命の後裔・神主田長十七世孫」と。二家あり。
- 6 橋姓 大神宮司附屬職掌人家系に「御所家主・中西、橋朝臣、本姓度會、度會

- 常保の男分家す、初代常秀」と見ゆ。
- 7 伊勢の中西氏 以上三項の外、多氣郡の豪族に見ゆ。中西清兵衛は北島家臣にして、上管村管城主たりき(五鈴遺書)、今も殿屋敷と云ふ。又同郡四山村上奥尻に西山城あり、北島家の家臣中西圖書頭、こゝに居る。また同清次兵衛、八兵衛、外記述等あり(多藝誌、名勝志)。又大淀城士に中西入道玄誓あり、九鬼氏の兵を破る(三國地志)。又現今津田村の名族に存す。
- 又飯高郡船江城士に中西清右衛門あり。
- 8 尾參の中西氏 尾張國愛知郡名族に見え、又三河國八名郡中山村大倉大明神の神主に中西氏(平野村)、また同郡中山村日吉山王權現社神主に中西氏等あり。又尾張の儒者に中西淡淵(曾太郎維寧)あり、實は尾州藩秋元氏、竹腰家々臣中西曾兵衛の養子也。
- 9 丹波の中西氏 天田郡の名族にして、先祖は麻呂子親王の臣也と云ふ。子孫下小田村、上田村、田和村、宮垣村、猪野々村、梅ヶ谷村等に存す。又赤井左衛門の家士に中西奥大夫あり。丹波志に「中西奥大夫、子孫細中村。是れ赤井左衛門

門家筋也。奥大夫に子三人あり。三男を奥大夫と云ひ、富村に住す」と。アカキ條を見よ。
又氷上郡にあり、「中四氏。右門、子孫福木村。是れ地侍也。子孫木家喜右衛門、分家共三家」と見ゆ。

10 清原性 清原系圖に「大藏尉遠家一兵衛太郎成遠一頼家（中四と號す、一峰道支）」と。キヨハラ條を見よ。又小島系圖に「成遠（小島兵衛太郎、自保道祐）一頼家（中四と號する初め也。一峰道支）一遠好（五郎左衛門、道榮）」



11 河内の中四氏 交野郡寛永三宮拜殿着座覺に「尊延寺村中四氏一軒」と見ゆ。
12 攝津の中四氏 島上郡別所村の名族、また八郡郡神戶村の名族にあり。

13 和泉の中四氏 堺、大島郡等の名族也。
14 紀伊の中四氏 攝津池田氏の後也と。續風土記、本郡池田村舊家條に「地土中四孫左衛門。家系に、天正年間、攝州池田の城主池田兼俊守正久の子八郎三郎勝政・荒木村重に押領せられ、其の子吉兵衛勝恒、富村に遷居住す。慶長年間、海部郡小雜賀村中四氏を變子として兵を改む。其の裔四代・大屋莊役を勤め、代々地士たり」と見ゆ。

15 伊豫の中四氏 豫章記に「中四舍弟九郎太郎」等見ゆ。
16 大隅の中四氏 地理纂考、始良郡山田郷條に「野神牧址。島津綱貴・中四長右衛門に與ふ」と見ゆ。
17 伊賀の中四氏 當國の名族にして、その裔に主馬惟忠あり、深喜と號す、名醫也。享和三年逝。その子幹藏惟孝・鷹山と號す、又名あり。

18 秀郷流藤原姓泉氏族 近江の名族にして、「今井遠俊一胤俊一高俊一秀遠一詮遠一某（中四家を相續す）」と云ふ。當國中四氏は丸に三柏を家紋とす。又藤樹先生行狀に中四氏・見ゆ。
19 武藏の中四氏 秩父郡矢野瀬村の名族

にして、古文書を藏す（新編風土記）。
20 常陸の中四氏 明德二年野野多留顯文連警に「常陸國笠間郡の住人・神原顯宗、飯島光忠、中四宗忠」を擧ぐ。
21 三宅姓 備前國邑久郡の中四邑より起る。和田、兒島氏の一族にして、太平記卷十六に「中四郎顯顯」見ゆ。和氣朝には四郎顯房に作る。南朝の忠臣也。後世、兒島高徳の裔と稱す。兒島、三宅、和田等の條を見よ。

22 香原姓 美作の豪族にして、草刈系圖に「作州東北條郡吉見村岩尾山城主中四四郎右衛門菅原吉」を載せたり。また「三輪庄百々村城在番・中四四郎左衛門尉」など見え、その他、中四全允等あり。又東作志、東北條郡青柳庄小中原村條に「感書、里長中四孫右衛門家藏。中四氏は勝北郡新野庄西中村より出て舊家なり。森家時代、代々大里正を勉め、大家にして豪農の聞えあり。血統の者、津府二階町山手屋方に本書を藏す。「去年十月十四日、山下に於いて合戦の時に、射鎗、腰に太刀袋を被り、忠節比類なく候。今に當城に相詰められ候條、加給と爲して、保坂一分の内、安積を著見分、先づ相斗ふべ

く候。爾々御忠儀肝要に候、恐惶謹言。弘治二年九月二日、吉弘花押、中四孫九郎殿」と。又「天文廿二年三月六日、吉弘（花押）、中四孫九郎殿。三月十七日、輝元（花押）、中四三郎兵衛殿。隆景（花押）、中四三郎兵衛殿。景繼（花押）、中四三郎兵衛殿。天正廿一、二月十五日、明石掃部頭（花押）、中四四郎右衛門殿。羽柴筑前守秀吉（花押）、西子十兵衛殿」など多し」と。
中四家系に「中四三郎兵衛尉菅原朝臣は新野庄中四城主、慶長十八年癸丑六月九日死。同人妻は廣戸氏女、慶長十九年甲寅八月十九日死。二代目中四四郎右衛門吉番は吉見岩尾山城主、寛永十年癸酉十一月廿九日死。同人妻は草薙衛繼の女、寛永十四年丁丑十月廿二日死。三代目中四三郎左衛門秀正は寛文五年乙巳四月五日死、同人妻は新見氏の女、寛文八年戊申十一月十七日死。四代目中四孫右衛門正次、實父は龜田大隅守高綱の孫、貞享三年丙寅十月二十九日死、同人妻は榮父秀正の女、元禄四年辛未十一月廿一日死」と。（津山妙法寺記録）。

23 阿波の中四氏 三好郡の田井庄中四郷
24 藤原姓 中興系圖に「中四、藤原、關白良實公九男厚源大僧都これを稱す」と見ゆ。
25 雜載 豐鑑に中四編五作を載せ、又徳川時代、尾州徳川家用人、南部藩重臣、白杵頼業藩川人等にあり。又加賀藩給帳に「二百石（左三巴）中四紋左衛門、百八十石（丸内松皮菱）中四太郎右衛門、百五十石（抱若荷）中四多四郎、百石（松皮菱内下り藤丸）中四作左衛門、百石（中四立）中四二郎」見ゆ。又茶人に中四立佐あり。その他、安藝、備後、志摩、豊前、備前、美濃、出雲、加賀等にも存す。
又江戸の書家に中四備實（研齋）、小湊堂と號す。又京都の畫家に中四耕石あり。又小給地方由緒書に「矢倉久右衛門、權現權御代、祖父中四久右衛門儀、慶長の比、召し出さる云々」と。
又數學家に中四十大夫正好あり、初め床井文左衛門、弟を文左衛門正利と云ふ。又幕府天文方に中四金吾數邦（雲岳）あ

り、清道の子也。又數邦の子平太郎那字（子彦、金吾、觀水）、父子共に名あり。又京都の書肆に中四敬房あり、屏數に稱しかりき。
仲西 ナカニシ 石見、伊勢、志摩等に此の氏あり。前條氏に同じ。
那珂西 ナカニシ 那珂條を見よ。
長西 ナカニシ 江州中原氏の族にして、井口系圖に「二階堂仲太郎信真一彦左衛門信之守信（長西と號す）」と。また「信之の弟慈法坊（長西）」など見ゆ。
中庭 ナカニハ
中新田 ナカニヒダ 陸前國加美郡中新田邑より起る。南條氏の族にして、大崎左衛門隆義家臣に中新田下總守あり。觀蹟博士志に「中新田城、大崎義隆、こゝに居る。後家臣南條下總なる者、こゝに居る」と。
長貫 ナガヌキ 和名抄、常陸國鹿嶋郡に長貫郷を載せ、又駿河にも此の地名存す。
中主 ナカヌシ 羽後の豪族に見ゆ。由利條參照。
中沼 ナカヌマ 長沼と通ず、併せ見よ。
1 島津氏族 信濃の豪族にして、島津系圖に「忠久一忠義一高久（大炊助、信濃守、號中沼）」と見ゆ。島津三代久經の弟

長宗、法名覺叟、一本長保、又秀保。一宗光(駿河守、從五位下、監物、藤五郎、法名覺叟、世に藤五郎入道と云ふ。武功ありて、久明親王より、菊の紋を賜ふ。通世して、鎌倉新御堂に住み、後に宮の森に於いて松樹院を建立す。觀應二年辛卯八月六日寂、七十九、松樹院悟峰覺叟と號す。弟宗次(四郎左衛門尉、入道法名覺叟、新田義貞に屬して義兵を擧ぐ)と。次に宗光の子、宗親(駿河權守、亦四郎、法名道覺。永徳三年癸亥三月六日寂。一代の合戦六十一度、終に敗軍なし云々)、弟宗明(五郎左衛門尉、一本に宗章に作る。鎌倉に在りて左兵衛督基氏に仕ふ也。後孫長沼吉兵衛朝之は松平藤州侯に仕ふ)と。

次に宗親の子一宗恒(駿河守、亦四郎、法名覺歸。祖父宗光入道の爲に、長沼郷に宗光寺を建立し、新御堂山と號す。宗光入道、鎌倉新御堂に住居せしに依りて也)一宗千(駿河守、藤四郎、法名一露覺無)、弟宗仲(亦四郎)一光能(亦四郎、政運)と。又宗仲の弟「持晴(左近將監、法名三密院と號す)一秀政(豪岐守、法名寂岩覺明)と。

次に宗千の子(朝重(駿河守、幼名泰重。文明三年辛卯五月五日、古河公方成氏に從ひて古河に於いて討死、六十三歳、法名顯覺道。その弟重晴は富田十郎、都賀郡富田の住人なり)一重政(亦四郎)一宗秀(五郎左衛門尉)一宗延(駿河守、一本に宗近に作る。古河公方晴氏に仕ふ)一宗隆(主税助。弟宗賢は肥前守と稱す)一宗廣(遠江守。天正十八年庚寅四月九日、小田原に於いて討死)一政忠(筑前守、石川に改む)と。

又宗千の子「持宗(治部大輔、藤五郎、法名乘雲院顯德覺と號す。永享十年戊午十二月八日、鎌倉持氏父子に命を乞ふ。東八ヶ國大名、十三人連判の内也。數度、武功あり云々)、その弟光廣(宮内左衛門尉、嘉吉元年辛酉四月、結城攻の先陣、武功あり云々)。次に持宗の子瑞鳳(相國寺長老、周鳳の法嗣)と。

持宗の子、瑞鳳の弟「成宗(讃岐守、亦四郎、文明八年丙申六月朔日卒、法名を大英院雄心智存と號す。宗光の代より當代に至りて六代、長沼窩森の二莊を愛領して、四千三百貫文也。足利成氏君、元服の時、禮髮役を勤む云々)一政常(亦

四郎)一宗純(新四郎、早世)、弟宗春(讚岐守、亦四郎。天文十一年壬寅閏三月七日卒、法名を信教院隆觀智光と號す。其の弟遠江守平盛詮に仕ふ。その弟和光は掃部助と云ふ)一光覺(主税助、再び新領宮森に住す。天正四年丙子十一月十日寂、法名を本正院義山道高と號す)、弟光隆(因幡、備後福山侯に仕ふ)と。

8 氏人 平家物語に中沼五郎宗政あり、源平盛衰記には中沼五郎宗正、また東鑑卷十九、三十、三十八には長沼五郎宗政、又承久記卷二、三等に中沼五郎(中沼の五郎)と載せたり。この人、勇武を以つて聞ゆ。源範頼に從ひて平氏を撃ち功あり。建保の初め、島山重忠の子重重、日光山に歸りて不軌を謀る。將軍實朝、宗政を遣はし、往きて之を捕へしむ。宗政、其の首を斬りて獻じ、實朝を諫む。實朝、喜ばず、宗政屏居、月を踰え、兄朝政・隆嗣して出づるを得たり。

その後、東鑑卷二十七に長沼四郎左衛門尉、三十二、四十に長沼淡路前司、三十四に長沼左衛門尉時宗等見え、承久記卷四に長沼小四郎あり。下りて太平記卷三に長沼四郎左衛門入道、卷四、六等に長

沼駿河守(宗恒)、梅松論に「小山、結城、長沼が一族云々」と。又長沼越前權守秀行は宗政が四代の孫、從五位下に叙し、淡路守に任ず。元弘三年、大塔宮の令旨を奉じ、官軍に屬す。新田義貞に從ひて北條高時を亡すと。

また長沼應永二十四年三月廿七日文書に「長沼淡路入道殿」、白川文書に長沼云々。結城戰場物語に「長沼云々」、永享十二年、結城氏朝、これを攻む。また續太平記に長沼駿河入道、長沼治部大輔持宗、その後、永祿六年譜役人附に「關東宗・長沼淡路守(下野)」とあり。

9 居城 此の氏は長沼城に據る。下野國志に「城は芳賀郡長沼郷太田村にあり。長沼五郎左衛門尉宗政、始めて築く。元暦元年甲辰とあり」と見え、又永享後記に「永享十三年、結城氏朝、長沼淡路守を攻めしが、長沼は名城にて終に責め落ちず」と。又「五郎宗政より秀行に至り、弟長政に傳ふ」(長沼義季遺狀)と。成宗に至り、鎌倉公方に亡されて廢城に歸す、宗政より成宗まで十二代也。

大田の宗光寺は圓頓止觀院と號す、圭田五十石。宗政の建立也。その北方・長沼

八幡宮も藤五郎宗政の建立にして、舊社領は三十三町に及びりとぞ。所領五千餘町(國志)、舊章には「七千町、下野の内、長沼五郎宗正」と。紋譜帳に紋多藤の丸とす。甲陽軍鑑に長沼衆云々と。

10 秀行流 東國擾亂記、下野國志等に據るに「式部大輔宗泰二男秀行(從五位下、越前權守、判官。下總國府田井住人、田井判官と云ふ)一宗秀(淡路守、新左衛門尉。正和三年甲寅七月、奥州岩瀨に移る、岩瀨郡に長沼邑あり)一宗行(從五位下、淡路守。一本、宗千(駿河守)に作る)一秀直(從五位下、淡路守)一義秀(從五位下、淡路守)一滿秀(藤五郎、早世)一憲秀(從五位下、淡路守。貞治二年癸卯十月、會津田島に移る)一秀光(紀伊守、從五位下、嘉慶二年、足利氏に反して、田島を沒收せられ、應永年中、皆川城を再興。嘉吉元年辛酉三月二日、皆川に於いて卒、九十六)一秀宗(從五位下、淡路守。永享十年戊午八月朔日、鎌倉に於いて生害。弟智光は太平山坊中光泉坊、初名中詠言)一氏秀(從五位下、淡路守。皆川庄五十餘町を領す。文明十二年庚子九月二日卒、法名觀勝明川)一宗成(皆川條を見よ)、

弟成明(長沼又次郎、令兄宗成と共に川原田に討死す。法名安齋明泰)、弟成忠(富田左衛門尉)と見ゆ。

11 桓武平氏 會津の長沼氏也、第六項以下參照。新編風土記、會津郡田島條に、「鳴山城址、鎌倉右大將家の時、長沼憲五郎家政・下野國結城長沼より、此に來り、始めて住し、其の子孫、代々此處に居りしと云ふ。長祿の頃、長沼政明と云ふ者あり(長沼政明は長沼大和守平政明と稱す。龍福寺に位牌あり)。明應大永の頃、長沼盛秀と云ふ者あり、永正十八年、黒川を攻んとて、楡玉峠まで兵を出せしが、殘らず討たれたる由、長帳に見へたり。永祿元年の文書に、長沼盛勝の名あり。盛勝・平五郎と稱す。彌七郎盛秀は天正の頃の人なり、簽名没落の後、伊達氏に降参し、其の後、此地に終りしと見ゆ。子孫如何なりしか詳ならず。其の盛なりし頃は、田島、岡本、針生の三郷より、立岩郷までも、其所領なりしと云ふ」と。また下野國編羅郡津川崎氏・その女を會津南田島村鳴山城主長沼孫七郎盛秀に妻合はせし時、化粧田として、河島郡六箇村を會津に屬せしむ。その後、永祿の頃、

長沼實國・上三依村雄捨山に館を構ふ。系澤村龍福寺に、永祿元年十二月の長沼盛勝の判書あり。又田島邑徳昌寺に長沼盛秀の墓ありて、「天正十八年三月二日盛主敬白」と。なほ河原田條、大竹條參照。又四家合考に「盛秀・小林館を攻め落す」事を載せ、又新編風土記、會津郡河島組條に「中荒井村箱蓋。長沼三郎左衛門常則と云ふ者築き、慶長中、渡部左京助某住せりと云ひ傳ふ」と。又同郡系澤村飯述は「天正中、長沼小次郎某居住」と云ふ。

12 陸前の長沼氏 宮城郡の豪族にして、餘目舊記に「國分は、小山より長沼分れ、長沼の親類にて下荒井が先祖也」と。又封内風土記に「宇澤邑宇那福大明神社梁上の古碑に「藤原朝臣長沼伊勢守政繼、福徳元年(延徳二年)丙戌年建立」と。また「藤原朝臣長沼式部少輔宗治、天文五年丙申建立」と。其の三に「藤原朝臣長沼彌六太監宗家、永祿五年壬戌建立」と見ゆ。長沼は彌六氏の本稱か。彌六氏は國分家臣也」と。彌六條參照。

また「栗原庄宮澤邑の古壘は今藩士長沼氏之に居る」と。武蔵、伊達藩年寄に此の氏を数む。

13 信濃の長沼氏 第十一項流なりと云ひ「五郎宗政の齋山城守廣輝・居城奥州南山にて、元龜中戦死す。廣政に至り松平直政に仕ふ」と傳ふ。廣政の子外記宗政・清齋と號す。兵學者也。

14 紀伊の長沼氏 讚風土記、伊都郡馬場村條に「長沼重右衛門、家傳に其の祖を、長沼源兵衛といふ。長沼小十郎左衛門の後胤なり。美作國森美作守に仕ふ。家に森氏の盛狀を藏む、子孫今丁田に住す」と見ゆ。

15 安藝の長沼氏 正治二年、長沼宗政・當國守護たりと。

16 宇都宮氏族 豊後の豪族にして、宇都宮大系圖に「景房一信景、弟長沼行房(長沼、大野祖)」と見ゆ。

17 淡路の長沼氏 第六項參照。又淡路國大田文に「右一巻は寄合皆川森之助の所藏なり。文化十年九月廿一日撰寫して、不忍文庫に納め奉る。其の先、長沼淡路守藤原宗政、淡路國守護職、同國地頭職たりしかば、當時傳へし所顯然たり。兩職たりし事は、寛喜二年の讓狀に見えたり」と。

18 丹波の長沼氏 多紀郡出合城主也。長澤條を見よ。

19 雜載 その他、結城秀康家臣に長沼長右衛門・殉死す。松山松平藩重臣たり。又關長門守御家中侍頼に「百五十石、長沼佐左衛門」を載せ、又森家の士に長沼字右衛門、郡代たり、寛文十一年文書に長沼字右衛門と。又御寄長沼四郎左衛門國郷は山田光徳の第三子なりと。

永沼 ナガヌマ 前條氏と通ず。

1 平姓 左馬頭敏隆を祖とすと云ふ。次項に同じきか。

2 織田氏族 織田系圖に「飯尾近江守定宗一彦三郎敏宗一宗康(永沼左馬進)」と。

3 雜載 奉行に永沼字右衛門あり。又近世、磐城湯沼渡邑の御客に永沼幸四郎光許あり、俳諧と鎌術に長ず。

仲根 ナカネ 中根と通ずるが故に、次條に併せ云へり。

中根 ナカネ 尾張、武蔵、下總、常陸等に此の地名存す。

1 清和源氏佐竹氏族 常陸の豪族にして仲根氏ともあり。那珂郡中根邑より起る。小田野本佐竹系圖には、南酒出義茂より分るとし、佐竹白石系圖には、「北酒出の族・白石源忠の子義任(出雲守、中根、是れ也)」と註す。其の後にして、中根城は

初め義任・嫡り、後同族山入掃部介義綱の弟言義が居城にして、中根屋張守と稱す。

2 清和源氏徳川氏族 徳川伊豆守宗泰の子久兵衛・佐竹氏に仕ふ。將軍家を懼りて中根を稱し、秋田に移る。トクガハ條を見よ。

3 桓武平氏秩父氏族 高山系圖に「重忠一重保一重晴(中根小次郎、元久元年、重忠父子・誅せらるると雖も、重忠の内室は北條殿息女、本領安堵、子孫は繁昌也)、弟重勝(中根小太郎、勝喬、高坂、豐島)、弟下野守重國」と見ゆ。

4 武蔵の中根氏 新編風土記、橋本郡卷に「菅村代官屋敷跡は東の方字馬場にあり。これは、中根彦岐守が知行せる所なるにや」と。又葛飾郡伊豫田村の名族にあり、「先祖中根平左衛門は、台徳院御代に川除御普請役を勤しが、寛永中、當御關所番に轉じ、今八代に及べり」と見ゆ。又足立郡の此の氏は、丸にかたばみ、丸に銀鳩草を家紋とす。

5 伊豆の中根氏 伊豆志稿に「中根重勝は三河の人、延寶中、下田へ來り仕ふ。その子貞右衛門若思也」と。若思は東里と號す、儒者也。

6 三河の中根氏 額田郡の豪族にありて、箱柳城(箱柳村)の城主は中根肥後守忠良、同助市也と。又二葉松に「日名村、中根彌五郎重次。小呂村屋敷、同新左右衛門。田口村、中根七九郎、並に中根黨。法見村、中根喜藏(又井口城主)。横落村・中根氏」などを載せたり。又碧海郡犬頭明神に中根氏の寄進狀存す。その他は以下二項を見よ。

7 桓武平氏大接氏流 家譜に「讚岐守忠正の末男七郎正持・保元の亂を避けて、三河國道根六郷の邊に蟄居し(時に二歳)、中根を稱す」と云ふ。平兵衛正行の子平左衛門正照(桂光)・家康に仕へ、三方原に死す。一族・寛政系譜に十二家を載せたり。家紋丸に抱養荷、揚羽の蝶、花養荷。平兵衛正行一新左衛門正信(源次郎)一平兵衛正重一平兵衛正成一日向守正勝一平兵衛正延一平兵衛正利一内膳正寧一正英」と見ゆ。八千石を領す、その他多し。



中根主水

8 松平氏族 松平廣政の子平大夫正吉の後也。その子九郎兵衛正俊、その子喜藏

正次に至り前條氏を冒す。又云ふ前項正持八代の孫(新左衛門正政(額田郡箱柳邑)一平左衛門正俊(千代又新兵衛忠利、道根六郷に居りて今川に屬す)一喜藏利重(初め正長)一女(松平九郎兵衛正俊室)一丸之丞正次(喜藏)一喜藏正勝)と。丸に養荷、揚羽の蝶、五七桐。此の氏・一に第十項、第十一項氏と同族とも云ふ。

9 織田氏族 尾張國愛知郡中根邑より起る。織田系圖に「信長の弟・某(中根氏養子となる)」と載せ、尾張志に「中根南城(中根村西市場)の城主は織田越中守と府志にいひ、信長記一の巻に中根殿とあり」と。又張州府志に「土人亦曰ふ、織田越中は天性魯鈍の人也」と見ゆ。

10 平姓大橋氏族 尾張國海部郡津島の名族にして、尾張志に「津島の人中根越中守、同七郎等は中根村の地頭なり」と。次項を見よ。

11 藤原姓 前項氏と同族なれど、寛永寛政の兩系圖は藤原氏とす。家譜には「平氏にして大橋修理大夫貞乘の二男中務少輔信吉(平七郎)海部郡奴野城に住し、中根を以つて、家號とす。信吉六代孫肥後守忠正、その子肥後守忠利(實は大橋和

泉守貞安入道(休二男)に至り、三河國額田郡(柳色に移る)と云ふ。第八項參照。家紋抱葉荷、揚羽蝶、立雙鷹羽、笹の丸三蓋松。系圖に「市左衛門(廣忠に仕ふ)―市左衛門(正直)―市左衛門(正則)―壹岐正盛(平十郎)―平十郎(正朝)―正冬」等を載せたり。

12 近江の中根氏 淺井郡の名族にして、平姓と稱す。中根丈右衛門(元圭)は此の氏にして、辨學者として名あり。白山と號し、將軍吉宗に仕ふ。その子安之丞彦備。また名あり。又膳所藩儒に中根紀あり、鳳河と號す。

13 雜載 本多忠朝家臣に中根備兵衛(貞心淨園)あり、大阪一心寺に墓存す。又忠勝家臣に中根忠實あり。

その他、福井松平藩用人(子孫に中根雪江は初貞師質、第七項の族、衆美一家久―衆譜―雪江也。幕末、明治に功ありて男爵を賜ふ。その子己巳也)。又上田松平藩中老、飯野保科藩用人、村上内藤藩用人、高田榊原藩重臣、壬生鳥居藩年寄等に此の氏存す。又信濃高遠藩儒に中根覺大夫(經世(君美)、又蘇澤儒に中根清(子濯)、江戸の儒者に中根左内支重(桂雲)

あり、皆名高し。又中根流槍術の祖に中根一雲、江戸の詩人に中根平仙あり。又下機葛飾郡の中根氏は紋カタバミ也と。又駿府久能山社家に此の氏あり、内外寺社記抄に「御供洗。中根友吉」と見ゆ。又銀葉由緒書に「新七郎實子中根上右衛門」と。又岩代會津の人の中根米七あり、西南の役に西郷に屬す。又伊勢、志摩、美濃、上總、下總等に存す。

長根 ナガネ

1 上野の長根氏 多胡郡の長根邑より起る。この邊を百濟庄とも云ふ。武田三代記、和田記、關東古戦録等に、長根雅樂之助、長根山城守などあり。藩論譜に「蘆田康國・長根を攻めて討死す」と云ふは、石倉の誤なるか。義輪軍記に「長根右京大夫は上場城に居る」由を載せ、甲斐には「四上野衆・なかね、こかん、合せて六十騎」と註す(名跡志、地名辭書)。又上野國志に「長根上場城は長根右馬介、居る。以上五城は上杉家の旗本下なり。永祿中、信玄の爲に廢亡す。一説・神君外孫松平右京大夫家治・長根壘を賜ひ、文祿元年三月に家治卒す。壘・此に於いて

廢す、奥平信昌二男也」と見ゆ。

2 雜載 岩勢等にも存す。

永根 ナガネ 江戸の書家に永根文峰(奕孫)あり。

中野 ナカノ 和名抄、越前國足羽郡に中野郷を收む。又庄園としては近江に仲野郷、常陸に中野庄あり。その他、山城、河内、攝津、伊勢、三河、遠江、甲斐、武藏、上總、下總、常陸、近江、信濃、上野、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、越前、出雲、石見、播磨、備前、紀伊、伊豫等、此の邑名多し。

1 中野道 百濟族にして、天平寶字五年紀に「百濟人答他伊奈麻呂等の五人に、姓を中野道と賜ふ」と載せ、また姓氏錄、右京諸蕃に「中野道。百濟人軒摩答他新智の後也」と見ゆ。

2 中野連 姓氏錄抄に載せたり。前項氏の族なるべし。

3 中野宿禰 姓名錄抄に見ゆ。

4 無戸の中野氏 外記日記、拾芥抄等に見ゆ。

5 河内の中野氏 石川郡に中野藁(新堂村中野)あり、楠木正成の設けし藁なりと云ふ。

6 名張氏族 伊賀の名族にして、新田義貞の家臣中村八郎の裔なりと云ふ。又後世、上野の俳人に中野與兵衛利雪あり。

7 赤堀氏族 伊勢國朝明郡中野邑より起る。赤堀氏の族中野藤太郎の後也。この人・初め三重郡四坂郡城に據る。名勝志に「中野城址、中野村に二處あり。一は村の中央北條に在り、土壘及び壕址あり。杉の大樹數株を存す。三重郡赤堀城主赤堀國虎の三男中野藤太郎(初め俊氏、藤太郎の名・藤七郎、藤九郎等に作る。今五鈴遺營、勢岡見聞集に従ふ)、弘治中、城を築き之に居る。初め北島氏に屬し、後鈴鹿郡關氏に従ふ。永祿十一年、本郡四村城主新倉詮真に與みし、織田信長と同域に戦ひ、城陥り自殺す。本村行圓寺に古硯一泓あり、不撓の硯と名づく。墨を磨するに、自然に清水を生ず、藤太郎所持の物なり。又本村に陣貝一筒を藏す。中野氏傳家のものなり」(勢岡見聞集、五鈴遺營)と。

8 清和源氏爲義流 尾張國中野邑より起る。尊卑分脈に「爲義―行家(新宮十郎)―四乘(中納言房、岩藏)―爲貞(中野源

又神宮内宮社家に中野氏數家あり。

ナカノ

三と號し、尾張國中野に住す)、弟密乘(弁、法師)と見ゆ。

後世、愛知郡中野村の人に中野又兵衛重吉あり。信秀、信長に仕へ、小豆坂の七本鎗とて有名也。其の妻は今川氏豐の女也。又寛政五譜に此の末裔と稱する中野氏一家を載せたり。家紋七寶の内銀花菱、丸に銀花菱、「三郎左衛門定尚―兵藏定兼―定佐―定武」と。

9 三河の中野氏 寶飯郡の豪族に存し、二葉松に「平井村古屋鋪・中野五郎大夫清忠」と。又小坂井種札には中野彌三郎正宗と。「此の子孫・當時井伊掃部頭に仕官、三千石」と見ゆ。次條氏に同じきか。

10 井伊氏族 井伊系圖に「井伊彌太郎忠直の子三郎直房、中野祖」と載せ、又諸家系圖纂に「忠直―直房―直村―直平(井伊修理亮、信濃守)とあるより起る。直房は一向直方ともあり。又奥山系圖に「四幡守朝利―女(中野誠後守直之室)と載せ、此の末流と稱する中野氏、寛政系譜に一家を收む。三河國中野邑より起ると稱す。家紋丸に越前草、鷹の羽八枚草。

ナカノ

11 新左衛門直直―七藏重吉と云々と。伊豆の中野氏 伊豆志保に中野仙知・安井仙南の門に入り嗣となる。

12 日泰性四黨 武藏國多摩郡中野邑より起る。七黨系圖に見ゆれど、系圖はなし。當國足立郡中野氏は下り藤を家紋とす。

13 下總の中野氏 小金木土寺過去帳に、「中野大炊助・應永卅一三月」とあるを始め「中野小太郎、中野彌三良、中野小太郎道仲、中野兵衛五郎」等を載せ、また千葉家臣に中野與十郎あり、千葉條參照。又香取社遺營記録に奉行中野七藏・見ゆ。

14 岩磐の中野氏 相馬郡中野邑より起るものあり。此の地は中村六郎廣重の在りし地也。又相馬家臣に中野氏あり、奥相志に「立谷村に城址あり、北島國司・藍山に城く時、麾下中野氏は伊達郡より此地に來り、立谷右京亮と稱し、後に相馬に屬す」と。後元龜天正の頃、中野常陸介宗時あり、伊達氏に反して相馬氏に走る。次項、及びタチヤ條、伊達城第九項等を見よ。

又新編會津風土記、耶麻郡日中村條に「磐橋神社神職・中野出羽、元祿中、小大夫其初めて當社の神職となる。今の出羽義

二十四、二十七に中野太郎助能、三十二に中野左衛門尉等見ゆ。

31 大友氏族 一本大友系圖に「大友左近將監親時一親吉(中野太郎)一吉紀(同藏人、弟に親仁あり)一吉藏(同龍若丸、子孫多し)」と見ゆ。

32 蒲池氏族 筑後の名族にして、上斐郡國武邑中野系圖に「山下城主蒲池志摩守鑑廣(領八千町)、弟鑑運(兵庫頭)、弟鑑行(播磨允)、其の弟鑑光(大膳、上斐郡中野三百七十町を領して、中野に合す、故に中野氏と號す。蒲池家の没落後、立花家に仕へ、三百七十石を食む。江上合戦の時、上野和泉に與力し、十四騎に討ちなされ、和泉も痛手を負ひ危き處を、組下丹波佐馬、中野大膳、帆足日向、大庭太郎右衛門、此の四人踏み止り、比類なく働きける。其の時、立花吉右衛門驅け付け、肥前勢を追立て、和泉を引包み飯陣す。宗茂肥後浪居の時、肥後に往き、小城山に居り、火災に逢ひて飯國、國武村四屋敷に居り、寛永元年甲子年六月廿七日卒、年八十五)一光元(中野百助、萬治二己亥年七月十六日卒。寛延記に、光元を大膳の名と爲すは非也)一光氏(長右衛門

門、浪人、元禄八年卒)一光久(中右衛門)ト。四念寺系圖・之に同じ(將士軍談)。なほ安武慶堂照。

33 筑後の中野氏 二十九項以下各項皆當國に關係あり。又小野村内宮權現棟札に「應永八年十月十六日、中野與太郎昌次」を載せ、又高良山神領天文廿年山本郡檢地帳に「中野主稅助、中野勘解由、また永祿十三年檢地帳に「中野備前守、同藏人佐、同民部右衛門、同清右衛門」等見ゆ。

34 後藤氏族 肥前の豪族にして、後藤家事蹟に「七代介政明、八代次郎直明、弟千郎定明を磐井の營に置き、中野村を興ふ。その子を五郎頼明」と載せ、又弘安四年・蒙古賊・來る。後藤三郎氏明、同伯父家崎十郎定明、子中野五郎頼明、大村又次郎家信等・功あり」と。
而して正應二年三月、中野後藤十郎定明、同子息五郎頼明・神崎郡内の地を賜ふ。また北肥戰志に「定明子息中野五郎頼明」を載せ、その後、明應年間中野某・黒壁山法印頼憲を殺すと。
後世、鍋島藩の勤王家に中野晴虎あり、此の族か。
35 浦上氏族 肥前國彼杵郡の豪族にして

正平應安一揆連判狀に中野次郎太郎入道覺心を載せたり。

36 中原姓 中原、及び中條を見よ。
37 鎌倉大草紙に、中野彌十郎を載せ、又徳川時代、井伊藩重臣、龜山松平藩用人、南部藩重臣、山形秋元藩番頭、須坂藩藩添役、小倉小笠原藩中老、多度津京極藩用人、伯太渡邊藩用人等に見ゆ。
又肥後細川藩に存す、紋隔切角也。
又關宿藩備に中野香助頼善あり、搦邊と號す。又伊勢の學者に中野正興あり、子興と號す。又加賀藩給儀に「百八十五(ツタ)中野通庵」を載せ、又彦根藩士に中野平馬、君觀と號す、學名あり。
又因幡藩勤王家に中野大一郎元長・大右衛門の長子にして、後治平と稱す。正五位を贈らる。又大隅國給羅郡(後薩摩鹿兒島郡)薩埵王子權現社々司に中野駿河あり。その他、畫家に中野其明(晴々齋)、名金工に中野賢明あり。又津輕、備前、備中、備後、武藏、信濃、攝津、播磨、志摩、美濃、加賀、安藝等に多し。又土岐族と云ふあり。
又藤田傳三郎と共に、豪商として有名な中野格一(逸吉)は、江戸幕臣、本姓齋

藤氏、征長の役に從ひ、彰義隊に入り、函館に戦ひ、持嶽、後山口縣令、辭して實業家となる。

仲野 ナカノ 前條と通じ用ひらる。

1 藤原性 大徳神社の宮座に、此の氏あり。

2 續載 淡路三原郡伊加利邑の名族に在り。仲野安雄は修竹と號す、儒者として名あり、その他、末腰等に存す。

長野 ナカノ ナカノ 和名抄、河内國志紀郡に長野郷を載む、後世長野邑存す。次に遠江國長下郡に長野郷を載せ、奈加乃と註す、又式内長野神社あり。次に近江國愛智郡に長野郷、後世長野庄と云ふ。次に上野國群馬郡に長野郷、これも奈加乃と訓じ、猶ほ同國片岡郡に長野郷ありて、奈加乃と註す。次に筑前國怡土郡に長野郷、奈加乃と載せ、後に長野邑と云ふ。また豊前國企救郡に長野郷あり。その他、庄名としては、石見、長門、筑前、豊前、豊後(また長野郷)等に存し、又伊勢、武藏、信濃、下野、磐城、羽後、肥前等、此の地名多し。
1 長野連 河内國志紀郡長野郷より出でしなるべし。支那、周王の裔と云ふ。姓氏録、右京、及び河内諸蕃に收む。前者

は「長野連、山田宿禰同祖、忠意の後より出づる也」と載せ、後者は「長野連、同上(山田宿禰同祖)」と載せたり。

2 長野村主 倭浜氏の族にして、坂上系圖、漢人村主の一に收む。恐らく前項と同族か。

3 長野忌寸 永野條を見よ。

4 河内の長野氏 丹比郡の豪族に存す、又楠木氏配下の士に長野左衛門あり。また永祿二年交野郡總持連名帳に「杉村長野時守成寛」を載せ、寛永三宮拜殿着座帳に「杉村長野氏一家」を擧ぐ。又天誅組の士に長野一郎寛道あり、大ヶ塚村の人(鶴郡郡長野邑人)、萬姓吉井氏、醫家也。正五位を贈らる。

5 藤原南家工藤氏族 伊勢の大族にして北畠、關と並び稱され、三家の稱あり。安濃郡長野より起る。出自については、工藤、伊東等を参照せよ。又相良系圖に「雄重、駿河工藤、伊勢伊東、長野是れ也」と見ゆ。延應中、工藤結長(結政)此の地に來り地頭となる、其の子孫藤原、其の子孫藤也。
勢州四家記に「工藤の一家とは、工藤左衛門藤原結經の後胤也。先祖工藤治郎左

衛門尉親光・足利尊氏稱へ仕へ、子孫繁昌して、勢州安濃郡長野に居住し、名字を長野と號せり。工藤の兩家督といふは、右長野工藤の大將也。養藝郡雲林院と一味し、各々侍、地下人、共に軍兵千の大將なり。此の兩家は足利將軍家の侍也。其の外、一族は安濃郡草生工藤家、同郡野工藤家等也。何れも長野の與力として各々五百の大將也。工藤與力合せて五百也。幕紋は三引兩也」と見ゆ。また勢州軍記に「北伊勢の工藤の一家とは、伊豆國住人・工藤左衛門尉藤原結經の後胤親光・元弘元年、初めて安濃郡長野を給ふ。其の後、足利家に仕へて、守護の手に屬す。延文五年、守護仁木右京大夫・謀反を企て、長野に掃籠り、後數年にて再び將軍の味方に參り、安濃、養藝の兩郡を給はり、子孫繁昌なり。工藤兩家督とは、安濃郡長野、養藝郡雲林院家なり。其の外、一家は、安濃郡草生家、同郡家所家、井に安濃郡細野家、同郡分郡家等、長野の與力となる」と。

6 歷代 三國地志に據る。
一代、結政、結經の孫藤原守結長の三男、延應元年初めて長野に住す。是より以降、

長野家と稱す。駿河守。弘長三年八月廿一日卒。
 二代、祐藤・祐政の男、近江守。仁治三年壬寅生、正應五年正月三日卒。
 三代、友房・祐藤の男、元亨三年十二月二日卒。
 四代、藤房・友房の男、播磨守。弘安八年乙酉生、康永三年五月晦日卒。
 五代、豊藤・豊房の男、貞和年中三月八日卒。
 六代、經藤・豊藤の男、式部輔。應永四年三月朔日卒。
 七代、義藤・經藤の男、丹波守。應永二十年九月初日卒。
 八代、光忠・義藤の男、越後守。文安四年六月十九日卒。
 九代、宗忠・光忠の男、修理大夫。康正三年四月十六日卒。
 十代、政藤・宗忠の男、支番助。寛正三年九月七日卒、歳十九。
 十一代、藤藤・應仁記、相國寺炎上條に「去程に近くに相國寺を敵に取られては、先非を悔ひても、甲斐あるべからずとて、安富民部元綱・三千餘騎に、長野を始として、伊勢衆を相逐へてぞ籠せらる」と。

政藤の男、實は弟也。左衛門佐。文明十八年七月五日卒、此の時、一族退散。
 十二代、藤直・藤藤の男、實は宗忠五男にして藤藤弟なり。永正十一年十一月十五日卒。
 十三代、通藤・藤直の男、金吾と號す、尾張介。享祿三年六月六日卒。
 十四代、穂藤・通藤の男、宮内大輔。永祿四年正月八日卒。後金吾と云ふ。
 十五代、藤定・穂藤の男、源次郎、大和守。永祿五年五月五日卒。
 十六代、具藤・足利家當參衆に「長野若狹守(伊勢)」と。藤定の男、實は國司北畠具教の二男、次郎と號す。天正四年十一月廿七日、織田侯に逼られ自裁し、此に至り、十六代にして滅亡す。
 7 氏人 東鑑卷六に工藤左衛門尉經云々とあるも伊勢也。その後、文永に近江守祐藤あり。下つて楠木合戦注文に「二月廿二日、大將軍阿蘇遠江左近大夫將監殿、長野四郎左衛門尉、既に楠木の城に寄せらる」と。次に梅松論下に「伊勢國の住人長野工藤三郎左衛門尉」また太平記綱目に「仁木中務少輔は伊勢國へ逃げ下りて、長野の一黨を頼みしかば、長野平六

兵衛・猪尾の城を掃らへて、中務少輔を頼らせ、其の身は長野の城に住む」と。仁木、佐々木、土岐等の條參照。又外山、今條條參照。
 次に永享以來御番帳に「五番・長野修理亮」と。又文安年中御番帳に「五番・長野修理亮」見ゆ。次いで應仁記卷二に長野彌二郎、應仁別記に「公方勢長野」、略記に「伊勢國住人年來長野譜代初戸新左衛門、云々」と。また大和赤城系圖に長野三郎を載せ、また永祿六年諸役人附に「外様衆、大名在國衆・長野若狹守(伊勢)」を載せたり。
 又勢州四家記に長野左京進、また「長野左京進(一説カルノ左京と有り)」と見ゆ。その他、前後各項に多し。
 また後、度會郡小林布政司、奉行に長野内藏、寛永中飯高郡宰に長野清貞あり。又幕末に長野主膳義言(主馬)あり、飯高郡瀬野色の人、彦根井伊直弼に用ひられ、幕府の爲、京師に活動す。この族か。
 8 居城 三國地志に「長野堡。按ずるに長野驛の後にあり、俗に長野殿屋舖と云ふ、背後に三壁あり、一は鐘籠保、今中根城と云ふ。二は經塚堡、三を推木堡と

云ふ。文永十一年、工藤近江守祐藤・始めて築き、次郎具藤に至まで、十六世居守。雲林院出羽守、草生越前守、家所參河守、細野九郎左衛門、分部左京亮等を屬援と爲す。天正四年十一月廿七日、織田家に降服せらる。其の北の山上四野に、工藤家の幽栖あり、後細野伊豆守、これに據り、後安濃の堡に移る」と。
 また伊勢名勝志に「長野城(細野城)址は北長野村に二處あり、一は城臺に在りて、石疊、各所に存す。延應中、工藤祐長(一に祐政に作る)此の地に來り、長野庄地頭職となる。藤房に至りて、國司北畠氏に屬す。興國三年、足利氏の將高師秋、大兵を發し來り脅かす。藤房、是に従ふ。北畠顯能・大宮尾張守、阿曾宗實をして撃しめ、七年再び之を攻む。藤房等奮戦自殺す。子豐藤・出奔す。顯能・其の邑を以つて、雲林院、細野二氏に分ち與ふ。正平七年、足利氏・仁木義長に命じ、本州の守護とす。乃ち豐藤を嚮導となし、來りて本城を攻め、之を取る。(或は云ふ、義長の居城は本郡桂畑村字荒井の山上に在りと)兵勢漸く盛なり。
 十五年、仁木義長・足利氏に叛く、足利

氏の兵來り攻む。義長支ふる能はずして南朝に降る。已にして又背く。足利氏・更に命じて、伊賀の守護となす。後豐藤・再び本城を取り、工藤氏復興す。其の一族の二郡中に在るものには、雲林院、草生、家所、細野、分部、中尾氏等あり、又乙部、三宅、三間、川地等の諸氏は其の奥力たり。
 天文中、藤定に至り、南・北畠氏と屢々兵を交ゆ。後和親し、北畠具教が第二子具藤(二郎)を養ひて嗣とす。永祿五年、具藤の兵・安濃浦より海を航して、三重郡鹽濱に上陸し、關の一黨と戦ひ、大敗して退く。十一年、織田信長・既に神戸城を降し、來りて安濃城を攻む。分部光嘉、川北藤元等、潛に款を信長に通じ、信長の弟信包を請うて、長野氏の嗣となし、以つて具藤を逐ふ。後信雄・人をして之を殺さしむ。
 また字細野に一城あり、興國中、長野の族細野掃部助・之に居る。雲林院出羽守と北畠氏に従ひ、長野氏を滅し、其の領邑を分領す。藤光なるものに至りて、弘治中、此地・長野本城に接近し、攻守に便ならずとて、本郡安濃村に城を築き

之に移り、本城因りて廢す(長野餘、五鈴遺響、三國地志)とぞ。
 その他、多氣郡下三瀨城は長野左京佐の居城なりしが、元和中廢す(五鈴遺響、古老口碑)とぞ。三國地志には、上三瀨堡は長野右京亮・此に據る」と見ゆ。
 9 家紋氏寺 見開諸家紋に
 伊勢の長野
 備中の庄
 備本吉川
 と。又中興系圖に「長野。藤姓、モン桐三引兩、狩野四郎大夫家次四代」と見ゆ。又長野村大字南長野に千手寺あり、長野氏歴代の菩提所なりしが、天正四年、長野氏滅亡と共に廢亡す。
 10 村上源氏北畠氏族 前項氏を襲ひしなり。永祿の初め、前項長野祐則、北畠具教二子具祐を請ひて嗣とす。北畠系圖に「具教一藤教(長野二郎)と稱し、又長野御所と曰ふ」と見え、又勢州四家記に「長野家に子なき故、具教の次男・長野の養子となり、長野次郎と號す。此の故に、工藤の一家悉く國司の幕下となれり」と。その他は前に云へり。
 11 織田氏族 第七項、八項參照。四家記

に「一、信長公それより北伊勢の諸侍衆を案内者とし、工藤家を攻めんとて、安濃津まで打入りぬ。先づ細野九郎右衛門が城・細野を攻らる。細野・剛者たるにより落城せず。然る所に、分部左京亮、川北内匠助、長野に叛き、信長公の幕下につく。此の人々云へりしは、長野家の名跡をすへられば、長野次郎を遣出し、皆味方に参るべきと也。これに依りて、信長公の命弟・織田上野殿を長野の名跡と定め、別府上野にすへらる。則ち神戸藏人太夫が輔弼に仰付らるなり。これに依りて長野次郎は遣出され、父國司を頼み、南伊勢へ引退る。此の時に、雲林院出羽守、并に草生、家所、細野、中尾、乙部、已下、工藤の一族、奥力、信長公の幕下につく。又安藝守も同幕下につくと也。

一、北伊勢八郡、悉く信長公に付屬す。工藤家は上野殿奥力と定め、關家は三七殿奥力と定め、北方諸士は瀬川奥力と定めらる。又津の城には織田掃部介を南方の押として置かる。信長は先づ岐阜へ歸陣たり」と。

又三國地志に「天正十一年、上野介織田

信包(包・或は兼に作る。信長の弟、秩五萬石。太閤記には上野介信長に作る。或は穴津中將、或は穴津少將)・安濃津城主となり、同十二年、信包・長野氏の子となり、上野城へ移る」と。以下、織田、北島、及び本條第八項を見よ。

12 藤原姓 尾張の名族にして、先祖孫助信方、當國にて恒川を稱し、其の子治助方正、織田上野介信包に仕ふ。信包・伊勢長野家を繼ぐに當り、方正(又廣勝)・長野の稱を賜ふと云ふ。家紋丸に三引・鯉花菱、寛政系譜に「治兵衛(方正の子)一治左衛門廣門一作右衛門廣行」等見ゆ。

13 美濃の長野氏 常徳院江州勅應着到に「五番・(津州)長野又三郎光景」を載せたなり。

14 坂上氏族 近江國愛智郡長野庄より起る。永野條を見よ。又谷氏家譜に「坂上氏、山本直四世の孫孫谷應志の男谷直彌手、天武帝に仕ふ。四世法麻呂、延暦四年宿禰姓を賜ふ。その裔六郎右衛門九入道・近江國甲賀郡長野地頭に補せらる。曾孫重宣・足利氏に仕へ、長野郷を領す。其の四世孫高衛・義教に仕ふ」とぞ。々々條参照。

15 桐武平氏高山氏族 武藏國埼玉郡長野邑より起る。尊卑分限に「高山庄司重能一重清(長野三郎)」と載せ、また千葉上總系圖に「秩父重弘一重能一重清(長野三郎)」とあり。諸家系圖纂等、これに同じ。

氏人は、平家物語に長野三郎重清、源平盛衰記に「長野三郎重清、長野五郎清重」また東鑑卷九に長野三郎重清、二十三に長野太郎等見ゆ。而して新編風土記、埼玉郡長野村條に「按ずるに、東鑑に高山重忠が弟長野重清と云ふ人を載す。是れ悉くは當所の住人にして、在名を氏に唱へしならん。管領上杉の老臣に長野信濃守などあり。又忍の成田が家人に長野一孤齋と云ふものあり。是れ等重清が子孫などにや」と。次項参照。

16 武藏の長野氏 前後二項参照。又大里郡熊谷町の名族にあり。先祖は伊勢國の住人長野越後守某、忍の成田が客分として寓居せしに、彼の城落去の後、當所へ移りて、子孫世々土着して、熊谷宿の名主本陣を兼務す」と云ふ。其の家譜、記録の傳なければ、詳かなることは知るべからず。されど先祖越後守の孫喜三の時、

成田氏より出せし文書四通を持ち傳ふれば、舊き家なること論なし。又天正の頃、北條家臣に長野讚岐あり。又小田原役帳に長野六郎等見ゆ。

17 在原姓(一に石上姓) 上野の大族にして、群馬郡長野郷より起る。箕輪城主也。此の氏、石上朝臣と傳へ、又在原氏なりとも云ふ。長野伊豫守信業(政高)の子信濃守業政(一に業尙)・名ありて、近國無雙の良將と稱せらる。岡本、麻橋、和田、小幡、菅田等、みな此の族也。

相州兵亂記に「箕輪城合戦の事。後に上杉の舊臣、上野住人長野信濃守業正と云ふ仁あり。武勇威勢ありて、近國無雙の良將なり。在原中將業平の後胤とかや。久しく當國に住み、一族門業・其の數あり。所謂る和田、岡本、前橋等、皆長野が輩にとりて、旗下となる。其の外、小幡、足田も一門なり。上野國箕輪に代々在城なり。此の城は横名(石)大明神の山の尾崎をとりて城廓としけるが、箕手に似たればとて、則ち箕輪と名づく。上杉家・今や衰えけれども、猶ほも武州に太田美濃守業正、上州に長野信濃守・居住して、威を振ひしかば、甲州の信支・箕輪退治

の爲に出勢して、已に五年まで責めしかども、終に一度も討ち負けず、武田・責あぐんで引退く」と。

また箕輪軍記に「業平の末葉云々」と云ひ、中興系圖にも「長野・在原」とあり。されど又本姓石上朝臣と傳へ、東路の津登に「瀧川並松別當にして云々。此の別當・俗は長野、姓は石上也。並松、上野國多胡郡野官府碑文銘に曰ふ、太政官二品權親王、左大臣正二位石上尊、此の文系圖にあり。布留社あり。布留今道云々」と載せたり。而して地名辭書に「並松とは、並榎の馬馬にして、瀧川の南なる並榎村熊野別當護國寺なるべけれど、長野氏の一族と知られたり。然るに名跡志に、三代實録、仁和二年の石上朝臣並松(從五位下)と云ふ人を引きしは、幸強のみ。

又兵亂記に「在原姓にて、其の氏寺を石上寺と云ふ」と述ぶるは、大和國石上寺を、一名在原寺と稱へしにつけて、長野氏の時代に其の事を引きて設けたる氏寺ならん」と。

に「上州に長野信濃守、武州に太田美濃守は一人當千の兵也」と。又徳川現元日記に「寛正六年、長野万壽丸元服、公方様御宇を下さる、政高也」とあるも此の長野氏か。また龜惠の北國紀行に「長野管長野顯忠」見ゆ。

又上野國群馬郡箕輪軍記に「上野國群馬郡箕輪城主、長野信濃守業政は古今の勇士也。殊に業平の末葉にて、智仁勇の三徳を兼備せり。管領上杉阿波守憲政公の家臣にて、弓箭打物、度々名を顯したる勇士也。上杉・顯將にて、業政の諫言をも聞き入れず、賀野、上原、藤原、ねいじんを頼みとして、非義の政道甚だ多し。是に依りて諸士の恨み、百姓の恨み深くして、終に北條氏康に國をうばはれ、去る天文廿丁酉年三月中、越後國に奔走と成り、先祖の家臣長尾景虎を御養子に成され、八州の管領、上杉高野の御守まで御渡し成されける事は、古今之珍事也。業政・上州西平井の没落の後、北條氏康と武田信支と争ひて、年々手痛く戦ふ事八ヶ年に餘り、業政・強勇にして、終に時節をうばはる。然るに今般、景勝・越中國に向ひ戦ひ事と聞えれば、信支・

也。慶長五年三、二十五、五三、一
通村(號後十輪院、正保内大臣、承應二
二、廿九、通純(正二、權大納言、父
同年四八、通茂(正二、權大納言、母
は大納言永慶女)通躬(貞享二、正四下、
十八、母は内膳正重矩女)と見ゆ。以
下「通躬」通枝「通惟」通古「通知」通
繁「通富」通規」也。



久我廿七代通見—通維—通明
徳大寺廿五代實繁—通富—通規

徳川時代、大臣家、舊家。家領初め三百
石、幕末五百石(明治三百九十三石餘)。
鳥丸下長者町。諸大夫、岡本、小川、伊
藤。侍には清水、荒木。菩提所廬山寺。
内々。現今伯爵。



中院

6 北島流 第五項、及び北島流を見よ。
太平記卷三十に「伊勢の國司中院右衛門
督顯能、伊賀伊勢の兵三千餘騎を率して
馳せ参らる」と。

7 南朝中院家 第二項・中納言雅兼の後
にして、分脈に
「家定」定親—定高—定道
「爲定」定行
「寛定」定忠
「良親」家房—具定
「定成」定平—定清—中平
「通世」通胤—通爲—通時
「通博」通世—通胤—通爲—通時
「通村」通純—通茂—通躬
「通晃」通榮—通古—通知—通擊—通功
「通枝」
「通晃」通榮—通古—通知—通擊—通功
と載せたり。

太平記卷二に「中院左中將良平」と。師賢
に従つて叡山に上る。また卷十三に「中
院の中將定平に、結城判官觀光、伯爵守
長年を差副へ云々」と。
又卷十四に「能登國石動山の衆徒の中よ
り使者を立て、申しけるは、去月二十七
日、越中の守護寺門藏人利清、并に井上、
野尻、長澤、波多野の者共、將軍の御教
書を以つて、兩國の勢を集め、叛逆を企
つる間、國司中院少將定清、用害に就き、
當山に橋籠らるゝ處、今月十二日、彼の
逆徒等、雲霞の勢を以つて押寄する間、
衆徒等・義卒に與し、身命を輕ずと雖、
一陣全き事を得ずして、遂に定清・戰場
に於いて命を墜され、寺院悉く兵火の爲
に同録せしめ畢んぬ。是より逆徒等々猛
威を振うて、近日已に京都に賣上らんと
仕り候。急ぎ御勢を下さるべしとぞ申け
る」と。又卷十七に「中院少將定平は河
内國へ隠れ給ふ」とあり。以下各項参照。
8 越中の中院氏 建武中興、中院少將定
清・國司に任ぜらる。名越、長尾、桃井
等の様を見よ。
9 能登の中院氏 元弘元年、定清・當國
々司たり。三浦實録に「貞和四年、桃井

直常・加賀能登國を乞ふとき、能登は中
院定平の領國なれば動許なし」とあり。
按ずるに、大系圖に定清は定平の子とあ
り。されば定清戦死の後、其の父定平・
猶ほ存命して、貞和のころ、能登の國司
たりしなるべし(三州志)とぞ。又七尾
條に「定清の高齋も此の所なりと言ひ傳
ふ」と。
10 加賀の中院氏 中院家日記に「加賀國
額田八田兩莊、正治より天正に至る三百
八十餘年、當家・之を傳領す」と。又「權
中納言通世、永正十六年十二月、加州に
薨じ、内大臣通爲、永祿八年九月、加州
山内に薨す」と。蓋し亂を乘色に避けし
也(地理志料)。
11 陸奥の中院氏 津輕郡中名字に「御所、
本名は中院源氏、北畑殿、在京の時、萬
里小路と云ふ」と見ゆ。
12 讃岐の中院氏 太平記卷三十八に「宮
方の大將に中院源少將と云ふ人・四長尾
と云ふ所に城を構えておはすなる」と。
而して全讀史に「貞治元年、細河清氏、
及び中院源少將、南帝の勅を奉じて來る。
大谷川光兼・其の族を以つて歸す。同九
月、細河賴之に破られて、源少將自殺」

と載す。一に七月とも云ふ。猶ほ大谷川
條、及び長尾條第四十九項を見よ。
又大内與谷氏云ふ「南朝方の大將定平朝
臣の息男が石田郷へ來住したと云ふこと
が、太平記三十八卷に見える。吉野朝廷
の年號をのみ用ひたる極樂寺代々因由記
は、南朝の年號のみにて、寒川三木兩郡
の社寺に關したことを、年代を運うて記
してある。北朝の年號は記事中一も用ひ
られてゐない、當時を考究する資料であ
る。太平記三十八卷にある如く、康安元
年七月、白峰城の戦に細川相摸守清氏討
死せし爲、四長尾城・攻め落されれば、
南朝方の大將定平朝臣の息男は、此の時、
密に逃れて東讃石田郷の領主たる細川掃
部助弘氏を手懸つて來た。此の弘氏は細
川清氏と共に南朝に歸順して居たのであ
る。其の先祖は細川滿之である、弘氏の
子孫は永く石田に住して、始終足利氏に
怨恨を懐いて居たと、翁龜夜話に記して
ある。全讀史には、應永十五年に至り、
弘氏は更に石田西村に一城を築いた。之
れ後世に云ふ細川屋敷で、一に國弘城と
も稱すとの。康安元年七月二十四日、
白峰の落城してより、應永十五年迄は約

四十六年の歳月を経て居る。此の間、弘
氏は四長尾城より逃れ來れる中院家を、
我が城内に起居せしめたるを、今年新城
を造り、己は其方へ移り、石田城は中院
家に譲り、而して機會だにあらば、南朝
の遺臣を大將と仰ぎ、右馬頭賴之の後裔
たる・所謂る上屋敷の細川家と一戦を試
みんと思慮せしも、其の志を達し得ずし
て事止んだのである。斯くて中院家の子
孫は遂に石田に永住なし、天正の末年に
至り、九條忠榮卿の三男孝家、京都より下
り來りて、中院家の榮子となり、姓を長
町出雲守と改稱す」と。長町條を見よ。
13 雜載 地名辭書に「中院址。淳和天皇
の離宮にして、後は藤原家・之を傳領し、
山之井家とも云ふ。六條家の祖藤原季は、
堀河鳥羽の朝に仕ふ。官・修理大夫、和
歌を善くし、體制自ら一家を成す。六條
南東洞院東に居る。中左記に云ふ、天仁
元年(鳥羽)二月、修理大夫六條亭(號
中院)に遷御云々」と。
中内 ナカノウチ ナカノウチ 常陸鹿島至
徳二年文書に「御公領方・申の内彌藤次郎
入道」を載せ、又土佐軍記長濱合戦に「申の
内云々」と。

又伊勢津の人・中内撲堂は儒者として名あり。
中海 ナカノウミ ナカウミ 和名抄、備後國深津郡に中海郷を收む。

中郷 ナカノガウ ナカガウ 伊豆・武蔵、上總、近江、因幡等に此の地名存す。而して佐々木氏族に此の氏あり。

中莊 ナカノシヤウ ナカシヤウ 尾張、備中、備後等に此の地名存す。

此の氏は藤原南家工藤氏の族にして、尊卑分脈に「(原)遠江權守清仲・橋爪五郎維次・維忠(中庄二郎)・維元」と見ゆるより出づ。

中野西 ナカノニシ 勢城國八槻郡々古別神社の宮代官に此の氏あり。

中野根 ナカノネ 清和源氏佐竹氏の族にして、革島系圖に「佐竹義胤(稻木)義信・中野根」とあるより出づ。サタケ、ナカニ條參照。

中坊 ナカノパウ ナカパウ チユウパウ 藤原南家 大和國添上郡の豪族にして家譜に「右大臣豐成三代孫治部大輔秀清、奈良に住し、奈良と稱す。その二十三代の孫・伯耆守秀定(將軍義尚に仕ふ)・美作守秀度(左近秀友、將軍義晴に仕ふ)。

大永七年、春日造營奉行となり、從五位下、美作守に叙せらる。讃岐守覺祐(左近、天文十六年南都奉行、讃岐守)・左近秀國(和田惟正の家臣、思知小太郎に討たる)・飛騨守秀祐(家號を中坊と改む)と見ゆ。

寛永系圖には「美作守秀友・伯耆守秀定・讃岐守覺祐・秀祐(秀行、童名藤勝)」と。蓋し秀國は秀祐の兄かと云ふ。

秀國は奈良町に住し、一萬千五百石を領して、麾下には、超昇寺、大輪田、常福寺、秋篠、二條、法華寺等の諸士ありと傳へ、又一には簡井時代、中坊秀國は奈良町司、知行三千五百石と云ふ。又順慶葬式目録に「中坊左近(南郡)」と。その後、

定次時代、秀國の子左近秀行・簡井藩の家老たりしが、壁臣桃谷、河村等と争ひ、延いて主家滅亡するに至れり。詳細は簡井條を見よ。その後、創業記に、定次が事を誣へし中坊が事をしして「定次が罪からふれる翌慶長十四年二月廿九日、中坊飛騨守(秀祐)、伏見にて殺されぬ。

定次が被官山中と云ひし者、おのが主亡びし後、伊勢の國に下り、九鬼長門守が許に居たり。古き友なれば、中坊が所に

来て、夜更くるまで物語して、中坊は奥に入て臥し、山中は中坊が子と一つ所に臥せしが、何者の仕業にありけん、飛騨守が首を二大刀に切て落し、中坊が家臣等皆てこれを知らず」と。

寛政系譜に「秀祐(秀行、藤勝、忠右衛門、左近、飛騨守。奈良奉行)・秀政(左近大夫、飛騨守)・時祐(美作守、實は超昇寺孫七郎弘盛男)・十長兵衛秀時・美作守秀廣・萬五郎秀豐・四郎五郎秀成・讃岐守秀亨・近江守廣看(河内守、四千石)」と。家紋繁梅鉢。



中坊長兵衛

2 菅原氏族 これも大和の豪族也。前項と關係あらん。菅家の後胤永家・小柳生を領す。其の末孫永珍の弟某、中坊と稱し、後醍醐天皇に仕ふ。永珍の子家重に至り、柳生を稱すと。ヤギフ條を見よ。

3 清和源氏

4 鎌倉 足利義政の頃、茶道に中坊能阿彌あり、真能と云ひ、春陽齋と號す。

長延 ナガノフ 丹後國與謝郡に長延城あり。

長野邊 ナガノベ 應仁私記に長野邊紀ハ(紀兼友)を擧ぐ。

仲九子 ナカノマルコ ワニコ條を見よ。

中野村 ナカノムラ 丹後國の名族にして中野村將監は小倉橋守に屬し、大久保山城に據る。その子小藤太也。小倉條を見よ。

中の村 ナカノムラ 石見の豪族也。ナカムラ條に併せ云へり。

中目 ナカノメ 岩代、陸前等に此の地名存す。

1 大崎家臣 陸前國志太郡中目邑より起り、中目兵庫は中目疊に據る(封内記)。餘日舊記に「留守七代云々、文治五年云々、中目上總介とて、取分連判にのる」と。後に大崎氏に仕へ、四老の一たりき(大崎盛衰實記)。澁谷條を見よ。

また「かさい衆・桃生、深谷、その外、奥六郡同心也。張陣す。大崎より中目太郎三郎・御代に下り討死す、立死也」と。應永九年の事なり。その後、明應中の薄衣狀に中目禪門ありて、伊場野主と云ひ、天文中の古川狀に「大崎義直隨從の兵、澁谷黨・中目千増丸、師山助河、小段兵庫、中目丹波、寺尾左近、飯川二郎四郎、郡伊賀、大衛又五郎、牛袋、首、早川、南

谷地淡路、七人給主、笠原一族、柳澤主殿允、谷地森兵部、宮崎民部、鳥島右近」と(伊達世次考)。また餘日舊記に中目上總守、大崎隆義家記に中目兵庫、伊達成實記等にも見ゆ。なほ大崎、葛西等の條を見よ。

2 藤原姓 陸前國刈田郡の中目邑より起る。藤原姓にして、兵庫頭康長の後也。其の子「長政・長重・長次・長清」也。親聞志に「泰衡城址は中目村に在り。相傳ふ、藤原泰衡・往昔この城に居り、爾後、結城七郎朝光・相尋いで居る」と。關係あるか。

この家は伊達藩世臣家譜に「中目。姓は藤原、其の家・兵庫頭康長以前は系譜・傳はらず、康長に至り、羽州下長井大船に住す。康長の子日向守長政・初め左兵衛督と稱す。弘治四年七月、保山公の時、其の忠勤をほめ、始めて一家に列し親筆の判物を賜ふ」と。また「其の先祖日向長政以前は家系を傳へず。世々刈田郡中目邑に住し、以つて稱號となす。舊當家一族の臣也。十五世晴宗君の世、弘治四年戊午、長政・忠功あるを以つて之を賞して一家に列す。今其の子孫・四百九十石の地を領して、江刺郡上四圍邑に住す」

(世臣諸略)と。

3 會津の中目氏 耶麻郡の中目村より起る。この地に前述あり、天正の頃、中目式部大輔某住せりと(新編風土記)。この人の事は慶應條を見よ。

4 維新 久留里黒田藩の重臣にも見ゆ。

永元 ナガノモト ナガモト條を見よ。

永之元 ナガノモト 同上。

仲元 ナカノモト ナカモト條を見よ。

中元 ナカノモト 同上。

中葉 ナカバ

名川 ナガハ 此の地名・羽前に存す。

長場 ナガバ

奈河 ナガハ 信濃に此の地名存し、又浪花の狂言作者に奈河七五三助、その門奈河一洗(龜助)等あり。

中萩 ナカハギ 信濃に存す。

中橋 ナカハシ ナカバシ

師の母公・讃州より當村に來りしに依りて、元忠を以つて、政所別當職とし、當村に住せしむ。子孫、官省符註を支配す。元忠剃髮して常香と稱し、年九十三にして死す。代々別當職を繼ぎて、今に至りて二十九代、血脈相續連綿として絶えず。且つ代々長壽にて、二十九代の間、六十才にて歿せるを短命とす。嘉兵衛、勳之丞を一代替りに通名とす。元忠より四代目を永譽といふ、始めて中橋と稱し、高坊、田所、龜岡の三家と同じく、高野管内を支配す。二十三代を元常といふ。此の時、秩四百八十石を領す。織田氏高野攻の時、其の子弘高・年十五、共に防戦して功あり。其の賞として加秩して、五百八十石を領す。文祿元年、豊公・高野山管内を定らるるの後、高野山より三十石を弘高に分附す。慶長十九年、弘高・大坂城に籠り、遂に江戸に通る。家給んと斷絶せんとす。後壽命ありて野山より、弘高を呼び歸し、舊職に復すといふ。家に永譽の時、高野山持經上人より上奏の文あり」と見ゆ。

2 橋本江氏族 肥前國杵島郡の大族にして、小鹿島系圖に「公義一時成(中橋

六郎、始めて中橋氏を稱す)一公榮一公森(參河入道)一公景(彈正左衛門)一秋通)また公景の弟「公通一公友」と見え、中村系圖には「公景一公友(次郎左衛門)一公成(將監)」とあり。

子孫・大村藩に仕ふ、士系録に「中橋六郎時成の裔、波佐見村を領し、掛橋、土橋、中尾、深澤、田島、井石等の諸氏に別る」と。その他は、橋、遠江、中村、牛島等の條を見よ。

3 忌部姓 阿波國の名族にして、御衣御殿人子細事に、中橋正信(正慶元年)、また元弘三年文書にも同人見ゆ。

4 雜載 その他、攝津、山城、伊勢、志摩等に存し、又近き世に、中橋徳五郎あり、令名を馳す。

仲橋 ナカハシ 前條を見よ。

長橋 ナガハシ

1 高橋氏族 越後國彌彦社の大宮司家なり。タカハシ條を見よ。

2 攝津の長橋氏 住吉郡喜連村の名族なり。

3 伊勢の長橋氏 奄藝郡河田村本立寺本尊添文に「長橋中將信大長者云々」と。

4 雜載 下總の長橋氏は、矢羽二枝交又

を家紋とす。また、武藏、信濃等に存す。

永橋 ナガハシ 前條氏と通じ、又堀尾山城守給頼に「貳百石永橋兵之丞、同兵藏」等見ゆ。

中畑 ナカハタ ナカバタケ 駿河、岩代、陸中等に此の地名存す。

1 清和源氏石川氏族 磐城郡白河郡中畑邑より起る。石川氏の族にして、觀應二年五月五日文書に「石川中島孫四郎殿」と載せ、軍忠を致さるべしと。

2 秀郷流藤原性結城氏族 ナカバタケ條を見よ。

3 雜載 その他、安西軍軍に中畑藤左衛門、大和十津川郷鎗役由緒書に「長殿村、中畑與右衛門」を載せたり。又岩磐、陸奥等に多し。

中島 ナカハタ ナカバタケ條を見よ。

長幡 ナガハタ 長幡部條を見よ。

長畑 ナガハタ 美作の名族にして、皆木氏略系に長畑彌六兵衛等見え、その後、勝北郡櫻並庄西谷皆木村の庄屋に、長畑庄兵衛、中谷村庄屋に長畑和兵衛等見ゆ(東作志)。久賀邑の此の氏は赤松氏の族と稱し、赤松滿祐伏誅の際、赤松大六郎則房の子源太郎重房は、歳十一、耶麻小林某に負はれ

て、作州吉野郡の山中に遁る。その三男善徳・再興の意を斷ち、醫を業として吉野郡大野川上に隱る。善徳の曾孫三郎右衛門に至り、皆木秀季に屬し、勝田北郡長畑を領して、長畑三郎右衛門と號すとぞ。又天正六年三月、皆木秀長、秀季兩家夜討の節、三郎右衛門の子彌十兵衛・僅に逃れて獨一右衛門と改むと云ふ。

永幡 ナガハタ 美作國勝田郡櫻並邑の名族にして、長畑氏と同様、赤松氏の族と云ふ。備前、備中にもありと。

中畑 ナカバタケ ナカハタ條を見よ。

中島 ナカバタケ

1 清和源氏石川氏族 中畑(ナカハタ)條を見よ。

2 秀郷流藤原性結城氏族 前項氏を襲ぎしにて、磐城郡白河郡中畑邑の領主也。數馬系圖に「白河彈正少弼政朝一左兵衛佐顯頼一同義綱一左京大夫時綱一晴常一晴長(中島城主、中島上野)一大學助晴時(大可院底斐道徹居士と號す。天正十八年十月十九日、奥州大崎に戦死す)一大學晴俱(後相樂次左衛門)一七郎兵衛定共一結城大藏晴定一牛之丞朝晴(中島)と見ゆ。又晴定の弟に定次、その子中島七郎光定、

及び定次の弟に中島藤左衛門時等あり。白川結城系圖も同様にて、又中島上野介晴長は、永祿中に三城目を攻取ると。晴長・初め白川結城の家を繼ぐことを避けて、中島(美子)となり、小田原陣の時、本家義親に、早く出で、太閤に謁し候へ」と進む。この人・謀もあり、義もありたるが如し。一系圖には、晴長を白川結城晴綱の庶長子とし、又「晴常・上野介、晴綱の嫡子、後母の生む所に義親あり、父これを立てんと欲す。故に小峠城を譲り、別れて堀内に居りて堀内殿と號す。人・其處を稱して上野曲輪と爲す。今の上野齋是れ也。石川中島城主に子なし、晴常これを押領す」と云ふ。石川は母の家たるなり。

次に晴長は「晴常の子にて、中島、三城目の兩城を有つ。澄江寺殿一峰全」と云ふ。關物語に「義親の妹婿」と云ふは誤りならん。若しくは晴常に實子あらず、養子して、晴常の妹を妻合はせしか。紋は丸鶴也と。次に晴時は「大學と稱す。實は晴長の弟、白河家没落後、蒲生氏郷に從ひて、天正十八年十一月十九日戦死す。水戸結城家、及び須賀川相樂氏祖也」(古事考)とぞ。

3 源姓 寛政系圖、未勳源氏に載せれど、家傳には「先祖結城を稱す」と見ゆ。蓋し前項氏の族なるべし。家紋丸に眞、九曜。寛政系譜に「傳八郎良陳一宇右衛門爲昭一由之助爲利」等を載せたり。

長幡部 ナガハタベ 服部の一稱也。第一項、及びハトリ條を見よ。

1 常陸の長幡部 常國久慈郡に式内長幡部神社ありて、常陸風土記、久慈郡條に「郡の東七里、太田郡。長幡部の社。古老の曰ふ、珠實美萬命、天より降りまし時、御服を繼ぎ爲に、從つて降ります神の御名は綺日女命、本は筑紫國日向の二神の峰より三野國引津根の丘に至る。後に美麻貴天皇の世に及び、長幡部の遠祖・多見命、三野より避けて、久慈に遷る。機殿を造り立て、初めて織る。其の織れる服は、自ら衣裳と成る。要に裁ち縫ふこと無し。之を内幡と謂ふ。或は曰ふ、織を織る時に當つて、輒く人の見るが爲に(故)屋簷を開ち内を閉ちして織る。因りて烏織と名づく。強兵利劍も、裁斷するを得ず。今、年毎に、別に神調と爲して、之を献納す」と見ゆ。

氏人は類聚國史卷五十四に「弘仁八年間

また横左丞抄に「官使史生中原、東鑑に申四郎惟重・其の他はセツツ條(三一五五頁)を見よ。又建久幕府政所下文に「知家事中原元家」と。その他、知家事中原とあるもの頗る多し。又帝王編年記に「前因幡守中原朝臣廣元」と。大江條を見よ。又鎌倉の末、中原章房あり、後宇多天皇以來五朝に歴仕して大判事たり。瀬尾兵衛太郎、弟房房兄弟の爲に暗殺されしが、その子章榮、章信の二人、父の仇を報ず。その他、以下諸項を見よ。

14 家格、家紋 職原抄に「大學寮四道、明經(清原、中原氏)、明法(坂上、中原氏)」と。又雲上明覽に大外記中原氏を載せ、「近代左大史(小槻氏)左右を兼ね。これを官務と云ふ。外記(中原氏)の上首、此を局務と云ふ。仍りて今兩局と稱する也。地下官人の棟梁也」と。御評定着座次第、永享以來御番帳、文安年中御番帳等、皆攝津と載せたり。又見聞諸家紋に



なほ押小路條を見よ。

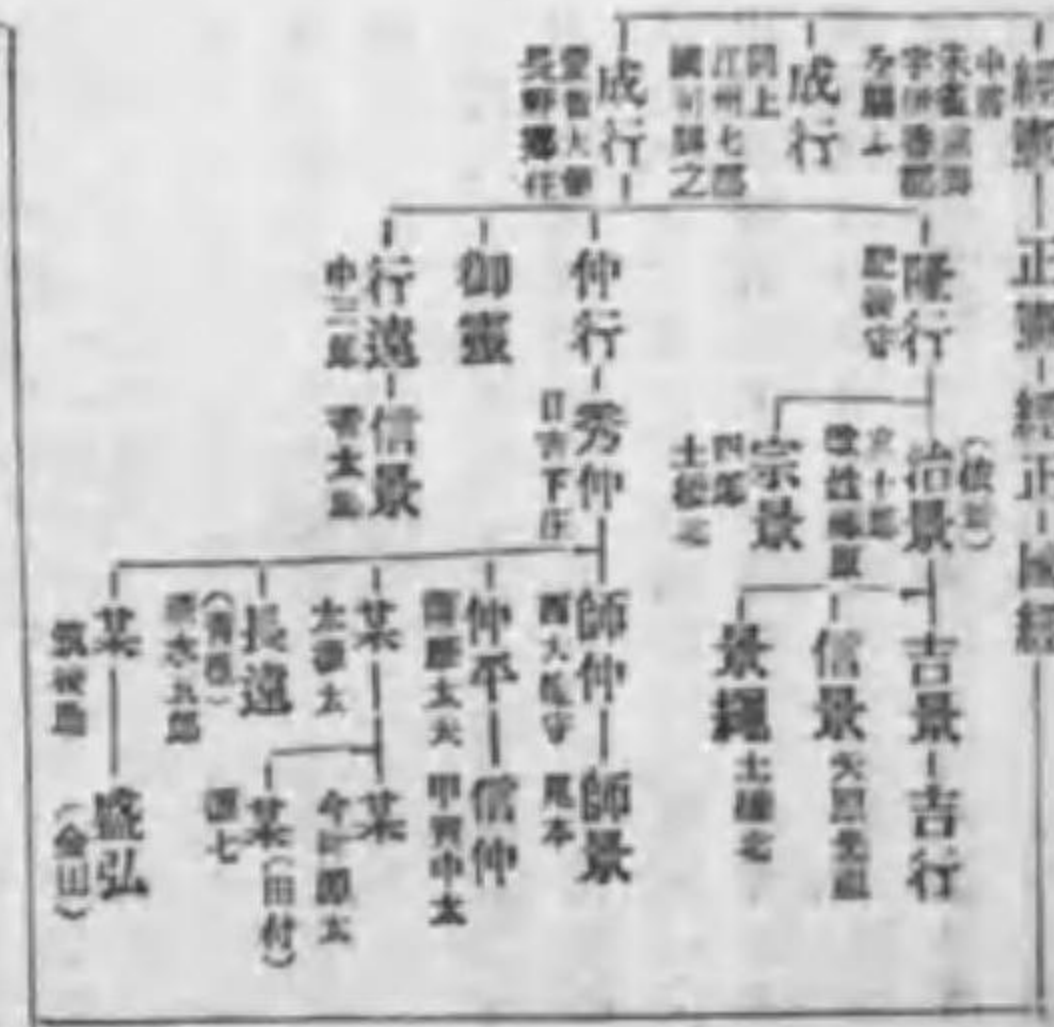
中原

15 大和の中原氏 中原氏の本姓は十市氏にて、當國と關係深し、十市條を見よ。後世長谷川黨は中原姓と稱し、又國民郷士記に、十市中原遠勝の外「中原善左衛門、中原師信、中原範貞、中原康久、中原康定」等を載せたり。

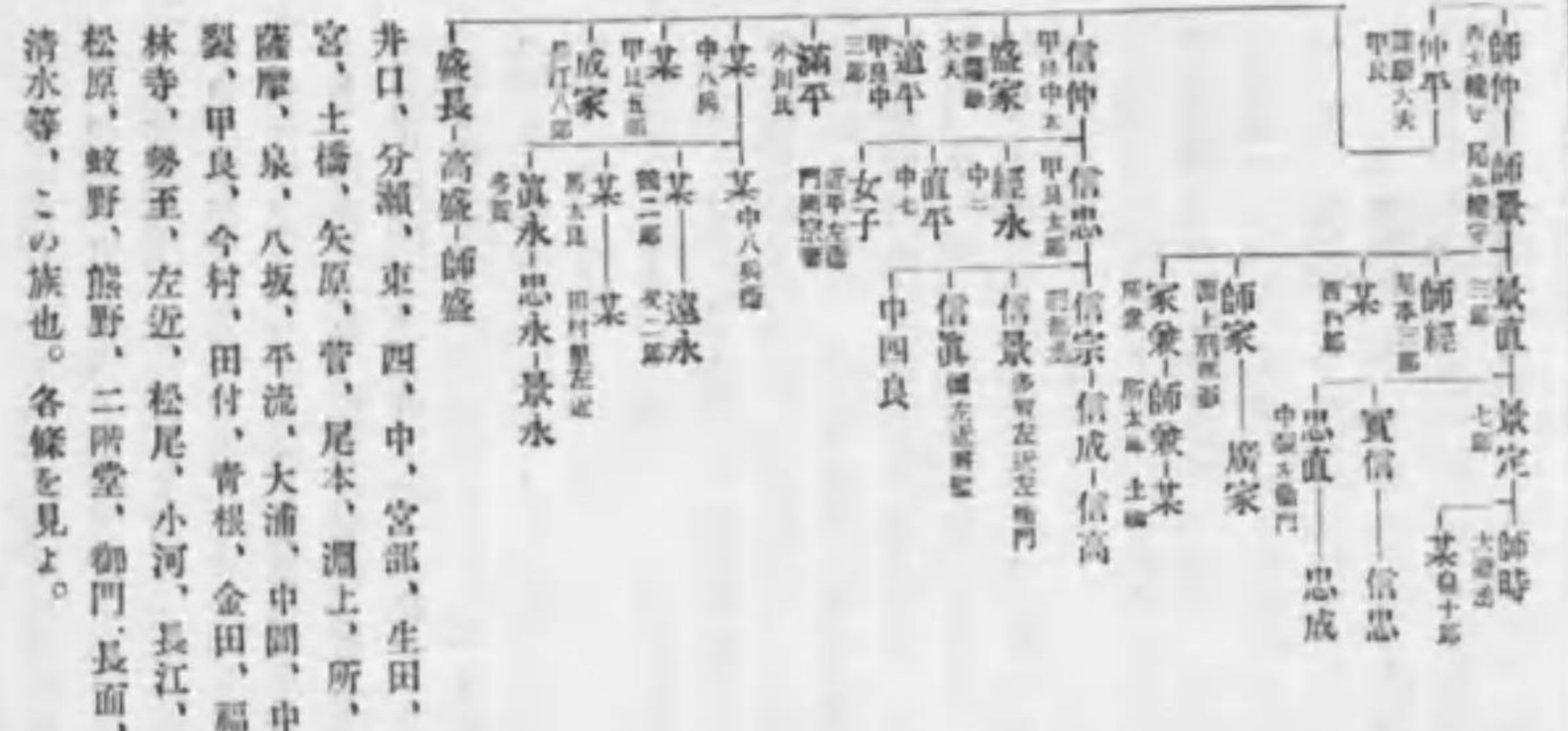
16 河内の中原氏 大和十市中原氏の族と云ふ。又嘉吉年中、中原宗包あり。又交野郡の名族に存し、又當郡津田氏は大和國十市郡十市城主中原兵部少輔遠高の次男中原左衛門範高より出でしにて、範高、正成に従ひ、建武二年津田村に築き、津田氏を稱すと傳ふ。津田條參照。

17 伊勢の中原氏 朝明郡の豪族に中原肥前守あり、女の姉姪にて子孫斷絶と云ふ。

18 江州中原氏 近江發祥の大族にして、崇峻天皇皇子定世親王の御子常世より出づと傳ふ。容易に信じ難けれど、前述中原氏とも別なるが如し。江州中原氏系圖に「崇峻天皇―定世親王(一曰、式部卿、中原親王と號す)―左大臣常世(始めて中原姓を賜ふ)―左大臣清公―左大臣右大将康通―橘中納言朝行―侍從丹後守成俊



光經―經盛―經圓
 泰明―經重―經弘
 國正―爲正―心圓
 橘次守正―經貞―經賢―賢清
 國真―忠經―經家―經繼―氏經
 井口系圖これと同じく、成行の後は「成行(愛知大領と號す、堀河院御宇、近江國七郡郡司・これを賜ふ。始めて下國、愛知郡長野郷に住む云々。或は朱雀院御宇云々)―仲行(仲次郎)―季仲(仲大夫、當國愛知郡日吉下庄新宮氏知大夫・實子の男なきに依り、中原朝臣仲大夫季仲を娶に取、日吉下庄相續)」



盛長、高盛、師盛、井口、分瀬、東、四、中、宮部、生田、宮、土橋、矢原、菅、尾本、淵上、所、薩摩、泉、八坂、平流、大浦、中間、中裂、甲良、今村、田付、青根、金田、福林寺、勢至、左近、松尾、小河、長江、松原、蚊野、熊野、二所堂、御門、長面、清水等、この族也。各條を見よ。

滋賀郡に小父母城(土籠華村)あり、與地志略に「遠來明神の前川より、向坤の方にある山あり。此の城址は下司中原包高が居城の跡なり。則ち包高が靈は、今の運來社の末社、下司殿といふ是なり」と。
 19 美濃の中原氏 一色邑の見延城は中原氏居城と云ふ。
 20 木曾中原氏 信州木曾の豪族にして、保元物語に「信濃には、木曾中太、彌中太」を載せ、平治物語に「信濃國には木曾中太、彌中太」と。又平家物語に「木曾仲三兼遠」を擧ぐ。木曾義仲・この人に養はれ、木曾冠者と稱す。木曾條を見よ。同書また「信濃國住人木曾中次」を載せ、又源平盛衰記に「木曾中三兼頭兼遠が子息・樋口次郎兼光、今井四郎兼平、與二、與三、木曾中太、彌中太」と云ひ、東鑑卷一、治承四年九月七日條に「義仲三歳、乳母夫中三兼守兼遠・之を懐け、信濃國へ還下る」と。又中原師茂家記に「今居中原兼衛」とあるは、兼平にて、その父は、源平盛衰記卷廿六の起請文に「中原兼遠」と署名すれば、當時中原姓を稱せしや明白なるも、實は金剛姓かと云ふ。一に諏訪神家との説も存す。今井、樋口

等の條參照。
 21 遠江の中原氏 佐野郡(小笠郡)に中原庄あり。
 22 相摸の中原氏 大住郡(中部)中原邑より起る。奉行内藤氏は中原殿と呼ばれる。その他、第十二項を見よ。
 23 常陸の中原氏 吉田文書、仁平元年四月に「目代散位中原花押」と。
 24 越後の中原氏 彌彦社、船越の神官に中原氏あり。
 25 若狭の中原氏 東寺百合文書、建久七年源平兩家祓禊置交名に「散位中原在判」と。また同文書建治二年七月のものに「太良御庄内末武名主中原氏實」を擧ぐ。
 26 丹後の中原氏 丹波郡有頭郷住人に中原親貞あり。又熊野郡に海士碧(海部村)あり。正應田數目録海士郷の地頭を佐野次郎とす。後仲原(又中原氏)權之大夫。當城に據る。
 27 因幡の中原氏 八東郡の中原村より起り、中原城に據る。大江廣元の裔なる中原氏なりと云ふ。
 28 矢部氏族 因幡若樺の城主矢部山城守の支族に中原次郎左衛門久忠あり、氣多

郡殿村風情城主たり。久忠の父を久國と云ふ、即ち山城守の子也(因幡志)。
 29 宇都宮氏族 宇都宮大系圖に「宗房の子中原宗隆(中原祖)」と見ゆ。
 30 備作の中原氏 美作國善東郡に中原邑あり、關係あるか。笠庭寺記に「勝北郡新野莊(熱柿一石)中原正行」を載せ、又「真島郡井原郷(染花二枝)中原忠光」を擧ぐ。また備前の刀鍛冶に、中原權頭延房あり。
 31 安藝の中原氏 安西軍策に、中原李允(武田方)、中原善左衛門(元就朝臣家人)、中原善左衛門(尼子方)等を擧ぐ。
 32 防長の中原氏 東鑑、文治三年四月廿三日周防國在廳連署に「散位中原朝臣」を擧ぐ。又後世、長門大津郡野田の名族に存し、又幕末、長州の勤王志士に中原太三郎あり。
 33 紀伊の中原氏 續風土記、那賀郡原野村舊家條に「中原朝右衛門。中原は古より番頭の家なり。或は圖師をも兼ねしにや。寛元の文書中に『圖師中原』と書せしあり。今其の家傳ふる所の文書、建仁三年、承久二年、貞應二年、元仁、寛喜元年、文曆元年、仁治二年、寛元元年、正

元元年、同二年、弘安六年、元亨元年、補任狀合せて十二通、寛元三年の訴狀、正和二年の定書、正平十五年の口宣案あり」と。
 34 伊豫の中原氏 第七項參照。三島文書に「神主職に於いては、豊後守中原成實を成し下さる。是れ京神主の始め也」と。
 35 土佐の中原氏 香宗我部文書、建久四年の將軍家政所下文に「中原秋家を土佐國香美郡内宗我部、並に深淵地頭職に補任す」と。又建仁元年時政奉書に中原秋清、同三年に中太明道等見ゆ。香宗我部條參照。
 また足摺山金剛福壽寺正嘉二年の前攝家政所下文に「橘多庄云々、預所備中守中原朝臣」と載せたり。後世香宗我部親泰の次男貞親・中原源左衛門と號す。
 36 大神姓 豊後の豪族にして、佐伯系圖に「中原新左衛門尉惟春」以下多く見ゆ、サヘギ條に詳か也。
 37 大友流 オホトモ條を見よ。
 38 筑前の中原氏 住吉社神官に在りて、建保、建武等の文書に「權大宮司中原朝臣」を載せたり。
 39 筑後の中原氏 福島町正福寺傳説に、

「當寺文明九丁酉年、上妻郡中原城主、中原五郎兵衛尉勝實入道讚善造立」と。開基帳これに同じ。但し俗名なく法名あるのみ(將士軍談)。
 また三浦郡大隈村に城主家老の裔とて、三十餘家の中原氏存す。その先は肥後國中原村より起ると云ふ。又當國三池氏は中原親能の後裔也。ミイケ條を見よ。
 40 肥前の中原氏 當國在廳に此の氏あり河上澄姫社建久四年文書に「目代中原氏」と。
 41 藤原姓 肥前の豪族也。三根郡中原邑より起りしか。彼許郡に存し、正平十七八年、應安五年の一揆連判狀に「中原六郎次郎藤原重有」と見ゆ。針尾條參照。
 42 肥後の中原氏 當國に中原村ありと、前に云へり。又中原親能の四男橋津守師員・當國に降りて子孫榮ゆ。大友、鹿子木、合志、竹迫、三池等の條を見よ。
 43 日向の中原氏 建久圖田帳に「新納院百二十町、地頭掃部頭殿」などあるは中原親能の事也。又日向記に中原志摩守、又諸縣郡三社大明神元龜文書に「奉行中原貞序」を載せたり。
 44 大隅の中原氏 天承元年文書に「大介

中原朝臣」見ゆ、關係あるか。
 45 雜載 右史生中原清俊、内匠少允中原光久、左史生中原景弘、中原吉久等は畫師として名あり、大嘗會の時、勅により屏風に畫くとぞ。又典藥少允中原有言は名醫傳に見ゆ。また典藥大允中原友光は藤原賴長の病を治して名あり。又撰解文集に中原良遠、治承元年八月廿八日經簡に中原氏、又壽永の頃、右衛門少志中原永盛、また中原貞清、貞仲、末恒等あり、漆器、蠶繅の名工として、朝廷に召さる。下りて徳川時代、膳所本多藩用人に見え、近衛家諸大夫に存し、又堀尾山城守給帳に「二百石中原彌太郎」を載せ、又對馬宗家々臣に中原修理盛晴あり、宗條參照。又鍋島藩の掛屋に中原庄兵衛あり。
 また伯耆國河村郡橋津邑の人中原忠次郎(天野屋、父吉兵衛)は勤王家として知られ、又幕臣長氏は中原有家の後也と。又南部參考諸家系圖に「中原善左衛門正長、同其兵衛正相」等見え、又攝津、美濃、武藏、岩磐、信濃、豊前、壹岐、紀伊、羽前、羽後等に存すとぞ。
 仲原 ナカハラ 前條氏に同じ、平家物語に「左司生仲原康定」を載せたり。その他

前條に多し。又豊前宇佐郡善光寺天正文書に「武藏守仲原鎮繼」と。トキエダ條を見よ。
 永原 ナガハラ 近江等に此の地名存す。
 1 永原朝臣 天武帝の御裔にして、大同三年十二月紀に「從五位上藤原朝臣子伊太比、從五位上藤原朝臣基子に、姓を永原朝臣と賜ふ」とある後なるべし。姓氏錄、左京皇別に收め「永原朝臣、同天皇(天武)の皇子淨廣壹高市王の後也。續日本紀に合す」と載せたり。
 2 佐々木氏族 近江の豪族也。當國淺井郡に永原庄、長原下庄等ありて、輿地志略に「大浦、船寄、黒山、莊、殿、中、山門、東西の八田郡、山田、小山、以上十村と云ふ」などあれど、此の氏は野洲郡永原邑より起る。佐々木信綱の裔にして、政頼の子高賢を祖とすと云ふ。中興系圖に「永原。字多」と載せ、また山城松尾社々家系圖に「字多源氏、江州永原城主永原師綱の次男飯村仲綱」など見ゆ。野洲郡永原村に永原御殿城あり。天正年中、永原誠前守重虎・據る。又同郡大篠原城(大篠原村)は永原越前守が城跡にして、この山を田中山といふ。又蒲生氏郷

家臣に、永原孫右衛門、永原源左衛門等見ゆ。
 3 駿河の永原氏 第一項・永原朝臣の後也。朝野群載卷廿二に「登頭郡、判官代永原忠藤」なる者見ゆ(天曆十年六月の駿河國司解)。
 4 雜載 五條家文書に永原・見ゆ、こは名か。又堀尾山城守給帳に「百五十石永原彌平次、百拾石永原左右衛門、百石永原彦太郎」等を載せたり。
 又富山前田藩重臣に存し、藩内に多し。加賀藩給帳に「三千石(並三釘貫)人持、内三百石與力知、永原求馬。二千五百石(丸内ナキリ)同、内三百五十石與力知、永原權佐。五百石(同)永原恒太郎。五百石(丸内三釘貫)永原甚七郎。八百石(一釘貫)永原治兵衛。四百五十石(入子釘貫)永原善太夫。五百石(一釘貫)永原虎一郎。二百石(釘貫)永原小矢太。三百石(丸内重釘貫)永原亥之助」等を載せたり。又永原南山(伯耆)は紀姓と云ふ。又信濃等に存す。
 長原 ナガハラ 河内國淺川郡に長原莊あり、四珠寺應永元年文書に見え、長原村存す。又大和にも此の庄名存す。

江邊記に「義賢・自身打ち立ち給ふ。先陣は藩生右兵衛大夫、長原太郎左衛門云々」と。前條氏に同じかるべし。

長張 ナガハリ 信濃に此の氏あり。
中治 ナカハル 攝津親秀讓狀に「養子佐々木中治五郎子息分・相模國狩野庄内、田地。右讓與する所也」と。

長治 ナガハル ナガハリ 備前に長治庄見ゆ。又新編會津風土記、會津郡條に「糸澤村舊迹。天正の頃、長治小次郎某居住せし」と見ゆ。

永治 ナガハル 織田氏の族にして、飯尾重宗の子敏達、永治を稱すとぞ。

永日 ナガヒ

中東 ナカヒガシ チユウトウ 大和春日嗣官家にして、北郷に屬す。カスガ條を見よ。歴名土代に「從四位上、積藏院中東大

中臣時宜(永藤二、春日社新福神主」と。長東 ナガヒガシ 岩槻大關藩公用人に此の氏見ゆ。

中久 ナカヒサ 豊前に存す。又石見に此の地名あり。

長久 ナガヒサ

中平 ナカヒラ ナカダヒラ

1 土佐の中平氏 當國の豪族にして、高岡郡津野庄多郷邑賀茂社樓札に「永正五年戊辰正月、公文仲平備後守高永」と。當時、此の地方の公文たりしを知るべし。その後裔に仲平兵庫元忠あり、中平とも見ゆ。大平、津野等の條を見よ。

2 信濃の中平氏 伊那郡の土に中平兵部少輔あり、廿三貫文を領す(伊那武鑑)。飯島條參照。

仲平 ナカヒラ 前條氏に同じ。

長平 ナガヒラ

長弘 ナガヒロ 日向記に見ゆ。

永廣 ナガヒロ 備前に存す。

長廣 ナガヒロ 豊後に存す。

中符 ナカフ 下總小金本土寺過去帳に中符藤三郎を載せたり。

長合 ナガフ 藤原北家上杉氏の族にして上杉系圖に「上杉頼重—頼成—藤明(長合又長字)と載せ、諸家系圖纂に「頼明(千秋)―藤明(長字)―□□(長合兵庫助、武藏國司)―氏春(長合兵庫助、應永廿四年正月十日、雪下に於いて討死)と見ゆ。詳細はナガフ、ウヘスギ等の條を見よ。

永生 ナガフ

名合 ナガフ

長生 ナガフ 北野社の社家にして、十川家の分派也。北野、十川等の條を見よ。

永福 ナガフク

長布施 ナガフセ 東鑑卷二十五に長布施四郎を載せたり。

仲藤 ナカフチ

長淵 ナガフチ 和名抄、筑前國上座郡に長淵郷を載せ、又筑前、薩摩等に長淵庄見ゆ。又武藏に此の地名存す。

1 清和源氏武田氏族 甲斐發祥の豪族にして、尊卑分脈に「武田信光の子岩崎九郎信基(長淵)とあるより出づ。

2 雜載 信濃等に此の氏存す。

永淵 ナガフチ

長縁 ナガフチ ナガヨリ條を見よ。

長藤 ナガフチ 下總小金本土寺過去帳に「長藤小八良・天正」を載せ、また石見等に存す。

永藤 ナガフチ

長船 ナガフネ フサフネ條に云へり。その他、長船中守あり。又ウキダ、坂崎、戸川等の條を見よ。

中布利 ナカフリ 河内國茨田郡中振邑より起りしか。六波羅の士に見ゆ、太平記卷九に「中布利五郎左衛門」を載せたり。近

江番場に戦死す。蓮華寺過去帳に「中相利五郎左衛門尉綱能(四十二歳)と見ゆ。

長部 ナガベ フサベ

1 長部 阿波に見ゆ。長我孫氏の部曲たりしか。ナガ條を見よ。

2 長部宿禰 姓名録抄、拾芥抄に見ゆ。前項氏の宿禰姓を賜へる者か。

3 陸中の長部氏 フサベ條を見よ。又康永の頃、長部近江守あり、黒石越後守と共に黒石正法寺を建立す。又葛西記に長部藤右衛門等見ゆ。

永保 ナガホ

永穂 ナガホ ナンゴホ

1 藤原姓 紀伊國名草郡永穂色の豪族にして、國府に出仕す。國列連署案に永穂中

小大夫等あり。チヌウ、ナカ等の條參照。

2 雜載 周防郡津和野に長穂邑あり。

長鋪 ナガホ ナガシキ

中星 ナカボシ 藤原姓と傳へらる。信濃等に存す。

中堀 ナカボリ

1 四郎部姓 山城國鴨社の社家にして厨

職たりき。

2 雜載 歌人に中堀傳庵あり。又伊豫等に存す。

仲堀 ナガホリ 武藏に現存す。

長堀 ナガホリ

中萬 ナカマ 東寺文書、承和十二年の伊勢國符に「大國庄四至、東・宇保村高岡を限り、西・中萬氏墓を限り」と。又日向に此の氏存す。

中間 ナカマ ナカツマ ナカヒダ 和名抄、讃岐國香川郡に中間郷を收め、奈香郡萬と註し、又伊豫、筑前、肥後等に此の地名存す。

1 江州中原氏族 江州中原系圖に「尾本權守師景—三郎景直—師政(中間次郎)と見ゆ。

2 豊前の中間氏 下毛郡の豪族にして、山國一戸城主たりき。宇都宮文書豊前知行御領案に「一の戸、三千二百石、中間八郎兵衛房俊」と載せ、又滿光寺文書、天文中の人數積に「一戸城(房俊以後、代々子孫これを守らる)二百人、今高三千

百石、中間三郎兵衛房俊」と擧げ、又宇都宮正房家人に「一戸城代中間三郎」見えたり。

中間六郎統種の居城一戸城は、要害の地にあり、統種が肯へて黒田孝高に降らざりしは、其の險を恃みしによる也。統種

其の他跡からず、多くは小者の意なる中
間か。

中馬 ナカマ 前後数條と通ず。

1 清和源氏新田氏族 丹波國多紀郡大半
庄の名族にして、丹波志に「義治(太郎
九郎、尾張守。明徳の頃、藤坂村へ移り
來住、新田の支族と云ひ傳ふ。家紋丸の
内に鳳凰、殿竹二本)―義秀(藤藏)―義利
(藏人)―義貴(右京進)―義吉(小六。新
田の支族たるに因つて、足利家へ憑れて
中馬氏に改む)―義里(中馬越前守、藤坂
村古城)―義雄(豐後)―義盈(豐後)―義
行―義次―義信―義直(五兵衛)―某(五
郎兵衛)と見ゆ。

一族多く、大平村、藤坂村、福井村等に
存し、一説に藤原姓とも云ふ者あり。

2 佐伯姓 安藝國高田郡の豪族にして、
中馬左馬介は横城に據る。長屋條を見よ。

3 雜載 大隅國豐後郡の名族にして、中
馬采女等ものに見ゆ。

仲摩 ナカマ 薩隅に存すとぞ。

中牧 ナカマキ 信濃にあり。甲斐國山梨
郡中牧邑より起りしか。

中俣 ナカマタ 日向記に中俣平右衛門尉
を載せ、又越後國六日町の名族に見え、信

濃等にも存す。

長町 ナガマチ 陸前、羽前等に此の地名
存す。

1 村上源氏久我氏族 讃岐國の名族にし
て、延元に下向し、二十餘年・南朝の爲
に奮戦して死したる源少將中院氏(ナカ
ノキン條を見よ)の一子は、父の遺後、寒
川郡石田城主細川弘氏の庇護を受け、應
永十五年に至り、弘氏・國弘城に移り、石
田城を中院氏に譲る。これ長町氏の起原
にして、その名は源少將の居館が鶴足
郡長尾村町代に在りしに因むと云ふ。

その後、安富氏配下の將として石田城に
主たりしが、天正十一年五月、長町出雲
守孝家に至り、長曾我部氏に陥られ、
肥後に逃れて小四行長に頼り、行長の滅
後、郷里に歸りて地侍となるとぞ。

讃岐國名勝園會卷二、寒川郡條に「石田
城跡は、石田東村にあり、光明寺の地こ
れなり。安富氏部元綱こゝに居たり。天
正十一年五月長宗我部元親せめて是を陷
る。長町家記に曰ふ、南朝の忠臣故鶴足
郡西長尾の城主中院源少將定平朝臣の後
裔何某こゝに居れり。天正年中、一條太
閤家孝公の三男左衛門孝家といふ人・故

あつて當國に來り、當城主の養子となり、
長町出雲守と名乗り、續いて愛に居住せ
り。其の後、長宗我部元親・當國に亂入
のとき、彼がために攻め落され、肥後國に
くだり、小四橋津守行長が舊友たるによ
りて、彼所に寄寓し居たりしが、慶長五年
小四家滅亡のち、嫡男橋左衛門は、世を
襲じて當國に歸り、同村長町佐兵衛とい
ふ者に傾り居たりしが、嫡男仁左衛門は
再び豫州松山松平家につかへて、子孫か
の地に連綿たり。橋左衛門は次女を佐兵
衛が男に娶はせ、遂に當國に殺せり。

今の長町與左衛門は佐兵衛が後裔なり、
斯る故を以つて、京郡中院家末流東久世
殿へ音信の事今に絶えずとぞ」と見ゆ。

2 藤原北家九條家流 前項の後に、古
くは一條家流と云ふ。文政十亥年、津田
村長町與左衛門より差出したる書上に、
「由緒。一條太閤家孝公男大納言忠榮嫡嫡
子・元親長町左衛門督孝家。右忠榮廟の
三男・寒川郡石田村城主に故有りて養子
に參り、苗氏も長町と改め、出雲守と名
乗り居り申し候。然る處、天正年中、兵
亂の初、忠榮廟京都住居も出來難く、家
内引連れ右出雲守を傾り落ち下り居り申

し、追て忠榮廟には二男道房を召連れ歸
京成され、家嫡孝家義は、石田村に落止
り、地侍に相成居り申し候。

孝家嫡子・長町佐兵衛佐家盛。右同村に
住居仕り居り申し候處、寛永年中、御先
代生駒權頭様より由緒御尋ねの上、地
方にて高百石を下され候。家盛嫡子・長
町猪兵衛孝盛・右同様、家相續仕り居り
申し候。

孝盛嫡子・長町與左衛門秀盛。右の時代、
生駒家御深去に付、下されし高も上り地
と相成り候故、當村へ引越し、牢人者に
て、口今の居屋敷へ引移り居り申し候處、
前雲院樓御入部の後、由緒御尋の上、自
分開き高・十石に爲し下され、郷侍に仰
せ付けられ候」と。

長町家譜には「京師藤原北家攝家九條流。
孫通―兼孝―忠榮―康道(左大臣、攝政)、
弟道房(忠象、前攝政、左大臣)、弟孝家
(石田郷に住し、中院家養子、長町出雲守
と號す。寛永十九年一月廿一日歿、和光
院殿一超萬圓大居士)―橋左衛門―仁左
衛門、妹(猪兵衛孝盛の室)。橋左衛門の
弟佐兵衛家盛(至高松藩士久世茂左衛門
の女)―猪兵衛孝盛」と。又一に「前大納

言忠榮・京師の兵亂を避けて、讃州石田
村に來り、中院家に身を寄せ、その後二
男忠家(道房)を伴ひて歸京し、長男孝家
は其の養子となりて、長町左衛門督と稱
す」と。

孝家の後は「孝家(左衛門督、出雲守)―
家盛(佐兵衛、正保二年八月十日歿)―孝
盛(猪兵衛、寛文七年七月廿三日歿)―秀
盛(與左衛門、津田移住、貞享三年十二
月十六日歿)―忠久(與左衛門、延寶七年
四月十四日歿)―智茂(與左衛門、大庄屋
の始、元祿七年二月十二日歿)―賀路(清
左衛門)・弟茂濟(與左衛門)―茂時(與左
衛門)―該通―茂厚―茂寛(寛は野口仁左
衛門弟)と。また茂時の弟「忠漢(與左衛
門、與市左衛門、羽立別居)―春好(與一
郎)忠春、弟藤吉―與繁―與彦」也。

又諸家に長町竹石(琴軒)あり、讃岐の人
也。

永松 ナガマツ 次條と通ず。
1 紀姓 豐後紀氏の族、上田氏より分る。
紀條第七十一項、及び七十項を見よ。紀氏



長町

系圖に「長谷城―諸雄―季口―季次―幹
首(永松)―實高―實直―實俊―實實、弟
三郎」と。又實俊の弟に直應あり。

また筑後永松系圖に「家紋劍上藤籬。正
五位下圖書頭紀頼清嫡男祐安(文章博士、
大學助、平群黨、建久元年卒)―實貞(永井
刑部助、石見守。ナガキ條に詳か也)、弟
貞常(足立次郎)、弟實九(筑紫上毛永松
等祖)と見えたり。

2 豐前の永松氏 宇佐郡の豪族にして、
天文の頃、永松長村あり。

3 筑後の永松氏 第一項、及び永井條に
詳か也。永松系圖に「實貞―實繼―實敏
―基文―茂綱―茂方(永井氏部五郎、野原
民部丞)―勝久(野原二郎、筑後藏人入道
心四)―頼久(野原四郎、永松河内守、大
友親世に仕へ、應々戦功あり、依りて筑
後國竹野郡竹松十町、豊後國東郡永松村
地頭職を賜ふ。應永廿九年十月廿日卒)―
忠秀(永松四郎左衛門、主水正。應永三
十三年九月十三日、三角島合戦の時、大
友親著と共に戦死)―直久(永松四郎、若
狭守。大友持直に仕へて、一字を賜ひ、大
番頭と爲る)―繁久(永松長康助)―實信
(同四郎左衛門尉)―政春(同四郎左衛門

ナカマチ

と見ゆ。阿野條を見よ。

4 藤原北家堀河流 尊卑分脈に「道長—(堀河)頼宗—大宮右府俊家(壬生)—權大納言宗俊(中御門)—右大臣宗忠(號中御門)—内大臣宗能—權大納言宗家(信能)—左中將宗經(宗國)—參議宗平—參議宗雅—中納言宗冬—權中納言冬定—權中納言宗重—權中納言宗泰—同宗量(宗定)—宗繼」とあり。宗重の後は知譜拙記に、その子「宗泰(權中納言)—宗宣(元宗量、權中納言、應永廿九)—宗繼(權大納言)—宗嗣(號陽照院、准大臣、大永五、支空)—宗藤(三木、左中將)—宗房(實は權教男、權中納言)—宗通(侍從、早世)—宗澄(宗則に改む)—宗信—宗教—宗保(實は宗教弟)—宗條(元宗良、權大納言)—宗顯(參議、左弁、天和二權中納言)」と載せ、以下雲上明覽に「宗條—宗顯—宗綱—宗長—宗美—宗章—宗徳—宗行」と。氏は源平盛衰記に中御門中納言宗家、東鑑卷四十一に中御門侍從宗世、四十一、四十五、四十七に中御門少將、四十五、四十七、四十九に中御門侍從等見ゆ。而して徳川時代、羽林家、舊家。三百四十

一石。製木町東側。寺淨華院松林院。内々。家業室。現今松木氏、伯爵。



5 中御門流 頼宗子孫の家々を云ふ。分脈に「道長—頼宗(堀河)」。宗實—基隆—忠頼(堀河)



徳川時代、中御門、持明院、高野、石野、園、東園、壬生、石山、六角の九家あり。各條を見よ。
6 藤原北家大炊御門流 尊卑分脈に「大炊御門經實の子經宗—(號中御門、左大臣)」とあり。大炊御門條を見よ。
7 藤原北家勳修寺流 尊卑分脈に「吉田大貳實經—同中納言爲經—經任(號中御門大納言)—爲方(權中)—爲行(權中)—

爲宗—爲治(權中)—經邦—經成(經治)—經保(大藏卿)—經仲—爲仲」とあり。

8 藤原北家勳修寺坊城流 前項、經任の弟「坊城中納言經俊—經繼(號中御門權大納言)—經宣(參議)—宣明(權中)—宣方(參議)—宣俊(權中)—宣輔(俊輔、權大)—宣豐(權大)—宣胤(權大)—宣秀(權大)—宣忠(權大)—俊長(實伊長子)、弟宣將、種長」と見ゆ。宣忠の後は「藏人頭宣教(天正六卒)—權大實胤(元宣光、實は重保男)—權大實衡(元宣隆、又成良)—權大實顯(元宣繁)—權大實照—宣基—宣顯—宣誠—宣時—俊臣—宣家—經定—實文(入道乘實)—經之—經明—經基」なり。氏は太平記卷四に中御門中納言宣明、卷十六に中御門宰相信明等見ゆ。徳川時代、名家、舊家。二百石、方領百石、後二百石(三百四十石餘、明治二百六十五石餘、賞千五百石)。四院參町。寺は百萬遍。内々。現今侯爵。經之の三男經隆も特に男爵を賜ふ。



9 雜載 藤原時平も中御門大臣と云ふ、

藤原、本院等の條を見よ。

中三川 ナカミカハ 下野の豪族にして、宇都宮族也。横田系圖に「五郎兵衛尉伴業—繼俊(上三川、中三川等の祖)」と。都賀郡延島村中三川より起る。横田、上三川、今泉等の條を見よ。

中上川 ナカミカハ 豊前中津の名族也。中上川才藏の子彦次郎・實業家として名聲を擧ぐ。母は福澤論吉の姉也。

中店 ナカミセ 藤原姓なりと。

中溝 ナカミツ 備前に此の氏現存す。

長溝 ナガミツ 名和氏譜代の家臣本郷氏の後にして、長溝修理亮の子・善逸和尙(筑後山本郡千光寺住職)は、名和顯孝の乳母子也。名和條を見よ。

中道 ナカミチ 甲斐等に此の地名存す。1 奥州の中道氏 田村大膳大夫清顯家臣に中道景安あり。皮籠石館(小野新町皮籠石)に據る。

2 丹波の中道氏 水上郡の名族にして、丹波志に「中道氏。子孫四谷村、當村古家根元也。但馬の國より來りし瀛人也。子孫中道棟と云ふ。本家は今中道久兵衛、分家共に八家」と見ゆ。

3 雜載 但馬、豊前等にも存す。

仲道 ナカミチ 同上。

永道 ナガミチ

○永道朝臣 氏義志に「淳和帝時、從五位下永道朝臣末繼あり(類聚國史)」と載せたり。

中光 ナカミツ 次條參照。

仲光 ナカミツ 明後の名族にして、清和源氏宇野氏の族也。隈部系圖に「隈部親元の弟親房—親則—僧祐專—正綱(仲光小内膳、中助)—正長(仲光平内)、弟正信(仲光市左衛門)」と。又正綱の弟「正可(仲光長助)—正之(七郎右衛門)」と見ゆ。タマベ條參照。

中溝 ナカミツ ナカマ

長光 ナガミツ 豊前國田川郡採銅所邑の名族にして、鏡作氏の後裔と云ふ。文書を藏す。

又備前に存す。

永光 ナガミツ 豊前、備前、備中等にあり。

長溝 ナガミツ 備後國世羅郡の豪族にして、藝藩通志に「平井城は、重永村にあり。天正頃、長溝伊豫守光綱の所居」と見ゆ。

中南 ナカミナミ 紀伊國伊都郡花園莊中南村より起る。續風土記、同村笠松城跡條

に「村の中西の方小山にあり。礎石今猶存す。嘉曆中、此の莊の下司職・中南三郎の城址といふ。子孫今村中にあり。舊家。伊上院、當家は、古此の莊の下司職中南眼宗の末裔といふ。當村の長なり。家に嘉慶の文書を藏す」と。

長南 ナガミナミ ナヤウナン條を見よ。又信濃に此の氏存す。

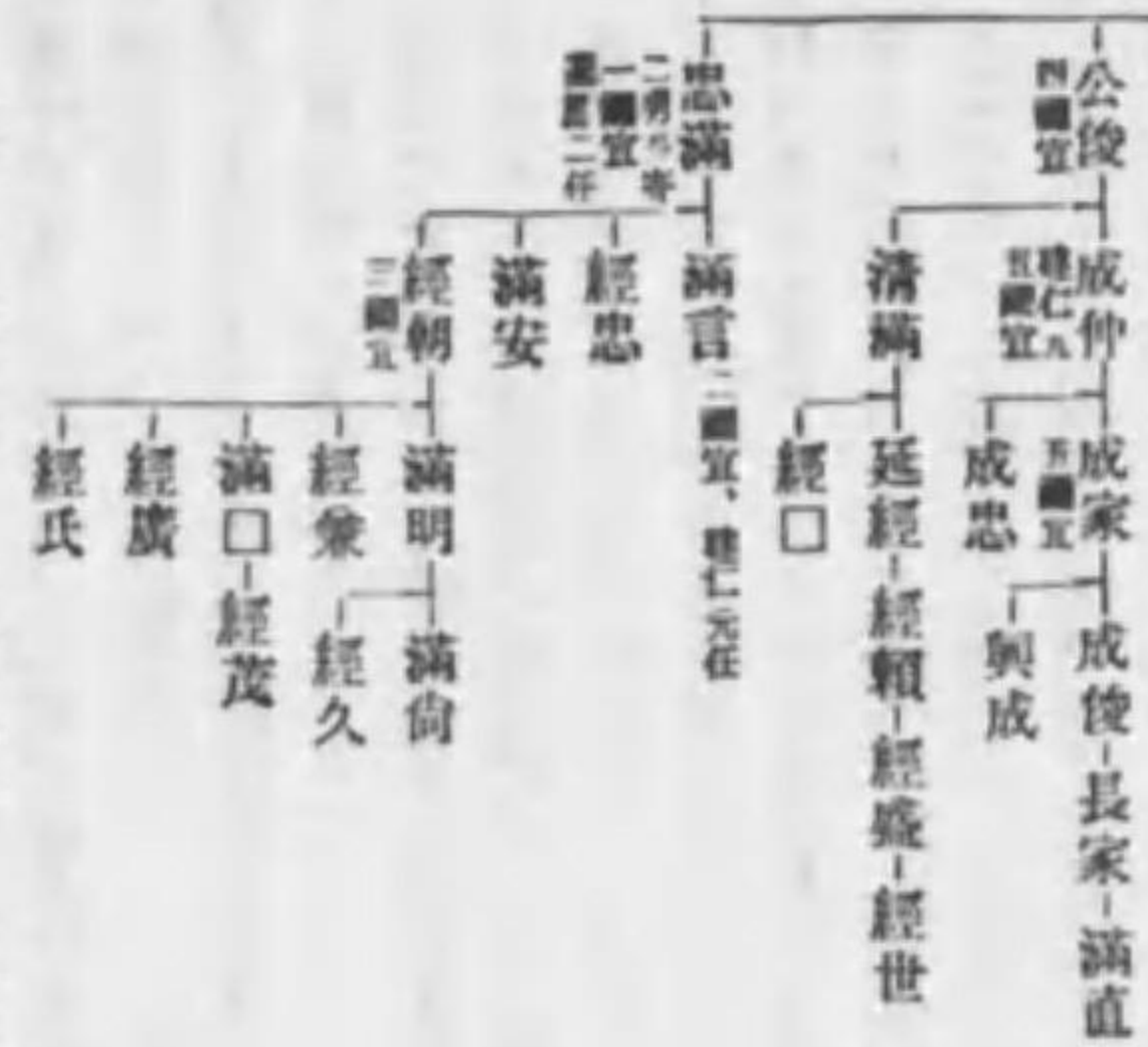
長岑 ナガミネ 長峰條に併せ云へり。

長峯 ナガミネ 同上。

長峰 ナガミネ 伊勢、武藏、下總、常陸、美濃、信濃、陸奥、羽前、越後(長峰城)、筑後等に此の地名存す。

1 長岑宿禰 漢族、魯公の裔と云ふ。本貫河内にして、天長十年三月紀に「河内國人大外記外從五位下長岑宿禰茂智麻呂等の五人、本居を改めて、右京に貫附す」と載せ、また承和二年十月紀に「左京人從六位下民首氏主に姓を長岑宿禰と賜ふ。氏主等は白鳥村主と同祖にして、魯公伯禽より出づと云ふ」と見え、また天安元年九月紀に「正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿禰高名卒す。高名は右京の人也、云々。兄從五位下茂智麻呂」など見えたり。高名は承和年間、遺唐判官と

- なり、歸朝して、地方官として治績多し。
- 2 長峰宿禰 政事要略卷五十九に見ゆ。前項氏に同じ。
- 3 無戸長岑氏 扶桑略紀等に見ゆ。長岑宿禰の後なるべし。又寛仁三年八月の太宰府解に「對馬島列官代長岑諸近」高麗國に越ゆと。
- 4 荒木田氏族 伊勢内宮の祠官にして、荒木田二門系圖に「滿經(山崎、一福宜)——俊經——經仲(一男、長岑、一福宜)——



- 5 筑後の長峰氏 上妻郡長峰より起る。五條家天文三年文書に長峰玉峰丸見ゆ。

- 6 日向の長嶺氏 伊東家の重臣にして、日向記に「祐時の代に長峯肥後守と云ふ家臣云々」と。また「永岑御四郎、長嶺伊賀守、長嶺八右衛門尉、長嶺大炊左衛門尉、長嶺彦五郎」等多く見えたり。
- 7 肝付氏族 大隅國の名族にして、長峯彌七、法名幸柱禪定門等見ゆ。又高山の人長峯善慶院公宣あり。
- 8 石見の長嶺氏 當國の名族にして、吉見氏に從ひて、能登國より當國に移ると云ふ。
- 9 甲斐の長峯氏 太平記卷三十一に長峯勘解由左衛門、長峯石見守等を載せたり。當國都留郡の名族に見ゆ。
- 10 會津の長峯氏 大沼郡東尾岐村の堂山館は、嘉應年中、長嶺三郎政澄、築きて住す(温故拾要抄)と云ひ、新編風土記に「明應の頃、長峯越中某(或は佐藤何某とも云ふ)住せし」と云ふ。又同村源太谷長棚址(東西二十間、南北百五十間)は、何時の頃にか、長嶺信濃なるもの居住せし所なりと傳へ、同郡高田村伊須美神社鐵華表は、舊事雜考に「明應元年十月、長峯越中と云ふ者建つ」とあり。而して東尾岐村には、長嶺を氏とするも

- の百七十餘戸中に三十餘戸ありて、長嶺智雄氏は前述長嶺信濃の後裔也。又隣村尾岐村、水井野村、旭村、藤川村、高田町等にて三十戸程ありて、舊家跡からず。家紋は概して丸に澤瀉、又長嶺の嶺の文字は、古き石碑、又は書額には岑、或は峯を用ひたれども、現今は一様に嶺を用ふるに至れりと。智雄氏の家には鎗、弓、棒、大刀、小刀、巻物水晶輪(要流棒の免許狀、延寶二年、長峯彦太郎なる者が受く、要流先祖渡邊又吉及入道宗高連署なり)等を藏す。
- 11 成田氏族 陸中國鹿角郡長峰邑より起る。長嶺下總は當地方の豪族成田氏の一族なりと(鹿角由来記)。参考諸家系圖に長嶺七之丞等を載せたり。
- 12 雜載 その他、信濃諏訪の長峯氏は萬の業を家紋とす。又防長に長嶺氏あり。
- 長嶺 ナガミネ 前條に併せ云へり。
- 永嶺 ナガミネ 同上。
- 永峯 ナガミネ 同上。又讚岐の名族にして、桓武平氏梶原氏の族なりと云ふあり。
- 中宮 ナカミヤ ナムウケウ條を見よ。その他、保元物語に中宮三郎、中郡條を見よ。

又河内に此の地名存し、又加賀藩給帳に「百五十石(三本秤)中宮牛兵衛」を載せたり。又攝津中宮陵戸の事は、大塚、塚本、矢田部等の條を見よ。

長宮 ナガミヤ 武藏等に此の地名存す。

- 1 藤原姓 下野國河内郡の豪族にして、長宮左衛門尉高知の母妙正尼は、日蓮に歸依して、長宮山妙正寺を創立し、日蓮を開山とす。
- 2 繪所長宮氏 南部の畫師にして、多門院日記に「天正十二年六月二十五日、長谷寺にて繪所宮内卿歿命す」と。又長宮大藏あり、(人名辭書)。
- 3 雜載 鯖江藩に永宮鐵治あり。

永宮 ナガミヤ

中宮部 ナカミヤ 新編常陸國志に「中宮部。府中の舊族六家の内なり。府中の内に宮部と云ふ處あり、これその起る所なり。六地藏寺過去帳、永祿中比に「心安・府中宮部彦次郎」とあり」と。

中牟田 ナカムタ

- 1 清原姓 筑前香椎宮の社家にして、遠祖清原真人氏貞以來、代々寫業に留す。その裔氏家に至り、陽成天皇の朝、元慶元年正月、大宮司となると云ふ。カシヒ、

キヨハラ等の條を見よ。

- 2 肥前の中牟田氏 佐賀藩士に中牟田倉之助あり。功多きを以つて子爵を授けらる。その子武正也。

長宗 ナガムネ

- 1 長宗宿禰 賀茂氏の族にして、承和二十年十月紀に「攝津國人從五位下長我孫葛城、及び其の同族、合せて三人に、姓を長宗宿禰と賜ふ。事代主命八世の孫・忌寸(一本作毛)宿禰の苗裔也」と見ゆ。ナガ、ミシマ等の條參照。
- 2 雜載 六郷衆に長宗氏あり、又備前に存す。

長統 ナガムネ

1 長統朝臣 建部氏の後裔にして、倭武尊の後裔と云ふ。承和十四年三月紀に「肥後國他田郡人從三位大藏卿平朝臣高機家令正七位上建部公弟益の男女等五人に、姓を長統朝臣と賜ひ、左京三條に實附す」と見えたり。

- 2 大和の長統朝臣 前項と同族ならん。貞觀十五年十二月紀に「大和國城上郡右大史正六位上長統朝臣河宗、本居を改めて、左京四條四坊に實す」とあり。
- 3 無戸の長統氏 東寺長者補任第一、類

聚符宣抄、外記日記等に見ゆ。長統朝臣のカバネを省略せしもの也。

永宗 ナガムネ 前條の後裔か、備前に存す。

中村 ナカムラ ナカノムラ 天下の大姓にして、古今に通じ、東西に亘り、其の族頗る多く、流移し。

- 1 中村連 和名抄、大和國忍海郡に中村郷を收む。その故地より起りしなるべし。中臣氏の族にして、姓氏錄、左京神別に「中村連。己巳都率須比命の子・天乃古矢根命の後也」と載せたり。當國後世の中村氏は第五項以下に多し。
- 2 河内の中村連 式神名帳若江郡に中村神社を收む。前項氏の一族のありし地か。當國後世の中村氏は第十四項を見よ。
- 3 上毛野中村公 吉備侯部の裔にして、和名抄、陸奥國新田郡(陸前)に中村郷と見ゆる地より起る。神護景雲三年三月紀に「新田郡人外大初位上吉備侯部豐庭に、姓を上毛野中村公と賜ふ」とあり。上毛野、及び吉備侯部條參照。
- 4 無戸の中村氏 中村連の族なるべし。正倉院天平寶字二年文書等に見ゆ。
- 5 大和磯城の中村氏 第一項參照。當國

に中村郷・見え、又後に中村庄・起る。而して後世式下郡の豪族に此の氏あり、唐院城(川西村)に據る。國民郷士記に「唐院山城・中村長右衛門」と見ゆる之れ也。至徳元年の大和武士交名に「中村」と載せ、又郷士記に「中村長右衛門盛秀、中村長兵衛正長、中村長九郎秀正、中村右京進正親」など見えたり。猶ほ簡井條參照。又近世、山邊郡永原の名士に中村直三あり、その子を直平と云ふ。

6 吉野の中村氏 三十六公文の一にして吉野舊事記に「阿智我公文、官上部郷、中村氏」と。又十津川郷鎭役由緒家筋書に「宇宮原村庄屋中村左兵衛、谷瀬村庄屋中村碩兵衛」等見ゆ。

7 吐田氏族 これも大和の名族にして、和州中村氏由緒書上に「和州葛上郡名柄村、中村久右衛門。右の者義、大和國葛上郡吐田城主吐田前守源長の嫡孫にて、母は三善山城守家臣中村新兵衛高次の女に付、母方の氏を次ぎ、中村孫助高恒と申す。天正十年、吐田家断絶の節浪人に成り、同郡名柄村に罷り有り候處、同十六年、小堀新助・名柄村を拜領仕り候ても、郷士にて罷り有り、孫助の倅久助代

に成り、新助より頼みに付、右村を支配致し來り候旨申し立て候」と。

8 山城の中村氏 和名抄、櫻喜郡に中村郷を收む。次の數流は此の國發祥か。

9 藤原南家巨勢慶流 尊卑分脈に「右大臣三守一近江守有貞一武藏守經邦一伊賀守保方一東宮少進權利一掃部助安隆一右將監賴政一兵庫頭隆實一延曆寺所司良朝一武藏公榮成一先生入道良經一二郎先生盛賢一盛重(中村先)、弟重隆(藏人兵衛尉)」と。或は美濃發祥か、中川條參照。中興系圖に「中村、藤原南家庶流、盛重、これを稱す」とあり。

10 伊伎直松尾社家族 松尾社家系圖に「伊木清兵衛尉重次の子・重興(中村市之丞)一光興(中村助之進)」と見ゆれど、後世の事也。

11 源姓松尾社家 源姓と稱し、社家系圖に「中村大行より正高まで十代」と。又「中村一氏の次男政高より定一まで、十一代」など見ゆ。又旅所社家次第書に「渡邊・中村、云々」と。知人に中村信比古君あり。此の族か。

12 大江姓 石清水祠官にして警固壯士の一なりき。

13 越智姓 同上、石清水の社家也。

14 河内の中村氏 第二項參照。又石川郡に中村庄ありて、小松寺縁起等に見ゆ、又佐備郷中村とあり。此等より起りしか。或は第一項の後ならん。當國の大族にして、應仁別記に「遊佐河内守が内に、馬場と云ふ初參の者、勢・數ありければにや、先陣を申し付たり。一仁に中村と云ふ者、義就御座あれば、國の守護代の下代なればにや、若江に殘し置けり」と。また長祿寛正記に「爰に遊佐河内守が長臣・中村、岡部と云ふ者あり。中村は若江の城代に留る云々」と。また「河内勢討死の人々、若黨には中村與五郎、云々、遊佐が家來には中村孫七郎、また「遊佐河内守等中村左近將監・鈔骨をつくす」など多く、見聞諸家紋に

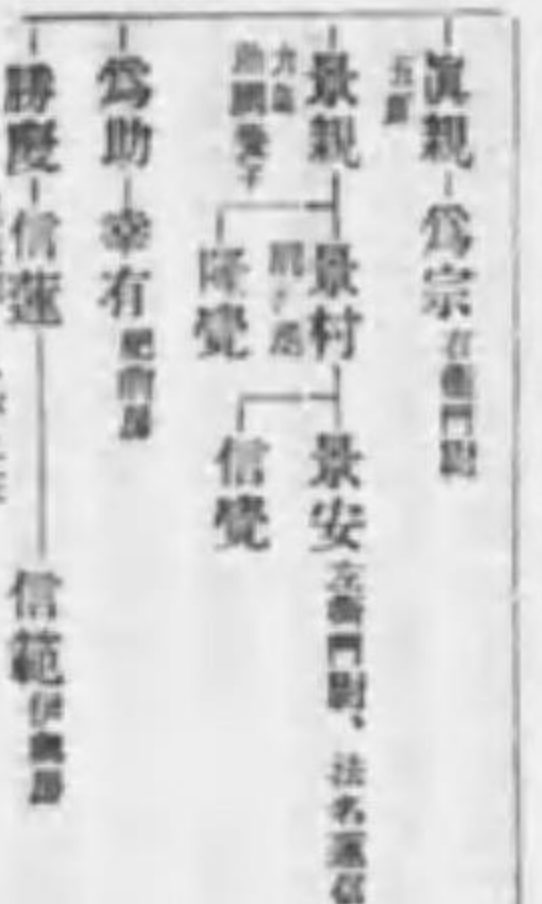


中村三郎

又永祿六年諸役人附に「足輕衆・中村勘右衛門尉」など云ふも此の族か。又後世、上原村の名族に中村典次兵衛勝直あり、慶安二年、市村新田を開發し、後祐和と改む。又天誅組の志士に中村徳

太郎あり。

15 中臣姓和田氏流 第一項とは別ならん。和田系圖に「大中臣助平(河内守、大中大夫・西田寺、墓所・石河に在り)一散位助久一惣大夫助任一太郎大夫一助房一助隆(中村小太郎入道)」



16 和泉藤姓 中村左衛門信親・當國積善寺城に籠りしが、落城の後、紀伊に住み、その男久兵衛通勝・徳川氏に仕ふ。家紋丸に鳩草、誓の内三巴。

17 和泉の中村氏 當國に中村庄あり、その地より起るか。信太社の社家に此の氏あり。

又三好義次の滅後、その子中村義亮・當國境に居る、その妻豊姫は將軍義昭の女也と。猶ほ前二項參照。又中村一氏の事は第二十七項を見よ。

18 清和源氏多田氏族 攝津發祥にして、家紋丸に澤瀉、輪違、五本骨三扇。宗林

の子「四郎兵衛長次・織田信長に仕へしが、後に徳川秀忠に仕ふ。その子甚左衛門長清(金大夫)一金右衛門長寛一長久一長茂」等、寛政系譜に見ゆ。

19 攝津の中村氏 前項參照。當國島上郡笠森社の舊社家に此の氏あり。又豊島郡の人・中村治右衛門は本願寺准如の弟子となり、岡山村西琳寺を創立す。又浪花の人・中村勘助は、正保四年に三軒家八阪神社を勧請す。

20 名張氏族 伊賀國名張郡中村より起る。太平記に見ゆる名張八郎の裔なりと云ふ。天正伊亂記に「名張中村の住士中村半六」云々。また名所記等に據るに「中村八郎は一に名張八郎と云ひ、中村の浦に館ありて、魚の尾の八幡宮は其の勸請と傳へ、山口氏、中野氏の如きは此の裔也」とぞ。又老川邑にも中村氏の城跡あり。

又津江社種札に「伊賀國名張郡上津江之御宮遺營、天文廿三年甲申卯月廿日、中村宗右衛門尉」と。

21 伊賀藤姓 徳川時代、幕府伊賀者に此の氏あり。宇右衛門某一同知光一友右衛門知良(友大夫)一友大夫知香一八大夫知

剛、家紋丸に龜甲。

22 荒木田姓 伊勢内宮澤登宮内人に此の氏あり。その他、小内人以下にも多し。伊勢國度會郡中村より起りしならん。

23 清和源氏舟木氏族 これも伊勢發祥にて、舟木系圖に「舟木三郎左衛門光經の子に中村仁左衛門光長」あり。「實は嫡子也。中村谷に住むが故に、具教補進去の後、舟木を改めて中村と號し、信雄繼に屬し、其の後、蒲生氏郷に仕ふ」と見ゆ。

24 伊勢の中村氏 前二項參照。その他、關長門守御家中侍帳に「三拾石中村源藏、百五拾石中村猪左衛門、四拾石中村市助」等見ゆ。

25 佐々木氏族 三流あり、第八十二項、九十項、百二十四項を見よ。猶ほ五十二項等他にも詳からず。京極殿給帳に「四百石中村武兵衛、三百石中村市左衛門、百貳拾石中村與左衛門、百五拾石中村清兵衛、六拾石中村角兵衛、三拾人扶持中村權兵衛」等見ゆ。この族か。

26 蒲生の中村氏 蒲生郡史に「蒲生氏の世臣なり。享祿四年四月、箕浦合戦に出で、部下三人の戦死あり。耶黨を従へて